

は、何方迄も清く麗はしく有るべき事、今云ふ限に非ず。○先以淡路洲爲胞と有る、淡路洲の名義は、次ぎて説くべし、爲胞に、異説有るなり、第六一書に、先以淡路洲、淡洲爲胞、生大日本豊秋津洲、第八一書に、以碓敷盧島爲胞、生淡路洲、第九一書には、此と同じく、以淡路洲爲胞、生大日本豊秋津洲と見えたる、何れにも淡路洲を云へり、(舊事紀も、此正書と同じきは、此より取れるが故なり、古事記には、更に此事見えず、第十一書に、陰神先唱曰、妍哉可愛少男乎云々、遂爲夫婦、生淡路洲、次蛭兒と有るは、淡路洲の僻傳なり)爲胞と云ふ事、甚々謂れなし、胞衣は兒の胎中に在る時に、眞床覆衾の如く、此を裹みて日足す、器にこそ有りけれ、已に兒の胎を別れて生れば、共に出づと雖も、彼は活物、此は死物と成りて、何の用にも立たざる者なり、此と第六、第九一書の趣にては、淡路洲は、大日本豊秋津洲を生み給ひし、其時の胞衣なる意なるべけれども、胞衣の出づるは自然の事なるを、爲胞と云ひては、大に義違へり、然れば子を産むに必ず有るべき事と心得て、最初に生れたるは胞衣ならむと杜撰せし、中世の誰やし人の狡意よりか、斯る謂れなき事は言ひ出だせりけむ(若くは、天皇記國記などの、蘇我家に在りし時に加へたるにも有るべし、舊事紀は、後に紀記を輯めて書ける者なれば、論ひ無きを、此に一書と共に四所迄有るは、近江宮以前に成りし事ならむ、釋述義に、私記曰、凡人之産、必有胞衣者也、是初産之時、先出者也、今二神意謂自産廣大之洲、而不意外、先生小嶋、故所深恥也云々、故假之爲胞と云へるは強事なり)其中に、淡路洲、又淡洲などは強事にも有れ、然云は、云はる可きを、先に擬り成りし以碓敷盧島爲胞などは、餘りに如何なる事なり、然れば爲胞は、最初に出で來れるは子長なる由を以て、大日本、伊豫、筑紫等の大なるも有れども、

淡路洲を子長と爲給ひしを、以淡路洲爲兄など云ひ傳へたるを、言の同じき任に、兄を胞と誤れるから、次に所不快云々などの言も添へたる者なり、然れば、舊事紀に、先生大八洲、兄生淡路洲と有るは、受くる所有なるべし(其は、此より前に成れりし碓敷盧島にも、爲胞と有るは、餘に懸け放れたる事故に、此考にも及びたるなり、寔に彼嶋はしも、國土の始なれば、爲兄とも云ふべき狀なり、古事記に、伊豫國謂愛比賣と有るを、此にては兄姫とも書く所なるを思ひ合すべし、皇極天皇三年御紀に、長女を愛比賣と訓めり)○意所不快は、景行天皇四年御紀に、妾性不交接之道、今不勝皇命之威、暫納帷幕之中、然意所不快とある、終の四字、此に同じく、共に先に在りし事を、後に悔む意なり、然れば、御心爾快給波邪理伎と云ふべし、上に陽神不悅曰云々の事を、此に響かせ、又下なる淡路を、舊事紀と同じく、吾耻の意に持ち込まむとの結構なり、但し此意所不快に二つ有り、淡路洲は胞にて有りし故に快給はざるか、又は小くて意に快給はざるかなれども、其にても吾耻に運ぶは、全く古傳に非ず、中古の人の態なるべき事、右に云へるが如し、(但し斯迄に云ふを、古人を輕蔑すとや、人は思ふらむを、己が心は然らず、學は物を正しく爲すをこそ旨とは爲るなれ、事實に叶はざる事を、道の爲に辨へ正さむに、誰をか憚る事かは有らむ)○故名之曰淡路洲の故は、意所不快より受けたるなり、舊事紀に、故曰淡道洲、即謂吾耻也と有るこそ心得られね、此時は、天地の初時にて、國土にては、二神より外に、神も何も物は無きに、誰が心を思ひ憚らせ給ひて、吾耻とは宣はさむや、此二説共に、決て神代の古意には非ず、私記に、淡路、猶言吾耻也、言吾初自謂必生此珍子、而今不意先生此惡子、故名之吾耻嶋也と有るは、甚々曲々しき説なるなり、(四神出生章

第六一書に、伊弉册尊恨曰、何不<sub>レ</sub>用<sub>レ</sub>妾言、今吾耻辱、第十一書に、伊弉册尊耻恨之曰云々、時伊弉諾尊亦慙焉、天孫降臨章第二一書に、故磐長姫大慙而詛之曰云々、木華開耶姫甚以慙恨、乃作<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>戸室<sub>レ</sub>云々、海宮遊行章に、豊玉姫云云甚慙<sub>レ</sub>之曰、如有<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>辱<sub>レ</sub>我云々など、何れも人に對ひての事なるなり、耻は竟と同じく、其事の極に至れるに心後る<sub>レ</sub>を云ふなり。○淡路洲は、古事記に、如此言竟而、生子淡道之穗之狭別島、と有る是なり、但し其も、生子淡道島、亦名謂<sub>レ</sub>穗之狭別<sub>レ</sub>と有るべきを、後に淡道と云ふ名と、神代に穗之狭別と云し名とを、一つに連ね云へるにて、佗例と異なるなり、(萬葉三には、粟路と作り、應神天皇二十二年御紀大御歌に、阿波旋辭摩と有れども、其は歌詞なれば能と云ふべし、萬葉十五に、安波治乃之麻波とあり) 鈴屋大人の、淡道は粟國に往く路なりと云はれたる、然る言なるに就きて、猶、思を深むるに、凡そ畿内より西海道に下るには、播磨國を以て道口と爲すを、南海道は、紀伊淡路を経て、伊豫二名洲は其道の極なるを、阿波はしも其道口に有れば、此豊秋津洲と、其伊豫二名洲との間にある由を以て、如何にも粟路とは云ふべき地形なり、古語拾遺(神武天皇段)に、仍令<sub>レ</sub>天富命、率<sub>レ</sub>日鷲命之孫、求<sub>レ</sub>肥饒地、遣<sub>レ</sub>阿波國、殖<sub>レ</sub>穀麻種<sub>レ</sub>とも有れば、既く彼國は開けて有りしなれば、淡路は其往來の路次なる由を以て、然云へるにて、阿波を大洲とし、其を主と立て、淡路は其に聯れる小島なる由なる可し、(其は、次に生<sub>レ</sub>吉備子洲<sub>レ</sub>と有るは、吉備國を主として、其に屬きたる子洲なる事、其に云へるが如し、萬葉六に、日本道乃吉備兒島と訓めるも、其兒島を日本道とは云へるにて、此と同じ、又、萬葉九に、百傳之八十之島廻乎、榜雖來、粟小島者、雖見不足可聞と有るは、粟島には有るべからず、粟國に對へて、淡路を小島と詠めりし者と見えたり) 穗之狭別と云ふは、亦名には

非ざる可し、口訣に、八洲各有<sub>レ</sub>國魂、卽洲成之精神也とある如く、其國と共に生れ坐して、其國を世と共に主領き坐す神の御名なり、然れば淡路など云ふ國名こそは、人の代に成りての事なりけれ、神代には、右の如く穗之狭別島、又は愛比賣國、飯依比古國など云ひけらし、(但し、私記に、生<sub>レ</sub>大八洲<sub>レ</sub>者、卽生<sub>レ</sub>其神<sub>レ</sub>也と有は誤なり、下に云ふべし) 穗は、神功皇后御紀に、幡狄穗出吾也とある穗にて、物の顯れ出づる謂なれば、右に云へる如く、大八洲國の兄として、初めて現出たる由なり、狭別は、字の如く狭く小く別れたる義なるなり、(此等は、記傳に説かれたる如くなる物から、事の因に云ふ事なり、物の牙し見ゆるを、保能とも保能加とも保々能々とも云ひ、又上枝を保都延など云ふ保なり、萬葉六に、御食向淡路の島と續けたるは、御食向ふ粟と云ふ事にて、唯發語の如く見ゆる物から、同卷に、御食都國、日之御調等、淡路乃野島之海子乃とも三食都國野島乃海子乃など、其國を直ちに御食都國と云へるは、由有る事なり、大忌祭詞講義に云へり) ○生<sub>レ</sub>大日本豊秋津洲<sub>レ</sub>は、一書共に異説なし、古事記に、生<sub>レ</sub>大倭豊秋津島<sub>レ</sub>亦名謂<sub>レ</sub>天御虚空豊秋津根別<sub>レ</sub>と有る亦名は、神代よりの古名にして、國名は例の如く、人世に至りて成れるなる事、下に云ふが如し、又生れ出でたる次序も、大八島の最後に在るは甚々宜しきを、此の傳々にては、大八洲の最初にあり、又は淡路洲の次にあり、淡路洲、淡洲の次に在るなど異説種々なり、(大凡淡路洲の次に在りて、伊豫二名洲の前に在る事なれども、右に説ける如く、淡路と云ふも、粟に往く路なるに思ひ寄るに、先淡路、次に伊豫、次に筑紫、次に壹岐、次に對馬、次に隱岐、次に佐渡と巡り生み給ひて、而して、大日本は生み給へるなる可きを、八洲の説に異同有れば、下に云ふべきなり) 大日本と有る日本の字は大化元年の詔書に明神御宇日本天皇と初て用ひられたれど

も其には未夜麻登と云訓はなかりしなり、所以に此の下に、日本、此云<sub>ニ</sub>耶麻騰、下皆效<sub>レ</sub>之と有るは、國號考(四十  
五丁)に、「夜麻登と云ふに、日本と云字を用ふる事は、書紀より始めり、其は未だ例無き事にて、世人の惑ふべき故  
に、其訓註は有るなり、古事記は大化の年より遙に後に出来つれども、總ての文字も何も古く書傳へたる任に記され  
て、夜麻登にも皆倭字を耳書て日本と書れたる所は一も無を、書紀は漢文を潤色り字を撰びて書れたる故に、新に此  
嘉號を當て書れたるなり、但畿内の一國の夜麻登には多く倭と書き天下の大號のには日本と書き、又一國の名の時に  
も公に係れるをば日本と書れて、紀中大凡此例なり、人名も此意味にて、天皇の大御名には日本、又然らぬ人の中には  
倭と書れたり、神日本磐余彦天皇、倭姫命などの如し、日本武尊は、天皇の大御父に坐て萬事天皇と等しき故に、日  
本とは書れつるなり」と有が如し、(又「比能母登と云ふ號は古の書に見えず、日本<sub>ニ</sub>と云ふは意は其意なれども、本異國  
へ示さむ爲に設け給へるなれば比能母登とは訓ず、始より爾富牟と字音にぞ云ひけむ、萬葉集に日本之と有を比能母  
登と訓る所多在は、後人の強て五言に訓む爲の僻事にして、皆四言に夜麻登能と訓べきなり、唯三卷なる不盡山の長  
歌に、日本之山跡國乃云々と有ると、續後紀十九卷興福寺僧の長歌に、日本乃野麻臺能國遠云々、又日本乃倭之國波  
云々などある、此等は比能母登能なり、然れど國號に云るには非ず、倭と云はむ枕詞なり」と云れたる、其日本と  
云は異國へ示さむ爲に設られたるには有れども、平田翁の赤縣度制考に、「日本の字は軒轅黃帝記に乗黃と云獸の事を  
出<sub>ニ</sub>日本國<sub>ニ</sub>壽三千歳と見え、梁の任昉が述異記に日本國有<sub>ニ</sub>金桃<sub>ニ</sub>其實重一斤なども見えて、彼國より皇國を尊稱せる  
名なり、又日下とも云へり、然るを舊唐書に倭國自惡<sub>ニ</sub>其名不<sub>レ</sub>雅改爲<sub>ニ</sub>日本<sub>ニ</sub>と云ひ、新唐書に日本古倭奴國也云々惡<sub>ニ</sub>

倭名<sub>ニ</sub>更號<sub>ニ</sub>日本<sub>ニ</sub>など云るは彼が私事なり、倭は山海經海内北篇に、蓋國在<sub>ニ</sub>鉅燕南<sub>ニ</sub>倭屬<sub>ニ</sub>燕と見え、王充論衡に  
周時倭人貢<sub>ニ</sub>鬱草<sub>ニ</sub>と有る傳なるが、山海經には朝鮮の地方に擧たる如く、燕に屬せる一小島なり、然るを前漢地理志  
に、班固惑ひて闡推に皇國の事と定めたるより、後漢書魏志などに其誤を受たり、倭奴國を皇國の事と爲しも彼が私  
なり、後漢東夷傳に、倭在<sub>ニ</sub>韓東南大海中<sub>ニ</sub>依山島<sub>ニ</sub>爲<sub>レ</sub>居凡百餘國云々、光武中元二年、倭奴國奉<sub>レ</sub>貢朝賀使人自稱<sub>ニ</sub>大  
夫<sub>ニ</sub>、倭國之極南界也、光武賜以<sub>ニ</sub>印綬<sub>ニ</sub>と有るを、魏志倭傳に至<sub>ニ</sub>末盧國<sub>ニ</sub>東南陸行五百里到<sub>ニ</sub>伊靚國<sub>ニ</sub>と有は、倭奴伊靚  
同じくして、筑前國怡土郡を云り」と云れたる如くなれば、倭奴は皇國の事には非ず、極南界の一僻地を云ふ事右の  
如し、委しくは本書に就て見べし、今は要と有る條々を抜出て文は予が綴りて引るなり)又同書(六丁)に「夜麻登と  
云ふは、本畿内なる大和一國の名なるを、神武天皇此國に大宮敷坐りしよりして、後の御代御代の京も皆此國內なり  
ける故に、自天下の大名にも成れるなり云々、又生<sub>ニ</sub>大日本<sub>ニ</sub>豊秋津洲<sub>ニ</sub>と有は、天下の大號にも成ての後の世より云る  
語にして、神代の當昔の言には非ず、抑神代より大八洲國、葦原中國など云ひしに、其號を擧ずして生<sub>ニ</sub>大日本<sub>ニ</sub>とし  
も云るは如何にと云ふに、彼二の號は八洲を總たる大號なるに、其中の七洲を除きて一洲を云ふ所なればなり、若て  
此一洲の大號は無き故に姑く大日本とは成れり、夜麻登は一國の名なるが天下の大號にも成り、又一國の内にて別て  
京師を指ても云て廣くも狭くも用らるゝ號なるが故なり、其は筑紫と云も伊豫と云も一國の名なるを、九國四國の大  
號にもして、筑紫洲伊豫二名洲など云る例に同じ、又狹野尊云々、後撥平天下<sub>ニ</sub>奄有<sub>ニ</sub>八洲<sub>ニ</sub>故復加<sub>ニ</sub>號曰<sub>ニ</sub>神日本<sub>ニ</sub>磐余  
彦尊<sub>ニ</sub>と有る、文の狀は天下の大號を取て稱奉る如く聞ゆれども、此も皇京敷坐る國名を取れる大御名なり、崇神天皇

御紀の歌に、椰磨等那殊、於朋望能農之能とある、大物主神は天下を經營成給へりしかば、此椰麻等は大號の如く聞ゆめれども云々、此は意は天下を云るなれども、言は猶一國の夜麻登なり、若て漸く打任せたる天下の大號にも成れりと見えて、仁德天皇御紀に、鴈の卵生る事を武内宿禰に問せ給へるにも答申せる歌にも、阿耆豆辭葬、椰葬等能區珥とあり、鴈の産む事は凡て皇國にては奇らしければ、此椰葬等は正しく天下の大號なり（取意）と見えたり、但其時未だ天下の大號には有るべからず、此大洲の名なり、天下の大號と、成れりし事は孝德天皇の御世なる事、下に云る如くなるなり、（右の七洲に各名有を此の一洲の大號はなき故に、姑く大日本とは云ふ事なれども、猶ほ能く考るに右に引る、古事記の亦名謂天御虛空豐秋津根別と有は、此一洲の名にて有しなり、其事下に云ふべし、釋述義に引る私記に、大日本又秋津島等の説有て、其次に如此之名字上代雖未得其號、以史書選述時之名字載之者、倭漢之例也云々と有を思ふべし）豐秋津洲の豐は本大地の動みに起りて、其より物の豐饒なる意に轉用ふる事、傳三豐斟淳尊の下に註せるが如し、秋津洲の事は國號考（二十四丁）に云く、「古事記に大倭帶日子國押人命、坐葛城室之秋津島宮治天下也と見え、書紀にも此御卷に、二年冬十月遷都於室地、是謂秋津島宮と有て、本此孝安天皇の都地名なり、彼神武天皇の皇輿巡幸因登腋上賺間丘而廻望國狀、曰妍哉乎國之獲矣、雖内木綿之眞途國、猶如蜻蛉之聲帖焉と詔へりしは、即此地の事にて彼大詔より起れる名なり、腋上も賺間丘も室も皆相近き地にて、大和國葛上郡なり、儲孝安天皇の百餘年久しく敷坐りし、京都の名なるから、秋津島倭と續けて云ひ倭ひ、其倭に引れて終に天下の大名にも成れる事なり、然るを國狀を御覽じて、蜻蛉の聲帖せる如しと宣へるを、或は天下の事とし或は大和一

國の事と爲るから、此秋津島てふ名をも然心得めれども然には非ず、（儲て雄略天皇の吉野に幸行し時に蛇の御腕を啗たるに、蜻蛉飛來りて其蛇を啗ける時の大御歌に、手躰に蛇搔着き其蛇を阿岐豆速啗ひ如此名に負むと空見倭國を阿岐豆島と云と詠せ給ひ、其より其地を阿岐豆野と號けられし事、古事記に見えたり、此御歌の意は、古より此倭國を秋津島と云事は、今如此く其名に負て、蜻蛉が功有むととなりと、詠成し給へるなれば、秋津島之事には預らず、然るを書紀には、此御歌の詞這蟲も大君に順るふ汝か形は置む秋津島倭とあり、此は即汝が名に負る、此秋津島倭國に形を遺し置て、此を蜻蛉野と號けむと宣ふ意なるべし、然れども此は能く爲すば、此時の蜻蛉の功に依て國名を秋津洲と號け給へる如く聞えて、混れぬべし）儲又秋津の事は、古事記書紀萬葉など、古書に數多出たる、假字には皆阿岐豆と濁音の豆を耳書て、清音の假字書るは一もなし、後世に清て訓は訛なり、蟲の名も同じ、又此島を洲とも書るに就て阿岐豆須とも云は殊に僻事なり、洲字は須に用ふるは常の事なれども、秋津洲の時然云ふ事は例もなく理も叶はぬ事なるをや（摘要）と有は悉く謂れたる言なり、（但し次に云ふ、古事記の豐秋津根別の津は、清音にて秋津の意、別なりと先づ心留め置べきなり）儲て右の古事記の、天御虛空豐秋津根別は、神代より此一大洲の名にして、右に大日本豐秋津洲と云るとは、言義大に別にして、此は淡路洲より始て、次々に洲國は成れりと雖も、何れも然計り大にも非ざりけるを、彌竟に至て此大日本を生給ひけるに、滄溟に滿憚りしかば、天御虛空に大なる顯國の現れ出たる由なり、彼の浮膏の如くして漂蕩へりし物の國土と形容りければ、此内に住事なる故に大虛は其外なる由を以て、曾良と云ふ語も此に成て國名にも負る事とは成れりし也、（神世七代章、第一一書に一物在於虛中、第六一書に有物若葦

牙生於空中」とも、有<sub>レ</sub>物若<sub>レ</sub>浮膏生於空中」とも有る、其に曾良と云事を云るを見合せて曉るべきなり、天御虚空は、此大日本の大虚に天進り顯れたる由なり、記傳五(二十丁)に、萬葉五(三十二丁)に、久堅能、阿麻能見虚喻、十(六十丁)に、天三空者、十二(十八丁)に、天水虚爾など有を引て、阿麻能と訓れたるは然る言なり、此大日本出来て大八洲國定り、此を基本にして大地萬國成て顯國は立てりかば、此を内として其外を曾良と云事の出来て、此に成れりし言を以て名に負るなり、(萬葉十五に、安米都知乃、曾許比能宇良爾と有を以知べし、記傳に、此名は、天照大御神の所知看、高天原に准らへて、天皇の京師をも天と爲る故に其意以て稱しにもや有らむ、又彼虚空見倭と云古語の由などに「もや有らむ」と云れたる共に非なり、其等の事を待給はずして、此洲の生れる即ち號け給へるなり、)豊秋津の豊は例の如く、秋津は萬葉六(四十三丁)に、明津神吾皇之とある明津に同じく顯明なる由なり、四神出生章第十一書に顯見蒼生此云宇都志根阿鳥比等久佐、寶劍出現章第六一書に、顯此云于都斯と註し、中臣壽詞には天に對へて宇都志國と云る如く、此國土を生成給へりし二神も、天浮橋に天降坐し初は隱身に御在しを、此顯國の出来るに隨ひて顯身と成給へりし如く、國土も未だ漂蕩へりし程は幽冥なるを、今如此大八洲と成れるは顯明なる世と成れるなり、阿伎都の阿伎は宇都志に同じ、都は常に之に通ふ辭となる事には有れども、予は既く處の義なる事を曉りて、祝詞講義に説る如くなれば、此の秋津は明處にて顯國と云に國じく、右の天皇を明津神と奉るも、顯國之神と申す事にて幽冥の神に對へ奉れるなり、(出雲神壽詞及中臣壽詞に、明御神の御事を註せるを見るべきなり、又此の秋津の秋は借字なる事、又津の讀て唱ふ可をも曉るべし、記傳に「豊秋津は、秋津島に依れり」と云れたるは、邂逅に考漏されしなり、)

根別の例、古事記に日向國謂<sub>レ</sub>豊久士比泥別」とあり、根は國土の事なり、萬葉三(二十四丁、又二十五丁)に、大和國の事を山跡島根と云る是なり、神名の大名持命も國土を持坐す由なり、これ等のこと傳二、神名の下に註せるが如し、然れば右の根別は名別にて土地を別たせ給へる由なり、斯れば大洲の古名はしも、其國魂神の神名を兼て天御虚空豊秋津根別と云事なりしを、後には簡易なる名を用らるゝ例にて、彼一國の大和の名を敷演して、此大洲の名を假に大日本豊秋津洲と號けて、八洲の一に計へたりしを、又後には其名を大八洲を總たる、名とも成れりし者なりけり、(此を以て見るに、大日本も秋津洲も師木島も、此大洲を假に稱事なりしを何れの稱をも、大八洲の凡てに云ふ事は彼大化の頃に、明神御宇日本天皇など、別に、日本の字を設て詔有しよりの事と所思ゆ、然れば右に引る國號考に、大日本と云ふ名已に仁德天皇御世に、天下の大號に成れる由に云はれたれども、猶其より後なる事右に云るが如し、)○次生<sub>レ</sub>伊豫二名洲、古事記には次生<sub>レ</sub>伊豫之二名島、此島身一而有<sub>レ</sub>面四、每<sub>レ</sub>面有<sub>レ</sub>名、故伊豫國謂<sub>レ</sub>愛比賣、讚岐國謂<sub>レ</sub>飯依比古、粟國謂<sub>レ</sub>大宜都比賣、土左國謂<sub>レ</sub>建依別」と有を、舊事紀にも此文を引て右の如くなり、(但し愛比賣の下に、西南角飯依比古の下に、西北角大宜都比賣の下に、東北角建依別を速依別に作て、其下に東南角と記せるは、其方位の大凡を云へるなり、此洲を第六一書には、唯伊豫洲と書せるは然も云しにこそ、萬葉三に、海若者、靈寸物香、淡路島、中爾立置而、白浪乎、伊豫爾回と有も、此一洲を凡て云へる事記傳の説の如し、)伊豫の事次に説べし、二名洲は記傳五(四丁)に、名は借字にて二並なり、應神天皇御紀の大御歌に、阿波旒辭摩、異椰敷多那羅弭、阿豆枳辭摩、異椰敷多那羅弭、豫呂辭枳辭摩之魔と有る、此は淡道と小豆島と並べるを詠給へるにて、此の二名洲の事には非ねど、

二並てふ言の證なり、萬葉九(二十二丁)に、二並筑波乃山とも有り、此島は飯依比古と愛比賣と女男並び、建依別と大宜都比賣と又並べるを二並と云か、萬葉六(三十六丁)に、土左國へ行く事を、王命恐、刺竝之國爾、出座耶と詠るは、二並の意にても有むか、今俗に二人相對ふを刺向ひと云ひ、又二人して爲る事を、佐志と云を思ふべし」と有が如し、(此説に依れば、古事記に身一而有三面四と有る、而四の内二面宛一番ひと成れるが、二並ぶ故に二並とは云ふなりけり)右の古事記に身一而面四は、記傳五(五丁)に、「國名の分れたる耳には非で、本より島形の四に分れたる勢有なるべし、然こそ四國には分れけり、偕て如此人に准らへて身と云ひ面と云は、三子島兩兒島なども云ひ、山にも頂腹御富登なども云類なり、面は萬葉二(四十一丁)に、玉藻吉、讃岐國者云々、天地、日月與共、滿將行、神乃御面と有は此を思へるなり」と有が如し、(傳三、面足尊の下及此卷の同會二面の下に、註せるを見合すべし、又彼成務天皇御紀なる、山陽曰影面山陰曰背面と有をも、思ひ合す可きなり)伊豫國謂愛比賣、伊豫は彌具には非るか、其は風土記に、伊豫郡自郡家以東北在天山、所名天山、由者、倭有天加具山、自天降時、二分而以片端者、天降於倭國、以片端者、天降於此土、因謂天山也とある如く、此國土の具へるが上に、天より加具山の降着て彌具ひ成れるを以て伊豫郡と成り、其より其一國の名と成り其より一洲の名とは成れりし事、右の大日本の例の如し、神名式に伊豫郡伊豫神社(名神大)又伊豫豆比子命神社と云も有を、記傳に「此は地名より出たる神名なる可し」と有然るべし、愛比賣は其一國の古名にて又其國魂神の名なる事上の例の如し、此四國を總て伊豫二名洲とも負ふ計り主たる國なれば、長女と云義なる事云ふも更なり、(又萬葉二に、取與呂布、天乃香具山と有る、此は大和國なるにて彼

山とは別なれども、取與呂布と云ふ事由有り、與呂布とは外より物を寄せて其を足らはす意なれば、伊豫は彌具にて叶ふべし、宜しきを吉きとも云へば、與呂を與と云ひて然るべし、)讃岐國謂飯依比古、和名抄に佐奴岐と有り、名義は記傳五(六丁)に、「古語拾遺(神武天皇段)に手置帆負命之孫、造矛竿、其裔今分在讃岐國、毎年調庸之外貢八百竿、是其事等證也と見え、臨時祭式に、凡梓木千二百四十四竿、讃岐國十一月以前差綱丁進納とある、此に依て竿調庸か」と有は動くまじき説なり、飯依比古は記傳に、粟國を大宜都比賣と云へば飯も其に由有るか、神名式に「鶴足郡飯神社あり」と有り、依は縁にて飯炊其事を神代に始など爲し由にも有べし、(其國の式社考に「飯野山の麓なる東二村に在て今飯天神と云り、飯依比古の山なり」と云り、飯野山は、丸龜城の東に在て俗に讃岐の小富士と云ふ山なりとぞ)粟國謂大宜都比賣、記傳五(七丁)に、「粟は神代紀に粟田、神武天皇の大御歌に阿波布と詠給ひて、古に殊に多く作りし物なり、故粟の能く出來る國なる故の名なるべし、古語拾遺(神武天皇段)に、求肥饑地遺阿波國云々、此は穀麻を殖め爲なれど肥饑地ならば粟も能く實るべし、伯耆風土記に、相見郡郡家之西北、有粟島少日子命、時粟秀實離々云々、故云粟島也、此も粟の島名と成れる思合すべし」と有は、然る事なり、(萬葉三に春日之野邊、粟種益乎とも、粟種有世伐とも、十四に、安思我良能波姑彌乃夜麻爾、安波麻吉氏、實登波奈禮留乎、阿波奈久毛安夜思、又左奈都良能、乎可爾安波麻伎云々、など有り、又記傳に、和名抄に、唐韻云粟禾子也、和名阿波と有は粟字に就たる義なり、漢國にては穀物を凡て粟と云事も有る故なり、然れど皇國にて粟と云へば一種の名にて、總てには互らぬを、禾子也と云ふ註を引ながら、和名阿波と爲しは順の誤なり」と云れたる、然る言なるが、禾子を粟と云も、彼土

にては米甚稀少き故に、其粟を穀物の最上と立る事、皇國の瑞穂を尊むが如し、此に深き所由有に就て説有を、第一一書淡洲の下に云へり。大宜都比賣は、同書に就て考ふるに豊宇氣毘賣神の亦名なるを、此と同じきは此より後に生坐し神には坐せども、其産土の地に縁て國神と成給へる者なり、其は古語拾遺(神武天皇段)に、天富命更求沃壤、分阿波齋部、率往東土、播殖麻穀、好麻所生、故謂之總國云々、阿波齋部所居、便名安房郡、(今安房國是也)と有て、東の安房國は阿波より開きたる國なるに、高橋氏文に是時上總國安房大神乎御食都神止坐奉天云々、神齋大嘗等供奉始支と有は、其地に坐し安房大神を、御食都神と招請し、にて、其安房大神は本國の阿波大神にて、大宜都比賣神なる事御食都神と申せるにて曉るべし、偕て阿波國の大鳴門と小鳴門の間なる島を、大宜山と云るも由有て聞ゆるを、神名式に美馬郡波爾移麻比彌神社と有は、四神出生章第二一書に、軻遇突智娶埴山姫、生稚産靈と見えたり、其御祖母に坐り、又那賀郡和邪神社和奈佐意富會神社見え、和名抄に和射郷有は丹後風土記なる、和奈佐老夫和奈佐老婦の事に、打合たるなど如何に見ても同神と所思るなり、猶四神出生章保食神の下に註さむを、祝詞講義(祈年第七詞大忌祭詞太神宮月次祭詞等條)又中臣壽詞講義(第十條)に已に云るを見合すべし、(右の安房大神は、阿波齋部が本國にての神を移祭りしなり、然るを神名式に安房坐神社名神大月次新嘗と有る、其神なりとは委しからず、其は古語拾遺に、天富命於其地立太玉命社今謂之安房社と云て、式に后神天比理刀咩命神社大元名洲神と有れば、其如くなる事云も更なるが、古は其は阿波大神をも合せて祀れりしを、景行天皇の御代に右の時に京に迎申されしに依て、太玉命の社とは成れるなり、其は右の氏文に但云安房大神爲御食神者今大膳職祭神也と有を以知べし、神名

式に大膳職坐神三座の中の御食津神社是なり、又御巫祭神八座の中の御食津神を祝詞には大御膳都神と有る、其即大宜都比賣と申すも同じ意味なる神名なるを曉るべし、土佐國謂建依別、土佐は處狹なり、記傳五(七丁)に、和名抄土佐郡、土佐郷有れば其より出たる國名なるべしと有が如し、建依別の建は健き意なるべし、佗の三國は然耳峻嶮しくも非れども、此國は平坦なる地は少くして、山岳多在れば其義を以て建とは云なるべし、舊事紀に速と有るは誤なり、依別は右の飯依別の例なり、(神名式に安藝郡多氣神社、今奈半利村に在て嶽大明神と申すを、或人建依別ならむと云へれども、此は安藝國安藝郡多氣神社名神大とある、同神ならむも知べからねば、佗國より遷せる神を其國の亦名と爲べくも非れば、今其委しき事は云難し、神名式に土左郡都佐坐神社大と有る、土佐郷に立せ給へれども、此は葛木一言主神に坐ば此を土左大神と申すも、其土佐郷に在すを以て申にこそ有けれ、此神に出たる名には非る也、○次生筑紫洲は、古事記に次生筑紫島、此島者身一、而有面五、故筑紫國謂白日別、豐國謂豐日別、肥國謂速日別、日向國謂豐久志比泥別、熊曾國謂建日別と見えたり、此肥國云々を、記傳には眞福寺本又一本に依て、肥國謂建日向豐久志比泥別と作れたれども、同書にも此處舊印本及延佳本又一本などにも、此に引る如く有る由云れたれば、舊事紀にも然有に合せて、右の本共に有面四と有を、延佳が頭書に四字可作五乎と有は然る言なるに依て、今此を改む(古史成文には既に右の如く改められ、古史徴に委しき其説あれば必此に見合すべし)筑紫洲は、記傳五(九丁)に、萬葉廿(二十八丁)に、都久之乃之麻とあり、此も伊豫の如く元一國の名より出て總名には成れるなり、此島後に西海道と云ひ九國と成る、北山抄に西之道とありと云れたるが如し、有面五は筑紫國と豐國と日向國と熊

曾國と五なり、(此は記傳に云れたる事には有れども、其は有<sub>二</sub>而四<sub>一</sub>の方を取れたる故に、今は日向國を加へて四を五に改めたり)筑紫國は記傳五(九丁)に、「萬葉五(二十三丁)に、都久紫能君仁とあり、後に二國に分れたり、和名抄に筑前(筑紫乃三知乃久知)筑後(筑紫乃三知乃之里)」と有る是なり、風土記に筑後國者本與<sub>二</sub>筑前國<sub>一</sub>合爲<sub>二</sub>一國<sub>一</sub>と云り、如此く、此二に分れしは何れの御代とも知られず、景行天皇十八年御紀に筑紫後國と有れば其より前か、將た分れしは後なれど、前へも及ぼして書るか、筑紫と云ふ名義は着島にて大日本の方に聯り着る島と云ふ事なる可し、島を紫と云例は垂仁天皇三年御紀に但島國出島と有は古事記に謂ゆる伊豆志なり、然れば洲字の累なるに似たりと雖も、對馬島と云ふ例も有れば今試に云なり、然れば出雲風土記に島根郡附島と云有り此其例なるべし、筑後風土記に、三説有る中の一に、昔此塚上有<sub>二</sub>庶猛神<sub>一</sub>、往來之人半生半死其數極多、目曰<sub>二</sub>人命盡神<sub>一</sub>、于時筑紫君肥君占<sub>レ</sub>之、今筑紫君等之祖、甕依姬爲<sub>レ</sub>祝祭<sub>レ</sub>之、自爾以降行路之人不被<sub>レ</sub>害<sub>レ</sub>神、是以曰<sub>二</sub>筑紫神<sub>一</sub>と有り、此説然も有ぬべく所思の、式に「筑前御笠郡筑紫神社(名神大)有り、此神なるべし」と云れたるは甚高き見識なり、貝原篤信が和爾雅に、在<sub>二</sub>御笠郡原田村<sub>一</sub>所祭五十猛命と云り、或説に隣村に筑紫村あり昔は原田村も筑紫村の内なりしとぞ、此社地筑後肥前に近き所なりと云へり、此に村名に筑紫の名遺れ、ば右の風土記の説に合るに就て思ふに、庶猛神を五十猛命の五十を衆庶の事と心得て記るなるべし、此にては惡神の如く聞ゆれども然に非ず、元より五十猛命と申して御稜威の可畏き神に御在し坐ければ、其御崇などの烈しく有し時の古事なるべし、神の御上にては其祭祀を乞せ給ふ時などに多き事なり、偕て此社は寶劍出現章第四一書に、初五十猛神天降之時、多將<sub>二</sub>樹種<sub>一</sub>而下云々、遂始<sub>二</sub>自筑紫<sub>一</sub>凡大八洲國之内、莫不<sub>レ</sub>播殖

而成<sub>二</sub>青山<sub>一</sub>焉と有にも合へれば必五十猛命なるべく、又筑紫てふ名も此に起れる事灼然し、(三代實錄に貞觀元年正月二十七日、從五位下筑紫神授<sub>二</sub>從四位下<sub>一</sub>、又元慶三年六月八日、授<sub>二</sub>從四位下筑紫神<sub>一</sub>從四位上<sub>一</sub>と有て、何時も筑紫神と稱せり、又記傳に云く、風土記の今二の説も共に盡の意なれど僻事と聞ゆ、又私記に國形の木兔に似たる故と有を、世々の物知人も用ひたれど此も僻事と聞ゆ、又近世に貝原某が釋名てふ書に、古へ異國より寇來るを防むが爲に、筑前の北方の海濱に石垣を多く築せ給ひし故に、筑紫の意ならむと云る是も由有て思ゆれど、異國の賊を防がれし事は上代には無き事なり、)謂<sub>二</sub>白日別<sub>一</sub>より以下五國の名に某日別と有るは必ず天日に由有る名なり、合せて此を説べし、白日別は灼日別にて天日の清上りしが灼然かりし由なり、豊日別は記に生<sub>二</sub>女島<sub>一</sub>亦名謂<sub>二</sub>天一根<sub>一</sub>と有るは天と成れりし一根と云ふ事にて、此に在る速吸名門は天日の萌騰りしところにて謂ゆるこの大地の陰門なること、傳一に註せる如くにて此に因りて天日の光に向ひて、大地の公運私運を爲るも此處即ち其動みの元なるが、豊日別と云ふもその如く天日の豊坂登りし謂なるなり、又神名式に豊後國速見郡火男火賣神社二座と有る、此は火なれども日と火と縁あり、速日別の速は榮にて日は火なること次に肥國の下に云る不知火の事なり、豊久士比泥別は豊奇火根別にて天孫降臨章に日向德日高千穗之峰とある是なり、建日別は嶽火別なるべし、彼古へ熊曾と云し今薩摩國の海門嶽櫻島など常に烟の立る山なるをも思ふべし、大凡右の五共に某日別と有は天日の萌騰りし地の邊なるが故に其餘波有て今も九國の山々に常に硫黄の氣有て燃るなるは必火に由有るが故なり、若くは伊弉册尊の火神を生給ひしは筑紫洲の内にても有むか其は伊弉諾命の黄泉國より歸坐し後の身滌も、筑紫日向にて物爲給ひ高天原を所知看す日神も其地に生坐る



などを思互して考ふべき者なり、(猶筑紫洲の火に由有を云は、三代實錄に貞觀二年二月二十六日丙申、大宰府言從五位上火神、從五位下火女神二社、在豐後國速見郡鶴見嶺、山頂有三池、一池泥水色青一池黑一池赤、去正月廿日、池震動其聲如雷、俄而臭如硫黃、遍滿國內、磐石飛亂上下、無數、石大者方丈小者如甕、晝黑雲蒸夜炎火熾、沙泥雪散積於數里、池中無出溫泉、泉水沸騰自成河流、山脚道路往還不通、溫泉之水入衆流、魚醉死者十萬數、其震動之聲經三日と有り、此火男火女二神は四神出生章第二一書に軻遇突智娶埴山姫と云此より外に思合す事なし、又同九年八月六日大宰府言、肥後國阿蘇郡、正二位勳五等健甞龍命神、正四位下姫神、所居山嶺去五月十一日夜奇光照耀、十二日朝震動乃崩廣五十丈餘、長二百五十丈餘とある、奇光は火の事なり、漢籍北史にも倭國有阿蘇山、其石無故火起接天者、俗以爲異因行祭禱と有は此方の人の語るを聞て書るなり、又續紀廿五に天平寶字八年十二月、此月西方有聲似雷非雷、時當大隅薩摩兩國之境、烟雲晦冥奔電去來七日之後、乃天晴於鹿兒島信爾村之海、沙石自聚化成三島、炎氣露見有如冶鑄之爲形勢、相連望似四阿之屋云々と有は、神名式に大隅國桑原郡鹿兒島神社大と有る此邊にて在し事なり、又三代實錄に貞觀十六年七月二日戊子、大宰府言薩摩國從四位上開闢神、山頂有火自燒煙薰滿天、灰沙如雨震動之聲聞百餘里、近社百姓失情、求之著龜神願封戸、及穢神社、仍成此崇勅奉封二千戸と有る、此は神崇に依る事なれども何れも火に依れる事耳なるを思ふべく、今も肥前國の雲仙嶽、肥後國の阿蘇山、日向國の霧島山、薩摩國の海門嶽櫻島等の山々には煙に烟氣の立などを思ひ、彼肥後國に不知火の有などを思互して曉りてよ) 豐國は傳二に註せる如く豐國主尊に由有る名なり、右にも註せる如く天日の萌騰りしは其

國の速吸名門即其跡にて謂ゆる天一根と云ふ邊なるが、此大地はしも天日に因准ひて一歳の公運晝夜の私運を成る事有るそれは國常立尊豐國主尊の神業に依る事なり、然れば顯身の目にこそは見えざりけれ、其神の靈威をなし給ふ其本處なるを以て其地方に豐國の名は遺れるなるべし、豐を饒びしく大なる義に用ふるは此大地の動に依て天日の光を迎へ其天地の氣相感け合て物は生出る者なれば其を借たる者なり、記傳五(十一丁)に「豐國は登與久邇と訓べし是も後に二國に分れて和名抄に豐前(止與久邇乃美知乃久知)豐後(止與久邇乃美知乃之利)と有り分れしは何時とも知れず」とあり、景行天皇十二年御紀に遂幸筑紫到豐前國と有は後名を以て始に及ぼせるなるべし、國造本紀に豐國造、志賀高穴穗朝御代、伊弉國造同祖、宇那足尼定賜國造と有は成務天皇の御代なるを以て知らる、(右の豐國の名義を記傳に「景行天皇御紀なる右の續の文に冬十月到碩田國、其地形廣大亦麗、因名碩田也と有を引れて、其國の大名を豐國と云も此意なるべし」と云れたれども、豐は豐大は大なれば別なり、偕て動字の意に豐字を用ひたるは萬葉七に大海之水底豐三立浪之云々と見えたり、) 肥國は記傳五(十一丁)に、景行天皇十八年御紀に五月從葦北發船到火國、於是日沒也夜冥不知着岸、遙視火光天皇問其火光處曰何謂邑也、國人對曰是八代縣豐村、亦尋其火是誰人之火也然不得主茲知非人火、故名其國曰火國とあり、(此火の事國人の説に肥後國の海に松婆瀬の澳と云所に龍燈とて今もあり、年毎の七月の末より八月頃迄見ゆる内に八月朔日の夜は殊に多し宇土の邊の山より能見渡さるゝなり、其狀世に挑燈と云物の大きに見ゆる火初には一二顯れて其漸くに分れ數多く成行て盛なる程は幾千萬とも知られず、大凡海上豎横三四里が程押並て皆火に成なり風吹けば火少く雨降夜は見えず、偕て其火の燃る時に

其海を往來ふ船を遠く見渡せば火中を行く如くと見ゆるを船にては更に火見ゆる事なく唯常の如くなりとぞ、又肥後風土記には肥後國者與肥前國合爲一國、昔崇神天皇之世、益城郡朝來名峰有土蜘蛛、名曰打猿頭、二人率徒衆百八十餘人、蔭於峰頭、常逆皇命不肯降服、天皇勅肥君等祖健緒組遣誅彼賊衆、健緒組奉勅到來皆悉誅夷、便巡國裏兼察消息、乃到八代郡白髮山、日晚止宿、其夜虛空有火、自然而燎稍々降下著燒此山、健緒組見之大懷驚怪、行事既畢參上朝廷陳行狀、奏言臣辱被聖命、遠誅西戎、不露刀刃、梟獍自滅、自非威靈、何得然之、更舉燎火之狀、奏聞天皇、勅曰所奏之事未嘗所聞、火下之國、可謂火國、即舉健緒組之勳、賜姓名曰火君、健緒君便治其國、因火曰火國、後分兩國、而爲前後、又纏向日代宮御宇大足彥天皇、誅球磨磨啖、兼巡狩筑紫國之時、從葦北火流浦發船幸于火國、度海之間、日沒、夜冥、不知所着、忽有火光、忽見行前、天皇勅棹人曰直指火處、應勅而往、行前火見直指而往、隨勅往之果得着岸、天皇下詔曰火燎之處、此號何界、所燎之火亦爲何火、國人奏言此是火國、八代郡火邑、但不知火主、于時天皇詔群臣曰、今此燎火是非人火、所以號火國、知其爾山、と有を釋に引るには陳行狀云々、天皇下詔、曰剪拂賊徒、頗無西眷、海上之勳誰人比之、又火從空下燒山、亦怪火下之國可爲火國と見えたり、但國人の對奏せる語は此是火國八代郡火邑但未審火山と有て、于時詔群臣曰、燎之火非俗火也、火國之由知所、以然と有り、是等を合せて思ふに、火てふ名は國に在れ邑に在れ既に崇神天皇の御世に始りしなりけり、火邑は和名抄に八代郡肥伊郷有る是なるべし、偕て此も二國に分れたり和名抄に「肥前（比乃美知乃久知）肥後（比乃美知乃之利）」とあり、分れたるは何れの時とも知られず神功皇后御紀に火前國と見ゆ後に火と

云事を忌て肥字には改しなるべし」と云れたる、此にて肥國の所由、又速日別の所縁をも考へ合すべし、（又細註に「肥前と肥後とは海の隔りて地接かず正しく二に分れたれば一面には取難き國形なり、故考るに右に引る火國の故事は地名に依に皆肥後國の地なり、然れば肥國と云しは初は唯肥後の方耳にて、肥前の地は本は筑紫國の内なりしが稍後に肥國には屬しにや有む、肥前は筑前筑後と地接きて此三國は八面一にも取つ可き國形にて肥後とは清く離れたればなり云々、」と有は實に然もやとなむ所思ゆる、）日向國は景行天皇十七年御紀に三月幸于湯縣遊于丹裳小野時東望之、謂左右曰是國也直向於日出方故號其國曰日向也と有る、此意の國名なる事記傳に註されたるが如し、然るに日向風土記に景行天皇東望曰、是國也東直向扶桑、蓋伊豫在日向正東と有は御紀の説と異なるが如く見ゆれども、孰見るに伊豫風土記に扶桑と云ふ大樹の有ける由に云へる其に向へるを云るが、其大樹に向へるを以て日向と云ふは違へるに似たれども、扶桑は唯喬木の義を取て書るにこそ有けれ、文の續を以て見れば扶桑は必檜木と訓べき字なりけり、此木の天進り高く顯れたる梢より天日の指上れを見行し坐て日向と號けさせ給へるを、文は漢籍楚辭に日出暘谷浴于咸池上於扶桑と云ふを取れる故に何の事とも知られず成にたれども其意を得て見る時は右の如く灼然なり、偕て又謂豐久士比泥別と有も天孫降臨章第一一書に筑紫日向高千穗德觸之峯、第二一書に日向德日高千穗之峯など有る日向は國名、高千穗は山名にて如此く明らかなる上は、面五として其一面を日向國に取べき事決し（然るを右の山名其正書に日向襲之高千穗峯、第四一書に日向襲之高千穗德日二上峯、第六一書に日向襲之高千穗添山と有は共に同じ所なるを、此なるには日向の下に襲と云へれば別處と誰も思ふる事には有れども、右の高千穗は記傳

十五に「其山は日向國の南の極にて大隅國の堺なり、神代紀に二上とある如く東西と分れて峰二あり、西なる峰は大隅國嘯啖郡に屬き、東なるは日向國諸縣郡に屬り云々と云はれたる如く、兩國に跨れる山なれば一は日向と傳へ一は日向襲と傳たりし者なり、此を以見れば熊會國と云ひしも日向を本として添たる隈國なる山なれば、何れにしても日向は面の一なる事灼し、然るを記傳に日向を肥國の域内なる山に云れたるは足ぬ事なり、肥國の面は西海なり日向は東を面にしたる國なるを何とかも面一には收むべけむや、又四神出生章第六一書に、筑紫日向小戸橋之楳原と筑前國なる説も有りて傳八卷に云へるが如し、然れども、神功皇后御紀に見えたる神の御諭には筑紫の大名を省きて、日向國橋小門之水底所底、而水葉稚之出居神と有れば後名をも始に及ぼして日向國と宣へる如くも見ゆれども其は筑前なる者をや、熊會國は御紀には熊襲と作り肥後風土記には球磨贈啖と作り、隈添國にて日向を表とし本として其背面の隈に在國の由なり、其は郡名より廣される、國名には有れども後に大隅と云を以て知べし、但上古には唯に襲とのみ云て日向の支國にて釋に山嶽襲重之義也と有る、隈の地をば云ふ名にぞ有けらし、右の細註に引るに何れも日向襲と見え、景行天皇の皇子に日向襲津彥皇子など有る是なり、偕て曾を背と云は日向襲之高千穂添山、添山は二つ並べる由なるを、其東方を日向と云ふに反對ひて西方は大隅郡にて贈於郡なりければ、背向と云ふべき地形なり、瑞珠盟約章に背とも背上也と有る古事記には曾毘良と見え、成務天皇御紀に、山陽曰影面、山陰曰背面など見え、又記傳に引れたる天孫降臨章に脊完之空國自頓丘云々又仲哀天皇御紀なる神の御託言に天皇何憂熊襲之不服是脊之空國也と

ある齋は背肉と云事にて高千穂山を象りて云語なるを思ふ可なり、と有るを以て襲の義を知るべし、偕て熊は借字にて隈なり、熊野は隈野の意、又和名抄郡名に肥後國球磨（久萬）と有るを、景行天皇十八年御紀に熊縣と見えたる此も隈縣なる事其地理を察らめて思ふべし、又同郡名に大隅と有は字の如く僻隅の由なり又、馭謨（五牟）と有は隈の意熊毛（久未介）と有は、隈毛なるなど思ひ合せて、日向の東面なるに對へて隈と云ひ、高千穂峰に就て背と云るが終に國名とは成れりし者なり、記傳五（十七丁）に、熊會國と云るは日向の南方半國程より大隅薩摩の地迄を摠て云し上代の大名なり」と有は然る事なる物から、國造本紀に大隅國造薩摩國造など有て熊襲國造と云が見えざるを以思ふに既に其國は廢れりしなるべし、景行天皇御紀仲哀天皇御紀などに其國の背く事有て其より後には見えざるは何時となく日向國に管る事とは成れるなり、其は天孫降臨章に瓊々杵尊の御陵を日向可愛之山陵と有は、和名抄に、薩摩國穎娃郡穎娃郷有を以て日向と云名の廣かりしを知べし、然れども古に熊襲國と云し邊には日向襲と後迄も云ふ事なりし者なり、然れども正しく上古の狀を云ふ時は高千穂山を界として其東方は日向國其西方は熊襲國にて在しなり、然るを續紀に和銅六年四月乙未割日向國肝坏贈於大隅始羅四郡始置大隅國と有は、古に熊襲國と云し邊を分ちて更に大隅國を置れしなりけり、斯れば國造本紀に大隅國造、纏向日代朝御世、治平平人同祖初小仁德帝代者伏布爲日佐賜國造と有は疑はしき事なり、天武天皇十一年御紀に大隅隼人と有れども其は未國名には非ず然るを強て國造本紀を助けて云は、彼日向襲と云ひける古の熊襲國造なりし人其大隅郡に在りしかば、其を以て大隅國造とは云ひたりしかども後に大隅國と成れる其一國の造として仕奉れりし者なるべし、凡て日向國と熊會國の事は記傳の説も信ひ難きに依

て更に云出る者也、○雙生隱岐州與佐度洲は第六第八一書等此に同じ、第一第九一書には次隱岐三子洲次佐度洲と見え、第七一書には次隱岐洲次佐度洲と有て雙生の事なし、古事記には生隱岐之三子島亦名謂天之忍許呂別と有り(但其次序伊豫之二名島と筑紫島との間に在は錯亂たるべし、必津島の後佐度島の先に在べき也、御紀には筑紫洲の次にも伊豫二名洲の次にも吉備子洲の次にも在て定りなし、)隱岐は記傳に海原の奥中に在る島と云義なる由に註されたる簡易にて愛たし、其は唯何となき海中の島を、萬葉三(三十三丁)に奥島、六(十二丁)に奥島、清波激爾云々、又奥島荒磯之玉藻、十八(二十四丁)に於伎都之麻、伊由伎和多里氏など詠る如く、古人は其消息の任に號けたる者にて山の深きを奥山と云が如し、(記傳に「口訣に、奥也西北之隅謂之奥」と有は似たる事ながら漢書に係れる故に事違へり、纂疏の説も同じ、)と辨せられたる然る事なり、)三子洲は、記傳五(八丁)に「今國圖を考ふるに先此國四島に分れたる其中に、東北方に在て大なるを俗に島後と云ひ、其西南方に今道五里計離れて、天之島向之島知夫島とて三有り。此三島を統て島前と云なり、島後に比ぶれば何れも小し、三子とは誠に此を以云なるべし」と有が如し、和名抄に、此國四郡有る周吉郡は右の島後なり、天之島は海部郡なる可く、知夫島は知夫郡なるを思ふに、向之島は隱地郡になむ當れりける、(此を以考ふるに此の雙生の説は取難きに似たりと雖も然らず、三子洲と云ふは島後を母島と立て其島前の三島は三子の並べる狀なれば拘る事なし)右の天之忍許呂別と云へる忍は記傳に「大の約りたるなり、神代紀一書の熊野忍踏命を熊野大隅命と有り此れ通ふ例なり、又凡河内を大河内とも有り此大を意富斯と云例なり」と有にて通えたり、許呂は子等にて右の三子島を云ふなる可し、萬葉十四(三丁)に、加奈思吉兒呂我又(五丁)に許呂安禮

比毛等久又(七丁)に故呂何伊波奈久爾又許呂勢多麻久良又(廿六丁)に兒呂乎之毛倍婆又(二十八丁)に許呂久等曾奈久又(二十九丁)に兒呂我宇倍爾又兒呂家可奈門從又伊敏乃兒呂波母又(三十丁)には安比見之兒良之云々と有るを、仁必波太布禮思古呂之云々など此外にも猶多在り、此にて許呂は許良なる事を知べし、(先には大凝ならむと思ひしかども大に凝し別たると云ふ國狀に非れば子等の方叶ひて聞ゆ、記傳に引れたる皇太神宮儀式帳に鴨神社一處稱大水上兒石己呂和居命の己呂も子等なるべし、五畿内邊の方言に小き石を石己呂とは今も云語なり)○佐度洲は古事記には此島に限りて亦名無は傳へ漏せりしなる可し、舊事記に熊襲國謂建日別と有る下に一云佐渡島と有を取て口訣に又元々集などに建日別と有などは云にも足ぬ漫言なり、次に雙生の條に引る古事記に生兩兒島と有は隱岐と此とを雙生給へりし訛傳なる事記傳の説の如くなれば其下に謂天兩屋と有ぞ正しく佐度の亦名には當る可き、名義は土佐と同じ意の反さまなるにて狹處なるべし、當國の郡名に雜太と有るは好字を着られたるにて狹田なる可しと思合せて曉るべし、記傳五(二十丁)に「此國天平十五年二月には越後國に併され、勝寶四年十一月に又一國に爲らる、由續紀に見えたり」と有るが如く實に越後國に屬る子洲とも云べき狀なり、(其文は續紀十五に天平十五年二月辛巳、以佐渡國并越後國と見え、十八に勝寶四年十一月乙巳、正六位上佐伯宿禰美濃麻呂授從五位下、復置佐渡國守一人目一人と有て僅に九年程の事なりしなり、繼體天皇九年御紀に、沙都島と有は此洲なるべし、欽明天皇四年御紀に十二月越國言於佐渡島北御名部之碕岸云々と有れば越國より管る國なるが如くなれども、國造本紀に佐渡國造、志賀高穴穗朝、阿岐國造同祖、久志伊麻命四世孫、大荒木直定賜國造と見えれば、其は隣國の事を傳奏せりしなるべし、)

○雙生は布多基爾生給布と訓べし、景行天皇二年御紀に大碓皇子小碓尊一日同胞而雙生と有る此に同じ、此に記傳五(二十六丁)兩兒島の下に妙なる説あり「兩兒島は若くは書紀に雙生隱岐洲與佐度洲」とある傳を誤りて別に一島の名と傳へたる者か」と有は奇しくも考得られたる説なり、此に就て佐度島の亦名即天兩屋と云て叶へるは隱岐と佐度と西東に在て兩兒島とも天兩屋とも云べき狀なるを、隱岐は其島の立てる地形に依て天之忍許呂別と云ひ佐度は其隱岐島と相對へるを體に取て天兩屋とは云者なりけり、諸國の内に兩兒島と云に似着はしき所無きは此の雙生の事を誤傳たる事決し、(記傳に引れたる古今集、朗々と明石浦の云々の歌の顯註に「明石の沖に遙に散々なる島共見を侍り、二子島美那保志島多禮加島鞍懸島家島など行散たる様に侍る云々」と有る、二子島など云島は明石門より西方にて予が本生の淡路よりは西北に當りて、今も然云ふ島共なるが何れも少かなる小島なれば其には非る事記傳の説の如し、又肥前國長崎の西南方祝島と云島近き海路に二子島と云て小島二並びて有と云るも其には非る事又記傳に云れたるが如し、又追考に「筑前國遠賀郡の海中に島郷と云あり、東西五里南北一里なる島にて二十村あり、其中に二島村と云ふ有て其所に小島二あり云々即二子島と云なり」と有るも猶決め難し、然れば右の播磨肥前筑前なる共に二子島とは云へども古事記の兩兒島には成難し、今も大和國葛下郡なる二上山を俗に二子山と云類なれば決めて右に註せる記傳の説の如くなり)○世人或有雙生者象此也は記者の本註なりと見ゆ、但象此と云事心得ず象は彼に在る物の形を圖し取る意なるを、世人の雙生は素より自然の事なれば甚謂れなし、然れば象の字を忘れて因と訓べきなるべし、同じ事にて應神天皇御紀に初天皇在孕而云々既産之、宍生腕上其形如軀、是宍皇太后爲雄裝之

負軀とある下に宍此云阿叡と有る如くならましかば其事實に打合て似着はしからまし、然れば此の象は又は阿由流と訓べからむ、(通證に人之胎舉兩兒亦相似故曰象此也と云る或説の如く似たるを以て象とは云べからざるに似たり、莊子に頭圓象天足方象地と云る、象も同じけれど此方の事を云はざれば自然に成なり)阿由流は俗に阿夜加理物と云ふ其事にて彼に在る物の此にても宍て成れるを云なり、貫之集又源氏物語などに宍物と云ひ、又後撰集に「逢事は棚機つ女に同じて裁縫ふ方は宍ぞ有ける」又「君が世は鳴鶴群に宍て來ぬ定なき世の疑もなく」などある是なり、然れば善にも悪しきにも用ふる語なりけり、(拾遺集に「風早く峰の葛葉の左も爲れば、宍かり易き人の心は」と云るは宍の活きたる辭なり)○次生越洲は第一第六一書に在て、其他の一書及古事記等にも見えざる事なり、然るを或は北陸道なる三越加賀能登の五國を合せて云とも云ひ、又は佐渡國なりとも云説の有は共に推量の妄説なり、其は北陸道の皆は古に越國と云ひ、中古に越前越中越後と分れ、又越前より分れて加賀國と能登國と成りて五國に成れるを、古に越國と云へればとて此の越洲とは成し難し、其は中山道と北陸道とは連山相重なり地勢相接きて何れを堺とも云べからぬを、大凡は山脈を以て強て分たれたる位の事にて有りければ、中々に此と彼と洲を合せたる者には非れば決て外に求む可なり、(又佐渡國なりと云も私事なり、若し同じ島ならむには同じ事を名を替て、別々に出されむ事有べくも非る者をや)此に因て予幼くより此を思ひ此を思ふと雖も未得ざりつるを、天保十四年九月予京より出羽國に下るとして加賀國金澤なる弟子某の許にて、太田某が著せる能登國名勝志を讀て初て此を得たり、其説に云はく「能登國は往古羽咋の潟より能登郡海道を経て内浦田鶴濱石崎など云ふ所海續きにて島國なりし時は、人も往ず有し

に依て怪鳥大蛇の棲處にて有けるを、氣多大神此を退治し給ひけるより人家出來て一國と成れる山、山田の龍大明神  
鷲嶽八幡宮の社傳に遺れり」と有は愛たき古傳なり、偕て能登國と云ふ名は續紀八に養老二年五月乙未、割越前國之  
羽咋能登鳳志珠洲四郡、始置能登國と有れば本は郡名なりしなり、然れば越國は前中後に分れたる當時猶越前國な  
りければ、往古には越洲と云けむ程相像るべし、氣多大神は神名式に羽咋郡氣多神社(名神大)と有て、一宮記に大已  
貴命也と見えたる是なり、臨時祭式に能登國、氣多神宮司、准少初位宮(以神封給之)と有て香取鹿島氣比の三  
社に並びて此上無き御崇敬なるも、右の如き御功に依る事申すも更なり、(式の通本に名神大の三字なきは誤なり、臨  
時祭式名神祭條に氣多神社一座能登國と有るに依て今補へり、神名帳頭註に社記云天活玉命也と有るは此神を生國々  
魂神とも申せるより混れたるなり、此事生島神詞の講義に云り、續後紀に承和元年九月坐能登國、正三位勳一等氣多  
大神宮、禰宜祝二人始令把笏と有れば神宮司は此より後に置れたるにや、文德天皇實錄に嘉祥三年六月戊申、能登  
國氣多大神授從二位、又仁壽三年八月癸酉、加正二位勳一等氣多大神封戸十烟、位田二町とあり、又齋衡二年五月辛  
亥、詔曰能登國大神宮寺云々と有は、穢らはしき事には有れども當昔にては御崇敬の厚かりし事を知るに足れり、三  
代實錄に貞觀元年正月廿七日、能登國正二位勳一等氣多神從一位と見ゆ、源順家集に「能登守に成て下る饒する日、  
神の坐氣多の御山木茂くとも別て祈らむ君が千年を」とあり、社傳に「本殿は大已貴命、奥社は素戔嗚尊稻田姬命な  
り、項社は大已貴命の石像にて神代より鎮坐」と云るは、大穴持像石神社と式に見えたる此なるべし、三代實錄貞  
觀二年の下には大穴持神像石神と有り、又右の名勝志に「二月初午には、能登郡能登生國玉比古神社に神幸あり二夜

在て還幸なり、其午日神幸の後には必俄に北風吹事なり、傳云三崎神一宮の御留守に遷らせ給ふ事とぞ、又昔は宿女  
村なる椎葉圓比咩神社に宿らせ給へるが後に其社に替れるなり」と云へり、本に椎葉を志比志婆能と訓るは圓の發語  
なり、出雲風土記に久志伊奈太美土與麻奴良比賣命有れば、圓は麻奴良と訓べし三崎神の事は次に云り)又出雲風土  
記に亦高志之都々乃三崎矣、國之餘有耶見者國之餘有詔而云々、引來縫國者三穗之崎也とある、高志之都々の三崎は  
決く和名抄郡名に能登國珠洲(須々)と有る是なるべし、已に右に引る續紀に珠洲郡と見え、萬葉十七(五十丁)に従  
珠洲郡發船還大沼郡云々珠洲能宇美爾、安佐比良伎之底、十八(二十三丁)に珠洲乃安麻能、於伎都美可美爾、伊  
和多利氏と有れば古より須々と云けども古に都々と云けるが音の通へる任に右の如く成れるなるべし、然らずて  
は出雲の三穗之崎より、高志之都々乃三崎とも云べき地は能登の三崎を除て外には非ればなり、神名式に珠洲郡須々  
神社有る此を三埼權現と申と云へれば都々乃三崎と有に叶へり、若くて萬葉十七(四十九丁)に能登乃島山と詠るは其  
頃已に接ける後なれども、海中に此一國の長く張出たる狀を見て古島國なりし事を思ひて詠る者なり、右の如く出  
雲風土記には高志と云ひ、養老二年迄は越前國なりしかば其島國なりし、古には越洲と云けむ事云ふも更なる者なり  
けり、(猶島なりし證とも爲べきは、其羽咋郡は切門なりし所なるに、神名式に相見神社有るは伯耆國に會見郡有るは  
出雲國の島根郡に對へれば間海なる可きが、此も其例にて加賀と能登との間海なる事、同郡瀬戸比古神社有るを以て  
知るべし、瀬戸は萬葉三に迫門と作る如く海と海との間を云なり、右等を思ひ合せて往古に越洲と云ひしは能登國に  
て有しを後に國接きに成れるより古名は亡たるを知べきなり)○次生大洲は第六第九一書には、同じく大八洲の列

に在れども外には無き事なり、古事記には故因<sub>ニ</sub>此八島先所<sub>ヲ</sub>生謂<sub>ニ</sub>大八島國<sub>ニ</sub>然後還坐之時云々、次生<sub>ニ</sub>大島<sub>ニ</sub>亦名謂<sub>ニ</sub>大  
多麻流別<sub>ニ</sub>と有る其然る可し、(其は此紀には越洲大洲吉備子洲など後に一國とも成らざるを大八洲の數に合せたる事  
なれど、此にも第七一書などは前後の違<sub>ニ</sub>こそは有けれ、古事記と同じきは正説なりと聞ゆればなり) 記傳五(二十三  
丁)に、「周防國大島郡か、此郡は離れたる島にて今八代島と云へり、上關の東安藝の嚴島の西南に在り長さ今道八九  
里許、横五六里許なる島なり、萬葉十五(十五丁)に過<sub>ニ</sub>大島鳴門<sub>ニ</sub>而云々、巨禮也己能、名爾於布奈流門能、宇頭之保  
爾、多麻毛可流登布、安麻乎等女杼毛と詠る此鳴門今も有り、大畑の迫戸と云て周防の地と大島との間の迫門なり、  
潮滿たる時は鳴響甚高くて舟人の怖るる所なりとぞ、國造本紀に大島國造、志賀高穴穗朝、无邪志國造同祖、兄多毛  
比命兒、穴倭居命定賜國造」と有るは、阿岐の次周防の前に載せられたれば皆此大島なり、後撰集戀一に「人知ず思ふ心  
は大島の成とはなしに歎く頃かな、」同四に「大島の水を運びし島々の云々此に同じ、」と有にて明らかなり、猶ほ其  
の次に引ける雄略天皇七年御紀に集<sub>ニ</sub>聚百濟所<sub>ニ</sub>貢今來手伎於大島中<sub>ニ</sub>託<sub>ニ</sub>稱候風<sub>ニ</sub>淹留と見え、繼體天皇二十三年御紀に  
却<sub>ニ</sub>還大島<sub>ニ</sub>と有も右と同じかるへし、但此には洲字なるを古に島と有は違へるに似たりと雖も、此は大八洲の一に取  
り彼は其ある狀に依れるが故に島字を用られたる者なり、(通證に屬<sub>ニ</sub>肥前國<sub>ニ</sub>者と有れども唯大島と耳云へるは周防の  
なるが故なり、又記傳に筑前國神湊より今道三里北の海中にも大島あり胸形の中津宮と申は此島なり、源氏玉鬘卷に  
「船人も誰を戀とか大島の宇良悲しげに聲の聞ゆる、」河海抄に「大島筑前國なり鐘御崎の近邊とあり、鐘岬の西方に  
當れりと有るも此の大島なり」と有は別なり、又「肥前國松浦郡平戸の東北の方にも大島あり、肥前の北壹岐の南な

り」とある此も大洲に非ず、右等を大島と云へるは何の事もなく見たる狀に依れるなれば此とは異なり、) 大多麻流別  
は大玉有別と云事にて、其陸地なる周防國の由縁に依る事なり、其は和名抄郡名に大島玖珂と並出たるも、大島の海  
中なるに合せて其陸地なる由の名なれば、周防を本にして其子洲なる事決なければ其國を別て、一島と成れる義を以  
大多麻流別とは云なりけり、周防に玉を云事は和名抄郡名に佐波郡玉祖(多萬乃於也)と見え、神名式に佐波郡玉祖神  
社と有などは是なり、此社如何にしてか大社の列には漏れ給へれども、三代實錄に貞觀九年三月十日、周防國從四位下  
玉祖神、從三位と有て神階甚高く御在し、又日本紀略には康保元年四月二日丁未、授<sub>ニ</sub>周防國座正二位玉祖神從一位<sub>ニ</sub>  
と見え、今昔物語十七(廿三語)に、今は昔、周防國の一宮に玉祖大明神と申す神在す、其社の宮司にて玉祖惟高と云  
者有けり云々など有は、其社の聞え高かりし故なり、但此神は其より後に成れる神にて此には關係らぬ事なれども、  
大多麻流別と云へは玉に義あるに依て云へるなり、(又此國に隣れる安藝國にも又思ひ合すへき事有り、其は國造本紀  
に阿岐國造、志賀高穴穗朝、天湯津彥命五世孫、飽速玉命定賜國造」と有は、明映玉命なるべく此に依れば、天湯津  
彥命の湯津は五百箇にて玉を貫連ねたる名なるべし、神名式に佐伯郡速谷神社名神大月次新嘗と有は其氏社なる可き  
が、速は映にて玉に縁あり、三代實錄に貞觀元年正月廿七日安藝國從五位上速谷神從四位下、同九年十月十三日授<sub>ニ</sub>安  
藝國從四位下速谷神從四位上<sub>ニ</sub>とあり、今平良郷に坐て二宮速田大明神と申すと云り、然れば安藝國と云ふも玉の明な  
る義を取れるにや、其は佐渡國造志賀高穴穗朝、阿岐國造同祖久志伊麻命四世孫、大荒木直定賜國造」と有る、大荒  
木直は姓氏錄右京神別天神に玉祖宿禰高御牟須比乃命十三世孫大荒木命之後也と有ると同じ人と思しく、又大島國造

の次周防國造の前に波久岐國造有り延住が頭書に波久岐可<sub>レ</sub>作與之岐、疑今周防國吉敷郡と有るは然る言なるに、瑞籬朝、阿岐國造同祖金波佐彦孫、豐玉根命定<sub>レ</sub>賜國造と有るも玉に依れる名にて、寶鏡開始章第二、一書に玉作部遠祖豐玉者作<sub>レ</sub>玉と有る此は神名にて別なれども玉作るに依て豐玉と云ふを考合す可なり、又阿尺國造思國造伊久國造染羽國造信夫國造白河國造等は何れも、阿岐國造同祖と有れば阿岐より支族の別れたるなるが、右の思國造は思得ざれども其外は皆陸奥國にて其に玉造郡有り、又神名式に敷玉早御玉神社有をも思ひ合す可し、續紀に玉作部なる人本國に往々見ゆ、○次生<sub>レ</sub>吉備子洲は第一第八第九一書にも大八洲の列にあり、古事記に生<sub>レ</sub>吉備兒島亦名謂<sub>レ</sub>建日方別と有りて大八島國の外にある是宜し、(右の文に然後還坐之時、生<sub>レ</sub>吉備兒島と有を一にして、二に小豆島、三に大島、四に女島、五に知訶島、六に兩兒島と有が中より、御紀には吉備子洲、大洲の二を、大八洲の列に加へられたれども決めて誤傳にて此の傳へを脱せるが故に事の混れたるなり、又此の兩兒島と云は雙<sub>レ</sub>生隱岐洲與<sub>レ</sub>佐渡洲と有を一の島の事と爲るは、古事記の誤なる事右の雙生の下に引て註せるが如し、然れば此還坐し時に生給へりしは島五なり、其小豆島は續紀卅八に、備前國兒島郡小豆島と有を、今は讚岐國寒川郡に屬りと記傳に云はれたるが如し、應神天皇二十二年御紀阿豆積辭麻の傳に云べけれども先心得置べし、此島の亦名を大野手比賣と云る大野は字の如く手は道なり、八十隅路を八十壩手とも云が如し、此島山峻岨しからずして大なる野を延したる如くなれば其意なるべし、女島は豐後國直入郡の東北に姫島と云ふ有る是なり、この事傳一より始めて天一根の事に合せ云へるを四神出生章第十一書速吸名門の下に合せ説べし、知訶島は釋紀に肥前國也云々と有を引て五島平戸などの島々を總稱なるべしと、記傳

に註されたるが如し、此事敏達天皇十二年御紀血鹿とある下に云べし、亦名を天之忍男と云へる忍は大なる事上なる隱岐洲の下に云へるが如く、男は峯にて風土記に或有<sub>二</sub>百餘近島、或有<sub>二</sub>八十餘近島と有る如く、海中に小山成る島々の多く列なるを以て云ふなり)記傳五(二十二丁)に「吉備は後に三國に分る、和名抄に備前(岐比乃美知乃久知)備中(吉備乃美知乃奈加)備後(吉備乃美知乃之利)とある是なり、吉備中國仁德天皇六十七年御紀に見ゆ、此は當昔已に三に分れて有しにや、但此後も多く吉備國と耳あり、天武天皇御紀上卷に、吉備國守なる人見えたるは三國を統たる守にや、又同卷に吉備大宰と云職も見ゆ、又和銅六年に備前國六郡を分て美作國を置れたり、名は黍より出たるなるべし、和名抄に木美と有れども美と備は古常に通はし云へり」と有は、然る言なり、小豆島は小豆に因れる名、粟島は粟に依れる名なるに合せて實に謂れたり、(應神天皇二十二年御紀の大御歌に吉備那流伊毛塙と詠せ給ひ、古事記高津宮段の大御歌に岐備比登等云々とも詠せ給へるは、其大名なれば正しく知られねども右に吉備中國と見え、安閑天皇二年御紀に、備後國、欽明天皇十七年御紀に備前の名見えれば其頃已に三國に分れたりしなり、然れば右の吉備國守は何れか一國のにも有べきかとも思ゆれども、大宰と有を以て見れば三國の守を兼たりし者なるべし、)兒島は、記傳に吉備國に兒の如く附る故の名なるべし、高津宮段に吉備國兒島之任丁と見え、萬葉六(二十四丁)に日本道は、吉備乃兒島乎、過而行者、筑紫乃子島所念香裳とあり、後に備前國の郡と成れり、欽明天皇御紀に備前兒島郡とあり、和名抄郡名に兒島(古之末)とある是なり、(右の高津宮段なる兒島之任丁を眞福寺本に兒島郡任丁と有るは却て誤にて、未其時に郡名を以て稱事は無りし者なり)建日方別と云亦名は古は吉備に屬る兒島とも云ふ狀なりしを後に



は其國と相接ける地理を思ふに、建は更るにて兩方より國と島との長け延て接ける由にて、武勇も健も其勢の進み長るなれば同じ意なり、日方は借字にて干潟なるへし、萬葉六(三十八丁)に潮干乃潟爾、多頭鳴渡、十五(六丁)に牟故能宇良能、之保非能可多爾云々などある是なり、然れば二神の生坐し初より干潟と成て國を接け給はむ爲に生み別給へりし意を以て、其國魂神の如此御名に負はしなり、漸々に其亦名の如く干潟と成て相接けるを以て、二神の見徹し坐し御徳の甚可畏き事を仰ぎ奉るべし(記傳に日方と云ふ風も有り、萬葉七に天霧相日方吹羅之と見えたる、此は東風を日方より吹く意を以て云へるにて別なり、潟は字書に海濱潮汐之地也と云へるが如し、潮の往來ふ地なるを記傳に天日方奇日方命に由有べき説も有れども、古事記には櫛御方命と有る時世も遙に後れたる事なれば如何)○山は是始起大八洲國之號焉の由は是は其數八に具へるを以て云ふなり、第一一書にも山此謂之大八洲國之矣と有り、古事記にも故因此八島先所生謂大八洲國と見えたり、楮て此大八洲國と云ふ名はしも二神の此時より起れるにて、唯有の任に命けさせ給へる者なり、四神出生章には二神の御言に看已生大八洲國及山川草木云云と有を以て知るべし、然れば葦原中國と云ふ事は、古事記の伊邪那岐命の桃子に告給へる御言に見えて共に古くは有れども、其は葦と云ふ物の生巡れる其中に在る國の義を以て宣へるなれば、生の任に大八洲國と云ひけるよりは猶後の事なるが上に其は天に對へて、大地の皆を云りと所思しければ廣くして皇國の摠號とも限らざる事、同章第十一一書に説を見て知るべし、(又此の第一一書に、有豐葦原千五百秋瑞穂之地と有るは大八洲國の嘉號には有れども、此は天孫降臨の時より後の事なれば、此に在は後の名を先に巡らされたるなれども事實に叶はず、大殿祭詞に、大八島豐葦原瑞穂之國と見え

たるも、大八島と云ふを本にして次に豐葦原瑞穂之國とは宣へる者にして深く御用意の有る事なり)寶劍出現章第一一書に見えたる素戔鳴命の御子に、清之湯山主三名狹漏彥八島篠、一云清之擊名坂輕彥八島手命、又云清之湯山主三名狹漏彥八島野とも申せるを、古事記に八島奴美神と有る共に合せて、地神本紀に大己貴神の亦名に部たる此正説にて共に大八洲國を經營給へる義の御名なり、又八千矛神の御歌に夜斯麻久爾、都麻々岐加泥氏と詠せ給へるなどを思ふべし、(繼體天皇七年御紀なる、勾大兄皇子の御歌に、野絶磨俱備、都磨々祁智泥底云々と詠せ給へるは、右の御歌に擬はせ給へる者なり、出雲神賀詞に、高御魂神魂命能、皇御孫命爾天下大八島國乎事避奉之時と有は、天下の全なれども大八島國を外國と混へざる文なり、次に大八島國、現事顯事、令事避支と有も同じ、譬へば子に家を讓と云ふは其家に屬る田畑山林迄を併せたる事なると同じく、大八島國を擧て萬國の意に用たる語なり)神皇承運章第一一書に所稱狹野者、是年少時之條也、後撥平天下、奄有八洲、故復加號、曰神日本磐余彥尊と有る、此は國號考(三丁)に大八島國といふ號は外國に對はず獨立て天下を摠云ふ號なり、倭建命の御言に吾者坐纏向之日代宮、所知大八島國天皇と詔給ひ、孝德天皇二年御紀詔に現爲明神御八島國天皇と詔給へり、公式令の詔書式にも朝廷の大事に用ひらるる詔には、明神御宇大八洲天皇詔旨と詔給ふと見えたりと云れたるが如し、(又孝德天皇白雉元年御紀に乃是階下及至千秋萬歲淨侶四方大八島云々、文武天皇十二年御紀に明神御大八洲日本根子天皇勅命者と見え、續紀詔にも多く有る事なり)又記傳五(二十一丁)に、上件八島を生坐せる序次、先淤能基呂島にして御合坐て淡道島、楮て西へ幸て伊豫之二名島、次に筑紫島と生坐し、北に折れて伊伎島津島を生坐し、東に廻りて佐渡島を

生坐し、南へ歸りて大倭島を生坐るなり、如此く其序漫りならざるに、唯隱伎島耳亂れて筑紫の前に有こそ甚もく、不審しけれ、故書紀と合せて考るに八島の次第、彼紀は六の異説有れども隱伎は何れも佐度の前に在り、此記も必然有べき者をや、舊事紀の八島の次第は、全く此記を取りて書ける者なるに對馬洲、次隱岐洲、次佐度洲と有は克叶へり云々と有る實に然る言なり、(又同記に然後還坐之時云々と有る、島々を生坐る序次も右の如く東より西へ廻坐り、先吉備兒島は備前なり小豆島亦同じく、其より西に幸して生給へる大島は周防なり、次に女島は豊後知訶島は肥前なり、兩兒島は隱伎と佐度とを雙生し給へりし事の誤傳なれば其除きて云はず、又右に引ける記傳の始に淡島の事を云れたれども此は淡路の隣なるとも定め難き説有るに依て其を省きたり) 偕て二神破馭廬島を國中<sup>ニ</sup>之天柱と爲て、左右に分れ旋り給ひて其天柱の一面に會給ひし時に、陰神の先唱へるに陽神の和し給ひしに依て祥無かりしを、推て違合ひ爲給へりしかば、蛭兒と淡洲とを生給ひけり、其蛭兒は三年迄待試み給ひしかども、葦尙生立ざりし故に流る、隨に放棄給へる、是今の渡島なり、次に淡洲を生給へる此は粒々と其數は若干なりしかども又祥はしからざりければ淡め坐て共に御子の列に入給はざる、此れ即ち大地に分散ける外夷の萬國共なり、此は此章には無き事なれども、第一一書及古事記の傳々の説にて必ず斯る可なり、此より天神に卜問して今般は陽神先唱へ陰神後に和へ給へる其次序違はざりしに依て、先巡らして大八洲國を産給ひ、再巡坐て五の島々を生給へるが、其等は各屬る國有て其子洲の如くし有ければ、受張て正しく國と云物は八洲國耳にして即貴御子とも申べき大御國なる者なり、其は譬へば二神の御子神等は多に坐せども最後に成り坐せる天照太神等の神々を貴御子と御父大神の稱擧給ひし如く其御徳も何も萬神

の比に非るが故に古語拾遺に天照太神者、惟祖惟宗、尊無<sup>二</sup>、自餘諸神者、惟子惟臣誰敢比と有と同じ狀にて、蛭兒淡洲等は此自餘諸神の如く大八洲國は天照天神の如く萬國に君として尊き事<sup>二</sup>なき者なり、(其は例共多き事にて古事記日代宮段に、凡此大帶日子天皇之御子等所<sup>レ</sup>錄廿一王、不<sup>レ</sup>入記五十九王、并八十王之中、若帶日子命與<sup>レ</sup>倭建命亦五百木之入日子命、此三王負<sup>レ</sup>太子之名、自<sup>レ</sup>其餘七十七王者、悉別<sup>レ</sup>賜國々之國造亦和氣及稻置縣主也、故若帶日子命者治<sup>レ</sup>天下也とある如く、二神の國土の尊卑を定め給へる狀も又然り) 萬葉五(三十一丁)に神代欲理、云傳介良久、虛見通倭國者、皇神能伊都久志吉國、言靈能、佐吉播布國等、加多利繼、伊比都賀比計理と有は、神代の古語を云顯はしたる者にて作者の心に非る事云も更なるが、其伊都久志吉國とは、古事記に見えたる二神の互に宣ひ入給ふ御言に、愛我那邇妹命とも、愛我那勢命とも宣へる愛是なり、彼蛭兒淡洲共の御子の列に入ざるは、淡め惡み坐に依ての事なるを如此く愛く生まれ奉る事はしも、夫婦の御序次の善はしく調ひて御合坐るに依る事にて、此大八洲國に生と生出る人の性に備りて、又萬葉十三(十丁)に葦原能、水穗國者、神在隨、事擧不爲國と有が如くにて、萬事に就て美たき可美大御國になむ有ける、(彼蛭兒淡洲などの成れる夷狄の國々は然らず、陰神の先言し給へりし性を受得たるが故に、君臣父子夫婦昆弟長幼の序次正しからざるを以て、天神より聖哲と云者を出し給ひて其の教訓に従はしめて、其行ひを正す事なるは是も亦天神の御命を請て改め給へるに依る事なり、此事第一一書に就て委しく云事なれども、此には事の序に少か其端を云ふ者なり、然るは始終に亘りて予が説の貫き立つ所此なれば心を着べし) ○對馬島は第七一書には壹岐洲の後對馬洲と出て大八洲の一なり、古事記も其順次に伊伎島の次に生津島亦名謂<sup>レ</sup>天之狹手依比

賣と見えたる其必然るべし、此も例に依れば對馬洲と書る可を島と有るは大八洲の列を除きたるが故なり、通證に此紀二尊所產生者用洲字、潮水所凝成者用島字と有る意味を以て記されたるが故なれども此は決く私事なり、下に引る天智天皇御紀に對馬國と有からは大八洲の一なる事云も更なり、然れば此に潮沫或は水沫の凝成れる由に傳たる、其より西方なる外國共の事に混れつる事其に註せるが如し、(舊事紀には二處に同じ事の出たる、共に大八洲の部に入れるは美たき事なり、然れば此を始て一書共の大八洲の説共は異なる傳々なり)對馬は萬葉一(二十六丁)に在根良對馬乃渡々中爾とある、在根良は布根竟の誤にて津と續けるなり、然れば古事記なる津島其正字なるべし、記傳五(十九丁)に「毛母布禰乃、波都流對馬と詠る如く、韓國の往還の船の泊る津なる島なり」と有るは然る言なり、(又「魏志と云ふ漢籍に此島の事を對馬國と有り、此は此方にて津島と云を彼國にて聞傳へ誤て如此は書る者なり、偕て書紀に即ち此文字を假字に取りて書れたり、津島の假字に對馬と書むは、然る例有れば然もあらなむを島字を添へられたるこそ心得ね、島々と重ねて云ふ名は有るべき事かは、淡海の海など云ふ例とは異なる者をや、敏達天皇十二年御紀には津島と書れたる所有り、是古の書體なり」とあり、允恭天皇四十二年御紀に對馬と見え、天智天皇六年御紀に對馬國と有れども、正しくは津島と書るべき事なり)亦謂天の狹手依比賣は伊伎島の天一柱と云て男莖形にして獨立るに對せて其國體に就て思ふに、記傳に「魚取具に纏てふ物も有り」と云れたる其は中凹かにして、女陰の形を成して用を爲す者なれば、狹手依は纏依なるべきや、其は萬葉四(四十一丁)に網兒之山、五百重隱有佐堤乃埜、左手蠅師子之云々とある、其山の五百重に隠れるが纏の状態なるを思ふべし、但纏てふ物名有りて後に佐傳の言有に非ず今も俗

に物を攪寄る事を佐傳流と云ふを以て知べし、然れば國と成るべき物を佐傳寄て女神の形に成せる義の名なるべし、(和名纏に、纏蛭如箕形、狹後廣、前名也和名佐天とあり、萬葉一に上瀬爾、鵜川乎立、下瀬爾、小網刺渡云々、九に三河之、淵瀬物不落、左提刺爾、十九に平瀬爾波、左泥刺渡云々などある、此は狹手の例に引耳なり、又大伴狹手彦と云人名なるも然り)○壹岐島は第七一書には、對馬洲の先に壹岐洲と有て大八洲の一なる其正説なる事右に註るが如し、古事記舊事紀共に其如くにて、生伊伎島亦名謂天比登都柱と見えたり、(皇極天皇元年御紀にも、壹岐島と有て洲字を書けるは外には見當らねども、此には必對馬も共に洲と有るべき所なり)記傳五(十七丁)に、「萬葉十五(二十五丁二十六丁)に由吉能之麻と見え、和名抄にも壹岐島は由岐と書し、大和物語に先帝の五の玉の御女は一條君と云て、京極の御息所の御許に侍ひ給ひけり、善も非ぬ事有て罷出給ひて、由伎の守の妻にて在すかりて云々など有るに因りて、由伎を古訓と思ふ人有れど、繼體天皇二十四年御紀の歌に、武智左屢樓、以祇能和駄喇鳴と詠み、此記にも伊字を書き壹字も由の假字に非ねば本は伊伎なる事明らけし、然れども懷風藻に伊支連と云ふ姓を目錄には雪連と作き、又彼萬葉に由吉と有るなどを以て思ふに必由伎とも通はし云ふべき故有る名義と見えたり、行も通はして伊伎とも云へり此も同じ例なり、故思ふに天武天皇五年御紀に、齋忌此云踰既と有る齋忌は、伊牟、伊波布、由麻波留、由々志、由豆伊豆など様々に云ふ言にて、伊と由と通へり、斯在れば齋忌も古は伊伎とも云ふべし、若くは息長帶比賣命の辛國を征に幸行し時など此島にして、神を祭り坐とて齋忌の事の有けむ故の名にもや有む、齋忌古は大嘗に限る可からず」と有るは尤なる説なり、其は太神宮月次祭、又神嘗祭詞に由貴能御酒御藝など有を、建久行事記には唯

に其奉る物を云ずして由貴と耳云へるは神を祭るには、齋清めて仕奉るが故なり、然れば韓征の御時の例など有りて後には其渡る人々の此にて神を祭鎮めて渡る事なりし故に、自然に國名とは成れるなる可し、其は山を越るには必其坂路にて幣を手向けて過ぐる事なりし故に、終に手向と云て名の如く成れるが如し、古語拾遺に天照太神を倭笠縫邑に遷し奉れる時の、宴樂歌に美夜比登能、於保與須我良爾、伊佐登保志、由伎能與呂志茂、於保與須我良爾と有る、由伎能與呂志茂は齋の宜しもにて、此は唯其祭る事を由伎とは云へるなり、右に引る萬葉一に在根良對馬乃渡々中爾、幣取向而、早還許牟と有るは、三野連なる人の入唐時に贈れる歌なるを思ひ合せて、記傳の説の允當れる事を知るべし、又一の考に「辛國へ渡るに先此に舟留て息む故に、息の島か」と有は諾ひ難し、天比登都柱とは海中に獨立て對馬なる女神に相向ふ耳にして、大日本又筑紫よりは遙に離れて、其佗に相對へる洲國の非る謂なる事、伊豫洲はしも飯依比古と愛比賣、建日別と大宜都比賣と夫婦の國二並ぶが故に、二名洲と云ふを此は天之狹手依比賣と唯一並なるを以て、天一柱とは云へるなりけり、(記傳に「海中に離て一ある島なればなるべし、萬葉三に淡路島中爾立置而と詠るも、柱と云つべき由あり、神代卷に以破馭盧島爲國中之柱」とも有り)と云れたるを考合すべし、名義、天比登都柱と云へる柱は男神の謂ひなるべし、和名抄に玉莖(男陰名也)楊氏漢語抄云屨(破前一云麻良云々)とある破前は柱なり、古語拾遺に男莖形を、袁波是賀多と訓るも男柱形なるを思ひ合すべし、又天之狹依比賣と相對ひて男神と云ば此神より外には非るなど考合せて曉る可なり、(右の古事記の註に訓天如天と有は記傳に云々阿米乃阿麻乃などは云々直に阿米某と云ふを如是は註せり、下卷檜垣宮段に訓石如石なども有り)○對馬島壹岐島、及處々小島、皆是潮沫凝成者矣、亦曰水沫凝而成也と有は、此の章の中にも殊に愛たき古傳なるが中に、右の二島は共に大八洲の一なれば、此は異なる説には有れども、處々小島云々の事を如此く傳へたるなむ、甚々偉慶しき神の賜物には有ける、鈴屋大人説に「處々小島と有るは必しも小嶋耳には限る可からず、大八洲の外なるを皆凡て如此は云へるなれば其中には大なるも多有ぞかし、然れば皇國に屬る島々耳ならず、諸の外國をも大なる小さきを云はず皆此内と爲べきなり」と有るは、彼思兼深き大人にして深く思慮り得られたる可美説言なりかし、(此は記傳五の(二十八丁)に此文を引て註されたる説なれども、餘りに珍らしく所思ゆる故に殊更に其名を出せるなり)偕て其處々小島はしも謂ゆる淡洲の事なり、其を古來紀伊國と淡路國との間にある島名と心得る事には有れども、此は何となき名も無き小島を云ふ名にて皇國の内にも處々に然る名の小島の多在るは本より謂れ有る事なり、二柱神の生坐しはは八洲と又還坐し、時に生坐し島々にて、古事記に所見たる其數僅に十四と先に生坐し、蛭兒淡洲との内、兩兒島は傳の誤なるに依て此を除きて、凡ては其數十五計なるを鎮火祭詞に神伊佐奈伎伊佐奈美乃命妹妹二柱嫁繼給、國能八十國島能八十島乎生給、八百萬神等乎生給云々と有とは、此上なき違ひなり、又生島神詞に皇神能敷坐島能八十島者谷蟻能狹度極、鹽沫能留限、狹國者廣久峻國者平久、島能八十島墜事無、皇神等能依奉故爾云々と有も亦右に同じ、斯れば右の八十國と云ひ八十島と云るは此大地に屬る萬國ならでは合はず、然れば右の十五は其數を合せ總たるにて此も彼も云以て行く時は、共に歸る所は萬國と成なり、(右の祝詞の文は天神の御言なるを其御言に、國能八十國島能八十島とある上は、正しく八十國八十島なるを、誰も々々詞の文なりとして深くも考へざるは漏漏なる事なり、予此に委しき説有りて已に祝詞講義に註へり、但右の八十は數の名には非らず、八十神、八十人、八十子など、古書に云へ

る如く唯數の多き事なり、右の中に蛭兒は今の蝦夷島なる事第一一書に註す如く、淡洲は紀伊國なるを始として皇國の國の邊に許多有りて、其餘は此大八洲國より西方に在ゆる萬國是なり、淡洲の淡は軽く小き由なり、萬葉二（三十六丁）に零雪者、安幡爾勿落とある、安幡は淡には非らず、又沫にては本より非らず、安幡は小粒なるを云ふなり、此を勿落と禁止めたるは、小粒なる雪は却りて深く積りて、大雪と成れればなり、穀類の粟も右の如くにて、味の淡しき耳ならず、其小粒なるを以て稱けたる者なる事云ふも更なり、然れば阿波の言義は大僅なるべし、（大を阿と云ふ事古言に多く、僅は波と約る言には非れども凡て波と云ふ言はしも、僅なる義なる事今更に云ふ迄も非らず）故二神の國生坐し始に、大島と云へるは此大八洲國より外には無くして、其餘は處々小島にて有つるなり、然るに漸次に潮沫水沫の凝成て形の如く大なる國とは成れども、皆其始は粒々と小き淡洲の散在なるを基として、出來たる事故に、國生の古傳には、生淡洲とも處々の小島とも有て、其末の事迄は云はざる故に、此一枚の天地を別なる域として、神の御力の及ばざる界と爲めり、（凡皇國より外なる我共の國々を、一に阿自夜二に遙呂婆三に阿夫理加四に南北の阿米理加等なるが、其は阿自夜より次々西方へ開け行たる者なるが、阿自夜は皇國、赤縣、印度等を收めたる一大部なるに、阿自夜と淡洲と言の近きは、我古言を訛れる者と見えて、其名義の西洋にても明らかならざる由にて、或曰神聖首出之國也なども或書に云へり、但右等の稱は天下萬國の君國と有る皇國より命せ給へる名に非れば、此を其任に用る事は皇神等にも天皇尊にも恐あり、此よりは西蕃とか西戎とか遠西とか荒西とか云ふ狀に卑しめ云ふべき者なり、其より漸々に凝合ひて大きく國形を成せる故に、我が皇神等の御心と彼國神に負せて、各其地方の言を以て、其名を命し令號給へる者と見ゆ、寶劍出現章第四一書に、素戔嗚尊、帥其子五十猛神、降於新羅國、居曾戶茂梨之處

云々、初五十猛神、天降之時、多將樹種而下、然不殖韓地、盡以持歸と見え、第五一書に素戔嗚尊曰韓鄉之島、是有金銀、若使吾兒所御之國云々と有は、其地方を始めて經營給へるなり、口訣に素戔嗚尊始開新羅也と有る耳ならず、實は萬國を開給ふに先立て新羅より事始め給ふ事其傳に云ふを見て知べし、欽明天皇十六年御紀に百濟國に仰下さるゝ語に、原夫建邦神者、天地割判之代、草木言語之時、自天降來造立國家之神也と有るは、此に合せ考ふるに決く右の二神なる事云ふも更なり、出雲風土記なる八東水臣津野命の國引文に、栲衾志羅紀乃三埼矣云々、北門佐伎乃國矣云々と有る、佐伎は齊明天皇六年御紀に、百濟の軍士等が、新羅と戰ふに、據任射岐山と有れば此も百濟の地を云ふなり、如此く外國々を御心の任に引寄給ふと云ふも、皆我が皇神等の造給ふ枝國なるを以てなり、神名式に韓國伊太氏神社と申すが、意宇郡に二社、出雲郡に三社有るを思ひ合すべくなむ、（右の八東水臣津野命と申すは素戔嗚尊の御事なる由、予考へ得たる説有れば、寶劍出現章に就て云ふべし、然れば右の新羅は退城にて、其大神の天より逐はえ坐し、由に起り、百濟と云ふは其天降り坐し、謂なるべく、曾戶茂梨は其神の在し、地に、須佐と云ふ地名の皇國に多在る如く、曾戶は須佐なり、茂梨は主にて其神戶を定め御し、謂なる可し、茂梨に主字を書くは萬葉に山主と作るを以て知べきなり、然れども右の新羅或は韓地など云は區別たる名にこそ有けれ、廣くは悉く萬國を指て常世國とは云けるなり、寶劍出現章第六一書に其後少彥名命、行至熊野之御碕、遂適於常世鄉矣、亦曰至淡島、而緣粟葦者則彈渡、而至常世鄉矣とある是なり、右の熊野之御碕は出雲國意宇郡の碕なるべし、其は次なる淡島の事を伯耆風土記に、伯耆國相見郡、郡家西北有粟島、少日子命、蒔粟葦實離々、即載彈渡常世國、故云粟島と見えたる、此二を合せて云むには、熊野之御碕より出立たし坐て、粟島より渡り坐るは此の淡洲彼の淡洲に相通ふ

由に本着て往坐るなるべきが、三五本國考に云れたる如く、我少彦名命赤縣に天墮し給へる、漢名を秦一小子と申すを、扶桑神州より出興し給へるに依りて東華大神小童君とも青真小童君とも申す由に云れたるは、然る物にて彼淡洲の成れる常世の唐戎の國々に、嘉穀と愛貴ぶ物は又粟なる事こそ奇しく妙也けれ、淮南子天文訓に古之爲度、升合量衡輕重、生乎天道、秋分粟定々々而禾熟、律之數十二粟而當一粟、十二粟而當一寸、分一寸而爲十分、一寸而爲一尺云々と有る粟は高誘註に、粟禾穗粟字甲之芒也と見え、禾は説文に嘉穀也、以二月始生八月而熟、得之中和一故謂之禾云、凡禾之屬皆从禾と有は粟を主と爲が故なり、粟は嘉穀實也从鹵从米と有など、皇國の地には瑞穂の嘉穀なると同じ狀なり、又其粟は少彦名命の持渡り坐るが、彼國にて其出來始なるを思ふ可し、(彼土にては凡ての穀を粟と云ふも此より出たる者なり、右の如く天地の中和を得たる穀なりなど理窟を付て此上なき穀と爲る事はしも、其地方に住みては佗を知らざる故に至極の事なりと思ふらめども、我瑞穂國より見ては又憐れむべき者なり)斯れば淡洲は粟洲にて我が瑞穂國に對へて又萬國を云べき名なりけり、但二神の初には未粟などは非ざりしかば小粒にて多く出れるが故に、淡め惡み坐ての名にも有るべけれど、又穀の粟も其には嘉穀と云ふ物にて其地に良はしきなども又奇しき事なり、此を以て淡洲は此の處々小島にて其即ち國能八十國、島能八十島にて、潮沫水沫の凝成れる事を知るべし、(但淡と沫とを一に爲べからず、淡は阿波、沫は阿和にて言異なり、猶淡洲の委しき事は第一書にて説くべきなり)○潮沫之凝成は、生島神詞に鹽沫能留限とある是なり、此を唯に鹽沫の行き留る意として、大地の限りを云ふ語と心得る事なれども然らず、二神の淡洲と云て處々に小島を多く頒け給ひて國土と成るべき機關を成置給ひけるを潮沫の凝寄りて土砂と成り、漸次に積り累りて彼礮馭盧島の成れる始の如し、但其は神代の古昔耳然るに非ず、天地の

有の極みは生國足國と云ひて、人などの身の生長が如くして、この國土も生長つ物なるが故に、古に小島と云ひしも今しは四夷八蠻と、皇大御國に屬奉るべき萬國の許多に成れるを以て、猶行末の較略をも想像るべき者なり、(此事已に傳五沫蕩尊の下に云り考ひ合すべし、皇國には斯る委しき萬國の古説有るを得知すて、彼と此と異なる天地の如く思ひ取て、正しき神代の古傳を置て、遙に遅く成れる外國の妄傳説を信と思ふ人も有るは如何)然れば二神の生み置すと云ひながら、御子の列には入給はず、奴僕の如く貶し給へりしを、素戔鳴尊の巡作らし給ひけるに、大已貴命、少彦名命、二柱に事依して經營ら令給へるを、少彦名命は常世國に渡り給へりしかば、大已貴命は此皇國を専ら造り給ひ天神、御子に此國を遊り奉り給へる後に、常世國に渡らし給ひて少彦名命と、共に歸り坐し事、文德天皇實錄に所見たるが如し、然れども大已貴命は大國主神と申して、幽に萬國の主宰と坐が故に、生國足國神とも、生島足島神とも申して、二神の御跡を繼ぎて國能八十國、島能八十島を終り堅め御在るが故に、此の潮沫凝成者矣の語を結びて、祝詞には右に引る如く有るなりけり、此事祝詞講義に已に説るを見合て曉るべし、然れば此の文は二神の國土の始より、大已貴少彦名命の國造の事に迄係て心得べき文なりかし)○水沫凝而成也と有る此は、潮水の泡沫を云ふなり、潮を水と耳云ふ事は古事記(身禊段)に於水底滌時云々於水上滌時云々と見え、萬葉十九(四十二丁)に水上波、地往如久、船上波、床座如と詠せ給へるを、始として集中例多かり(右の古事記なる同じ事を、四神出生章第六一書には、沈瀧於海底とも、潛瀧於潮中とも、浮瀧於潮上とも有るを見合せて知るべし)水沫は水にも潮にも云語なり、神武天皇御紀に、於是天皇云々、造作八十平瓮天手挾八十枚嚴瓮、而陟千丹生川上、用祭天神地祇、於彼菟田川之朝原、譬如水沫、而有所咒著也とある、如水沫而有所咒著也は水沫の朝原に依着を咒に依て著と云ふ

が如くなれども、此を加志理着と訓るは、今俗にも此より行と物と合て離れざる事を、加自理着と云ふは古言の遺れ  
 るなり、此水沫の事は此に然しも用無れども、加自理着と云ふ事の状は水沫の凝聚る譬に引ける耳なり、(萬葉五に水  
 沫奈須、微命母、六に三吉野、瀧乃水沫、十一に是川、水阿和逆纏、行水とも、鹽滿者、水沫爾浮なども有り、水沫  
 は美邦和と訓むべきなり)傳三(沫蕩尊條)に引ける、宗像社緣起に「第一神は海淡を集めて、島を築き居を遠海の  
 奥に示し給ふ、末の世に至る迄異國を降伏し給ふべき由、御誓有りて彼島に留り給ふ、即ち奥御島と號す、是日本と  
 高麗との中間なり云々」と有るは、海淡は海沫を誤れるなれども、後人の決に思ひ寄まじき説なり、此類の説は色葉  
 字類抄に、近江國竹生島の成れる事を、爰淺井姬命與氣吹雄命、競勢爭力更去丸邇、下坐海中、其下海音云都  
 布都布、故云都布夫島、即件神凝水沫、而爲磐積風塵、而作島云々と有る、此は竹生島緣起、及帝王編年記など  
 にも出たるを、今は其宜しきに隨て引けるが、斯る事は自餘の神業にてすら右の如く成れる者を、況て國生み坐し、  
 大神等の神業にして、幾千萬の島と云ふとも潮沫水沫を寄せ聚めて成給ふべき者なりかし、(今も海邊にて浮石の堅ま  
 るを見るに、潮沫の風の共漂ひ巡ぐる間に忽ちに石の質を成すと云へり、況て國生み坐し、初より其凝て國と成迄に  
 は、何千萬の年月をやりたりけむ、其間には如何なる大なる島も出来ぬべき者ならずや、)然れば淡洲は大八洲國より  
 以前に成れりと雖も、其國形を爲す事は遙に後なる事右の如く、偕て潮沫の凝て大きく國と成るには其地中に入て隠  
 没たる淡洲も莫太ならむを唯神耳ぞ此を知む

右自嘉永七年二月七日始之、于時墨夷之騷動、幕府之薄弱、實是未曾有之珍事也、於是予志益固而、日夜  
 無怠戰々兢々、以上爲三朝廷、下爲萬世、綴此書而、聊充墨夷賊屠奸吏之役云爾、即四月六日也

穗積重胤謹撰

日本書紀傳 五之卷

神代上第五 八洲起元章

一書曰。天神謂伊弉諾尊。伊弉册尊曰。有豐葦原千五百秋瑞穗之  
 地。宜汝往循之。迺賜天瓊戈於是二神。立於天上浮橋。投戈  
 求地。因畫滄海而引舉之。即戈鋒垂落之潮。結而爲島。名曰  
 碓廬島。二神降居彼島。化作八尋之殿。又化豎天柱。

天神云々は、古事記に、於是天神諸命以、詔伊邪那伊邪那美二柱神、修理固一成是多陀用弊流之國、賜天沼矛而  
 言賜也と有ると、此は全く同傳なり、(舊事紀にも、天祖詔伊弉諾伊弉册二尊曰、有豐葦原千五百秋瑞穗之地、宜  
 汝往修之、と見えたるは、此一書を取りつゝも、天神を天祖に換へたるなど、少か文を異に爲る耳なり) 偕正書には、  
 天神云々の事は無くして、二神の御自ら思ほし立坐せる如く記されたるは、神世七代章の首に、天神の御名を出され  
 ざるが故にても有るべきなれども、瑞珠盟約章に至りて、伊弉諾尊功既至矣、德亦大矣、於是登天報命仍留宅於

日之少宮<sub>ニ</sub>矣と有るを以見れば、正書は甚く事略ぎて記されたる耳こそ有けれ、其意味に取りては異なき者と所見たり、(天孫降臨章には、何處にも高皇產靈尊云々と記され、神武天皇御紀なる詔命に、我天神高皇產靈尊大日靈尊と、并べ申し給ひ、顯宗天皇三年御紀に所見たる月神の御託言に、我祖高皇產靈尊、有<sub>テ</sub>預<sub>テ</sub>鑿<sub>テ</sub>造天地之功云々と宣ひ、又日神も人に著りて、我祖高皇產靈尊と詔給へるは、何れも正書の續きなるに、天神の御名の出たるを以て思へば、神世七代章の首に天神の御名を略かれたるは、其成し坐る事實を表に立て、御名を幽<sub>カ</sub>せるなり、然れば釋紀に引る私記に、今此書者、獨初取<sub>テ</sub>地上之神治<sub>ニ</sub>地下<sub>ニ</sub>者也、故不<sub>レ</sub>及<sub>テ</sub>天神之在高天原者也、と有が如きには非ざるべし、山蔭に云れたる如く、強ひて漢籍めかし給へる耳には非ず) 偕此一書は、古事記と同傳なるに就て、其聯<sub>ツ</sub>の文を上<sub>ニ</sub>索むるに、神世七代章第四一書に、高天原所<sub>レ</sub>生神名曰<sub>ニ</sub>天御中主尊、次高皇產靈尊、次神皇產靈尊と有に應<sub>ヘ</sub>り、然れば、此に天神と有るは、右の三柱にて渡らせ給ふ事、照し合せて曉るべき者なり、(記傳に、「天神諸とは、初段に所見たる五柱天神なり」と云はれつれども、彼記の序にも、乾坤初分參神爲<sub>ニ</sub>造化之首<sub>ニ</sub>と有りて、右に引ける此紀の文と合へれば、右の三柱耳にて、可美葦牙彥尊天常立尊迄は係らざるべし、如何と云ふに、此二神も、共に彼の三柱の勅を奉けて行ふ列の神に坐すべければなり) 偕、彼月神の御託言に、我祖高皇產靈尊、有<sub>テ</sub>預<sub>テ</sub>鑿<sub>テ</sub>造天地之功と有るが如く、其事は委<sub>ニ</sub>ね任<sub>ニ</sub>して循<sub>ニ</sub>しめ給<sub>ニ</sub>ひ乍<sub>ニ</sub>も、幽<sub>ニ</sub>より其靈を共に副<sub>ニ</sub>へて、二神の御徳を大に成して、其御功を令<sub>ニ</sub>立給<sub>ニ</sub>へる事、申すも更なれば、二神の國生の御業も何も、云ひ以て行れば、右の三柱の顯迹なること、已に傳<sub>ニ</sub>に註せるを見て曉るべし、但し此は此二神に限らず、凡ての神の上にも人の上にも、預<sub>ニ</sub>給<sub>ニ</sub>ふ產靈の御靈なる事、下なる宜<sub>ニ</sub>

汝往循<sub>ニ</sub>之<sub>ニ</sub>の條に云ふを見て知べし、(又瑞珠盟約章の傳にも委しく云べし、此にて、人の死生の道を知り、又世間の人道をも知る事なれば、殊に大事の中にも、甚々止む事なき大事なる所なり) ○謂<sub>ニ</sub>伊弉諾尊伊弉册尊<sub>ニ</sub>曰<sub>ニ</sub>の謂曰は、迦多理多麻波久と訓むべし、此の第四一書に、二神相謂曰と見え、瑞珠盟約章第二一書に、天照太神謂<sub>ニ</sub>素戔鳴尊<sub>ニ</sub>曰<sub>ニ</sub>、寶劍出現章第六一書に、大己貴命謂<sub>ニ</sub>少彥名命<sub>ニ</sub>曰<sub>ニ</sub>、海宮遊行章に、兄弟二人謂曰など有る、謂<sub>ニ</sub>字を迦多流と訓めるに従ふべし、(類聚名義抄に、謂<sub>ニ</sub>字を伊布とも伊波久とも、能多麻波久とも、於母布とも、迦多流とも、迦多良布とも、物賀多理とも、註されたれば、迦多流と訓むも古かりけり) 其は人に對ひて、其狀は云々なると、其形狀を思ひ取るべく言ひ諭す義なり、然れば迦多流は形<sub>ニ</sub>有<sub>ニ</sub>にて、物を體に取りて云ふ事にて、物事を唯に述ぶるとは異なり、然れば此なるも、有<sub>ニ</sub>豐葦原千五百秋瑞穗之地<sub>ニ</sub>と宣給はせたる地<sub>ニ</sub>は、形にて、有<sub>ニ</sub>字を迦多流の流<sub>ニ</sub>辭には當れりける、(象を迦多杼流と云は、其物の形のある、其に則りて物の有を云ふとは別にて、此は其物の形を云て、心に思ひ取らしむる由にて、佗より取ると佗に移すとの差異あり) ○有<sub>ニ</sub>豐葦原千五百秋瑞穗之地<sub>ニ</sub>は、國號の謂ならず國と成るべき地有りと云ふ意なるが故に、地<sub>ニ</sub>字を書かれたるなり、正書に、底下豈無<sub>ニ</sub>國<sub>ニ</sub>歟と有と同じ意味なるにて古事記に、是多陀用幣流之國とある是なり、然れども猶紛らはしき書き狀なり、(國名と成れるは、天孫降臨章、是始なれば、其所に註すべし、山蔭に云く、古事記には、此所是多陀用幣流之國と有るを、如此記されたるは、後名を始へ巡らしたるにて、常の事なれども、此に此國號は似着はしからず) 是時、泥土砂土の漂蕩へる物耳こそ有りけれ、國とも何とも未だ差別なき間の事なりしかども、天神の御心にて、國とも地とも成るべき事を思ほし定め給ひて、二神



に斯る物有りとは謂はせ給へるなれば、後に號給へる瑞穗國などの事は思ひ及ほして心得べきには非ず、(然れば、舊く地字を久邇と訓めるも、僻事には非ざれども、下に國と書かれたるを、此に故なく字を換らる可きならねば、その訓を外に求むべきかと思ひしは、猶非ざりけり、本の任に久邇にて宜し)○汝往の往は天降坐す事を云へり、次に降居彼島と見え、下に、故還復上諸於天とも有るを以知るべし、往は、常には、緯に地上を往來ふ事に云へれども經に天地に昇降る事にも云へり、萬葉五(七丁)に、阿米弊由迦婆、奈何麻爾と訓めるは、是昇る事を往と云へるなり、四神出生章第十一書に、天照太神、復遣天熊人、往看之天孫降臨章に、以天穗日命、往平之、其第一一書に、勅天稚彥曰、汝先往平之など有るは、此と同じく天より地に降る事に、往とは宣へる者なり、(但し、其往は行至る事に云言にこそ有けれ、唯に昇降り爲るを、往と耳は云はざるなり、名義集に、夜流とも、伊奴とも、佐流とも、都加波須とも、伊多流とも、由久佐伎とも、訓れたる、其意を得て考ふ可なり)然れば、此は天神の御許より、二神を此國土に差遣し給ふ事を云ふなり、瑞珠盟約章に、登天報命、仍留宅於日之少宮矣と有るは、此の往に對ひて、其結なる事を明らむべし、然れば、此の正書は甚く、事略がれたる傳なる事、灼然き者なりかし、(然れども、正書にも、天より降坐し意味は有るなり、其は立於天浮橋之上と云ひ、降居彼島と有るを以て知られたり、此國土に成坐る神ならむには、何の故にか、天浮橋には立し給はむ、又天より降り坐るならざらむには、何を以てか降居とは云む、又彼島の彼は、其御立し坐せる天浮橋に對へたるなどを、思明らむべし)○循を斯良須と訓めるは、決て古訓にて、大に深旨有る事なり、此を古事記に、修理固成是多陀用幣流之國と有りて、此循字は、右の修理固成

の四字を約めたる者なり、通證に、循、類聚國史、元々集、神宮古本作修と有りて、舊事紀も然には有れども、循字を誤とも定め難ければ、猶本の任にて有りなむ、名義抄に、循を袁佐牟とも志多賀布とも訓めれば、遠き字義には非ざるなり、然るを、古史徴に、「循字、本共に循と有るは寫誤れるなり、類聚國史、又一本に脩とあり、都久流と訓べし、斯良須と訓めるは非訓なり」と有れども、同抄に脩音同修と有りて、此をも袁佐牟又那良布など有りて、同義なる者なり、且志良須を非訓と定られて舊訓を取れざるは妄なり)但し此は循字よりは、其訓の斯良須に義を取る事にて、此語は、四神出生章第六一書に、伊弉諾尊勅任三子曰、天照太神者可治高天原也云々と有る、治字、其同じ事を、其第十一書に伊弉諾尊、勅任三子曰、天照太神者可御高天之原也云々とある御字などを、斯良須と訓める、其義なる語ながら、此を唯に領知する事と思ふは非ずなむ有りける、(然れば、世人の治天下、或は御四海などの語を、唯其政事を掌給ふ事と爲めるは、其一端耳を知りて、意の其餘に及ばざる者なりかし)然れば、此の循は、謂ゆる浮膏の如くして、漂蕩へる物を混がして國土を作り成し給ふ事耳には非ず、惣てに互れる事にて、大地海原の諸神を生み給ひ、又、悉くに萬物を生み成し給ひて、形の如く此國土の成り竟る迄の萬事に係けたる御言にて、彼伊弉諾尊、功既至矣徳亦大矣と見えたる、御功德の全を申す事なり、是を以て、此循字に深く力を入れて、予が説言は物爲るなり、(然れば記傳四に、「修理固成の修理は、唯作と書くと同じ事なり、國を修理固と云ふ語は、記中に作堅其國」とも、作堅此國」ともあり、成とは成し竟へよと云ふ事なり云々」と説れたる、義理は然る事なれども、此説に於て盡さざる者なり)先、循字を、古事記に修理固成と有る其義を説きて末に其循の意を結ぶべし、此

は此二神に限らず、諸神にも人民にも、世に生とし活ける者、何れか此天神の勅任は奉らざりける、是則神道にて、人の業の因りて起る始なり、類聚名義抄に、業字を美知と讀む古訓有るをも思ふべし、(此事、已に見解有て、生島神詞講義に註せるが如し、披き見て其味ひ有る事をば知べき者なり)世人此を知れりや知らざるや、此宜<sub>ニ</sub>汝往<sub>ニ</sub>循<sub>ニ</sub>之<sub>一</sub>と有る天神の勅任なむ、謂ゆる神道と云ふ物にて、天下に被行る惟神の大道には有ける、天事の勅任を奉り行ふ事を、直に道と云ふ事は、古事記(御天降段)に、於是天照太御神詔云、亦遣<sub>ニ</sub>曷<sub>ニ</sub>神<sub>ニ</sub>者<sub>一</sub>吉、爾思<sub>ニ</sub>金<sub>ニ</sub>神<sub>ニ</sub>及<sub>ニ</sub>諸<sub>ニ</sub>神<sub>ニ</sub>白<sub>ニ</sub>云<sub>ニ</sub>、坐<sub>ニ</sub>天<sub>ニ</sub>安<sub>ニ</sub>河<sub>ニ</sub>河上<sub>ニ</sub>之<sub>ニ</sub>天<sub>ニ</sub>石<sub>ニ</sub>屋<sub>ニ</sub>、名<sub>ニ</sub>伊<sub>ニ</sub>都<sub>ニ</sub>之<sub>ニ</sub>尾<sub>ニ</sub>羽<sub>ニ</sub>張<sub>ニ</sub>神<sub>ニ</sub>、是<sub>ニ</sub>可<sub>ニ</sub>遣<sub>ニ</sub>、若<sub>ニ</sub>亦<sub>ニ</sub>非<sub>ニ</sub>此<sub>ニ</sub>神<sub>ニ</sub>者<sub>一</sub>、其神之子建御雷神、此應<sub>ニ</sub>遣<sub>ニ</sub>云<sub>ニ</sub>々、故爾使<sub>ニ</sub>天<sub>ニ</sub>迦<sub>ニ</sub>久<sub>ニ</sub>神<sub>ニ</sub>、問<sub>ニ</sub>天<sub>ニ</sub>尾<sub>ニ</sub>羽<sub>ニ</sub>張<sub>ニ</sub>神<sub>ニ</sub>之時<sub>一</sub>、答<sub>ニ</sub>白<sub>ニ</sub>恐<sub>ニ</sub>之<sub>ニ</sub>任<sub>ニ</sub>奉<sub>ニ</sub>、然<sub>ニ</sub>於<sub>ニ</sub>此<sub>ニ</sub>道<sub>ニ</sub>者<sub>一</sub>、僕子建御雷神可<sub>ニ</sub>遣<sub>ニ</sub>乃<sub>ニ</sub>貢<sub>ニ</sub>進<sub>ニ</sub>と見えたる、此道、即ち神道なる者なり、然れば、何神と雖も、其勅任を奉り其行ひ給ふ事、即ち道にて、四神出生章第六一書に、伊弉諾尊勅<sub>ニ</sub>任<sub>ニ</sub>三子<sub>ニ</sub>曰<sub>ニ</sub>、天照太神者可<sub>ニ</sub>以<sub>ニ</sub>治<sub>ニ</sub>高<sub>ニ</sub>天<sub>ニ</sub>原<sub>ニ</sub>也<sub>一</sub>、月讀尊者可<sub>ニ</sub>以<sub>ニ</sub>治<sub>ニ</sub>滄<sub>ニ</sub>海<sub>ニ</sub>原<sub>ニ</sub>潮<sub>ニ</sub>之<sub>ニ</sub>八<sub>ニ</sub>百<sub>ニ</sub>重<sub>ニ</sub>也<sub>一</sub>、素戔鳴尊者可<sub>ニ</sub>以<sub>ニ</sub>治<sub>ニ</sub>天<sub>ニ</sub>下<sub>ニ</sub>也<sub>一</sub>とある如く、高天原を治すべき神に坐す故に、高天原を勅任し給ひ、滄海原潮之八百重を治すべき神に坐し、又天下を治すべき神に坐す故に、各其所を勅任し授け給へれば、其高天原を治し、滄海原潮之八百重を治し、天下を治せる事、各其神道なり、斯れば、此の宜<sub>ニ</sub>汝往<sub>ニ</sub>循<sub>ニ</sub>之<sub>ニ</sub>と勅任し給へるも、國土萬物の祖神と爲りて、世中を立て給ひ定め給ふべき神に渡らせ給ふが故に、循<sub>ニ</sub>之<sub>ニ</sub>と勅任し給へる者にして、是ぞ高天原に事始めて、遠天皇の御<sub>ニ</sub>々<sub>ニ</sub>世<sub>ニ</sub>々<sub>ニ</sub>より、中今の<sub>ニ</sub>大<sub>ニ</sub>御<sub>ニ</sub>代<sub>ニ</sub>に至<sub>ニ</sub>る迄<sub>一</sub>、彌<sub>ニ</sub>繼<sub>ニ</sub>々<sub>ニ</sub>に<sub>ニ</sub>天<sub>ニ</sub>下<sub>ニ</sub>所<sub>ニ</sub>知<sub>ニ</sub>む<sub>ニ</sub>次<sub>ニ</sub>と<sub>一</sub>、皇御孫尊の天地の依合の極み、天津日嗣の所<sub>ニ</sub>知<sub>ニ</sub>看<sub>ニ</sub>す<sub>ニ</sub>神<sub>ニ</sub>道<sub>ニ</sub>の<sub>ニ</sub>因<sub>ニ</sub>て<sub>ニ</sub>起<sub>ニ</sub>る<sub>ニ</sub>基<sub>ニ</sub>本<sub>ニ</sub>には<sub>ニ</sub>有<sub>ニ</sub>り<sub>ニ</sub>ける、(然れば、鏡作神は鏡を作るを以て道と然給ひ、玉作神は玉を作るを以て道と爲給へる如く、其稟賦に因りて得たる幸を以て、道を行ふ事なり、但し今云ふ如くには、各自に道と云ふ物有りて、其行ひ異なるが如くなれども、云ひ以て行けば、天地間に唯一の神道には、今此には其細目を云へるなり、猶傳中、瑞珠盟約章、功既至矣德亦大矣の條、海宮遊行章なる海幸山幸の條、又孝德天皇三年御紀、惟神者謂<sub>ニ</sub>隨<sub>ニ</sub>神<sub>ニ</sub>道<sub>ニ</sub>也<sub>一</sub>と有る條に説かむを見合す可きなり) 偕、右の循<sub>ニ</sub>之<sub>ニ</sub>と總括て云ふ言を、記に修理固成と見えたる、修を都久理と訓める、其は國を生み神を生み坐し、事を云へり、其は古事記國生段に、爾伊邪那岐命詔云々、而以<sub>ニ</sub>爲<sub>ニ</sub>生<sub>ニ</sub>成<sub>ニ</sub>國<sub>ニ</sub>土<sub>ニ</sub>奈何<sub>ニ</sub>と有るを、下(黄泉段)に、伊邪那岐命詔之、愛我那邇妹命、吾與<sub>ニ</sub>汝<sub>ニ</sub>所作<sub>ニ</sub>之<sub>ニ</sub>國<sub>ニ</sub>未<sub>ニ</sub>作<sub>ニ</sub>竟<sub>ニ</sub>故<sub>ニ</sub>可<sub>ニ</sub>還<sub>ニ</sub>と見え、此結句は、此四神出生章第十一書に、時泉守道者白<sub>ニ</sub>云<sub>ニ</sub>有<sub>ニ</sub>言<sub>ニ</sub>矣<sub>一</sub>、吾與<sub>ニ</sub>汝<sub>ニ</sub>已<sub>ニ</sub>生<sub>ニ</sub>國<sub>ニ</sub>矣<sub>一</sub>、奈何更求<sub>ニ</sub>生<sub>ニ</sub>乎<sub>一</sub>、吾則留<sub>ニ</sub>此<sub>ニ</sub>國<sub>ニ</sub>、不<sub>ニ</sub>可<sub>ニ</sub>共<sub>ニ</sub>去<sub>ニ</sub>と有りて、伊弉册尊の白させ給ふ御言なり、此等を思ひ合せて、修は生給ふ事を云ふなるを知るべし、彼顯宗天皇御紀に、我祖高皇產靈尊有<sub>ニ</sub>預<sub>ニ</sub>鑄<sub>ニ</sub>造<sub>ニ</sub>天<sub>ニ</sub>地<sub>ニ</sub>之<sub>ニ</sub>功<sub>ニ</sub>と所<sub>ニ</sub>見<sub>ニ</sub>たる<sub>ニ</sub>產<sub>ニ</sub>靈<sub>ニ</sub>は、生<sub>ニ</sub>産<sub>ニ</sub>の<sub>ニ</sub>義<sub>ニ</sub>なる<sub>ニ</sub>に、鑄<sub>ニ</sub>造<sub>ニ</sub>と<sub>ニ</sub>宣<sub>ニ</sub>へ<sub>ニ</sub>り<sub>ニ</sub>し<sub>ニ</sub>意<sub>ニ</sub>味<sub>ニ</sub>の<sub>ニ</sub>契<sub>ニ</sub>合<sub>ニ</sub>へ<sub>ニ</sub>る<sub>ニ</sub>を<sub>ニ</sub>以<sub>ニ</sub>て<sub>ニ</sub>曉<sub>ニ</sub>る<sub>ニ</sub>べ<sub>ニ</sub>し、然<sub>ニ</sub>れ<sub>ニ</sub>ば、都<sub>ニ</sub>久<sub>ニ</sub>流<sub>ニ</sub>とは、元より無かりし物を、更に生み成すに起りて、却りて經<sub>ニ</sub>營<sub>ニ</sub>天<sub>ニ</sub>下<sub>ニ</sub>など<sub>ニ</sub>有<sub>ニ</sub>る<sub>ニ</sub>物<sub>ニ</sub>の上<sub>ニ</sub>を、修<sub>ニ</sub>理<sub>ニ</sub>ふ<sub>ニ</sub>事<sub>ニ</sub>に<sub>ニ</sub>云<sub>ニ</sub>へ<sub>ニ</sub>る<sub>ニ</sub>は<sub>ニ</sub>後<sub>ニ</sub>なる<sub>ニ</sub>者<sub>ニ</sub>なり、(然れば、寶劍出現章第六一書に、夫大已貴命與<sub>ニ</sub>少<sub>ニ</sub>彥<sub>ニ</sub>名<sub>ニ</sub>命<sub>ニ</sub>、戮<sub>ニ</sub>力<sub>ニ</sub>一<sub>ニ</sub>心<sub>ニ</sub>、經<sub>ニ</sub>營<sub>ニ</sub>天<sub>ニ</sub>下<sub>ニ</sub>と有るは、此に修理固成御功業を受け繼ぎ坐せる乍に、少か異なる所有りと知るべし、其は此には國土を生成し坐るを修ると云ひ、彼には國土を修理ふ事を都久流とは云へるなり、鏡作神玉作神などの作は、生成すには非ざれども、無かりし物を、新に作り成す事なれば、猶此の例なり) 理は袁佐牟と訓むべし、此は大地海原の諸神等に勅任して、各其事を掌しめ給ひ、天に上り坐して報命し給へるなどは是なり、寶劍出現章第六一書に、自後國中<sub>ニ</sub>所<sub>ニ</sub>未<sub>ニ</sub>成<sub>ニ</sub>者<sub>ニ</sub>、大<sub>ニ</sub>已<sub>ニ</sub>貴<sub>ニ</sub>神<sub>ニ</sub>獨<sub>ニ</sub>能<sub>ニ</sub>巡<sub>ニ</sub>造<sub>ニ</sub>云<sub>ニ</sub>々、

る幸を以て、道を行ふ事なり、但し今云ふ如くには、各自に道と云ふ物有りて、其行ひ異なるが如くなれども、云ひ以て行けば、天地間に唯一の神道には、今此には其細目を云へるなり、猶傳中、瑞珠盟約章、功既至矣德亦大矣の條、海宮遊行章なる海幸山幸の條、又孝德天皇三年御紀、惟神者謂<sub>ニ</sub>隨<sub>ニ</sub>神<sub>ニ</sub>道<sub>ニ</sub>也<sub>一</sub>と有る條に説かむを見合す可きなり) 偕、右の循<sub>ニ</sub>之<sub>ニ</sub>と總括て云ふ言を、記に修理固成と見えたる、修を都久理と訓める、其は國を生み神を生み坐し、事を云へり、其は古事記國生段に、爾伊邪那岐命詔云々、而以<sub>ニ</sub>爲<sub>ニ</sub>生<sub>ニ</sub>成<sub>ニ</sub>國<sub>ニ</sub>土<sub>ニ</sub>奈何<sub>ニ</sub>と有るを、下(黄泉段)に、伊邪那岐命詔之、愛我那邇妹命、吾與<sub>ニ</sub>汝<sub>ニ</sub>所作<sub>ニ</sub>之<sub>ニ</sub>國<sub>ニ</sub>未<sub>ニ</sub>作<sub>ニ</sub>竟<sub>ニ</sub>故<sub>ニ</sub>可<sub>ニ</sub>還<sub>ニ</sub>と見え、此結句は、此四神出生章第十一書に、時泉守道者白<sub>ニ</sub>云<sub>ニ</sub>有<sub>ニ</sub>言<sub>ニ</sub>矣<sub>一</sub>、吾與<sub>ニ</sub>汝<sub>ニ</sub>已<sub>ニ</sub>生<sub>ニ</sub>國<sub>ニ</sub>矣<sub>一</sub>、奈何更求<sub>ニ</sub>生<sub>ニ</sub>乎<sub>一</sub>、吾則留<sub>ニ</sub>此<sub>ニ</sub>國<sub>ニ</sub>、不<sub>ニ</sub>可<sub>ニ</sub>共<sub>ニ</sub>去<sub>ニ</sub>と有りて、伊弉册尊の白させ給ふ御言なり、此等を思ひ合せて、修は生給ふ事を云ふなるを知るべし、彼顯宗天皇御紀に、我祖高皇產靈尊有<sub>ニ</sub>預<sub>ニ</sub>鑄<sub>ニ</sub>造<sub>ニ</sub>天<sub>ニ</sub>地<sub>ニ</sub>之<sub>ニ</sub>功<sub>ニ</sub>と所<sub>ニ</sub>見<sub>ニ</sub>たる<sub>ニ</sub>產<sub>ニ</sub>靈<sub>ニ</sub>は、生<sub>ニ</sub>産<sub>ニ</sub>の<sub>ニ</sub>義<sub>ニ</sub>なる<sub>ニ</sub>に、鑄<sub>ニ</sub>造<sub>ニ</sub>と<sub>ニ</sub>宣<sub>ニ</sub>へ<sub>ニ</sub>り<sub>ニ</sub>し<sub>ニ</sub>意<sub>ニ</sub>味<sub>ニ</sub>の<sub>ニ</sub>契<sub>ニ</sub>合<sub>ニ</sub>へ<sub>ニ</sub>る<sub>ニ</sub>を<sub>ニ</sub>以<sub>ニ</sub>て<sub>ニ</sub>曉<sub>ニ</sub>る<sub>ニ</sub>べ<sub>ニ</sub>し、然<sub>ニ</sub>れ<sub>ニ</sub>ば、都<sub>ニ</sub>久<sub>ニ</sub>流<sub>ニ</sub>とは、元より無かりし物を、更に生み成すに起りて、却りて經<sub>ニ</sub>營<sub>ニ</sub>天<sub>ニ</sub>下<sub>ニ</sub>など<sub>ニ</sub>有<sub>ニ</sub>る<sub>ニ</sub>物<sub>ニ</sub>の上<sub>ニ</sub>を、修<sub>ニ</sub>理<sub>ニ</sub>ふ<sub>ニ</sub>事<sub>ニ</sub>に<sub>ニ</sub>云<sub>ニ</sub>へ<sub>ニ</sub>る<sub>ニ</sub>は<sub>ニ</sub>後<sub>ニ</sub>なる<sub>ニ</sub>者<sub>ニ</sub>なり、(然れば、寶劍出現章第六一書に、夫大已貴命與<sub>ニ</sub>少<sub>ニ</sub>彥<sub>ニ</sub>名<sub>ニ</sub>命<sub>ニ</sub>、戮<sub>ニ</sub>力<sub>ニ</sub>一<sub>ニ</sub>心<sub>ニ</sub>、經<sub>ニ</sub>營<sub>ニ</sub>天<sub>ニ</sub>下<sub>ニ</sub>と有るは、此に修理固成御功業を受け繼ぎ坐せる乍に、少か異なる所有りと知るべし、其は此には國土を生成し坐るを修ると云ひ、彼には國土を修理ふ事を都久流とは云へるなり、鏡作神玉作神などの作は、生成すには非ざれども、無かりし物を、新に作り成す事なれば、猶此の例なり) 理は袁佐牟と訓むべし、此は大地海原の諸神等に勅任して、各其事を掌しめ給ひ、天に上り坐して報命し給へるなどは是なり、寶劍出現章第六一書に、自後國中<sub>ニ</sub>所<sub>ニ</sub>未<sub>ニ</sub>成<sub>ニ</sub>者<sub>ニ</sub>、大<sub>ニ</sub>已<sub>ニ</sub>貴<sub>ニ</sub>神<sub>ニ</sub>獨<sub>ニ</sub>能<sub>ニ</sub>巡<sub>ニ</sub>造<sub>ニ</sub>云<sub>ニ</sub>々、

遂因言、今理此國、唯吾一身而已、其可與吾共理天下者、蓋有之乎と有る、此文に先造り成す事を云ひて、次に理と見えたる能く合へり袁佐牟は、吾身を主と爲て、事を佗に及ぼす謂にて、上にも下にも互る語なり、古事記(國作段)に、大國主神云々、是時有光海依來之神、其神言、能治我前者云々、然者治奉之狀奈何、答言吾者伊都岐奉于倭之青垣東山上、此者坐御諸山上神也、又同記(國避段)に、大國主神答白之、僕子等二神隨白、僕之不違、此葦原中國者、隨命既獻也、唯僕住所者、如天神御子之天津日繼所知之、登佗琉天之御巢而、於底津石根宮柱布斗斯理、於高天原氷木多迦斯理而治賜者、僕者於百不足八十垠手隱而侍と見え、垂仁天皇御紀に、倭大神誨之曰、皇御孫尊、專治葦原中國之八十魂神云々、汝御孫尊、悔先皇之不及而慎祭、則汝尊壽命延長、復天下太平矣と有るなど、皆神を齋祭る事を袁佐牟と云ふなり、然れば、此等を例と爲て、其上にも下にも及ぶ意の語なるを明らむべし、(和名抄に、修理職をば、乎佐女豆久留豆加佐とある、修は造るを事を云ひ、理は其職掌の人を司る由なれば、都久理袁佐牟と云ふべき語なれども、修理の二字を引合せて、如此は云ふなるべし、孝德天皇元年御紀に、修治宮殿と有ると同じ事なりながら、然倒に訓るは中古よりの事なるべし、欽明天皇十六年御紀に、修理神宮、天武天皇九年御紀に、修理天社地社神宮と有る修理の字を、都久呂比袁佐牟と訓めるを以て、修理固成の修理も、其例に訓むべき事を曉るべし、理字は、漢籍荀子は、少而理曰治と云ひ、字書に治理也とあり、或説に彼土の古書に治と有りしを多く理に換へたる事多し、其は唐高宗と云へる酋長が諱治と云へるを避けたるなりと云へり、皇國の古書を記さるゝ時に、何の心も着かれず、其換へたる任に被用たる可ければ、理字を其心にして、治と訓むべきなり、

孝德天皇二年御紀に、高向博士黑麻呂と云人の名有る下に、更名玄理と有るは字音に訓むべきかと思ふに、其始に高向史玄理と記して、久呂麻呂と訓めれば、字を更て玄理とも書けるを註されたるなり、然れば、理字を麻呂とも訓むにや、名義抄に、登々能布とも訓めれば、其義に當るべし、理字を麻呂と訓べくは、理天下と云ふは、同紀に、昔在天皇等世混齊天下而治と見えたる、混と同義に歸めり、但し此は事の因に云ふ耳、固は、彼浮膏の若き物を固めて、國土と爲給ふ事を云ふなり、神世七代章に、重濁之凝場難と有るを合せて味ふべし、然れば其物を專に作り成すを固とは云へり、幣磨風土記に、此二神を國堅大神と申せるを以て知るべし、古事記に、大穴牟遲與少名毘古那、相竝作堅此國と有るを尙委しくは、大三輪三社鎮座次第記に、初伊弉諾伊弉册二神、共生大八州國、及處々小島、而地稚如水母浮漂之時、大已貴命與少彥名命、戮力一心、殖生葦葦固造など見えたる是なり、(古事記玉垣宮段に、汝所堅之美豆能小佩者誰解と有りて、堅の反に解くを云を以て、言義を思ふに、迦牟牟は形聚にて、物の形を聚合せ結ぶ由なり)、語ると云ひ象どると云へる語共を合せて曉るべし)成は名爲にて、物を成せば名あり、其名なる事を物爲るに依りて云ふ語なり、古事記(國生段)に、伊邪那岐命詔、我身者成々而成餘處一處在、故以此吾身成餘處、刺寒汝身不成合處而、以爲生國土奈何、伊邪那美命答曰然善と有りて、生み成し坐る事を云へり、又同記(國作段)に、於是大國主神、愁而告、吾獨何能得作此國、孰神與吾能相作此國耶、是時有光海依來之神、其神言能治我前者吾能共與相作成、若不然者國難成と有る、此は成し竟ふる義なり、然れば、修と云は生むと同じき義ながら、其成竟る終迄には及ばずて、事の狭き意も有るを成は成り始るより成竟る迄を意に含みて、事

の甚廣くして止ざる由なり、寶劍出現章第六一書に、嘗大己貴命謂少彥名命曰、吾等所造之國、豈謂善成之乎、少彥名命對曰、或有所成、或有不成、是談也、蓋有幽深之致焉、と有るを思ひ合せて曉るべし、(卷一に引ける、景行天皇の大御言に、大倭國者、以行事負名國也、と宣る意をも此に取りて、成は名爲にて、其行事を云由を明らむべし、卷二にも名と云事を委しく云へり、如此く大抵似たる事ながら、少か異有りて、各味ひ有る事なれば、記傳の説とは等しからず)右の如く、天神の勅任を奉給ひて、夫婦の御睦を成し給ひ、御子を生み成し給ひて、此修理固成の神業を循せる御事にて、言まくも畏かれ共、今其大略を申さば、二神此に始て、夫婦と成給ひて、御子を生み坐せるに因て、親子と云ふ事出来り、其御子神等數多坐る中には、尊きも卑しきも有りて、其貴御子は自然に君上と仰ぎ齋られ給へれば、自餘の諸神は、其臣民の如く成りて、此に至りて君臣の差有りて、夫婦より父子を成し、又君臣を成せる者にて、其循し行ふ道と云は、修理固成是多陀用幣流之國と云ふ事にて、人性に依りて得て行ふ業神隨にして各異なり、此を幸と云ひ、其勉めて成し遂ぐる、此を功とも徳とも云ひて、古今萬國に貫通りて、天地の共常在に窮なき帝道、此に定れる者にて、辱しとも貴しとも靈しとも妙なりとも、云ひ知らぬ御事なりかし、(然れば、修は職業に云ひ、理は徳行に云ひ、固は志操に云ひて、成は成業に云へる者なり、恐けれども、皇御孫尊の御上を以て申さむには、修とは天津日繼と申して、天下の御貢を開看す御事なり、理とは天下の大御政を所知看す御事なり、固とは天神の御事依しの任に物爲給ひて、天下を平均く爲給ふ御事なり、成とは其天津日繼高御座の大御業を、天地の共窮なく傳へさせ給ふ御事にて、天下に在りと有らゆる人身に、一日片時も缺くべからざる神皇の大道是なり)

故其宜汝往循之と所見たる天神の勅任はしも、此時には直に二神に宣り給へるにこそ有りけれ、二神等八百萬千萬神とも云ふべく、許多の諸神等を生み給ひ、諸神等の後裔には、天下蒼生なむ出来りければ、此の天神の二神に勅任し給ふ御事はしも、諸神等にも天下蒼生にも、頂に蒙り奉りて受け行ふ所の神道是なり、然れば人の子と生れ出づる其始に、必ず先此天神の勅任しは奉る事にて、或は王公貴人と生れ、又は庶人と生れ出づる始より、身没る迄の所業は必ず定り有りて、人と成る者なり、然るは、伊弉諾伊弉冊二神の、此土に天降坐しに象りて、人に生と云ふ事あり、又瑞珠盟約章に、伊弉諾尊、神功既畢、靈運當遷、是以構幽宮於淡路之洲、寂然長隱者矣、亦曰伊弉諾尊、功既至矣、徳亦大矣、於是登天報命、仍留宅於日之少宮矣と有るは、此國土に幽宮を構へて、御靈を鎮め給ひ、天神の御許に上天に報命し給ひて、日之少宮に留宅り給へるなるが、又其に象りて、人に死ぬると云事あり、其生より死に至る中間にて誰も誰も不知不知に行ふ道ぞ、右に説ける道には有ける、(然るを世人動も爲れば彼儒道佛道など云へる枝道の小徑に云る事の、耳に近く目易きを羨みて、神道と云ふ名目を竊し乍も、其方狀に説き曲ぐる事はしも、神を誣ひ人を欺く業なり、我皇神の大道はしも、天皇の天下を統御し給ふ大道にして、古今萬國に亘りて、人と生れたる者の限りは、須臾も得離つまじき道なる者を、如何に僻心得しつる事ぞ、甚々怪しき者なりよ)○賜天瓊戈は、阿麻能努保古袁多麻比伎と訓むべし、古事記には、賜天沼矛而言依賜也とあり、舊事紀に、則賜天瓊戈而詔寄賜也と有るは、紀記を取合せて文を成せる者なる可けれども、僻事には非ず、其は彼四神出生章第六一書に、伊弉諾尊勅任三子曰、天照太神者可治高天原也云々、と有る事實に等しき所なれば、勅任し授け給へる意味を以て説く

べし、(言依と云は、其事を委ね依任すを云ふなり、此も其意を加へて見るべし、天瓊戈の事は、卷四天之瓊矛の條に云へり、神武天皇御紀に、昔伊弉諾尊、目此國曰、日本者、浦安國、細戈千足國云々)と有る、細戈は麗矛にて、此天瓊矛を云なり) 偕、天地の初發より此時に至る迄の事實はしも、皆隱身に坐す神の幽事の著見ゆる事なる故に、先は自然にして然有るが如きを、此は諦しく隱身の天神より、顯身の二神へ、初めて事を傳へ給ふより起りて、萬の事業を成し給ふ所なるが故に、賜と云ふ辭の出來りて、終には崇詞とは成れりける者なり、偕、其天瓊戈はしも、天神の御靈實にして、天地を預踏造らせる皇產靈の御靈を取り託け給へる御靈物なるが、其瓊戈は玉矛なるを、其始めて授け依し賜へる故に、賜と云ふ語は出來初まれる者なり、(古事記御身滌段に、此時伊弉那岐命大歡喜、詔吾者生子而於生終、得三貴子、即其御頸珠之玉緒、母山良邇取山良邇志而、賜天照太御神而詔云、汝命者所知高天原矣、事依而賜也と有るは、此の例にて、全く同じ趣意なるを思合すべし、但し此は記傳七に説かれたる事なるが、實に然る事なるが、其は此に有べき説なるに依りて、今茲に云なり) 賜の多麻は、靈の義にて、靈の多麻は足眞の義なり、先其眞と云ふは傳一傳二に往々説けるが如く、天御中主尊の御、高皇產靈尊、神皇產靈尊などの皇と云へる言其にて、天中に滿ち塞かりたる奇異に靈妙しき神靈の字なるが、神靈の物に幸ひ給ふと爲ては、其幸ひ給ふ所に憑足はせるが故に、是を以て多麻とは申せり、珠玉を多麻と云ふも同義にて、土中に含藏たる其精眞なる物の凝り結ばり足り整ひて、形質を見はす物なるが故にて、神靈の多麻も珠玉の多麻も、其旨一なり)(若て珠玉を貳と云ふも、努と云ふも、其は妍しき形容を以て云ふ事、傳四天之沼矛の下に云へるが如く、神靈を迦微と申して、其神々しく奇し

く妙なる由を以て、稱へ奉ると同じきなり) 此時、天瓊戈を賜へるを始として、伊弉那岐命の天照太御神に御頸珠を賜へりし事、古事記に所見て、右に引ける如く、又、天孫降臨章第一一書に、故天照太神、乃賜天津彦々火瓊々杵尊、八坂瓊曲玉、及八咫鏡、草薙劍三種寶物と有るなど、何れも瓊を御靈實として授け賜へるを以て多麻布と云ふ耳ならず、上代には珠玉をしも上無き至寶とは爲つれば、人に幣爲るにも、唯珠玉を耳專とは爲る故に、珠玉ならぬ物を贈るにも、轉りては賜物とは云へりけむかし、(此を以て靈の多麻と瓊の多麻と其義の相離れざる事を思ふべし、然れば珠玉を多麻と云ふを本にて、賜の言の起れりと耳思はむは鹿きに似たり) 偕、佗に物を贈るは、其志を共に副て遣る事なるが故に、多麻布とは云ふ事なるが、多麻布は靈經の義にて、萬葉十五(三十六丁)に、多麻之比波、安之多由布敝爾、多麻布禮杼と有ると同じ意なる語なり、然れば、天瓊戈を天神の御靈形と爲て授け給ふと共に、其御靈の奮ひ幸行て、二神に預給ふ事の始なる故に、此瓊戈に依りて賜と云ふ語は起れる事、愈以て炳然者なりかし、(猶寶劍出現章第六一書に、百姓至今、咸蒙恩賴と有る、恩賴と云ふも同義なる事、已に鎮御魂齋戶祭詞講義に註せるが如し、垂仁天皇御紀に、神靈、景行天皇御紀にも神靈、又、皇靈之威と有るをも、共に同訓なるを思ふ可くなむ、又萬葉に五、二十六丁、阿我農斯能、美多麻多麻比氏と訓めるなどは、向なる人の靈を、吾身に受くる事にて、多麻布の靈經なる義に同じき者なり) ○天上浮橋は、正書に天浮橋之上と有るを、其浮橋は天中に在りし物なる事を示して天上とは書かれたるなるべし、第三一書に、二神坐于高天原曰云々と有るを合せて曉る可きなり、然れども、四神出生章に、生日神云々、自當早送于天而、授以天上之事、是時天地相去未遠、故以天柱、擧於天上也、

と指す處有る天上には非らず、唯虚空の事を、其も天なる事を、知せて、軽く上字は添へて書かれたるにこそ有りけめ、山蔭に、上字如何と難められたるは、然る事には有れども、其を虚字と見ても妨げ無るべくぞ所思たる。○投、戈を、舊く、戈袁佐斯淤呂斯氏と訓みて、正書に指下而と有ると同義に爲るは然ることなり、次に引、擧之と有るを對へ見るべし、投、字は、名義抄に、那具、又那宜須都とも訓みて、指下の意なる訓は非ざる事なれども、今は字を取らば、訓を守るの外なし、然るは指下は靜に戈を指下して、寛々に物爲給ふ狀なるを、字の任に投と訓めらむには、其意急に成りて、此に相應はざればなり、(萬葉十三に、投左乃遠離居而、又、公之佩具之投箭之所思、又十九に、梓弓須惠布理於許之、投矢毛知、千尋射和多之など有りて、投ぐるとは箭などにこそは、似着はしくも有けれ、戈に投ぐるとは云ふべからざるに似たり、然れば指下と訓む事、何の妨げか有らむ、此事已に傳六、指下而の下にも云りき) ○求、地は、久邇麻岐爲給比伎と訓むべし、地とは、上に有豐葦原千五百秋瑞穗之地と有る、其瑞穗國と成るべき地を云へり、求は、天孫降臨章に、覓國行去と見えたる覓と同じ事にて、其地方を求覓給へる由なり、次に畫滄海と有れば、四神出生章第六一書に、我所生之國、唯有朝霧而葦滿之哉と有る如く、天浮橋の上に立たして、甚鬱々しき中に、戈を指下して探り求めさせ給ひけむ御有様、今も伺ひ見奉るが如し、(第二一書に、二神立于天霧之中、曰、吾欲得國、乃以天瓊矛、指垂而探之と有るを以曉る可し、覓とは、見えざる所を求めて、見る意なるを思ふ可きなり) ○畫滄海而の畫而を、迦伎那志氏と訓り、第三一書に、以天瓊矛畫成破馭盧島と見え、古事記には畫鳴と有りて、訓、鳴云、那志と註されたれば、實に然るべき所なるなり、記傳四(十二丁)に、畫鳴は彼浮

脂の如漂へる物を迦伎て、稍凝りたる物に成すなり、鳴は借字にして成の意なり」と有るは、然る言なり、(然れば、右の第三一書なる畫成は正字なり、然れども、畫を迦伎佐具理と訓めるは叢脞し、唯、迦伎那須にて宜し、猶、古事記の鳴を正字と見て云ふ説あり、次なる破馭盧島條見るべし) 迦久とは、一字などを書く如く、左より右方へ巡らし、て白などを挽く狀に物爲給へりけむ、此即ち天の左旋に對ひて、大地の右旋するに則を取らせ給へるにて、神隨なる御手の運びなる者なり、海水の、西より東に流れて、地の右旋に因循ひ、水中の渦の右に巡り、蔓草の右に巻くなど、此大地に在らゆる物の神性に順がはせ給へる者なり、書畫を書くに云ふも、痒きを搔くと云ふも、馬などに足搔と云ふも、皆先の方より、我前に引き寄する事業なるをも思ひ合せて、此時の御消息を想像り奉るべし、(萬葉九、詠水江浦島子一歌に、海若神之女爾、邈爾伊許藝越、相誂良比、言成之賀婆、加吉結、常世爾至、云々と有る加吉結は、其女を浦島子の方へ引き寄せて、相契る事を云ふなり、六に、天皇賜酒節度使御歌に、天皇朕宇頭乃御手以、搔撫會禰宜賜、打撫會禰宜賜と詠ませ給へるは、搔と打と相對へさせ給へるに、意有る事なるが、冠辭考、可伎加蘇布條に、「可伎は宇知など云ふに同じく發語なり」と説れたるは、熟其義を盡されざる者なり、搔は右に云ふ如く、我手前へ引き着くる意にて、打は移にて、我より彼に及ほす義にて、此は搔も打も、天皇の珍の御手以て、物爲させ給ふ御親しみの大御意を、顯はし韻かし給へる者なるを思ふべし) 若て、其天瓊戈を以て、此滄海を畫成し給へりしは、夫婦婚合の起原にして、天地の氣の相結ばりて萬物の成り出来る元始なり、此の御有狀を記傳四(十一丁)に、「譬へて云は、膏などを煮固むるに、始の間は水の如くなるを、以て迦伎回らせば、漸々に凝り以て行くが如し」と有る

は、甚能當れる譬なるに因りて思ふに、此滄海は、第四一書に、若<sub>ニ</sub>浮膏<sub>一</sub>と云ふ物なり、天瓊戈は、形容こそは矛なりけれ、其用を爲し、狀は、**ヒ**と云ふ物に異ならず、男女の相交ける狀も、**ヒ**を以て凌<sub>コト</sub>るが如し、然れば、日本靈異記などに、婚合を久那加比と訓める、其語は此に起れるならむも知るべからず、(猶第六一書鵝鴿の傳に云べし、傳二天瓊戈の下に引ける、右見の女髓腦に、「天之瓊矛は、交道の根なり」と見え、師説に、天瓊戈は天根玄牡の象物にて、大地の玄牝女陰なる所を、令<sub>ニ</sub>畫成<sub>一</sub>給はむ料なり」と云はれたるを考へ合す可し、然れども、予は平田翁の没後に門に入りたる耳にて、親しく師説を聞きたる事もなく、又其著述とても、未だ世に出でざれば、何に在りと云事をも知らず、男光胤に、鐵胤が物語り爲しを、又聞きに聞きたるを、今記し出たるなり、今此傳を書くに就きて、猶聞持てる事有りや聞かま欲かるは、彼は嘉永元年に歿りたれば、甚く其説に困じたるを、此十一月より御世號を安政と改めさせ給へる頃より、彼古史傳と云ふ書追次て世に出せる由なるを、暇なくして未だ得見ざるを、強ちに彼家に求めずして、唯予が光胤に得て甘なひ居る説耳を今少か記しつ) 偕此なる畫滄海を釋、秘訓に、私記曰、問、畫字訓讀、長短之説如何、答師説、阿遠宇那婆羅、斯富許袁呂許袁呂邇、迦伎那志氏、是古事記之説也、但、舊説、唯畫讀<sub>ニ</sub>迦伎那須<sub>一</sub>、而昔承和之講、滋相公相定云、既有<sub>ニ</sub>鳴聲<sub>一</sub>、當<sub>レ</sub>標<sub>ニ</sub>其響<sub>一</sub>、故依<sub>ニ</sub>古事記之意<sub>一</sub>、如此長<sub>レ</sub>詞耳と有るが如く、中頃より古事記の意に依りて訓むべき説定まれるにや、今本に然訓み着けたるは、大抵此一書は、其と同じ傳なれば、然も有りぬべき事ながら、猶右に舊説、唯畫讀<sub>ニ</sub>迦伎那須<sub>一</sub>と有る方なむ、遠からず聞ゆめる、偕右の假字書に依りて思ふに、古事記の今本には、鹽許袁呂許袁呂邇畫鳴而とある上に、青海原の三字有りしなるべし、(古事記の文に就き

て、予が説は傳四、凝成<sub>ニ</sub>一島條<sub>一</sub>に云へり、右の釋紀の假字は、皆片假字なるを、今は古事記の假字に改めて引けり、然るは、片假字はしも、似たる字畫多きが故に、寫し誤事も有らむかとの心しらびに依れり) ○引擧之、引擧給布と訓み附くべし、此は上に、投字を正書に、指下と有る、それと共に、佐斯於呂須と訓める、その事の落着<sub>オチツキ</sub>を云へるにて、第二一書に、拔<sub>レ</sub>予とある拔字を、奴伎阿宜氏と訓めると同じ所なり、天瓊戈を指し下し以て滄海を畫き成し畢て、其戈を引抜き擧げ給へる由なり、(古事記に、畫成而引上時云々と有ると、此とは全く同じ傳にて字樣の少か異なる耳) ○垂落之潮、結而爲<sub>レ</sub>島は、正書に滴瀝之潮、凝成<sub>ニ</sub>一島<sub>一</sub>と有るに同じきが、凝と結と字は替れる耳なり、舊事紀には凝結とあり、結字、志麻理と訓むべし、次に爲<sub>レ</sub>島と云序なり、續紀第一詔に、務結而と有るを、解に、第三詔に、彌務爾彌結爾、卅二詔に、勤結理奉侍と有るを、類史弘仁十四年十一月詔に、務米志麻理伊佐乎志久奉仕流爾依豆、文德天皇實錄卅二元慶元年十一月詔に、務志萬利伊佐乎志久と有るに依りて訓まれたる言にて、志麻流とは、此にては土砂の聚り凝り固るを云て、島と云名義の起る所以なり、(結字、名義抄に數多有る訓の中に、都那長、都良奴など有る、其義を以て、許流とは讀むなるべし、凝字をも、字鏡集に都豆久と有るをも思合す可し) ○礮馭盧島、上に出づ、(傳四) 偕此時の御有狀を可畏けれども想像り奉るに、言に斷たる奇異なる御事にてぞ有りけむを、人代と成りても猶斯在る神異なる事往々に見ゆめり、天武天皇御紀に、十三年冬十月己卯朔壬辰、逮<sub>ニ</sub>于<sub>一</sub>人定、大地震云々、時伊豫湯泉没而不<sub>レ</sub>出、土佐國田苑五十餘萬頃没爲<sub>レ</sub>海、古老曰、若<sub>レ</sub>是地動未<sub>ニ</sub>曾有<sub>一</sub>、是夕有也<sub>ニ</sub>鳴聲<sub>一</sub>、如<sub>レ</sub>鼓、聞<sub>ニ</sub>于<sub>一</sub>東方、有人曰、伊豆島西北二面、自然增益三百餘丈、更爲<sub>ニ</sub>一島<sub>一</sub>、則如<sub>ニ</sub>鼓音<sub>一</sub>者、神造<sub>ニ</sub>是島<sub>一</sub>響也と有りて、

土佐國の田苑を割きて、伊豆國の地方を増給ひ、猶一島をさへに造らせ給ひけるに、其響き鼓音の如しと有るを取りて思ふに、此時、彼天瓊戈を以て畫成し給へりし事を、古事記に訓<sub>レ</sub>鳴云<sub>ニ</sub>那志<sub>ト</sub>と有るを、記傳の説に依りて借字なる可く思ひしかども、天瓊戈を以て畫成し給へりし、其潮と泥とに觸る音の響きて鳴動<sub>ミケ</sub>みけむ故を以て、成<sub>ナ</sub>と書べき所を、態<sub>ナ</sub>と鳴字<sub>カ</sub>を作れたりけむと、今思ひ定むる事に至れりかかし、(然れば、第三一書に、畫成破馭盧島<sub>ト</sub>と有るは、甚く事略たる文にて、畫成の成は、成し竟る意ならず、戈を以て滄海を畫給へりし音の鳴る事を云へり)淡路天皇御紀に、天平寶字八年十二月、云々是月西方有<sub>レ</sub>聲、似<sub>レ</sub>雷非<sub>レ</sub>雷、時當<sub>ニ</sub>大隅薩摩兩國之堺<sub>ト</sub>、烟雲晦冥、奔電去來、七日之後天晴、於<sub>ニ</sub>鹿兒島信爾村之海<sub>ト</sub>、沙石自聚化成<sub>ニ</sub>三島<sub>ト</sub>、炎氣露見、有<sub>レ</sub>如<sub>ニ</sub>治<sub>ニ</sub>鑄之爲<sub>ト</sub>、形勢相連、望似<sub>ニ</sub>四阿之屋<sub>ト</sub>と有り、何神の御所爲とも知られざれども、決めて神の沙石を聚めて造り給へる者にて、此沙石自聚化成<sub>ニ</sub>三島<sub>ト</sub>と有るを以て、私記に自凝<sub>ニ</sub>之島也<sub>ト</sub>、猶如<sub>レ</sub>言<sub>ニ</sub>自凝<sub>ニ</sub>也<sub>ト</sub>と有るをも思ひ合すべし、稱徳天皇御紀に、天平神護二年六月己丑、大隈國、神造<sub>ニ</sub>新島<sub>ト</sub>、震動不止云々と有るを、光仁天皇御紀に、寶龜九年十二月甲申、去神護中、大隅國海中<sub>ニ</sub>有神造島<sub>ト</sub>、其名曰<sub>ニ</sub>大穴持神<sub>ト</sub>、至<sub>レ</sub>是爲<sub>ニ</sub>社<sub>ト</sub>とあり、此餘にも、時々海中より島の涌出づる事多在り、(今按ふに、右の薩摩國なるは、枚聞神の御所爲なるにや、清和天皇實錄に、貞觀十六年秋七月二日戊子、大宰府言、薩摩國從四位上開聞神山頂、有<sub>レ</sub>火自燒、煙薰滿<sub>ニ</sub>天<sub>ト</sub>、灰沙如雨、震動之聲聞<sub>ニ</sub>百餘里<sub>ト</sub>、近<sub>ニ</sub>社<sub>ト</sub>百姓震恐失<sub>レ</sub>精云々、光孝天皇實錄に、仁和元年七月十二日夜晦冥、衆星不見、沙石如雨、檢<sub>ニ</sub>之故實<sub>ト</sub>、穎娃郡正四位下開聞神發<sub>ニ</sub>怒之時<sub>ト</sub>、有<sub>ニ</sub>如<sub>ニ</sub>此事<sub>ト</sub>、國宰潔齋奉幣、雨砂乃止、八月十一日、震聲如<sub>レ</sub>雷、燒炎甚熾、雨砂滿<sub>ニ</sub>地<sub>ト</sub>、晝而猶<sub>レ</sub>夜、十二日自<sub>レ</sub>辰至<sub>レ</sub>子、雷電砂降未<sub>レ</sub>止、

砂石積<sub>ニ</sub>地<sub>ト</sub>、或處一尺以下、或處五六寸以上、田野埋野瘞人民騷動云々など、神異の事共の度々有りつるを思ふべし、又皇年代略記に、後陽成院天皇、慶長十年十月十五日、南海八丈島邊、一夜大山涌出、在<sub>ニ</sub>今同<sub>ト</sub>とあり、近き天明年間の事かよ、其國司從三位中將源朝臣治豪卿、彼國なる櫻島に渡りて狩爲られけるが、當日は九月九日にて、彼神の祭日なりければ、鹿兒島より詣づる人も多く在りつるに、晴天忽に搔曇りて、頻に霹靂爲るに打れて、人も多く損ねける間の事なりしが、其日櫻島に隣りて、一小島涌出たりと、彼國人云へり、彼二神と申せども、如此く海中に島を造出し給ふ事の、容易かる者を、況して天神より天瓊戈を授り坐し、二神の御上にて、破馭盧島を畫成し得給ふ計りの事は、何程の御煩ひかは有らむ、右の如く自然に島の成出づると云ふも、天神の預<sub>レ</sub>御在して鑄造らせ給ふが故なり、故其狀をも知せま欲しくて、右の歴世の神異をも擧ぐるになむ)○化<sub>ニ</sub>作<sub>ニ</sub>八尋之殿<sub>ト</sub>と有るは、天瓊矛を心御柱と立て給へれば、謂ゆる金殿玉樓と云狀にて、實に玉の礎にて有りけむ事灼然し、倭姫命世記に玉柱屋姫命と云神名の出たるを以て、上古の狀を思ふべし、材木を以て構ふる事は、素戔鳴尊より始めり、偕此の之<sub>ニ</sub>字訓<sub>ニ</sub>むべからず<sub>ト</sub>、古事記には、見<sub>ニ</sub>立天之御柱<sub>ト</sub>、見<sub>ニ</sub>立八尋殿<sub>ト</sub>と有りて、柱を先に、殿を後に云へる甚可<sub>レ</sub>しきを、此には殿の次に柱を擧げられたるは、傳の混ひつる者なるべし、大殿祭詞に、皇御孫之命乃御殿乎、今奥山乃、大峽小峽爾立留木乎、齋部能齋斧乎以伐採氏、本末乎波山神爾祭氏、中間乎持出來氏、齋鉏乎以齋柱立氏、皇御孫之命乃、天之御翳日之御翳止造奉仕禮留瑞之御殿、云々と有るを以知るべし、(先に、皇御孫之命乃御殿乎と有るは、其御殿の事を云む料に置けるにて虚詞なり、後に瑞之御殿と有るは、其齋柱を立て云々の事を爲て奉仕り畢たる所にて實字なり、此にて柱と殿とを云ふべき次序を見



るべし)八尋殿は、記傳四(十八丁)に、夜比呂杼能と訓むべし、之を添て訓むは悪かるべし、此名下(木花之佐久夜毘賣命條)に、作無戸八尋殿云々、神代紀にも於秀起浪穗之上、起八尋殿而云々など有り、又履仲天皇御紀、山城風土記などに、八尋屋と云ひ、倭姫命世記には、八尋機屋と云ふ事もあり、八尋は殿の廣さの度を云へるにて、彌の約りたる言なり、尋は兩手を伸べたる長さを云ふ、今人も然して一尋と定むるなり、其は手を廣げて度る故に、一廣げ二廣げの意なるべし、(八は、必しも七八と數ふる八には非ず、凡て、八重、八雲、又八十、八百、八千、其外八某と云ふ事、古の常なり、皆同じ事にて、唯重なり多きを云へり、尋は漢國にても、舒肘知尋などあれば、上代には然有りけむを、八尺と定めしは稍後の事ならむ、御國には、今も猶八尺を云ず、況て神代は想像るべし、且八尋矛と云も有るを以て、八八六丈四尺に非ぬを悟るべし)和名抄に、殿、和名止乃とあり、楮、先此殿を見立給ふは、男女共に住みて御合爲給はむ料なり、抑其殿立賜ふ事迄は、云はでも有りぬ可きを、古、妻問爲るには、先其屋を建てし事と見えて、須佐之男命の須賀の宮造も、都麻基微爾夜弊賀岐都久流と詠し、を見れば、専ら妻を隱居む爲なる事知られ、又萬葉三卷、勝鹿眞間娘子墓を見て、赤人歌に、古昔有家武人之、倭文幡乃帶解替而廬屋立妻問爲家武、云々、是も、古賤者も廬屋を立て、妻問すと云ふ言習はしの有る故に、如此續けて詠まれしと見ゆ、斯れば、此の八尋殿も、徒に云へるには非らず、由有る事ぞ、書紀にも、同宮共住而生兒とも有るをや、(以上探要)と見えたるは、實に然る事なり、但し、古、妻問爲るに、必ず先其屋を建る習俗なりし事は然る物にて、天神の天瓊戈を二神に授給ひしは、御妹妹の御語らひ御在し坐む事は、豫て掟て給へりし所なるが、其御矛を衝立て、國中の柱と爲て、天

柱と擬作給へる迄の較略はしも、同じく天神の御定に依らせ給へるなれば、其柱を根基と爲て、八尋殿を建て給へる、將た天神の御心なる事申すも更なり、然れば、天神の御定は、先夫婦と成るべき事を定め、楮、共に住むべき屋を構り、宮を共に爲て、夫婦の御契を結ばせ給ひ、二柱相共び坐して、萬の物をも事をも成して、天神の道に因循はせ給ふべき、天津神隨の御定格なる者なり、續紀第七詔に、於天下政置而、獨知倍伎物不有、必母斯理幣能政有倍之、此者事立爾不有、天爾日月在如、地爾山川有如、並坐而可有云云、とある古語を以て曉るべし、(此者事立爾不有より下は、其時の詔詞にて、其上方は古より定れる語と聞ゆ、其は儀式立皇后儀に、食國天下政波、獨知倍伎物爾波不有、必母斯理幣乃政有倍之、自古行來留事、皇后定天之闕中乃政波成物止奈毛、常毛所聞看行須と有りて、此も同文なるが、自古行來留云云と有をも、思合せて曉る可なり、天下所知食す掛まくも畏き御上より始めて、天下に在りと有らゆる人、必ず先夫婦の契を結び、楮妹妹の中間善はしく、國をも家をも保つ可き神隨なる道なり)然れば、記傳に引かれたる、須佐之男命の御事も、此には寶劍出現章に、素戔鳴尊、行竟將婚之處、遂到出雲之清地焉、乃言曰、吾心清々之、於彼處建宮、乃相與適合而、生兒大已貴神、因勅之曰、吾兒宮首者、即脚摩乳手摩乳也、故賜號於二神、曰稻田宮主神、と有る、其竟將婚之處とも、相與適合とも有るを以見れば、御妻問の爲に、廬屋を建て給へるが如くなれども、脚摩乳、手摩乳二神を任して、吾兒宮首と令仕奉給へる、其詞を置き給へる事と通えたり、然れば、此清宮に坐して御婚合の事を成し給ひ、夫婦二柱、相共に同宮に住みて、天下を治し、事灼然なむ、(彼此思及ほして、此の八尋殿の御事をも伺ひ奉るべし、古事記には、右の御事を、其速須佐之男命、宮可造作之

地、求<sub>レ</sub>出雲國、爾到<sub>レ</sub>坐須賀地而、詔云吾來<sub>レ</sub>此地、我御心須賀々々斯而、其地作<sub>レ</sub>宮坐、云々、於是喚<sub>レ</sub>其足名椎神、告<sub>レ</sub>言汝者任<sub>レ</sub>我宮之首と有りて、唯御妻問の間の事耳ならず、其宮に住ませ給ひし趣なり。偕又古事記に、大穴牟遲神、負<sub>レ</sub>其妻須世理毘賣、即取<sub>レ</sub>持其大神之生大刀、與<sub>レ</sub>生弓矢、其天沼琴而、逃出之時、其所<sub>レ</sub>寢大神、追<sub>レ</sub>至黃泉比良坂、遙望呼<sub>レ</sub>謂大穴牟遲神曰、其汝所持<sub>レ</sub>之生大刀、生弓矢以而、意禮爲<sub>レ</sub>大國主神、亦爲<sub>レ</sub>宇都志國玉神而、其我之女須世理毘賣爲<sub>レ</sub>嫡妻而、於<sub>レ</sub>宇迦能山之山本、於<sub>レ</sub>底津石根、宮柱布刀斯理、於<sub>レ</sub>高天原、氷椽多迦斯理而、居是奴也、と見えたる、此時の狀と又相似たる事あり、此に大神と有るは、須佐之男大神に坐すが、其生大刀、生弓矢、天沼琴を賜へるは、天神の天瓊戈を賜へるに當り、爲<sub>レ</sub>大國主神、亦爲<sub>レ</sub>宇都志國玉神とは、御職名にて、此の宜<sub>レ</sub>汝往而循<sub>レ</sub>之とあり、又古事記の御依しに、修理國成是多陀用幣流之國と有るに同じく、須世理毘賣爲<sub>レ</sub>嫡妻は、此の二神の夫婦と爲給ふと一事なり、於<sub>レ</sub>宇迦能山之山本、於<sub>レ</sub>底津石根、宮柱布刀斯理は、此の八尋殿の御事に當れるが、其嫡妻と共に住坐む料なる物から、此宮に坐して、大國主神と申し、宇都志國玉神と申す御行事を循め給へるを例して、八尋殿も、唯御妻問ひの設耳には非ざる事を明らむべし、(凡て神代の事迹はしも、其所一に泥める時は、其深き意は得しも跋<sub>レ</sub>り難なるを、如此く相通はして思ひ合はせらむには、此より彼を知り、彼より此を得る事有りて、僅に神代紀二卷、古事記神代段一卷許なれども、天地の間の道理を盡して、佗より言の加ふべき所少かもなき者なり、思へば思ふ隨に奇しく妙になむ) ○化作、は化堅と共に、古事記に見立とあると同じく訓み來れるは、然る事なり、記傳四(十八丁)に、「見立は、見は見送るなど云ふ見にて、俗言にも、兒を見育つ、先途を見届くなど云ふ、是等の

見は、唯眼して視るのみを云ふには非ず、其事を身に受けて、己が任と爲て知り行ふを云へり、然れば、此も此御柱を立、殿を造る事に、御親與かり所知看す義なり、即ち所知看などの看も、此見と同じ」と有るが如し、偕見立は、訓を主と爲るを、此の化作化堅、共に義を以て記されたる者なり、紀中に、化生、化爲など、書ける所も有が、其は彼物を變へて、此物に化す由なるが、此の化堅天柱は、天瓊戈を突き立て、天柱と化堅給へるに依りて、其義當れるを、此八尋殿は何物を變へてか、殿作とは化給ひけむ、其の物質は知られぬを以て熟思ふに、下に例を擧ぐる如く、神の靈威に依りて、木石を用ひずして、木石を以て遣れる如き、八尋殿は化作給へるに因りて、此にも化作字は被<sub>レ</sub>用たる者なり、(化字は、名義抄に、能須とも、阿良多武とも、加波留とも訓める、能須は成、又如なり、又改とも替とも云意有るを以て、此の化作の義をも思ふべし) 其は大殿祭祠講義に、已に説けりし如く、二神の、當昔已に衣食住の事備はれりと雖も、甚々妙に奇異しき所由有りて、神道に足ひ整はりて有りしなり、其は此に化作八尋殿、化<sub>レ</sub>堅天柱と有るは、御住處の調へるなり、此時、國土には、唯破馭盧島のみ有りて、其も今漸く泥沙の凝り成れる計にて、山野草木の非ざりける程なるに、神威に依りて、神殿作の事は成就ひ、又、御食物の事は、四神出生章第六一書に、飢時生<sub>レ</sub>兒號<sub>レ</sub>倉稻魂命と見え、次に伊弉册尊、吾已喰<sub>レ</sub>泉之靈矣と有れば、保食神云々の事より以前に、已に其喰ふべき物有りて、開看し、趣なり、御衣服の事は、同章被處條に、御帶御衣御禪の事有れども、其よりは、既に二神破馭盧島に天降坐して、初て顯身と現坐し、其時已に裝束し給へる趣なり、何を以知ぞと云ふに、此に陽神問<sub>レ</sub>陰神曰、汝身有<sub>レ</sub>何成<sub>レ</sub>耶、對曰吾身具成而、有<sub>レ</sub>稱<sub>レ</sub>陰元者一處在とある、此文を味ふべし、二神共に御裝束の御事な

くして、裸體にて御在し坐せらむには、唯見行したる任にても、其御身の形狀は灼然き事にて、御問答には及ばせ給はざる事なるを、如此御問答の有りしは、其御裝束共の有りて、其御陰處迄は露は見えざりし故なり、然れば、後に人事を勞して、衣食住を經營むが如きには非ずて、其三物共に成り足へりし事知られたり、況て天神の天地を預鑄造らせる御靈威を戴き持たせる者を、如何なる事かは出来成らざらむ、(古語拾遺、天石窟段に、令手置帆負、彥狹智二神、以天御董、伐大峽小峽之材、而造瑞殿とある、此時より、始めて現世の如く、屋作の事は始れるなり、此等の委しき所由は、大殿祭詞講義に、已に註し、又傳には此下なる、第六一書の下に、朝倉宮天皇の大御歌を引て證し、猶四神出生章第十一、一書、保食神條、又寶鏡開始章に就て註せるを見る可きなり) 備保食神の御身より、衣食住の設の物成り出来たる後と雖も、神等の御上にては、土木の工を竣たずして宮室を構造り給ふ事、甚容易き事と通えて、天孫降臨章第六一書に、又問曰、其於秀起浪穗之上、起八尋殿而、手玉玲瓏織紵之少女者、是誰之子女耶、云々と有るなどは、神代の事なれば常なるを、人代と成りても斯る事跡なむ往々に見ゆめる、其は淳和天皇御紀に、天長九年五月庚戌、令下篋八九畢、於内裏伊豆國神爲崇、奏伊豆國言上三島神、伊古奈比咩神二前、預名神、此神塞深谷、摧高巖、平造之地二十町許、作神宮二院池三處、神異之事不可勝計と有りて、木工を用ひずして、神宮の成れる是一例なり、(今思ふに、古の神宮二院は、伊豆國賀茂郡、伊豆三島神社、名神大月次新嘗、伊古奈比咩命神社、名神大と式に見えたる二社なる可きか、此より後こそ、顯明の神社には御在し坐けれ、其始は神の造り成給へる神異に依れる者にて、是其二社の起なるべし、池三處は、或者箱根の湖水なる可しと云るは、然も有るべし)

又、仁明天皇御紀に、承和七年九月癸酉朔癸未、伊豆國言、賀茂郡有造作島、大名上津島、此島坐阿波神、是三島大社本后也、又坐物忌奈乃命即前社御子神也、新作宮四院、石室二間、屋二間、閣室十三臺、上津島本體草木繁茂、東南北方巖峻峭崿、人船不到、纔西面有泊宿之濱、今成燒崩、與海共成陸地、并沙濱二千許町、其島東北角有新造神院、其中有壘、高五百許丈、基周八百許丈、其形如伏鉢、東方片岸有階四重、青黃赤白黑沙次第敷之、其上有一閣室、高四許丈、次南海邊有一石室、各長十許丈、廣四許丈、高三許丈、其裏五色稜石、屏風立之、巖伐波、山川飛雲、其形微妙難名、其前懸朱纒軟障、即有美麗濱、以五色沙、成修、次南傍有一磯、如立屏風、其色三分之二、悉金色矣眩曜之狀、不可敢記、亦東南角有新造院、周垣二重、以聖築固、各高二許丈、廣一許丈、南面有三門、其中央有一壘、周六百許丈、高五百許丈、其南片岸、有十二閣室八臺、南面四基、西面四基、周各廿許丈、高十二許丈、其上階東有屋一基、堯玉瓦形、葺造之、長十許丈、廣四許丈、高六許丈、其壁以白石立、周則南面有一戶、其西方有一屋、以黑瓦葺作之、其壁塗赤土、東面有一戶、院裏礫砂、皆悉金色、又西北角有新造院、周垣未究作、其中有二壘、基周各八百許丈、高六百許丈、其體如釜伏、南片岸有階二重、以白沙敷之、其頂平麗也、從北角至未申角、長十二許里、廣五許里、皆悉成沙濱、從戌亥角、至于丑寅角、長八許里、廣五許里、同成沙濱、此二院元是大海、又山岑有二院一門、其頂有如人坐形、石高十許丈、右手把劍左手持梓其後有脩者、跪瞻貴主、其邊嵯峨不可通達、自餘雜物燎燄未止、不能具注、去承和五年七月五日夜出火、上津島左右海中、燒炎如野火、十二童子相接、取炬下海附火、諸童子履潮如地、入地如水、震上大石以火燒摧、

炎燭達天、其形朦朧、所々燄飛、其間經旬、雨灰滿部、仍召集諸祝刀禰等、ト求其崇云、阿波神者、三島大社本后五子相生、而後后授賜冠位、我本后未預其色、因茲我殊示怪異、將預冠位、若禰宜祝等、不申此崇者、出鹿火將亡禰宜等、國郡司不勞者、將亡國郡司、若成我所欲者、天下國郡平安、令產業豐登、今年七月十二日、眇望彼雲島、烟覆四面、都不見狀、漸比辰近、雲霧霽朗、神作院岳等之類、露見其貌、斯乃神明之所感也、と所見たる、此は去天長年間に、後後の神威を示はし給ひて、神階に預り給へりしを、本后には、其事無りし故に如此く奇異なる事共を成給へるにて、唯冠位を請ひ給ふ料の神異すら斯在し者を、況て國生大神の、國生の初に物爲給ふ事なりければ、如何に奇異しく神々しき御事なりけむ、思慮は素より及ばざる事なれども、切ては想像奉る手着にとてなむ、(此文の趣を情思ふに、承和五年七月五日夜より、七年七月十二日の頃迄、凡二年計の間、烟雲立隱り鬱々しかりつるを、辰近に比びて雲晴て、其神作の院岳等の類、始て露はれ見えたる趣を以て奏せりし者なり、此に因て、十月丙辰、奉授無位阿波神、物忌奈乃命、並從五位下、以伊豆國造島靈驗也とあり、伊豆國言せりしは、九月十一日なるが、神位を授奉りし丙辰は、十月十四日なり) 清和天皇實錄に、十二月九日丙辰、勅甲斐國八代郡、立淺間明神祠、列於官社、即置祝禰宜、隨時致祭、先是、彼國司言、往年八代郡、暴風大雨、雷電地震、雲霧杳冥難辨、山野、駿河國大山西峯、忽有熾火、燒碎巖谷、今年八代郡擬大領無位伴直眞貞託宣云、我淺間明神、欲得此國齋祭、頃年爲國災、成凶咎、爲百姓病死、然未嘗覺悟、仍成此怪、須早定神社、兼任禰宜祝、潔奉祭、眞貞之身、或伸可三尺、或屈可二尺、變體長短、吐件等詞、求ト策、所告同託宣、於是依明神願、以

眞貞爲祝、同郡人伴秋吉爲禰宜、郡家以南作建神宮、且令鎮謝、雖然異火之變、于今未止、遣使者檢察、埋剗海千許町、仰而見之、正中最高、傍造社宮、垣有四隅、以丹青石、立其四面、石高一丈八尺許、三廣尺、厚一尺餘、立石之間相去一尺、中有二重高閣、以石構營、彩色美麗不可勝言、望請齋祭兼預官社、從之と有る神異も、右の天長承和の例なるが、傍造社宮とあるぞ、式に、甲斐國八代郡淺間神社(名神大)の起なりける、(然れば、神の祭を乞給ふが爲に、國災を爲し、凶咎を爲し、又百姓病死を爲し給ふが如きは、甚々正しき御心には有るべからぬ事の如くなれども、其は其慎しき祭るべきを祭らざる故に、如此く爲て覺悟らしめ給へる者なり、因に云ふ、二百年計以前より、西洋の貢船と交易の事始れる以來、彼が無用の玩物と、我が有用の金銀銅とを許多に換へて、公には益ある趣に聞ゆれども、皇國の全體に取ては、其損幾許とも測り盡し難き程の事なり、然るに嘉永六年六月三日、荒東の夷船相模國浦賀津に來て、強ちに交易を乞けるに、武備も整はざりし山にて、其時凌ぎの御會釋にて、言善く云ひ宥め給ひければ、明年三月には、必ず軍艦數艘を率て來らむ、若交易の願を許し給はざらば、戦ふべき山云ひ捨て、還りつるに、今年正月五日、夷船纜を並べて來りけるに、彼が勢に折がれて、終に伊豆國下田湊にて、地を借し給はり、又交易の事なども内々許さるゝ聞え有るに合せて、荒北の狄も去年の冬より今年の春係て、長崎に滯船し、神代より以來、皇國の地なりし蝦夷島の界を分たむなど、無理き事を申し、又交易を乞ひたりしかば、此も其時遁れの取留ざる返事を云遣はされしが故に、今年九月に其船難波に來りて、掛まくも恐き皇京下に至る迄も、驚かし騒がせ奉れる、其罪を攻め給ふべき筈なるを、又伊豆國に廻るべく申し渡せりし故に、彼が望みの如くなる故に、即下田

湊に船居せる時こそ有けれ、十一月四日の巳時許、東は伊豆國箱根を限として、西は紀伊阿波に至る迄、南に向へる國々は、神代より以來有まじと思ふ計の地震にて、山裂け國も覆る如き狀なる身ならず、津浪と云る高浪、丘を浸して譬しへ無き大禍事なるに、彼東夷の汚せりし下田湊は、人家悉く流れ亡せ、其地に在りし北狄の船も、少かは損ねたりしかども、未だ碎るには至らざりけるを、其廿八日駿河國に廻しけるに、陸地には然も思えざりし程の風にて有しかども、彼が渡る海路は大荒に荒れて、終に沈入しとなむ、抑外國の交易と云は、彼が欲する物は、銅なり、其銅も國用に採せ給は、こそ有らめ、地下根底の柱と有る其金を、奸吏の私欲より、外夷の手に渡す事を如何なる神か怒り坐ざらむ、今度は斯る地震なりしかども、何國にも造島の神異も聞えず、造宮の珍事有りしとも絶て沙汰なきは、全く國津御神の心進とや云はまし、安政元年の十二月廿日、宗像詣の返るさ、三河と遠江との堺なる所にて、彼大地震に遇て、屈り居たりし程、此は是故なんめりと思ひ寄れりし事を思ひ出で、然しも此に用なき事ながら、後の鑿とも爲ばやとてなむ) 然計り止事なき列の神ならぬ神にすら、右の如き神異の事共有りて、甚容易く神宮を造作給へる者を、況て國の八十國、島の八十島を生給ひ、又八百萬神等を生成給ひて、其御祖と坐々す大御神等に渡らせ給ふが上に、天神の御靈と爲て、事依し授け賜へりし天瓊戈を指し立て、國中の天柱と化堅て、作成し給へる八尋殿にし有りければ如何に甚しく麗美しく化作給へりけむ、靈しとも奇しとも、云ひ知らず甚可畏くは有れども、後の例共を擧げて、千重の一重も微し奉らばやとてなむ、(然れば、此二神の國土萬物を生成し給へる計の神威を以ては、此八尋殿を化作給ふなどは、何程の事にも非ざれども、世のうひうひしき輩など、先此に疑を起して、左右に云ふめるこそ、

其嗚呼なりけれ、此を疑は、神代の事迹、悉くに信じ難くや成りなむ、痴々しき曲心を清く去りて何ふべし) ○天柱、正書に以礮馭盧島、爲國中柱、(柱、此云美簀旨邊)と有りて、(本傳四之卷)に註せるを猶云は、塔などに、眞柱と云ふ物を、其の眞中に立て、屋を四方に造り出すが如く、八尋殿は、化作給へるにて、上古の殿造の制はしも、右の如く有りし故に、神宮の古書には、心御柱と云へり、記傳四(二十四丁)に、「二柱神の往廻り坐し柱は、女男隱寝る身屋の中央の柱にぞ有りけむ、其故は後世迄神の御殿造り奉るに、其中央に心御柱と云を建て、殊に齋崇くは、中心の意にて中央に立つる故の名ならむ、今人の屋にも、中央の柱を大黒柱と云ひて、重く爲めるは、漢籍なる大極と云事より出たるにて、名こそ信られね、是も神代より夫婦の語相の始に、廻る柱なりし故に、重く崇まへける、上古よりの傳の遺れるなるべし、(以上取意)と云れたるを新儀式に、伊勢太神遷宮古又云々、正殿心柱須令當中央立、而近代依有憚忌、多避本穴立之云々と有り、又百練抄、治承二年十二月の下に、最勝光院御塔内被立心柱」と有り、此は和名抄佛塔具に、擦、四聲字苑云(心乃波之良)佛塔中心柱也と云へる物にて、尋常の宮殿の制様とは異なれども、其の中央なる所に建つるを以て、心柱と云へる義に於て、異ならざるを知るべし、情、この心を那加基と訓むべきは、同抄木具に、周易說卦之其於木也、爲堅多心(師說多心、讀奈賀古可遲)とある是なり、委しくは、下見るべし、此にて心御柱の心は、中心の義なる事愈々灼然し、源氏空蟬卷に、母屋の中柱と云事の見えたるは、其頃にも然る屋作は有りし者なり、然るを身屋の中央に然る柱の有りては便利悪かる故に、後には必ず其中心には當らずとも、凡其屋の中心邊に、殊更に太く高く、棟迄築立つるを、右の如く大黒柱と云ふ事には

成りにたれども、神宮の心御柱と、其意味同じきを、何時の頃よりか、神宮にても、中央に心御柱を太く高く、棟木に至る迄貫通して被<sub>レ</sub>立る事は停<sub>テ</sub>、古の心御柱を擬<sub>テ</sub>、形計り小さく被<sub>レ</sub>立る事と成りにたり、然れども正殿の中央に齋柱と齋ひ鎮めて、御正體と共に齋き崇まへらるゝ事、今猶古の如くなれば、異義を申すべきに非れども、此には其沿革を云ふなり、(此耳ならず、皇御孫尊の御殿の制も、古と異れるが故に、大殿祭詞には、齋鉏乎以齋柱立氏と有れども、心御柱を立られざる故に、大殿祭式には、中臣忌部御巫等以<sub>レ</sub>次入<sub>ニ</sub>御殿、忌部取<sub>レ</sub>玉、懸<sub>ニ</sub>殿四角、御巫等散<sub>ニ</sub>米酒切木綿、殿内四角と有るが如く、四角の柱を祭られ又大嘗宮の如きは殊に神代の儀を以て建らるゝ事なるが、儀式に、始作<sub>ニ</sub>内院雜殿、造酒童女執<sub>ニ</sub>齋鉏、掘<sub>ニ</sub>稻實殿四角柱穴云々、又大嘗宮者、二國童女、各執<sub>ニ</sub>着<sub>ニ</sub>木綿賢木、挿<sub>ニ</sub>神殿四角并門處、訖執<sub>ニ</sub>齋鉏、始掘<sub>ニ</sub>殿四角柱垣、など有りて、心御柱の事無きは、已に當時より、朝廷にては止たりしなり、其に就ても、形計ながら神宮に傳はれるなむ甚尊く有りける) 然れば皇御孫尊の瑞殿の事を祝詞に下津磐根爾宮柱太敷立、高天原爾千木高知氏云々と云へるを、大殿祭詞には、猶委しく、奥山乃大峽小峽爾立留木乎、齋部能齋斧乎以伐採氏、本末乎波山神爾祭氏、中間乎持出來氏、齋鉏乎以齋柱立氏と有が如く、心御柱を大殿の中央に立て、令<sub>レ</sub>造給ひけむ事著明きを、千木は虚空に高く抜け出で、先目の着く物なるに、其に對へて宮柱と云へる柱は、唯建て列ねたる柱には非ず、心の御柱の太く高きを、的當と爲る古語と通えたり、源語(明石卷)に、宮柱巡り逢ひける云々と有るは、蛭子を詠める歌の答に、此の天の御柱の事なるを、宮柱と詠めるなどをも思ふべき者なり、(萬葉一に、宮柱太敷座波、二に、宮柱太布座、御在香乎高知座而、六に、宮柱太敷奉高知爲布當乃宮者、二十に、宇

禰備乃宮爾、美也婆之良布刀之利多且氏など有るは、例の美稱の如くなれども、其始は心御柱を太く高く齋ひ鎮め立つる故實より、言出で初めたるなり) 偕其心御柱即ち齋柱なる證は、倭姫命世記に、齋鉏乎以天、齋柱立(一名、天御柱、一名、心御柱) 皇太神宮儀式帳に、正殿心柱造奉とある細書に、其柱號稱<sub>ニ</sub>忌柱と見え、後の書ながら、寶基本記に、心御柱、一名忌柱、一名天御柱、一名天御量柱など、種々に在るを見て知るべし、神名祕書に、正書の以<sub>ニ</sub>磯馭盧鳥、爲<sub>ニ</sub>國中之柱と云ふ文を擧げて、亦名<sub>ニ</sub>心柱、謂此柱則、天地開闢之本基、諸神所化之本體也と有るは、神宮の心御柱は、此時の天柱に象れる物なる事を察らむべし、(然れば、此の説言も、彼を合せて註すべきなり、寶基本記にも、是則一氣之起、天地之形、陰陽之原、萬物之體也云々と有るは、漢めかしき語の如くなれども、皆此の二神の御事に係けて云へるにて、皆所由有る語共なる事、大殿祭詞講義に已に云へるが如し) 先齋柱と云は、大殿祭詞に有るが如く、齋部の齋斧を以て、山材を伐採り、齋鉏を以て其地を掘り、齋慎しみて富物代と齋ひ立て、其家長の御心の鎮めと爲て、齋き傳づく御柱なるが、其始め八尋殿を化作給へりし時、天神の御靈を託て授け給へりし、天瓊戈を刺し立て、國中の天柱と齋ひ鎮め奉り給ひて、其に住まはせる二神の、世と共に天神の正身の如く齋き傳き給へりし物質なるが故は、齋柱と云號は、此に起れりし者なり、伊勢神宮にては、皇太神の大御靈形に次ぎて、可畏き物に仕へ奉り、俗間にも、大黒柱を、その家の神床に祭る神に次ぎて、可畏き物に持ち齋く事、皆神世の遺風なるを思ふべし、(偕、富物代と云ふは、寶基本記に見えたる古語なるが、傳三大富道尊、大富邊尊の下に云へる如く、富と云は御殿の事なり、物代とは物質と云事にて、物の信と云事なり、然れば此の八尋殿は、右の富なり、物代は右の天

柱はしも天瓊戈にて、其即ち二神に賜へりし天津璽なる謂ひの語なり。又、天柱と云事はしも、古事記に、見立天之御柱と有るを、記傳には、御柱袁と訓まれたるを、古史徴に、御柱登と訓れたる、實然る事とは通ゆれども、舊事紀に、以天瓊矛、指立於磯馭盧島之上、以爲國中<sub>ニ</sub>之天柱也とあるは、國中に天柱を化堅給へる由なれば、記傳の訓の任に、袁の辭にて題ゆるなり、然るは、此大地の女陰なる所に、天瓊戈の男莖形なる物を刺し立て、天地の氣を通はせ、相結ばり合へる中より、萬の物も事も成整ひ生産れ出來べく、天神の定め給へるなれば、假令、天上に在る御柱に准ひ建給ふと雖も、素より天柱に違ひなき物なるを思ふべし、（此事、已に傳四、國中<sub>ニ</sub>之柱の下に云へれば、多くは其所に委ねつ、彼寶基本記に、一氣之起、天地之形、陰陽之原、萬物之體也と有は此事なり）天御量柱と云ふ事は、天身度柱と云ふ事にて、二神の大御身の大御長を度り給ひて、底津石根に太敷立て給ひけむ故の名と所思えたり、今世に屋を作るに、田舎にては六尺を一間と爲るを、京間と云ふは六尺五六寸を以て、一間と成す事なり、然るは京にては、冠を常に被用る事なる故に、五寸許長さを伸べて造ると同じく、家の製様も、其家長の身長に准らへて製る古式なりけむも知べからず、又、思ふに、次に化堅天柱より續けて、陽神間陰神曰云々、思欲以吾身陽元合汝身之陰元、云爾即將巡天柱云々、と有るを以て考るに、天御量柱とは、其生長る程を計り比ぶる古法なる可きか、然るは、二神の、此時迄は其幼く御在しけむを、其長り給ふに隨ひて、澁合の事をも思欲し牙せる故に、此御柱巡の御事に御心の及ばせ給ひけむとも見ゆればなり、何れに取りても、御量は身度なる意は違はざるなり、（古語拾遺に、令手置帆負、彥狹知二神、以天御量、伐大峽小峽之材、而造瑞殿、兼作御笠、及矛盾と有る、天御量

の本註に、大小斤雜器等之名也と見えたるも、天身量なり、此は日神の瑞殿を造奉る事なる故に、其大御身に量りて仕へ奉り、又御笠御矛御盾なども、又其大御身の御長に合せて造り奉る事なれば、其義一なり、又出雲風土記に、所<sub>ニ</sub>以號<sub>ニ</sub>楯縫<sub>一</sub>者、神魂命詔云々、天御量持而、所造天下大神之宮造奉詔而、御子天御鳥命、楯部爲而、天下給之と有る、天御鳥命を、平譽重説に、御鳥は身度にて、天御量に依れる名なる由云るは、然る事なり、此等の委しき説は、已に大殿祭詞講義に云へるを、此には天孫降臨章第二一書、手置帆負神、彥狹知神の傳に就きて云ふべし）偕、顯宗天皇御紀、室壽御詞に、築立稚室葛根、築立柱者、此家長御心之鎮也、と宣り給へる御詞を以て思ひ巡らすに、此天柱はしも、元より天神の御靈なるが、富物代と爲て齋崇つき給ひて、突立て給へりしは、二神の御心の鎮めなる事灼然し、然るは衣食住の三の中に衣食は飢を凌ぎて性命を養ふと、暑寒に堪へて身體を保つとの事耳なるを、住處は、天下を御め給ふにも、一家を修むるにも、此所ぞ吾住處なると、豫め定め置きて、佗に及ぼす事にし有れば、甚重きが故に、齋柱を立て給ひて、御心の鎮め傳く事なるを以て、大殿祭詞などにも、齋鉏乎以齋柱立氏皇御孫之命乃天之御翳日之御翳止、造奉仕禮留、瑞之御殿、汝屋船命爾、天津奇護言乎以氏、言壽鎮白久云々、言壽伎鎮奉事能、漏落牟事乎波、神直日命大直日命、聞直志見直志氏云々と有るに、屋に鎮むと云ふ事の少縁ならざるを曉るべし、又萬葉二（三十丁）に、眞木柱太心者、有之香杼此吾心、鎮目金津毛と詠めるなども、唯柱の縁に因りて詠る如くなれども然らず、右に引ける古説に合るからは、正しく據有るべき事云ふも更なり、（下、二神喜日の下に引ける古事記なる天照大御神の御生坐る所に伊邪那岐命大歡喜詔云々、即其御頸珠之玉緒、母由良邇取由良迦志而、賜天照大御神而

詔之、云々、故其御頸珠名、謂御倉板舉之神、と有るは、太御神の大御靈の鎮なるに、又思ひ合はすべし、又、倭姫命世記に、伊雜宮一座と有る下に、玉柱屋姫命なる由に記せれども、儀式帳にも、太神宮式にも、太神遙宮と見えれば、佗神を祀れるならぬを、其名の出たるは、若くは彼宮の心柱を祭れる名の、別に祭神の如く傳はれるにて、玉柱は靈柱にて、太神の御靈を鎮むる柱と云義なるべく、屋姫命は、屋船命は女神にて渡らせ給へれば、其神にて、其も此も、云ひ以て行けば、御心の鎮めなる義は同じければ、此の天柱はしも、然る例の始ならむかとて、如此は云ふなり、(但し玉柱屋姫命は、世記に、天牟羅雲命裔、天日別命子と有れども、實に其如くならむには、然計り重き列に、別宮には祭られ給ふ可きに非ざれば、決て傳の誤にぞ有るべかりける、偕又、右の萬葉歌の意を、未だ盡さざるが故に、深く考ふるに、此は日並知皇子尊、殯宮の時に、舍人等慟傷作歌二十三首の中なるを、其先に、且日照島乃御門爾云々の歌有りて、次に右の歌なり、依りて思ふに、眞木柱太心者とは、皇子尊の宮柱は、元の任に太敷立ちて有れども、其主と坐す君の在さる事と、我が止め難き心とを兼ねて、鎮め難る由をば云へるなるべし)

陽神問陰神曰 汝身有何成耶 對曰吾身具成而 有稱陰元者  
 一處 陽神曰 吾身亦具成而 有稱陽元者一處 思欲以吾身  
 陽元 合汝身之陰元 云爾 即將 天柱 約束曰 妹  
 自在巡 吾當 右巡 既而分巡相遇 陰神乃先唱曰 妍哉可愛少

男歟。陽神後。和之曰妍哉可愛少女歟。遂爲夫婦。先生。蛭兒。  
 便載葦船而流之。次生淡洲。此亦不以充兒數。

陽神問陰神曰、汝身有何成耶云々は、正書にも同じくあり、然れども、彼には以破馭廬島爲國中柱より引續きて、陽神左旋、陰神右旋云々の事、又唱和の御事を載せて、其次に此御問對の事有るは、次第の違へるを、此は古事記にも、此と同じく、見立天之御柱、見立八尋殿と有る次に、於是問其妹伊邪那美命曰、汝身者如何成、答曰吾身者成々云云、故以此吾身成餘處、刺塞汝身不成合處而、以爲生成國土奈何、と有りて、次に天之御柱を往き廻り給ひ、其より唱和の御事有りて、此と同じきは、實に叶ひて、共に宜しく諾はるゝなり、(然るは、此一書と古事記とは、全く同じ傳なるを、文様の少か異なる耳なる事、已に上に註へるが如し) 偕、此の御問對の起はしも、天神より、宜汝往而循之と勅任し給へりし程は、國土の未だ有らざりし時なれば、猶隱身に坐して、泥土煮尊、沙土煮尊と申し、を、破馭廬島を畫成し給へりしかば、泥沙に葦生ひ、水涯に鶺鴒など棲みて、動物植物も漸成出づべき勢なり、此に於て、顯身と現出で坐せる、其御名を角織尊、活織尊と御名を負しけるを、今茲に至りて、化作八尋之殿、化堅天柱と有る事に依りて、大戸之道尊、大戸之邊尊と申せるが、已に大御面の足はし給ひ、大御靈の賢く整ひ坐せるに依りて、面足尊、惶根尊と稱し奉るべき頃ほひに至りて、陽神の大御身に餘り有るを、陰神の御方に不<sub>レ</sub>足るが如き處の有りて、成々坐る事の、不審しく異在<sub>レ</sub>る事に所思<sub>レ</sub>し坐し<sub>レ</sub>かば、此に至りて問明らかめさせ給へ



る者なり、(右の泥土煮尊、沙土煮尊と申す以下の御名は、皆此二神の、次々負坐る所由、慥に考ふる事有うて傳三卷に委しく云へるを、此の事實に當て曉る時は、露も疑ふ所無からむ者ぞ)○吾身具成、其生れ着き給へる狀を宣へるなり、記傳四(二十一丁)に、「成々とは、初め生れ初めしより、漸々に成りて成畢れるを云なり」と有るが如し、偕、具成字を、古より成々と訓むに就きて考ふるに、二神の大御身の具成坐る後は、神も人も夫婦<sup>ミトノツグスヒ</sup>違合して、同じく人體を生むは、常の事にて、殊更に作り成さで、形質は足ひ整ふ者なるを、未だ此國土も何も有らざりし始にて、此二神の大御身の成り成る事などは、少縁<sup>オホトク</sup>の事には非りけむと所思たり、傳二、高皇產靈尊、神皇產靈尊の下に註せるが如く、拾遺集歌に、「君見れば結ぶの神ぞ恨めしき強顔<sup>ツレナ</sup>き人を何造りけむ」と有りて、神身も人身も、其大神の造出し給ふ傳なるは、然る物にて、此時に始めて二神の御身を結び作らしは、人體の規矩の定り出る時なる故に、今世に人の生れて長なる事の、何の事も無きが如くは非ず、甚容易からざる程を想像り奉るべし、然れば、其造り給ふ天神の御方よりは那須なるを、其は幽<sup>カウ</sup>にて、顯<sup>オシテ</sup>には二神の御身の自然にして成々<sup>ウツ</sup>れる如くなりし故に、那理とは云へり、(若て、具成を成々と訓みて、語を重ねたるは、記傳に、戀々而、行々而などの格の言なる由に云はれたる如く、戀而、行而など云ふ時は、唯、人を戀ひ、道を行く事なるを、戀々而、行々而と云へば、豫てより今に互る義有るが如く、此の成成も、豫め成り初むるより、漸々今に至りて成り整ひ訖れる義なるを知るべし)○陰元は、正書に雌元とある、其に云へり(本傳四之卷)偕此は古事記と同じ傳なれば、彼記に吾身者成々、不<sup>ニ</sup>成合<sup>ニ</sup>處一處在と有るが如く有りけむを、正書の狀に合せて、文を被<sup>レ</sup>換たる者なるべし、偕、不<sup>ニ</sup>成合<sup>ニ</sup>處とは、成餘處の對にて、陽神の御

身の具成て成餘れる計に具<sup>コト</sup>ひ足はし坐せるに合せては、陰神の御身は、未だ成り足はざるが如く、言を稚くして申させ給へりし者なり、(人に見る事を見ふと云も、吾片方にては、足合ぬ如くなるを、其人を得て、事の足る意を以て、阿布と云ふを以て知るべし、記傳四に、「不成合處とは、缺けて滿はぬ如くなる處を詔へり」と有るは、委しからず、具成ては有れども、未だ成足ざるを、不成合と云ふなり)○陽元は正書に雄元と有る下に云へり、(本傳四之卷)此も古事記に、我身者成々而、成餘處一處在と有る如くなりけむ事、右の陰元の例なり、記傳四(二十一丁)に、「成餘處とは贅<sup>ツツ</sup>れ出で、身外に贅れるが如くなるを詔へり」と有るが如し、偕、此は陰神の未だ成合ざる由に宣へるに對へて、具成て成合るが上に、成餘れる處の出來れる由の名なり、(然れば、此の所は御紀に、陽元陰元などと、直に其處を指し宣へるよりは、大御身の成り合へりし狀を以て云ひ傳へたる、古事記の方なむ、甚々雅びかなる者なり)○思<sup>コト</sup>欲<sup>コト</sup>以<sup>コト</sup>吾身陽元、合<sup>コト</sup>汝身之陰元云爾は、古事記に、以<sup>コト</sup>此吾身成餘處、刺<sup>コト</sup>塞汝身不<sup>ニ</sup>成合<sup>ニ</sup>處、而以<sup>コト</sup>爲<sup>コト</sup>生<sup>コト</sup>成國土<sup>コト</sup>奈何と有ると同じ所なるが、成餘處、不<sup>ニ</sup>成合<sup>ニ</sup>處と有るを、陽元陰元と云ひ換へたる耳なり、但し此文、古訓の如く訓べきながら、吾身能陽元衰、汝身能陰元爾、合世武登思欲登<sup>コト</sup>云爾<sup>コト</sup>などぞ訓むべき、(然れども、陽元を、唯に袁能波自米、陰元を、賣能波自米と耳訓みては、言足はざれば、古くも登許呂と云ふ語を加へてぞ有るべき、上に<sup>ニ</sup>有<sup>ニ</sup>稱<sup>ニ</sup>陰元<sup>ニ</sup>二處とも、有<sup>ニ</sup>稱<sup>ニ</sup>陽元<sup>ニ</sup>者一處とも有るを、字を甚く約めたる者なり)云爾を、字の任にては、漢訓に成るなり、此は瑞珠盟約章、第二一書に、凡五男神云爾と有るに同じく、語末の助辭に置きたるには有れども、此は登詔給比伎と訓むべし、然無くては語調はず、(云爾を、云事爾理<sup>コト</sup>、又、爾云布<sup>コト</sup>など訓むは、僻事なり、

其は漢文などの時こそは有けれ、假令、此御紀を漢文様に力めて書れたりとて、訓迄を卑く爲む事は、大御學を任として仕奉る者の、本意には非ず。○即將巡天柱は、二神の陽元と、陰元とを合せて、夫婦と成り給はむ爲に、先天柱を巡らせ給はむとなり、次に分巡相遇と有る是なり、(此事傳四、分巡の下に、委しく註せりき)○約束日は、古事記に、吾與汝行廻逢是天之御柱而、爲美斗能麻具波比、如此云期云と有るが如し、欽明天皇二十三年御紀に、約束軍計と有るを知岐理牟須夫と訓めり、瑞珠盟約章第二書に、如此約束と有るは、知岐理と訓みて此に、同じ、記傳四(二十八丁)に、「知岐流は、行く先を懸けて云々爲むと云ひ固むるなり」と有るは、然る事にて、名義抄に、約束を、言衰佐牟とも、勉勵麻須とも訓める、即ち其意なり、男女の語相を爲て夫婦と成るを契りを結ぶと云へるなどは是なり、(或説に、約束蓋手握也と云へり、第十一書に、陰神先唱曰云云、便握陽神之手、遂爲夫婦と有るを含みたる説と通の、其は其傳に論はむ、史學指南に、立法に立法拘制謂之約束と有り)○妹自左巡吾當右巡の妹は、伊呂登と訓べし、釋秘訓に、私記曰、問下文、云替我愛妹乎、此妹讀那邇毛、以之案之、妹是同字也、何故讀各異哉、答此字有兩訓也、若正相對而言之、則謂伊呂登、若遙而相言之、則謂那邇毛、各隨處設詞、故不同也云々と有にて、通えたり、偕此左右の説は、此傳の主意にては有れども、猶甘なひ難在り、其は古事記に依るに、伊邪那岐命、詔汝者自右廻逢、我者自左廻逢、約竟以廻時、伊邪那美命、先言云々、各言竟之後、告其妹曰女人先言不良と有りて、此御柱廻の事は、伊邪那岐命の指揮に依りて、其次第に於ては違はず物爲給ひしかども、唱和の御時に當りて、伊邪那美命の、先御言舉爲給ひけるが御過なる故に、天神の御言にも、因女先

レ言而不レ良、亦還降改言と宣ひて、御廻の順次の違へる由に宣り給はず、又次に、故爾反降、更往廻其天之御柱、如先と有るなど、上下に貫きて、少も異義無ければ、今共に従ふべし、(但し斯る事に、文を書としては、其前後に相協へる狀に文を調ふる事なれば、其も依難しと云ふ人も有りなむかなれども、此も天神の御言には、婦人之言、其已先揚乎と有りて文には故二神改復巡柱と有りて、打ち合はざる所有れば、此事耳は古事記、及正書の方正しかるべし、古史徴には、此一書を取りて、先には、男神は右より、女神は左より廻り給へるを、此度は改めて廻り坐せる山にて、是深き山有る傳なりと云はれたれども、古史傳などに、其深き山は説れたらむを、未だ其書世に出でざれば、予は知らず)偕、此御廻の左右の定め宣へるは、陽神の御心なる故に始より陽神は左に、陰神は右に廻り逢ひ給ふより、此事につきて、御過の無きは如何にと云ふに、本傳四之卷に已に註へるが如く、天柱を國中の樞機と爲て、天地の左旋右動に神習はせ給へるが故なり、(舊事紀にも、此一書の傳は取れども、然る深き思兼なくして、唯此文を擧げたる耳にて、此の論の外なり)○既而分巡相遇は、正書に分巡國柱、同會一面と有るに同じ、舊事紀には、二尊如約巡行天柱、會逢同處と有り、偕此の既而は、古事記に約竟以云々と有る如く、豫め其約束を竟して、然其事に移る辭なり、(加久氏なども訓べき處なれども、猶、字の如く、既爾志氏と云ふ事允當れる心ちす)相遇は、正書に、却更相遇とも有り、但し其には相遇を米具理阿比多麻比奴と訓れども、此は然は訓難ければ、字の如く阿比阿比多麻布時と訓むべし、偕其相は、相共々に遇給ふにて、相見る、相婚ふ、相思ふなどの相にて、相共々に其事を爲合ふ由なり、遇は廻遇せるにて此は、御合坐せるならざる事、右に引ける文に、同會一面、又會逢同處と同じ

事なり、○陰神乃先唱曰、上に出づ(本傳四之卷)○妍哉は、下に此云「阿那而惠夜」と註され、神武天皇御紀に、妍哉、此云「鞅奈珥夜」とも註させ給へる共に同じ事なり、天孫降臨第五一書にも、妍哉、吾皇子者、聞喜而生之歟と有り、此事、已に傳四、意哉の説と、共に合せ註せるが如し、此妍字を被用たるは、名義抄に、宇流志波とも、夜須志とも、加保與志とも、與志とも訓を註されたる、其義を取られたる者なり、(記傳四に、「字書に、妍麗也とも、美好事とも註せり」と云れたるに克く合へり、或説に、妍、可愛、皆好也と有るも然る可し)○可愛少男歟、第十一書に、可愛少男乎と有りて、語末の歟と、乎と異なる耳なり、然れども、愛哀登古哀の哀に當れる字なる事、本傳四之卷に註せる事どもを考へて曉るべし、正書には、焉字を被用たるなど、如此く同じ言を様々に字を當て記されたるは、正しく袁にて、慥に其と定め難き故なるべし、(字書に、乎多疑而未定之辭、或爲問語と云ひ歟、句絶之餘聲、如對人說話而質之者、など云る意を取れるにて、袁の義に非ず、○後和之曰は、乃先唱曰の對なり、東市司式に、不和字を阿麻那波受と有れば、和之を阿麻那比氏と訓むべきにや、然るは、人の言を熟く承引くを然云へれば、此御妻問の御事に就ては似着はしく所思ゆるなり、然れども人の怪しむらむ事の傍痛きに依りて許多幣氏と訓みつ、(先唱曰の事は、傳四に已に云へれば、此には擧ぐ)○遂爲夫婦を、都比爾美斗能麻具波比斯氏と訓めるに従ふべし、遂とは、二神唱和の御事は此に有しかども、其先後の違へりと云ふ事迄は所知看さずて、終に爲夫婦の事に及べりしが、蛭兒淡洲等を生成し給ひしが、御心の如く有らざりし故に、下に故還復上詣於天云々と有りて、古事記と總ては同じ傳ながら、右の妹目左巡、吾當右巡と有と、此所とは異なる傳なり、(偕又正書には、陰神の

御言先立給ひし時には、御合は爲給はずて、吾是男子、理當先唱、如何婦人反先言乎、事既不祥、宜改旋、於是二神却更相遇と有りて、其時は御合坐さずて、直に改め旋り給へるなれば、後度の時を以て、始遷合爲夫婦とは有るにて、此一書、又第十一書に、遂爲夫婦生淡洲次蛭兒など有るとは異なり)古事記には、各言竟之後告其妹、曰女人先言不良、雖然久美度邇興而、生子水蛭子云々と有りて、女神乃御言先立給ひける事の祥しからずとは思ほしながら、御合坐して、水蛭子、淡島は生み坐しに依て、愈々其事と思ほし定めて、天に參上りて、天神の御命を請給ひける由なれば、此傳よりは、彼方正實に契合て、甚甚愛たし、(右の細書に引ける正書に、如何婦人先言乎など有るは、可美くは有れども、餘りに言痛く文を成されたる故に、又其文傍の爲に古義を失ひたるは可惜しき者なり)然るは、此一書の傳に、元より脱たるならむかと考ふるに、然に非ず、御紀の例、同じ事を正書一書共に並べ記されたる有り、又、正書にも一書にも、必ず有るべき事を、何れにか其片方に譲りて、事略がれたるも此彼見ゆれば、正書に任ねて、此には省れたる者から、各々其に隨ひて文を成せる者なる故に、此には右の古事記の如き文は、不意脱て傳はらぬにぞ有りける、然れば、御紀の神代卷を讀む者は、各一聯の文と意得て、此處にも彼處にも、心及ぼさざらば、全き神代紀を得る事は、甚難在るべくなむ、○先生蛭兒は、第十一書にも、生淡洲次蛭兒と見え、此二傳、共に全く國なる状なり、然るを四神出生章には、日神月神已に生坐て、素戔鳴尊の生坐す先に、次生蛭兒雖已三歳脚猶不立故載之於天磐椽樟船、而順風放棄と有は、蛭兒を神と思違られたる誤なるが、已に此の正書に、陰神先唱曰云々、陽神不悅曰云々、事既不祥、宜以改旋、於是二神却更相遇と有りて、其時御合坐さ

る趣なるは、蛭兒の傳、四神出生章に在るが故に、省れたる者なり、(儲、其章には、日神、月神、蛭兒、素戔鳴尊と四神の生坐る件なるが故なり、予は蛭兒は神ならざる事を、慥に考得て、八洲起元章に出たるを取りて、彼章なるは諾はざる事なれども、已に其章に神と爲る傳ある故に、四神出生章と云ふ名目耳は、用ふる者なり、見む人怪しむ可からず) 同章第二一書に、日月既生、次生蛭兒、此兒年滿三歲、脚尙不立、初伊弉諾伊弉册尊、巡柱之時、陰神先發喜言、既違陰陽之理、所以今生蛭兒云云、次生鳥磐機樟船、輒以此船載蛭兒、順流放棄と見えたる、此も甚心得難き事なり、其は巡柱の時に陰陽の理に違はせ給へるに依りての事ならむには、此より先立ちて、生給へる日神、月神などこそは、其に肖かり給ふべきに、其より後に成坐る神に、其報の至らむ事は、理に於て有るべからぬ事なり、又、正書の天磐機樟船、鳥磐機樟船、共に御紀以前の人の思違ひて記せるなるを、取られたる者にて、決めて僻説なるべし、(其は古史微第十一段に、「樟は速須佐之男命の、木種を殖生し給へる時に、吾子の御國に浮寶有らずは佳からじと詔ひて、御眉毛を抜散し給へるより、始て生れる木なれば、此神の殖生し給はぬ前には無かりし木なり、故鳥磐機樟船と云は、樟以て船を造る事の始りて後に、云ひ出たる傳なり」と云はれたるは、實に然る事に、世始に磐機樟船と云ふ物の有るべくも非ざればなり) 其第一一書には、大日靈尊、月弓尊、素戔鳴尊と三柱坐して、蛭兒の事は見えざるに、第六第十一等の一書に、伊弉諾尊、勅任三子曰云々と有るは、甚正しき傳なり、古事記にも、得三貴子とある中に、水蛭子は收らず、古語拾遺にも、次生日神月神、最後生素戔鳴神と耳出でたるを思ふべし、(然るを、舊事紀には、始には此一書、又古事記の文を取り合せて、陰陽始適合爲夫婦、產生之兒、卽是

水蛭子、此子入葦船而流也、次生淡洲、亦是入子例也、と記しながら、日神、月神、素戔鳴尊の生坐る其後に、次生蛭兒、雖已三歲而脚尙不立云云と、右の第二一書を、其任に出せるなど甚妄なり) 蛭兒は、固く神には坐さじ、正しく國なりと云ふ所由は、古事記に依りて説くべし、先於其島天降坐而、見立天之御柱、見立八尋殿と有るは、淤能基呂島は、二柱神計り住み坐せる小島にて、八尋殿を見立て給ひしと雖も、未だ神等を生みて令住給ふべきの地無かりし故に、天神の、修理固成是多陀用幣流之國と詔言給へる御命の任に、國土を作り成さむと思ほしとなり、其は伊弉那岐命詔以此吾身成餘處、刺塞汝身不成合處而、以爲生成國土奈何、伊弉那美命答曰然善、と有りて、水蛭子、淡島より、始めて國國島々を生み給ひつる事を記し、然後に既生國竟、更生神と、判然に文に界を被別たるを以て、彼記に女人先言不良、雖然久美度邇興而、生子水蛭子、此子者入葦船而流去と有るは、文の混らはしき故に、神ならむとは誰も思ふめる事ながら、以爲生成國土と上に宣へる、國土の中の一なる事を曉るべし、(但し入葦船而流去と有るは誤なり、此は四神出生章の正書、一書共に、雖已三歲脚尙不立、と有より混れたるなり、其も、脚は葦にて、三歳の間蛭子の其島には、葦すらも生ひ立たざりし、謂ゆる不毛の地なりし傳なるを、彼此取僻めて、葦船と云ふ事に成り、又其葦船も、如何なる故にか、磐機樟船の事に及べりし者と見ゆ) 儲、其蛭兒と云ふは、何れの國ならむと考ふるに、此は景行天皇御紀に、渡島と有る其にて、今も蝦夷千島と云ふ地方を云ふなり、此を蛭兒ならむと定むる由は、俗に蛭子字を、延毘須とも延美須とも訓める事は、何に有りて何なる字義有りて然云ふ事とも知られざるを、人の用ひて怪しまざるは、却て文字遺の事の始れる程より、古言に比流

古と云ふは、其蝦夷島なる事を知りて、其訓と定めて用ひ慣れたるが故なり、と察知られしが、我心を定むるに至れり、然れば、蛭兒と云ひしは、神代よりの古名なるが、陸奥國に屬ながら、海を隔て、有る故に、渡島とは云へるか、又は下に云ふ如く、順流放棄と云事に依りて云ふか、此二の中なるべし、又蝦夷と云名は、神武天皇の大御代に放たれ奉りたる愛瀨詩が裔の主領ける地なるが故に、然は云ふにてぞ有りける、(愛瀨詩と云ふ名は、神武天皇即位前戊午年、冬十月癸巳朔、天皇嘗其嚴寃之糧、勅兵而出、先擊八十梟於國見丘云々、歌之曰、愛瀨詩鳥、毗儻利云々と有りて、其八十梟師の事なるが、此に今思ひ寄れる説有り、陸奥話記と云ふ書に記せる、彼國三春城主阿倍氏の傳説に、宇麻志麻治命、神武帝と十餘年相戦かふ、安日長髓の兄弟、宇麻志麻治命に隨がふ、終に帝勝ち給ふ、長髓は帝の御兄を討ちたる故に誅せらる、安日は東北に追放せらる、卒度濱安東浦を領す、此末葉に安東と云ふ者有り、齋明帝の時、安倍比羅夫、夷人追討に下る、又此に従ひて功有り、因りて安倍姓を賜る云々と有るは、御紀の趣とは少異なる所有れども、安日と云者を、卒度濱に放たると云事、床しき事なり、其は彼國邊に、蝦夷と云者の、古多く背きたりしは、安日が裔なりし者に從へりし民共を云が本にて、後には東北の國々にて、朝命を奉けざる者と云へば、蝦夷と云ひて、後には背く者の字の如くも成れども、若くは御紀に愛瀨詩と有るは、右の安日などを指るなるべければ、蝦夷と云ふも、元國名ならず、愛瀨詩に依りて名の如く成れるなり) 然れば、四神出生章第二書に、此兒滿三歲、脚尙不立とある脚は、葦を字に譯せりし時より、違ひ初たる者にして、此誤より以來、古人と雖も、蛭兒は神か人か彷彿しかりし故に、八洲起元章、四神出生章に互りて、左も右も傳へたる者なり、偕、此蛭兒の生れ出でた

る始は、洲渚の如くして、泥沙の未だ固らずして有りしかば、其地に相應たる葦などの生ひぬ可きを、其年も然らず、翌年にも、何の牙もなく、三年の間、其土毛の成行きを待ち試み給へりしかども、葦尙生ひ立たざる計なれば、況て其他の草木などの生ひ出づべくも非らじと思ほし、捨て給へるなり、下に順流放棄と有るを照し應せて曉るべし、釋紀六(十丁)に、凡肥美之地、葦草多生と有るを以て其不毛の地たる事を思ふべくなむ、天孫降臨章に、天稚彦門前所植湯津杜木と有る下に、植此云多底婁と見え、古今集に、女郎花うしと見つゝ、ぞ行過ぐる男山にし立てりと思へば、又詞書に、「其所に立りける梅花を折りて」とも有り、葦に立と云ふも此例なり、(物の生ふるに立つと云ふは、眞木の生ふる地を横立つ山と云ひ、杉の生ふる地を杉立てる門と云ふが如く、委しくは生ひ立つと云ふべきを唯に立つと云事例有りて古言なり、此事、下、脚尙不立の下に云ふべし) 右の如く、葦と脚とは聲の上下の違のみにて其語の同じき故に、國を神と混らしたる一種の傳も出來たれども、葦尙不立の故事の、然爲がに亡び竟さりし故に、其葦に依りて葦船の説も出來、又其が甚しく成りて、磐楯樟船などの事には成れりし者なり、如此く考へ定めて掃除け削正せば残る古文は順流放棄と有るを、上なる脚尙不立より續くるに義理甚明らかなれば此に依りて説を爲すに、洲渚の地に在ながら三年迄葦尙立ざる耳ならず、船などの如く漂ひ浮きて居止らざりければ、流るゝ順に放棄て給へるにて、是以下に不以充兒數と云ふ所以なり、(然れば、水中に住む蟲名の蛭も、元來此蛭兒の浮きて漂よへりし狀の似たるから、其名とは成れりし者なり、記傳四に、「水蛭子は、上代に、水蛭に似たる兒を云ひし稱なり」と云はれたるは、其本末違へるに似たり) 故、二神の御言の如く、蝦夷島は今も不毛地にて、稻穀の生ひ出でざる地

なるを以て、魚を以て常食と爲る事、皇國の瑞穂の如し、新井君美が書ける或書に云く、「蝦夷島の世の始、老いたる夫婦來住みて在りけるに、食物の甚乏しく有りけるに、神有りて告げて云く、此物を以て、大海を攪き探りて食物を獲よと教ふ、覺めて傍を見るに、舟の楫一枚有りけり、夫婦教の如く、楫を以海を探りければ、白く淡立つ下より、魚多く浮み出でたる、此を捕りて食物と爲したるが始にて、今の世迄傳はれり、此魚鮓魚なり、其夫婦の末蕃息て、今の島人は出來れり、彼二人が住みし江刺と云ふ地に、老夫を神として祠れるを惠美須と云ひ、老婦を姥神と云ひて、共に社を建て、島人此を祠れり」(以上取意)と有るは、島人の説にて、全き傳には非ざれども、此云へる老夫婦云々の事は、二神の礮馭盧島を畫成し給へりし故事を訛れる者にて、信み難き事ながら、其島の始めを二神に係けて云へるは、蛭兒の事に因れるなり、楮魚物を、食物に教へ給ふは、已に國土たる上は、謂ゆる蠢化など云ふ狀に、人種の生ひ出でたる時の事にて、此の二神にても有るべし、老夫を神と爲て祠れるに、惠美須と云へるは神號には、非ずして、蛭兒と云ふ、其地の神と云ふ事なり、(此等を考へ合せて、蝦夷島の始めも、二神に起れる事を知るべく、二神に起れると眼の着きたらむには、何なる時、何なる事に依りて云々と云ふ事を、探り索めずば有るべからず、如此切る時は、葦尙不立の説に、彼の始食物の乏しかりし傳を打ち合せて思ひ定むべくなむ)蛭兒の名義、放子なるべし、其生産を宇牟と云ふは、可美を宇麻と云へると同じ意にて、物の蕃息る事を美稱ふる由の言なるを、二神の御心より外なる御子なりし故に、兒數には充給はずして、流るゝ順に放ち棄て給ふ計の事なる故に、放子とは宣へりし者なり、今俗にも、人の子を生みたる事には、飼りて子を放るとも、子を放出すなども云ふに同じ事なり、楮此蛭兒は

しも、女神の御言先立ち給へりし、御手違ひの事に肖て生れりし國なるが故に、可美國とは成らずして、不足に成れりし者なり、然れば世に言の過計り可畏き者は非ざりけり、(所以に、式の祝詞にも、事不<sub>レ</sub>過云々と云ふ事多く見えたり、楮又、比流の例は、深江輔仁が本草和名に、蠶を比々流又蠶蠶和名比々留乃布多古毛利と註し、和名抄に、本草云、水蛭、和名比流と見え、痢を久曾比里乃也萬比、名義抄に、尻を幣比流、又放屁も然訓まれたるを以て、放に當て、比流の事とする余が説の、強ひざる事を明らかめ曉るべし)○載葦船は、古事記には此子者、入葦船而流去とあり、記傳四(三十六丁)に、「葦船は阿斯夫泥と訓むべし、此船を纂疏には、以葦一葉爲船也とあり、然も有なり、又葦を多く集めて、搦み作りたるにも有るべし、彼無間堅間之小船なと思ひ合すべし」と有り、(萬葉十一、十二の卷々に、葦別小船と有るは、葦の生ひ茂りたる中を、傍ぎ行く船の事にて別なり、通證二に、詩河廣篇に、一葦航之、蘇東坡赤壁賦、縱一葦之所之など云々を引けれども、此には與からず)右に考へ定めて、脚尙不立は、葦尙不立なりと云へるが如く、蛭兒は不毛の地にて、葦なども生ひ立たざりしを惡み思ほして、放らし棄て給へりし古傳の有けむを、其流れ振はへし事などに依りて、古くも、葦船と云ふ名の有るを、此に收て載葦船などは誤り傳へたりし者なり、其は蛭兒を神と思ひ違へたるより、訛れる事なる故に、其船の事に猶惑の有りて、或は天磐樟船或は鳥磐樟船とも、似着はしからぬ僻事さへに出來れるに、思准らへて、此の葦船の誤なる事をも曉るべし、但、今蛭兒を蝦夷島なりと思ひ定めたる説の出來れるに就て、又古説をも姑く助け云はむには、其島と共に化出給ひし神をも蛭兒とは云ふなるべし、其島人の云傳に、「昔造島神の此島を作立て、神去給ひし後に、南方なる神國より、女神

一柱、虚舟に乗りて漂著たりけるが、其地方志都那伊と云所にて、岩角に當りて其舟碎破れたりけるが、其舟に載る所の寶は黄金白銀木器玉行器乳管鈔子玉盃金杯盤等をば、丘に上けたりけれども、風雨を防ぐに室無く、食物を求むるに由無くして、飢たりけるに、何方よりか、一疋の雄犬來りて、女神に近づき、心有けに尾を振りつゝ、先導して伴ひ行けば、大なる巖窟を得たり、此に入りて月日を送る間には、大海邊へ走りては、魚物海藻を與へ、或は山に入り野に行きて、木菓草實を運びて、飢を助け露命を救ひて、月日を送る間に、遂に、犬の子を孕めり、終に男女二の兒を生みて、清水を以て沐みさせ給ひし故に、今に至るまで、島人は産落して、直に水にて沐せしむる事なり、偕女神は、自ら着給ひし衣を以て養育し給ひけるに其兒跣足にて、山野を駈歩き、海岸に奔走して岩角を傳ひ、樹木に登るなど、其の所爲尋常の人とは異なりけり、若て其衣も盡果てければ、女神加都夫と云ふ木の皮を剥ぎ、此を水に曝し、木皮布を製し、阿都志と號けて、是を裁縫して、其の兒に着しめ給ひけるに、彼雄犬は木菓海藻を喰へて授くるに隨ひ、此二人の子も生長して、夫婦と成り、子を生みしより、子孫大に島中に蕃息せり、所以に、各其家に寶と爲るは、金銀を装れる太刀短刀、又は管耳盃、渡金、鈔子盃等何れも京師風を好むことなり」と云へり、然らば、其の女神は、蛭兒島と共に成れる神なるを、彼島を流し棄て給へると共に、其の地の靈神なれば、葦舟に入りて流れ給ふことの有より、此にも島と神と、二方に傳はれるにてぞ有りぬべき、(但し御紀の文を、己が心の任に説き曲けて甚可畏くは有れども、正しく其説の立つ事を、空しく打ち棄つべくも非ざるが故に、止む事を得ざる事なれば、我心を開きて、此正實を明らかめ給ふ神こそは知り給ふらめ、凡ての人の信不信に拘はるべき事ならず) ○流之を、放遣伎と訓

める、其然るべし、其處を離ちて佗に屬る意なり、四神出生章に、順風放棄、其第二一書に順流放棄と有と同意の所なればなり、古事記には、流去と有るを、記傳に、去を棄と訓まれたるも、能く其心を被得たる事なり、此より起ちて、流罪の事を放つと云へり、空種嵯峨院(七十四丁)「此放ち遣はしこし、滋野の眞背は云々」濱松中納言物語に、「公に罪せられ給ひて、筑紫に放たれ御在せしに、源氏須磨(六丁)に、「遠く放ち遣はす定めなども侍なるは、狀異なる罪に當る可きにこそ侍るなれ」文選九に、既放三年不得復見とあり、又自漂流せるには、源氏繪合(十二丁)に、「俊蔭は、劇しき浪風に溺れ、知らぬ國に放たれしかど、千載集戀に、「宇留麻の人、此に放たれ來て、」宇治拾遺六(十八丁)に、「商の爲に海を往來しに、惡しき風に放たれて、此島に來れば云々」など有り、(舊事記にも、古事記の如くにて、此子入葦船而流也と有りて、去と也と字は換れども、流也を流棄と假字を附たりき)偕、流之を放遣伎と訓めるは、水の任に流し却ふなり、夜流は却なる證は、大殿祭詞別に待防掃却言排坐氏とある、却を夜理と訓み、大被詞に却止宣の却を夜禮と訓めるなど是にて、此の流之は神遂に逐給ふ事なり、(流字を放遣に被用たるも、崇神天皇御紀などに、流離を佐須良布と訓める意にて、被用たり、獄令に流人とも、流移之人とも、有て、其所を移して、其居を替るを流と云ふ) ○淡洲は、淡薄く少き地の名にて、一島の名には非ざるなり、古事記に淡島と作きて、此傳と同じく、水蛭子の次に在るを、第十一書には、生淡洲次蛭兒と有るは、異なる傳なり、(但し本には淡路洲とある、路字は行なり、今改めて引けり、又第九一書には、淡洲を大八洲の中に入れたるなど、殊に異なる傳なり、又第六一書には、先以淡路洲、淡洲爲胞と有りて、大八洲の中に入れざるは宜しけれども、淡

路洲をも其外に爲るは、僻傳なり）偕、今淡洲と名の同じき者、諸國に多在り、紀伊國、讃岐國、周防國、大隅國、志摩國、伯耆國、出雲國、越後國などに在るは、皆此淡洲の中にて、猶此外にも有り、先、紀伊國なるは、古事記（高津宮段）大御歌に、於志氏派夜、那爾波能佐岐山、伊博多知氏、和賀久邇美禮婆、阿波志摩、淤能基呂志摩、云々母美山と詠ませ給へる是なり、神名式に、名草郡加太神社と云へる、今海部郡加太村に在りて、俗に淡島明神と申すを、社傳に、祭神少彦名命にして、元友島に坐し、を、加太村に移し祭れり、偕、其友島の古名淡島と云へりと云へる、是正説にて、萬葉三（三十三丁）に、武庫浦乎、榜轉小舟、粟島矣、背爾見乍、乏小舟と有るは、攝津國武庫浦を前に爲れば、淡路と紀伊の間なる粟島背になりて、地理能く合へり、又七（十九丁）に、粟島爾、許積將渡等思願云々、と有るも、此淡島なり、其は何を以知ると云ふに、此歌の次に、勢能山之、妹爾不戀而、又麻毛吉、木川邊之、妹與勢能山、又、足代過而絲鹿乃山又名草山、などを詠みて共に紀伊國の地名なればなり、（貝原篤信が諸州巡に、「紀伊國加多と淡島とは、民家續けり、淡島大明神の社有り、此社は少彦名命なり」と云へれば、加太村の同じ地ながら其社の有る邊を、淡島とも後には云ひしなりけり、さて、彼淡島を、友島と云るは、神代の淡洲は、一には非ず、幾計も生み坐せりし故事などの遺りて、云ふ名なりけむも、又、知るべからず）讃岐なるは、萬葉四（十六丁）に、天佐我留、夷乃國邊爾、直向淡路乎過、粟島乎背爾見管と、有るは、記傳四（三十六丁）に、「淡路の西北方に在る島と見えなりと有るは然る事にて、淡路より西北方に當りて、百八十の島々多く有れば、此粟島も其中にて有るべきなり、九（十三丁）に、百傳之八十之島廻乎、榜雖來、粟小島者、雖見不足可聞とある、粟小島も、共同處なるべし、仙覺抄に、讃岐國、屋島北去百步許、有島、名曰阿波島、と有るは是なるべし、（予此安政元年、宗像詣すとて、大阪より、船にて西に下りける時、備前海を過ぎけるに、讃岐國多度津の海面に、小島の見えければ、問へるに、粟島なりと云へり、但し此は、仙覺抄なるとは別なりと聞ゆ、又十二に、浪間從雲位爾見、粟島之云々と有るは、紀伊なるか讃岐なるか今辨へ難し）周防なるは、萬葉十五（十四丁）に、周防國玖珂郡麻里布浦行之時作歌、八首の中に、安波之麻乎、與會爾也故非無とも、安波思麻能安波自等於毛布とも詠める二首は、決く其なり、（尾張人吉田重房が筑紫紀行と云ふ書に、「安藝國忠海湊より、船出す、西南方一里計りにして、海狭くなりて小島多く有る邊を行く、北に當りて大崎と云所に、人家有る見ゆ、南には阿波島見ゆ、此は人家なし」と記せる是ならむ）大隅國大隅郡に淡島と云ふあり、又或書に、日向國那珂郡折生迫と云ふ湊有り、港口に一の島山有り、名を淡島と云ふ、島回五六町有り、社有り、鴨着淡島宮と云ふと云へるも、其一なり、又神名式に、志摩國答志郡、粟島坐伊射波神社二座（竝大）、同島坐神、乎多乃御子神社と見え、越後國なるは、磐船郡に屬ける粟島是なり、大同類聚方に、粟島樂、越後國磐船郡、粟生蝦夷等之家傳方と云へるは、全く此島を云へるなり、（今此を訛りて、青島とも云ふめり、然れども、物には、必ず粟島と書くと云へり）又、伯耆風土記に、相見郡、郡家西北、有餘戶里、有粟島、少日子命、時粟秀實離々、即載粟、彈渡常世國、故云粟島也と有るは、寶劍出現章第六、一書に見えたる、淡島是なり、又出雲風土記に、意宇郡粟島（有椎松多年木小竹眞崎木葛）又島根郡粟島周二百八十步、高一十丈（有松茅都波）又出雲郡粟島生海藻など有りて、出雲には三つ有り、（右の伯耆なるは、少日子命の粟を蒔き給ひしに依りて粟島と云

し、仙覺抄に、讃岐國、屋島北去百步許、有島、名曰阿波島、と有るは是なるべし、（予此安政元年、宗像詣すとて、大阪より、船にて西に下りける時、備前海を過ぎけるに、讃岐國多度津の海面に、小島の見えければ、問へるに、粟島なりと云へり、但し此は、仙覺抄なるとは別なりと聞ゆ、又十二に、浪間從雲位爾見、粟島之云々と有るは、紀伊なるか讃岐なるか今辨へ難し）周防なるは、萬葉十五（十四丁）に、周防國玖珂郡麻里布浦行之時作歌、八首の中に、安波之麻乎、與會爾也故非無とも、安波思麻能安波自等於毛布とも詠める二首は、決く其なり、（尾張人吉田重房が筑紫紀行と云ふ書に、「安藝國忠海湊より、船出す、西南方一里計りにして、海狭くなりて小島多く有る邊を行く、北に當りて大崎と云所に、人家有る見ゆ、南には阿波島見ゆ、此は人家なし」と記せる是ならむ）大隅國大隅郡に淡島と云ふあり、又或書に、日向國那珂郡折生迫と云ふ湊有り、港口に一の島山有り、名を淡島と云ふ、島回五六町有り、社有り、鴨着淡島宮と云ふと云へるも、其一なり、又神名式に、志摩國答志郡、粟島坐伊射波神社二座（竝大）、同島坐神、乎多乃御子神社と見え、越後國なるは、磐船郡に屬ける粟島是なり、大同類聚方に、粟島樂、越後國磐船郡、粟生蝦夷等之家傳方と云へるは、全く此島を云へるなり、（今此を訛りて、青島とも云ふめり、然れども、物には、必ず粟島と書くと云へり）又、伯耆風土記に、相見郡、郡家西北、有餘戶里、有粟島、少日子命、時粟秀實離々、即載粟、彈渡常世國、故云粟島也と有るは、寶劍出現章第六、一書に見えたる、淡島是なり、又出雲風土記に、意宇郡粟島（有椎松多年木小竹眞崎木葛）又島根郡粟島周二百八十步、高一十丈（有松茅都波）又出雲郡粟島生海藻など有りて、出雲には三つ有り、（右の伯耆なるは、少日子命の粟を蒔き給ひしに依りて粟島と云



ひ始めたるが如くなれども、元より淡洲なりし地に、粟を蒔き給へるなり、此事は下に委しく説明らむるを待つべし。右の如く、予が記憶居て今記し出づる粟島と云ふ物、其數十一有るを、猶國々に問ひ求めたらむには、幾計も有るべきを、必ず粟島とさへ云へば、皆小島なるに就て思ふに、正書に、處々小島、皆是潮沫凝成者矣、亦曰水沫凝而成也と有るなむ、淡洲の小島なりけるを、二神の神代を過ぎて、大己貴少彥名二神の時に至る迄に、潮沫水沫の凝り聚りて、大にも小にも、萬國と成れりし事、已に傳四に註へるが如し、（しかれども、皇國の地方に屬ける、右の十一ばかりなるは、二神の大八洲國を生み給ひて、それを主と國堅め給ふ事にし有りければ、其淡洲と、此淡洲と、一つは凝成合ふ可からねば、其は別なり）其は何を以て云ぞならば、鎮火祭詞に、神伊佐奈伎伊佐奈美乃命、妹妹二柱嫁繼給氏、國能八十國、島能八十島乎生給比、八百萬神等乎生給比云々と見えたるに、御紀には、大八洲に異説も有るが、先、古事記の數に合せて、其餘には、蛭兒、淡洲は更なり、越洲、大洲、吉備子洲など、凡て十四なり、古事記には、凡伊邪那岐伊邪那美二神、共所生島壹拾肆島と有る外に、亦蛭子與淡洲不入子之例也と有る此をも合せて其數十六なり、然れば同じ神代の傳説にして、祝詞と御史とに、斯る齟齬の有るは必ず謂れ有るべき事ならむと年頃考ふるに、右の處々の小島を充て、國能八十國島能八十島と云へる者なりけり、共に神代の初を云ふ事なるが故に、後に萬國と成續ける迄は、言擧げずして、公然に其起りを然は傳へたる者になむ有りける（但し右の蛭兒、淡洲などは兒數に充給はざれば其をも加へて計へむ事は、如何なれども、祝詞は、唯世の始を云ふ所なるが故に然る差別迄は云べくも非ず）楮、生島神詞に、皇神能敷坐、島能八十島者、谷蟻能狹度極、鹽沫能留限、狹國者廣久、峻

國者平久、島能八十島墜事無、皇神等能依左志奉故爾云々と有るに、其の鎮火祭詞を照應すれば、島の八十島共に廣く平かに成り調ひて皇御孫命の御奴國と依さし奉り給ふ傳説なるが、鹽沫能留限と云ふは、彼潮沫凝成者矣と有るに當れるを、其小處の所在を求むれば、蛭兒は蝦夷島なり、其を除きては、淡洲より外に當べき者なし、此を以て、皇國の外なる萬國はしも、悉くに淡洲と云ひて、小島なりしを、潮沫の留在り凝たる者にて、彼島能八十國、島能八十島なる事決し、（但し淡は、阿波沫は阿和にて、異なり、思ひ混ふべからず、彼淡洲と云ひて淡薄き洲の有る其處へ潮沫の漸次に凝聚りて、萬國と成れる者と知るべきなり）さて、淡洲と云ふ淡は、禾の粟に同じく、僅に小き由なること、傳四に註へるがごとくなるが、此に一説有り、淡は味の淡きを云ふ言なるは然るものにて、物を淡め惡むなど云ふも、本同言なるに就て思ふに、此大八洲國は、二神の珍御子にて、可憐國なる反にて、不充兒數とある、淡薄なる瘦地の、外國々を該雜めて、淡洲とは云へるなり、然れば、皇國と外國の差異をしも、味の美きと淡きとに係けて心得むも僻事ならず、（萬葉一、天皇登香具山、望國之時御製歌に、何憐國會、蜻島八間跡能國者と詠せ給へるも、國中の取具ひたるを愛させ給ひて、何憐國と宣へりし者なり、皇國の土壤膏腴て美はしき瑞穗國の可憐御國に對へては、外國の淡く脆き瘦地なる粟島を、淡しき名を以て呼ばむは、良はしき事なり、丹波宿禰康賴主の神遺方に、八乃阿治倭加智と有る中に、阿萬支阿地、阿波岐阿治と有る、其阿萬支は美きなるを考へ合せて、此の意を曉るべき者なり、如此く物の微小きと、味の淡きと、物を淡め惡むと、種々なるが如くなれども、其本一なり）然れば、二神の生み始めし當時はしも、實に處々小島と云ふべき狀にて有りければ、大八洲國を除きて、蒼海潮之八百

重の限に、國と云ふ國は、全になくして、唯、蛭兒の皇國の東海にあり、淡洲は粒々と散らぎて西海に在る耳なりしを、潮沫水沫の凝り聚りて、外國とは成れりし者なり、然るを、素戔鳴尊の、天より新羅に降り坐して、彼邦を建て給ひしより始めて、次々西方へ開闢き行き坐し、程より、漸々に西蕃の國々は、國形を爲すに至れりし者と見ゆ、(此事、已に傳四に云へりき、楮、西戎にて、皇國赤縣印度などの一大部を阿自夜と云ふなども、淡洲を訛れる者と思ひかし、平田翁説に、西蕃に天皇氏地皇氏と云へるは、此二神を申し、人皇氏、と云ふは素戔鳴尊に坐して、此神九州を區別し、九域を立て給へる、其大九州洲は、萬國を區別して九に爲し給へりし、漢なる由に云はれたるは然る言にて、皇國にて、國能八十國島能八十島と云ふに異ならず)若て、少彥名命、皇國より渡り坐て、淡洲を經營し給へり、寶劍出現章第六一書に、其少彥名命、行に至熊野之御碕、遂適於常世郷矣、亦曰、至淡島而、緣粟莖、則彈渡而至常世郷矣と有る、此亦曰以下は、上に引ける伯耆風土記に同じきが、其常世國とは、此も外蕃を云へる古名なるが、處々小島の淡洲と云ひしが、漸廣大に成りて、其奥域の量り知るべからざる謂なり、楮、少彥名命、此方の淡洲に蒔き給へりし、粟の莠實成れるを持ち渡らして、彼國に殖え給へるが、其地に合ひて、彼は嘉穀としも重みする状はしも、我が瑞穂を貴ぶが如きに依りて、彼淡洲に、又粟島の名ある事とは成れりしと見ゆ、(傳四に引ける、漢籍淮南子天文訓に、古之爲度、升合量衡、輕重生乎天道、秋分粟定、粟定而禾熟、律之數十二粟而當一粟、十二粟而當一寸、分一寸而爲十分、十寸而爲尺云々と有る、粟は高誘註に、粟禾穗粟字甲之芒也と見え、禾は説文に、嘉穀也、以二月始生、八月而熟、得之中和、故謂之禾、云凡禾之屬、皆从禾と有るは、粟を穀類の主と爲るが故なり、又粟嘉穀實也、从鹵从米と有り、名義集に、禾も粟をも、阿波と訓めるは、味の淡きを以なり、本草和名に、粟米和名阿波乃宇留之禰白梁米和名之呂岐阿波青梁米和名阿波乃與禰稗米和名阿波乃毛知など皆其味の淡々しきに依れる名なる事、右に云へるを考合すべきなり)後に、大己貴命も、少彥名命を逐ひて渡り坐せり、然れば、其淡洲の、外蕃、萬國と成れる事は、大八洲國の成竟たる後にし有りければ、神代と雖も、遂に後の事にて、其時より國造の事は始りて、今猶半にも至らざるを、此より後に、幾淡洲か續き合せて、皇御孫尊の所知食す御奴國の多く成れらむも知るべからず、大倭神社註進狀に引ける神代紀に、大己貴命、今我當於百不足八十限、將隱去矣、言訖躬披瑞之八坂瓊、而長隱常世郷者矣と有るは、此外國へ渡り坐し證なり、又上に引ける生島神詞に、皇神能敷坐島能八十島者、谷蠖能狹度極、鹽沫能留限云々と有るは、彼國をも係けて敷き坐す大國主神と坐して、淡洲に潮沫を凝して、萬國と爲し給へる傳なり、又、文德天皇實錄に、常陸國上言、鹿島郡大洗磯前有神新降云々、時神憑人云、我是大奈母知少比古奈命也、昔造此國訖、去往東海、今爲濟民、更亦來歸と有るは、少彥名命と共に、西蕃より國々を巡り造らして、東海より還り給へるなり、斯れば、外國の全くは、二神の不充兒數と宣り給ひて放ち却り給へりしを、素戔鳴尊、此を經營給ふとして、國形を九域計に成し置き給へりしが、全く大己貴命、少彥名命の作堅め坐して、今しは萬國と成れども、其始小島なりし時の淡洲の名を以て、傳へ給へりし者になむ有りける、(記傳四に、此島は、「今吾所生之子不レ良と詔へるを以て思ふに、源氏物語帶木卷に、「爪彈きを爲て云む方なしと式部を阿波米惡みて、少し宜しからむ事を申せと責め給へど云々、」又、阿波米をふ詞、猶、明石卷、少女卷、

總角卷、宿木卷、又、紫式部日記などにも見えたり、此阿波米惡みを河海抄に淡惡と釋かれたる其意にて、御親神の淡め惡み給ひし故に淡島とは云ふなるべし」と有り、傳、鎮火祭詞に、吾名姓乃命能、吾乎見給布奈止申乎、吾乎見阿波多志給比津止申給氏とある、阿波多須も同言なり、名義集、又字鏡集に、淡子<sup>ウツコ</sup>を阿波志とも、阿波多須とも訓みたり。○此亦不<sup>レ</sup>以<sup>レ</sup>充<sup>レ</sup>兒數、古事記に、是亦不<sup>レ</sup>入<sup>レ</sup>子之例とあると同じく訓むべし、記傳四(三十七丁)に、「彼水蛭子は、流去て賜ひつれば、本より御子の數に入らざる事知られたり、故淡島を、是亦と云へり」と有るにて通えたり、蛭兒と云ふは、放子<sup>ヒルゴ</sup>と云ふ事にて、生産<sup>ウツマ</sup>と云ふを避け給へれば、本より御子の外なり、淡洲は、其淡々しきを、淡め惡みて淡洲と云へるが、大八島國の可憐國なる事、右に註せる如くなるに依りて、此二は御子の例には加へ給はずして、甚く其差を下し給へるなり、其例、二神の生み坐る御子等はしも、八百萬神と申す計り、多く坐々す事には有れども、最後に成り坐る天照太神素戔鳴尊等三神を、珍御子として諸神の上<sup>ニ</sup>に立て、<sup>レ</sup>、持ち齋かせ給へるが故に、自餘の諸神は、臣子の如くして、天照太神に仕へ奉らるゝ御定なるが如く、蛭兒より蝦夷の小島となり、淡洲より千萬國と成り以て出來つれども、共に皇大御國の御奴國と、臣子として仕へ奉るべき理、已に二神の國生の始より、定給ふ所なり、古事記、日代宮段に、天皇之御子等、并八十王之中云々、此三王負<sup>レ</sup>太子之名、自其餘七十七王者、悉別賜<sup>レ</sup>國々之國造、亦和氣及稻置縣主也と有る、此三王は珍子にして、大八洲國に當り、七十王は、已に人臣に降り給へるにて、此に不<sup>レ</sup>以<sup>レ</sup>充<sup>レ</sup>兒數と有るは此事能く當れるなり、(傳四に委しく云へるを見合はずべし、譬へば同じ天皇の御子と申せども、親王にて御坐す間は君統の御方にて、珍御子に渡らせ給ふ事なるを、已に姓を賜ひて人臣の列に降

して、皇親の籍を除かせ給へ降る時は、御父子の御會釋はなくして、何方迄も君臣の御中間なると同じき者なり、落凹物語に、北方如何御在しけむ、仕奉る子達の員にだに思さず云々、落凹の君、人數の内<sup>ニ</sup>にだにも入ざれば云々)若て、皇御國にて、皇御孫尊天神御子と爲て、天津日繼知看して、大座坐せば、蛭兒淡洲の成れる四夷八蠻の酋長共は、悉く<sup>ニ</sup>に臣從<sup>マコ</sup>ひ參來て、八十船の御調を奉るべき理、此に起れり、太神宮祈年、月次等祭詞に、皇神能見霽志坐、四方國者天能壁立極、國能退立限、青雲能靄極、白雲能墜居向伏限、青海原者棹不干、舟艦能至留極、大海爾船滿都々氣氏、自陸往道者、荷緒縛堅氏、磐根木根履佐久彌氏、馬爪至留限、長道無間久立都々氣氏、狹國者廣久、峻國者平久、遠國者八十綱打掛氏引寄如事、皇太御神能寄奉云々と有る、是即ち四夷八蠻、共に皇御孫尊の御奴と仕奉る可き證なり、(又上に引ける生島神詞に、皇神能敷坐島能八十島者、谷蟻能狹度極、鹽沫能留限、狹國者廣久、峻國者平久、島能八十島墜事無、皇神等能依佐志奉云々と有るも、生島、足島神の、外國を寄せ奉り給ふ事を知べきなり、右等は、已に祝詞講義に委しく註へるが如し)然れば、申すも更なる事なるが、皇大御國に坐す皇御孫尊は、右の如き神代の御定に依りて、天下萬國の大君に坐せば、其御奴とある國々には、其部の酋長<sup>ウヂナ</sup>こそは有らめ、君と號くべき者は有るべからぬ筈の事なれば、孔丘が天無<sup>二</sup>二日<sup>一</sup>、民無<sup>二</sup>二王<sup>一</sup>と云へる如く、宇宙萬國の中に於いて、天皇唯一王坐して、天壤と無窮き天統を傳へ給へば、海外諸國にて自ら帝王と僭<sup>ヒカ</sup>に號る酋長共は、我が天皇の御代官なる事云ふも更なり、(已に没<sup>ム</sup>たりし吾男光胤、此説を聞きて云へる説あり、西蕃の上古に、三皇五帝と聞ゆるは、平田翁にも説有りて、「我が神眞たる事云ふも更なるを、皇國より更に出興して、彼蠢化の民を治め給へる狀、實に天皇の御手代の如く有

りしなり、然れば堯舜など云へる酋長共の、天下を譲り、民を安くするを以て、己が任と爲し、事は、皇大御國に、眞の大君の御在し坐す事を、辨へ知りたる故にて、其譲りは、全く我天皇の代官たるが故なり、是西戎にては、道の本原の如く、事々しく言立つる事なるが、實は彼代官たる酋長の上にては、甚じき天事にて、然も有りぬ可き事なるが、彼が禪讓は、我天皇の御奴國を預り奉る上に取りて、宜しくは有れども、又其より天命に託して、湯武が如くなる者も出來て、放伐の事は始りて亂りがはしく成れども、素より一姓には傳へ給ふまじき、天神の御定なれば、堯舜が禪讓にも爲よ、湯武が放伐にも爲よ、其代官たる者の心に任する事にて、眞の天皇は皇大御國に泰然に大坐させば、我が君臣の大義と共に、論ふまじき者なり」と云へり、光胤は、大瀧光憲が子にて、大御學に志深在し故に、吾が子と爲るを、今よりは七年以前、嘉永元年、已に没れるを、其言の愛しき任に、思ひ出で、書附く、右の如く、二神の美はしく生み坐る珍御子の、此大八洲國には、天神御子と坐す皇御孫尊の大宮地と定れるを、又、以充兒數とある蛭兒、淡洲の成れる海外諸國には、各酋長有りと雖も、其を以て王數には充つべからざるを、傳無ければ外國の者こそは知らずとも云はめ、皇大御國の大御寶と有らむ限の人々、斯る明亮なる古傳をも、猶々しく思へらむこそ、甚々氣疎く淺ましき事なりけれ、(但し右に云へるは、西蕃耳ならず、海外諸國の酋長共は、悉く其例なりと知るべし、猶此に就て奇説有り、此下なる太占の件々に註ふべし)

故還復上詣於天具奏其狀時 天神以太占而卜合之乃教曰

婦人之辭其已先揚乎 宜更還去乃卜定時日而降之  
 故二神改復巡柱 陽神自左 陰神自右 既遇之時 陽神  
 先唱 曰 妍哉可愛少女歟 陰神後和之 曰 妍哉可愛少男歟  
 然後同宮共住而生兒號 大日本豊秋津洲 次淡路洲 次伊豫二  
 名洲 次筑紫洲 次隱岐三子洲 次佐度洲 次越洲 次吉備子洲  
 由此謂之大八洲國矣 瑞 此云彌圖 妍哉 此云阿那而惠夜 可  
 愛 此云哀 太占 此云布刀磨爾

故還復上詣於天、具奏其狀云々、古事記には、於是二柱神議云、今吾所生之子不良、猶宜自天神之御所、即共參上請天神之命と云ふ文あり、其は引續きて、直にと云意なるを、此唯上文を受云ふ所なるが故に故云々とは云へり、還復上詣於天は、此始に御天降の御發途の御事を隨に云はれざれども、降居彼鳴とある其即ち天より降坐し證なり、此文に引合せて、其然る所由をは知るべき者なり、(然れば、宜汝往循之と有ぞ、御天降の事なりける、故此は其往に對ひて、還とは書れたる者なり、天孫降臨章第一一書に、勅天鈿女曰、宜往問之と有りて、下に天鈿女還詣報狀と有ると同格なり、四神出生章第十一書にも、然後復命、具言其事と有り、此と同じ文なり、傳十

二卷に云へり、今古事記を以て、此の意を補はむとす、於是二柱神議云、云々は、二神この天柱を往巡り坐て、相遇給ひし時に、かの唱和の御事有りけるに、陰神の御言先立ち給へるが、男女の理に違へるに依りて、女人先言不<sub>レ</sub>良と陽神の宣ひながら、改言給はずして、御合坐しかば、竟して蛭兒、淡洲を生み給へる故に、愈其御過なる事を思ほし定めて、是にては、天神の修理<sub>一</sub>固<sub>一</sub>成是多陀用幣流之國と勅任し給へる大御旨に違へるを以て、如何に爲ましと交に神議々給ひしかども、陰神の御言先立しより外に、指して其故とも思ほし依る事の無りしかば、猶天神の御許に參上り坐して、其の有し狀を聞え上て、左も右も其御命を請奉りて、其大御趣けに従ひ奉り給は<sub>レ</sub>やと思ほし成りぬるにて、其即此なる、故還復上<sub>レ</sub>語於天、具奏其狀と有る是なり、(二神の、其有るべき狀を、種々に思ほし巡らし給ひしかども、右の御言先立の御過より外に、思ほし合せ給ふ事も無かりけるを、猶大神の御所に奏させ給ふは、少かも情進を加へ給ふ事無くして、天神の御命の隨に物爲給はむとの御事なり、孝德天皇御紀に、神奈賀良の言に、隨在天神の四字を書かれたるをも思ふべし) 請<sub>二</sub>天神之命<sub>一</sub>とは、其首に天神諸命以と見え、此に天神謂<sub>二</sub>伊弉諾尊、伊弉册尊<sub>一</sub>曰などの如く、天神の仰せ給ふ御言なり、例は崇神天皇七年御紀に、於是天皇乃幸<sub>二</sub>于神淺茅原、而會<sub>二</sub>八十萬神<sub>一</sub>、以<sub>レ</sub>卜<sub>二</sub>問之<sub>一</sub>、是時神明憑<sub>二</sub>倭迹々日百襲姬命<sub>一</sub>曰云々、天皇問曰、教<sub>二</sub>如此<sub>一</sub>者誰神也、答曰云々、時得<sub>二</sub>神語<sub>一</sub>、隨<sub>レ</sub>教祭祀と見えたる、此に神語と有る其にて神教を云なり、又古事記(訶志比宮段)に、建内宿禰大臣、居<sub>二</sub>於沙庭<sub>一</sub>、請<sub>二</sub>神之命<sub>一</sub>、於是教覺之狀如<sub>二</sub>先日<sub>一</sub>云々、爾具請<sub>レ</sub>之、今如此言教之大神者云々、故備如<sub>二</sub>教覺<sub>一</sub>とある神之命なり、此を仲哀天皇御紀に、天皇聞<sub>二</sub>神言<sub>一</sub>、有<sub>二</sub>疑之情<sub>一</sub>

と作ける、其を受けて、神功皇后御紀に、天皇不<sub>レ</sub>從<sub>二</sub>神教<sub>一</sub>と見え、又諸神の御託言等の御在し坐ける所に、時得<sub>二</sub>神語<sub>一</sub>、隨<sub>レ</sub>教而祭とも書され、欽明天皇十六年御紀に、昔在天皇大泊瀬之世云々、於是天皇命<sub>二</sub>神祇伯<sub>一</sub>、受<sub>二</sub>策於神祇<sub>一</sub>、祝者<sub>二</sub>迺託<sub>二</sub>神語<sub>一</sub>、報曰云々、又皇極天皇三年御紀に、巫覡等云々、爭<sub>二</sub>陳<sub>二</sub>神語入微之說<sub>一</sub>とも又巫覡等遂詐託<sub>二</sub>於神語<sub>一</sub>曰云々とも有は、萬葉十九(三十六丁)に、住吉爾伊都久祝之神言等、行得<sub>二</sub>毛來等毛<sub>一</sub>、船波早家無と有る是なり、右等の例共、多有を以て、請<sub>二</sub>天神之命<sub>一</sub>は、請<sub>二</sub>天神之教<sub>一</sub>と云ふに等しき事を曉るべし、(孝謙天皇御紀に、天平勝寶七年三月庚申朔丁亥、八幡大神託宣曰、神吾不<sub>レ</sub>願<sub>二</sub>矯託<sub>二</sub>神命<sub>一</sub>と有るは、神の託言を神命と云へるなり、又神護景雲三年九月云々、初大宰主神習宜阿曾麻呂、矯<sub>二</sub>八幡神教<sub>一</sub>言云々、勅曰、宜<sub>二</sub>汝清麻呂相代而往聽<sub>二</sub>彼神命<sub>一</sub>云々、大神託宣曰云々、清麻呂來歸奏如<sub>二</sub>神教<sub>一</sub>と有る、此を以て、神命、神託、神教、共に一なる事を知るべきなり、偕其より前に、聖武天皇御紀に、天平十四年十一月壬子、大隅國司言云々、空中有<sub>レ</sub>聲如<sub>二</sub>大鼓<sub>一</sub>、野雉相驚、地大震動、丙寅遣<sub>二</sub>使於大隅國<sub>一</sub>、檢聞並請<sub>二</sub>聞神命<sub>一</sub>と有るは、神護二年六月、大隅國神造<sub>二</sub>新島<sub>一</sub>と有る事に因て、豫て空中有<sub>レ</sub>聲などの神驗の有しに依て、神命を請聞しめ給へりしなるべし、其は光仁天皇御紀に、寶龜元年八月庚寅朔辛卯、使<sub>二</sub>雅樂頭從五位下伊弉王<sub>一</sub>、受<sub>二</sub>神教於住吉神<sub>一</sub>、又九年十二月甲申、去神護中、大隅國海中有<sub>二</sub>神造島<sub>一</sub>、其名曰<sub>二</sub>大穴持神<sub>一</sub>と云事の有るは、初より神教のなくして、神名を定むるなどの事は有るべからぬを思ふべし、但し、此等は唯例として因に引ける耳) 偕此は、隱身と顯身の界にて、神と人と分る<sub>レ</sub>始なり、其は、天神謂<sub>二</sub>伊弉諾尊伊弉册尊<sub>一</sub>曰云々は、二神の未だ天降坐さざる間の事にて、二神も素より隱身にて坐し<sub>レ</sub>を、已に天降坐して、共爲<sub>二</sub>夫婦<sub>一</sub>し給ふ頃に至りては、男女の形容備

り坐して、現人神と成り給へるに依りて、天神の隱身なると、二神の顯身なるとは、御言を直に問はし給ふと雖も、元の隱身等の如く、委曲に物爲させ給ふ事など、御心行く迄には難成なりけむ故に、天神の御命以ちて太占と云事を始め給ひ、其太占に令<sub>ニ</sub>ト相<sub>ニ</sub>給ひ、其に象りて、天神の御情を彰はし示して、事教へ悟し給へりし者なり、(但し祝詞に、皇親神漏岐神漏美乃命以氏云々と有るは、天神の顯身と現れ坐して、神議らせ給へりしにて、其は太占にては非る者なり)然るは、許計り尊き二神に坐せば、素より隱身と成り給ひて、天神と御言語ひ爲させ給はむ事は難きに非ず、又天神の御上にては、顯身と現れ給ひて、二神と共に神議らせ給はむ事の、又難きには非ざれども、今二神に勅任して、天降し給へるは、顯國を建て、顯見蒼生を置き給はむ、其事の最初なるに依りて、二神の今還り上詣給へるには神と人との差別を立て、太占を以て事教覺し給へりし者にて、其天神の御心を、恐在れども思測り奉るに、今にも顯國の成りて、顯見蒼生の出で來れらむに就ては、神と人との其界有りて、相混同すべからぬを、有りて在らゆる其事業に就きて、天神の御心を知ら將欲く爲とも、然計りの事を、其度毎に天に昇りて奏さむ事の、甚迂濶なる故に、天神の御命以て、太占の事を始定めて授け給ひ、其御自事教へ覺し給はむ事を、太占にト合て、眼前に天神の御心の彰るゝ状を示し悟し給へりし者にて、是亦天神の皇産靈なる所なり、然れば、古事記に、爾天神之命以、布斗麻邇爾ト相詔之、因<sub>ニ</sub>女先言而不<sub>レ</sub>良、亦還降改言と有るは、天神の太占を授け給ひて、其兆文に御心を合せて、此兆は云々の神命ぞ、此文は云々の神教ぞと、直に教給ひて、此後にも二神の御上に、天神の御命を請求め將欲しく思はさむには、此事を物爲させ給ひて、其兆文に出づる天神の御心の隨に、行ひ給へと云事なり、(其例は、中臣壽詞

に、天忍雲根神遠、天乃二上爾奉<sub>ニ</sub>上<sub>レ</sub>氏、神漏岐神漏美命乃前に、受給波里申仁、皇御孫尊乃御膳都水波、宇都志國乃水仁、天都水遠加<sub>ニ</sub>豆、奉<sub>ニ</sub>牟止申<sub>ニ</sub>世止事教給志仁依<sub>ニ</sub>豆云々、神漏岐神漏美命乃前仁申世波、天乃玉櫛遠事依奉<sub>ニ</sub>豆、此玉櫛遠刺立<sub>ニ</sub>豆、自<sub>ニ</sub>夕日<sub>ニ</sub>至<sub>ニ</sub>朝日照<sub>ニ</sub>萬<sub>ニ</sub>氏、天都詔戸乃太詔戸言遠以<sub>ニ</sub>豆告<sub>ニ</sub>禮、如此告波、麻知波弱<sub>ニ</sub>葦仁、由都五百<sub>ニ</sub>葦生<sub>ニ</sub>出<sub>ニ</sub>牟、自<sub>ニ</sub>其<sub>ニ</sub>下<sub>ニ</sub>天<sub>ニ</sub>八井<sub>ニ</sub>出<sub>ニ</sub>牟、此遠持<sub>ニ</sub>天、天都水止所聞<sub>ニ</sub>食止、事依<sub>ニ</sub>奉<sub>ニ</sub>支<sub>ニ</sub>と有る、其天八井を出して、天都水と爲給ふ事は、神漏岐神漏美命の御心にて、其神業なる物から、此も天都水を乞ふ、其度毎に、天上に參上りて、受け賜はる事は、甚便無きに依て、天乃玉櫛を依し給ひて、云々の事を爲さば、其に合せて、天都水を下し賜はむと、事謀り定めて依し給へると、其理一なり)然るは、天地の底際の内、二なく勝れて奇しく貴く坐々す天神の、如何なる事か知らせ給はざらむ、大御身自の御心の隨に、定め行はせ給ふ御事なれば、直に御命令せ給ふべき事を、太占に事依し給ひて、其天神の御情其に合ひ出る状を、教へ給へるにて、二神の神功、既に竟て、天に復命し給はむ迄の其間に、天神の御命を請ひ求め給はむには、此太占を以て、ト相給へとの御事なり、第五一書に、遂將<sub>ニ</sub>合<sub>ニ</sub>交<sub>ニ</sub>而、不<sub>レ</sub>知<sub>ニ</sub>其<sub>ニ</sub>術<sub>ニ</sub>、時<sub>ニ</sub>有<sub>ニ</sub>鶴<sub>ニ</sub>、飛來<sub>ニ</sub>搖<sub>ニ</sub>其<sub>ニ</sub>首<sub>ニ</sub>尾、二神見<sub>ニ</sub>而<sub>ニ</sub>學<sub>ニ</sub>之、即得<sub>ニ</sub>交<sub>ニ</sub>道<sub>ニ</sub>と有るなど、即ち太占の例なり、然るを、此は甚く文の簡易なるに依りて、天神の御占を物爲給へる状に見ゆるに依りて、古今に一人だに、其説を得る人のなき者なりかし、(記傳四に、「抑、異御のト問は、天神の御教を受賜ふなる可ければ、謂れたるを、今此天神のトへ給ふは、何神の御教を受け賜ふぞと疑ふ人も有りなめど、其は漢籍意にて、古の意ばへに違へり云々」と云はたれども、天神の御親トひ給へるならむには、天神之命以とは云ふまじき者なり、天神の御命以て、二神に令<sub>ニ</sub>ト合<sub>ニ</sub>給<sub>ニ</sub>ふ故に、右の如く、文に在る

を心着かれざりし誤なり、宇宙の外は知らず、此宇宙の間にて、八百萬千萬神と、神等の甚多く限なく坐る中に、其大御祖と坐す天神の御心に、何の足はぬ所有りて、何れの神の御教を受け給ふ事と爲むや、此天地も萬の物も、事に依りて、産靈の御靈に依りて成出る者と、始めて見定られたる、此大人すらに、此所の願を探り得られぬ者を、況て其餘の人の如何でかは知る事ならむ。右の因<sub>ニ</sub>女人先言而不良とは、其占兆に出たる天神の御心なり、其は先にも宣へる如く、女人先言不良とは、已に伊邪那岐命の御心の情に在りし事なるを、天神の御情には、因<sub>ニ</sub>女人先言而不良と其如く出でたりし故に情と情とを合せて、其卜の善しく趣く方に就て行ふべき條理の彰はる、是即ち卜相なり、猶此時の御占は、鹿卜なども未だ有ざりし程なりければ、如何なる御占なりけむ知るべからざれども、御心の御占を以て、正定に思定め給ふ可き、甚も奇しき神術こそは有りけめ、玉小櫛五(十六丁)に、「薄雲卷に、賢しき人の心の占共にも、物問はせなど爲るにも」とある下に、古今集に、「如此戀ひむ、者とは吾も思ひにき心の占ぞ正しかりける」と云ふ歌を引きて、心に考ふるを心の占と云ふ」と云はれたるが如く、此方には、女人先言不良と宣ひて、男女の理に違へるを不良と云ふが、御心の占なるを、天神は因<sub>ニ</sub>女人先言而不良と、婦人の先言に因りて御子の良はしからず生れたるなり、還降改言と宣へるなむ、御心の御占にて、太占是なり、然れば、布斗麻邇爾の爾は、堅石爾常石爾などの爾にて、鹿卜を太占と云ふ、其太占と云ふ物して、卜なふ如くに、御情を合せ給ふと云ふ義なるべし、(記傳四に、「上に伊邪那岐の、女人先言不良と詔へるは、女の言先立事の宜らぬなるを、此は生み給へる御子の宜からぬを指して詔ふなれば、因<sub>ニ</sub>女人先言而不良と云へるにて、同語ながら、指す事異なり、因と有るを以辨ふべ

し」と有るは、誠に可美き説なるが、此説に依りて、御心の占の考も出來れるなれば、此も彼も、我今説き出づる事の如くなれども、云以て行けば、皆鈴屋大人の恩賜と云ふ者なり、上件、古事記と此傳と少か異なる所有るに依りて、餘りに言痛きまで云論ふになむ。○時天神以<sub>ニ</sub>太占而卜合之、此文の任にては、天神の、太占以て卜合給ふ狀に聞ゆれども、然に非ず、二神の具に其狀を奏し給へる、其御答を、太占以て卜合て示し教へ給へる事、上に云るが如し、(然れば、太占は二神の成し給へるにて、其に天神の御心の彰はれて、其神命の隨に、成し給ふ事の著明る事の趣なる由、上に云へり)○太占、下に太占此云<sub>ニ</sub>布刀磨爾とあり、天孫降臨章第二一書に、天兒屋命、主<sub>ニ</sub>神事之宗源者也、故俾<sub>ニ</sub>以<sub>ニ</sub>太占之卜事而奉<sub>ニ</sub>仕と見え、古事記には、右の如く布斗麻邇爾卜相而詔之とあり、(又玉垣宮段にも、布斗麻邇爾卜相而、求<sub>ニ</sub>何神之心、爾崇出雲大神之御心ともあり、其外には見當らず)布刀は、記傳四(三十九丁)に、「布刀詔戸布刀玉命などの布刀にて、稱辭なり」と有るが如し、磨爾の磨は、上(十五丁)に説る多麻の麻に同じく、眞の義にて、神靈を云ふ由なり、爾は似にて、神靈の憑りて、其御心の如く爲べき事の、違ふ事なく現れ出る義なるが、此二言を合せて、天神の神隨の道に順從ふ事を随々と云ひ、其より上下に活機て學と云ふは、隨並ぶにて、向に在る事の如く、我も爲て向の物に並ぶ由なり、擬と云ふは、向に眞の物有るを、我も成して其眞の物の如く爲る由にて、大旨右の如し、(又、此を麻知とも云へり、眞路の義なり、神靈を得る路と云ふ義なり、猶太古の委しき事は、天孫降臨章第二一書の下にて、委しく云べければ、其傳に就て曉る可きなり、又、麻爾と、麻那布と同義なる事、第六一書に學之とある下に云ふべし)○卜合之は、古事記に、卜相而と有るを、記傳四(三十九丁)に、「宇良閑豆と訓む

べし、萬葉十四(七丁)に、武藏野爾宇良敝可多伎とあり、宇良阿閉は、宇良阿閉にて、其阿閉は令合の約りたるなり、然れば、宇良阿閉は、ト令合而と云ふ事なり、凡て、古書にトとある、其所の使様に因りて、言の活様變るなり、先宇良と云ふは、其言の體言なるを、其宇良を爲すを、用言に活す時に、宇良布と云ふ、是良良阿波須てふ語なるが、約りたる布も活きて、宇良波牟、宇良阿閉なども云ふなり、又、其用言の宇良阿閉を居て體言に爲たるもあり、萬葉十五(十丁)に、保都手乃宇良敝乎可多夜伎豆とある是なり、此は乎と有れば體言なり、又、宇良那布と云ふも、一の活く格なり、萬葉十一(十三丁)に、玉梓路往占占相云々、此は賂を爲るを麻比那布と云ふ類にて、トを爲るを云なり(偕又、トを爲て兆に見はれ出でたるを、宇良那布と云ふ、漢文に是をト食と云へり、偕上の宇良布は、此方より合す事を云ひ、是は彼方より合ふなり、此令合と合との別を能く辨ふべし、偕其宇良阿閉に、食トと、ト食との別あり、以上探要)と有るにて通えたり、但し、此の宇良布は、天神の御心と、二神の御情と合々るが兆に見はれたるにて、後に、トの事を爲て、此方より合すを宇良布と耳云ふが如くなれども、此よりも彼よりも、合せ合ふが、即ち此のト合之是にて、古事記なるト相而も然り、(凡て此御ト合の事は、上に委しく云るが如く、此のトに至りて、古人の説と、重胤が思ふ所と、本より大に異なれば、悉は合ひ難かり)○乃教曰は、天神の御命の太占に見はるゝ、其即ち神の御教なり、其は御言以て諭し給ふも、太占以て教へ給ふも、共に神命にて、事は同じきを、殊に此は太占の初にし有りければ、其兆の見はるゝ、と共に、直に御言を添へ給へるが故に、古事記には、天神之命以、布斗麻邇爾ト相而詔之云々と有るをや、(神武天皇御紀に、夜夢天照太神、訓于天皇曰、云々、又是夜自祈而、寢、

夢有天神、訓之曰などの訓字をも、同じく訓めるは、教訓と熟する字なるが故なり、偕上に、古事記の請天神之命、と有る文を引きて註せる如く、此教は即ち神命なり)偕、教字を袁斯幣と云ふ、其語を此に被用たるは、太占の麻邇は、學を麻那夫と云ふ同語なるが、學と教と相對ひて、甚々妙なり、若て其學は擬ぶにて、受る方より云ふ語なるを、教は食經にて授くる方より云ふ語なるが、袁斯は食國天下など云ひ、又聞看を萬葉十八に、伎已之乎須と云ひ、又、食物なども云ふ食にて、身に受け入る語なるが、幣とも布とも布流とも活くときは、授け與ふる方より、食の經て、受くる方に行く語と成るなり、(古事記に、爾八十神、謂其菟曰、汝將爲者、浴此海鹽、當風吹而、伏高山尾上、故其菟從八十神之教而伏とある如く、其將爲を、人に諭すを教と云ふ事見るべし)然るを、此教字を、阿遲波比氏と訓めるが、名義抄に、此を稽ふるに、那良布とも、志流須とも、袁斯布とも有りて、然る訓の無きを、阿遲波比氏と訓るは、却て古訓なるべく所思たり、味はふとは物を嘗試みて、其美醜を判つ意なり、然れば太占以て御ト合せ給へる事の成行きを天神の教へ給へるを云ふなり、(然るを、通證に、教之爲言、天地合地、天地合而萬物生、陰陽離而萬化熄、生則有味、熄則無味、所以訓無道爲無味氣也と云へるなどは、言痛き理屈にて、古言には叶はず)○婦人之辭其已先揚乎、此にては、太占に見はるゝ兆を見行して、婦人の辭を先に揚たるかと疑ひ給へるにて、其奏其狀と有れば、辭先立る事の悪しきは、素より所知食す事なるを、乎字は如何なる書様なり、(乎字は、論語の朱註に、乎、疑未決之辭とある意なれば、此には叶はざる者なり、但し此教字を、味はふ義に用へる故にもや有らむ)然れば、古事記に、因女先言而不良と詔へる意味を以て、曉り明らかむべし、此を以て婦人之辭を、正書の例に



倣ひて、多和夜賣能許登と訓み、其已先揚乎を、其已爾先立氏揚多留加毛と訓みつ、然らざれば、宜更還去と有るへ續かざるが故なり、(記傳に引かれたるには、婦人之辭、其已先揚乎の訓を、袁美那能許登佐紀陀都辨志夜と有りて、甚々美たくは有れども、以離れたる心ちす) ○宜更還去は、宜更爾還去と訓みて、下に登詔比氏と訓み添ふべし、古事記に、亦還降改言と有と同じ所なり、然るに、此に改言と云ふ事の無きは、先に巡柱の次第の違へるを、次には巡柱をも改めさせ給へる事の有るとを一にして云ふ故なり、(然れども、此の天神の御言にも、婦人之辭、其已先揚乎と有りて、巡柱の事無ければ、打合ぬに似たり) ○ト定時日而降之は、「甚じき漢文の潤色なり、此等の事は、餘りなる事ぞ」と云はれたるが如く、此國土に在りし事ならむには、似着はしくも有らめ、天神の御許にて、何を以て時を割み分け、又何を以て日を計ふる事の有らむ、然るは天とは世を照す天日なる物を、何れの光を受けて日と云ふ事の有らむ、(中臣壽詞に、月内仁日時遠撰定氏と有るは、高千穗宮の事なれば、然も有るべき山、中臣壽詞講義に云へるが如し、神功皇后御紀に、皇后撰吉日、入齋宮と有るなど、後には、神祭などに日時ト定有る事常なり、萬葉十、秋雜歌、七夕を詠る中に、擇月日逢義之有者云々は、詠物なれば、今云ふ限に非ず) 然れども、此を、二神の復更に天降り坐して、天柱を先の如く行巡らせる時日と見る時は、妨無る可し、故天より降坐す時日には非ず、天柱を往き巡らす時日の事と定めて其義に見るべきなり、(猶歲月日時と云事は、已に天地の相分れし初より、既に在ける事云ふも更なり、天神の靈威に依りて、天先成りて、大虚の中央に位しければ、其相混在たりし故を以て、其天日の氣に牽れ乍も、其周圍を廻りて、地後に成り定るが、其公運を一歳と云ひ、私運を一日と云ふを、月も亦凡三十日

許にして、大地に屬ながら、半は缺け半は満ちて元に復るを、一月と云る大地の公運に合すれば、凡そ十二月計にて一歳なるが、又其私運にも、日光に向ふ間を晝と云ひ、日光に背く間を夜と云て、須臾も止む時なく、甚敏捷に依りて時と云を、十二に割みて、其元に復るを一日と云ふ、然るを日神月神の生れ坐さりし間に、日月と云ふ事有るべからずと思ふ人も有るべけれども、其日月共に、此國の状態なる處にして、日神月神は、其を所知看す神と申す事にて、皇御孫尊の、國土を所知看も同じ事なり、然れば天地と分れし後は、日神、月神の生れ出で坐すより先と雖も、歲月日時の運行は、元より有りける者なり、已に蛭兒の事を、四神出生章に、雖已三歳とあり、日月の運行なくば、何を以て一歳と云ふ事を得む、然れば、月の判れたる事を、此より後の如く云へる、三大考、及び靈眞柱等の説も、亦諾ひ難かり、(然れども、此にト定時日と有るは、天にての事なるが故に、叶はざるとは云へるなり、右の歲月日時と云ふは、其照し給ふ日月の方にては云はぬ事にて、日月の運行を、望み見る、此國土に於て云ふ語なる故に、愈以打ち合はざる者ぞ) ○降之は、天降志給比伎と訓むべし、通證に、延佳日、降之、當訓阿末久多之多末布、天神之宣也、舊讀誤と有るに従ひ又上なる降居を、阿麻陀理麻須と訓めるなどに依れり、(古史徴に、引かれたるには、降之を久太志多麻布と訓まれたるは、然る言なれども、誤ながら舊訓阿麻久陀理と有るを據と爲べき者なり) ○偕、此なる陰神の御言先立しに依りて、其御過に肖て、蛭兒淡洲は成れりしかば、二神の天神に奏して、其御教を受け奉り給ひ、其御教に依りて次度には、御言の次第を錯亂給はず、善はしく交に唱和して、大八洲國を生み給ひて、大に神功畢て、御徳の至り盡さし、此神業に依りて、又神隨なる眞理有りて、萬國を御ふる神道を吾が見出でたり、

其は先蛭兒と淡洲の夷狄が性情と、皇大御國の公民の性情との別なり、變なり、其蛭兒の事は、景行天皇御紀に、朕聞、其東夷也、讖性暴強、凌犯爲宗、村之無長、邑之無首、各貪封墾、竝相盜略、亦山有邪神、郊有姦鬼、遮衢塞徑、多令苦人、其東夷之中、蝦夷是尤強焉、男女交居、父子無別、冬則宿穴、夏則住櫛、衣毛飲血、昆弟相疑、登山如飛禽、行草如走獸、承恩則忘、見怨必報、是以箭藏頭髻、刀佩衣中、或聚黨類而犯邊海、或伺農桑以略人民、擊則隱草、追則入山、故往古以來、未染王化、とある是にて、蝦夷島の習俗、又彼地の毛民等が性質を宣へるものなり、(此東夷と云ふは、彼蝦夷の事なるを、先輩多く我が東北の國なる由に云へるは妄なり、其は古彼嶋の毛民、多く此地方を略め居りし程、良もすれば、叛く事もありし故に、其以來は、東北の諸國にて、叛く者の名の如くなれる、其差別を知らざるを以て、混れたる説なり、已に生島神詞講義にも云へるを、又、其御紀の傳に其説を明らむべし) 又淡洲の成れる外國々の中には、我が西蕃なる赤縣州なむ、殊に勝れたる國なる故に、自ら萬國の中華と誇稱するすら、甚々人性惡かりけり、其は易緯乾鑿度なる孔丘が言に、上古之時、人民無別、群物無殊、未有衣食器用之利、於是、伏羲乃、仰觀象於天、俯觀法於地、中觀萬物之宜、始作八卦、以通神明之德、以類萬物之情、故易者所以繼天地、理人倫、而明王道、是故八卦以建五氣、以立五常、以之行象、法乾坤、順陰陽、以正君臣父子夫婦之義、と有るが如く、彼土の大古の人民、穴居野處して、禽獸と群を成し、五常をも知らざりし故に、此を教へむと爲に、蠢愚にして難論かりしかば、八卦と云ふ物を作り、象數を以て示して、漸くに人道を令知たる山なり、聖人の國と云へるすら如此し、況て其佗四夷八蠻の人性、想像るべし、(直日

靈に、異國は天照太御神の御國に非ざるが故に、荒振神所を得て、荒ぶるに依りて、人心惡しく、習俗亂りがはしくして、國をし取りつれば、賤しき奴も忽に君とも成れば、上と有る人は下なる者に奪はれじと構へ、下なるは上の隙を窺ひて奪はむと謀りて、交に仇みつゝ、古より國治まり難くも有ける、云々と云れつる如く、外國々の人情の美はしからざるは、彼淡洲なるが故なり) 右の如く蛭兒、淡洲の人性の、神隨の道に戻りて、其行ふ所の美はしからざるは、如何と云ふに、陰陽の御言先立ち坐し、御過に依りて成れる國なるが故に、其土に生るゝ人の性と成りて、世と共に易らざる者なり、所以に、男女別無く、君臣相反く事止まざる、是外國の常なり、彼唐戎の如き、湯武の篡奪より始りて、已に春秋二百四十年餘の間に、臣にして君を弑したる者三十六人、婦にして夫を殺せる者亦量ふる計なれば、二千年餘の今に至る迄、其數幾計とも量り知るべからざる程の事なり、右の如く、人道に闇き耳ならず、人亦柔弱にして、神武ならざるは、鹽沫の凝り成れる淡洲なるが故に、其土質に感けたるが故なり、(眞野時繩説に、「其國其土地の靈の御徳は、各異にして、人物動植、皆其神氣を得て產生するが故に、地宜方物、各其性を異にす、産土神は、是土地の靈なるが、大八洲に各自の國魂神あり、一國には國魂神と云ひ、一處には産土神と稱す、地勢方角に隨ひて、其靈異なる故に、方隅不産の物あり、人又容貌志氣の不同あり、是皆土地の神靈の寓する所有る故なり」と云へるは、愛しき説にて、我が説に合へる者なり) 故其御過に肖て良はざる御子の生出でたるに依て、二神天上に昇り坐して、天神の御命を請求め給ひ、太占の御教を受賜り坐して、其事を改め正し給へり、此即ち、萬の外國々には、人身に固有なる神道無きが故に、佗の教訓を得て、始て道有り、師弟と云ふ事の起る基本是なり、皇國の上古に、神

隨言舉せぬ國と云は、元來道々しき言立は爲ざれども、天地固有の大道其中に在りて行るゝが故に、其議論無き事、白晝に燈を取す晴天に簑を着ざるが如く、少にても書典を學び、道々しき事を云ふ者には、一字不通の者に劣りて、言行正しからず、徳義薄く、外夷の國々言は表裏の事なり、所以に、漢には儒と云へる教あり、梵には佛と云へる教有り、その餘の國々にも、教法と云ふ物の有るは、皆その土地の自然に叶へて、人を教へ起す爲に作爲れる故に、其國には相應しくとも、佗國には用ひ難く、又行ひて却に害を招くも少からざるは其教は、其國限の事に有餘不足なく設備たる者なるが故なり、殊に、西戎にて國を治むと云ふ經書と云ふ者有が、其經術はしも、度々革命する國風に合せて立たる道なりければ、天下の大經とは云べからず、一家の私法にて己が慕ひたる國をして佗に、纂はれざる策に過ぎざる者なり、豈恥かしき事ならずやも、老子に、大道廢有仁義、知慧出有大偽、六親不和有孝慈、國家昏亂有忠臣と有るが如く、其實は、國に道無きに起れる事にて、其恥覆ふ可からざる所なり、(直日靈に、「異國は云々、威力あり智深くて、人を懷け、人の國を奪ひ取て、又人に奪はるまじき事量を能く爲して、暫時國を能治めて、後の法とも成したる人を、西戎には聖人とぞ云ふなる、譬へば、亂れたる世には、戰に習ふ故に、名將多く出で來るが如く、國の風俗悪しく爲て治り難きを、強に治めむと爲るから、世々に其術を様々思ひ巡らし、爲習らひたる故に、然賢き人も出來つるなり」と云はれたる意味、大に在る事なり) 所以に、其外國に各酋長有りて、私に王と僭號り居る事には有れども、其王と云ふ者は、能く人を教へ趣くる者の、威力も強く盛に成る故に、自然に其國の君主の如くは成れども、其實は蠢愚の民を教へ導く師なる者なり、上古より、此傳の有りつる故に、伏羲より以來夏代頃迄の

王者と云へるが、天下を家にして、其子に傳へざる者多きぞ、彼土に傳ふる神隨の神道なり、然るを夏殷周と經行く内に、父子相傳ふる隨に、天下を一人の天下の如く成せるから、其が心に任する隨に、夏桀殷紂の輩出來りて、民を苦しめて亡びたるは、素より民に師父たる道を失ひ、又我皇御孫尊の御代官たる事を忘れたる所爲なるに依りて、天神の御罰めに遇ひ奉れるなり、西戎は、右の如くにて、天子之元子士也、天下無生而貴者也と云々、聰明なる人を天子と仰ぎ尊む作法なるに依て、君たる者不道にして、臣下に聖人と云ふ者有れば、臣として此を纂弒し、子若不肖なれば、佗人に位を譲りて、革命を事と爲る人此を怪しまざるは、君臣の義本より軽くして、假に主従と成れる如き謂れ有ればなり、然るを、其時、殷湯周武など云ふ者、下より起りて篡奪の事を行へりしは、實に其罪遁るべからざる大惡人なりと雖も、素より天神の御心は、王者として世を御むる天子に非ず、民を教へ赴くべき爲の師とし給ふ所なれば、主従と云ふ耳にて眞の君臣と云ふも非ざれば、民心の歸くに任ねて、天神の暫時彼等を酋長たらしめ給へるなり、如此く教に因らざれば治らざる國風なれども、又其教ふる者の上にも、然る曲事有りて、古今の間に安き時なく、如何にも頑々しき國風なるは、右の御言先立の事に就きて、上下の人性に離れざる邪徑有る故なり、彼不三以充兒數と有る、蛭兒、淡洲と、可憐御國の大八洲國と、國體の一ならざる事は、御國の天皇尊は、天神の勅任しを奉け給ひて、天下の大君と坐せるに、彼自立獨立して、民の中より成り上れる我王との差有るが如くなり、(然るを古より世々の識者、良も爲れば、皇華と西戎の國體を論ひて、世々の沿革を云ふ事なれども、外國の酋長共は、我皇御孫尊の御手代と仕へ奉りて、民を教へ赴くる料に置かせ給へりし者なる事を得知ずて、何時も治亂興廢を云ふに、

我と彼とを並べ稱ふ事、我皇孫尊に對ひ奉りて、餘に輕々しく無禮き事なれば、吾輩能慎しむべき者なり、谷重遠説に、西土之建國、以纂弒爲基業、堯舜之聖、雖盡禪讓之美、然非天地常經矣、是以伏羲以來、更姓者三十氏、以弒書者二百事、獨惟生君々臣々之邦、何苦信外國之説と云るは、然る言なり、此には相反對して、此大八洲國はしも、二神の次第違へず、唱和せる御心の睦びより生み成し坐る皇大御國なるに依りて、可憐御國なる事は申すも更なるが、大御寶として、國內悉に在りと有らゆる人草は、皆天神地祇の御裔に爲て、外國には、酋長と雖も蠢化の民の孫なるとは、天地懸隔の差有る事今更に取り出で、云ふべき事ならねども、萬葉五(三十一丁)に、神代欲理、云傳介良久、虛見通、倭國者、皇神能、伊都久志吉國、言靈能、佐吉播布國等、加多利繼、伊比都賀比計理と有るは、決めて神代よりの古傳なるを、歌序に置ける者なるが、伊都久志吉國とは、天孫降臨章に、故皇祖高皇產靈尊、鍾憐愛以崇美焉と有る、憐愛の事にて、大八洲國を珍子と崇美給ふ義なり、言靈能、佐吉播布國を、又十三(十丁)には、事靈之、所佐國叙とも有りて、共に此は、二神順次宜く唱和し給へるに依りて、可憐御國の生出たるに起れる古傳なり、然る故に、常も目馴れては、然る可憐御國とは我も人も共に思ほえざれども、追々外國の事の明らか成り以て行くに隨ひて天下に二無く尊き御國なる事も知られ、又、天皇の天目の如く、天下に照り足はしき畏く坐す御事も知られ、又天下の大御寶の風儀の君子さびて美たく好はしき事も知らるゝ隨に、古より未だ其所在を云はざりし蛭兒淡洲の、海外諸國なる事を、予始めて右の如く説き得て見れば、御子の數に入れると入らざるとの差別、如此く判然にして、更に強ふべからざる者なり、(直日靈に、「世間に生きとし生ける物、鳥蟲に至る迄も、己が身

の程々に、必ず有るべき限の業は、産巢日神の御靈に頼りて、自ら能く知りて成す者なる中にも、人は殊に勝れたる物と生れつれば、又然勝れたる程に隨ひて、知るべき限は知り、爲べき限は爲る物なるに、如何でか其上を猶強る事の有らむ、教に依らずては得知らず、得爲ぬ者と云は、人は鳥蟲に劣れりとや爲む、謂ゆる仁義禮讓孝悌忠信の類、皆人の必ず有るべき業なれば、有るべき限は教を借らざれども、自ら能く知りて行ふ事なるに云々と云はれたるは、皇大御國の人情の有る限りにて、甚々愛たし、然れども、外國には然らず、素より人の性質に美善しき性無きが故に、教へずては、道は行はれぬを、教へても猶行ひ得たる人は、世々に一人だに無きは、彼風土自然の邪しき性有るが故なり)又十三(十丁)に、葦原水穗國者、神在隨事學不爲國、と有る、事は、言にて、彼道々しき言學は爲ざれども、神隨なる神道の備りて自らに行はるゝ由の古傳有て詠るなるが、又其(九丁)に、蜻島倭之國者、神柄跡言學不爲國と有る、其神柄と神在隨と同じ事なるが、孝徳天皇御紀に、惟神者、謂隨神道、亦自有神道也と有る、是にて、惟神の隨に行ふ事なるが、是を神道と云へる、其神道とは、上に天神の宜汝往而循之とある、天神の勅任を云ふ事なるを、古事記に、修理一固成是多陀用幣流之國と、天地古今萬國に貫通れる天下の大道是なり、然れば、能く其有るべき隨に行ひ至るを、惟神と云ふ古語の有るにて、皇大御國の人性に固有る識神にして、四夷八蠻の末國には、且ても備はらざる者なり、(若て、惟神と云ふ語は、神中在の義にて、神道を行ひて、自ら神道に中る謂なり、漢籍論語に、祿在其中、餒在其中、直在其中、仁在其中など有る語の様に、能く似たり、此惟神の語を、自然と云ふ事の如く説けるは非ざるべし、當に然爲べき事を然爲るを云へり)○改復巡柱の、改復は、改易の義に訓むべし、其

は、先に陰神は左より、陽神は右より、天柱を往き巡り給へりしを、此度は陽神は左より、陰神は右より、順次を改めて巡り直し給へる由なり、但し正書に、事既不祥、宜以改旋と有るは、陽神左旋、陰神右旋にて、其御巡は前後共に等しきを、又巡り直して唱和の御事を改め給はむ由にて、其改と此改と、指す所同じからざる者なり、思ひ誤るべからず、(古事記も、右の正書の趣と同じくして、巡柱の事には前後共に異なる事無きが故に、爾天神之命因女先言、布斗麻邇爾ト相而詔云、因女先言而不良、亦還降改言、故爾反降更往廻其天之御柱一如先と有るなり)○陽神自左、陰神自右は、先に約束曰、妹自左巡、吾當右巡と契り給ひし事を改め換へ給へるなり、偕此傳にては、巡柱の事は、陽神の御定に在りて、天神に係づらふ事無く、此度に至りても、唱和の御事こそは、婦人の辭其已先揚乎と宣へれ、巡柱の次第迄は教へ給はざりければ、二神の御心として、如此く改め給へる趣には見ゆれども、甚々心行かぬ事なり、其は御言の前後も甚しき大事には有れども、御行の順逆を取り失ひ給へる程の御手違は非ざれば、二神に於ても其判斷は何とか御評め有るべく、天神も亦其一事を漏し給ふ所を以て見れば、此は傳の誤なるべき事、上件次々に論へるが如し、(此は、甚々可畏き事には有れども、同じ事の二つに傳はれる中には、何れか正、何れかは訛ならざる事の無しと云ふ理非るが故に、前後の趣意を貫き見て今定むるなり、○既遇之時の遇字、相遇の如く訓むべし、此は上に既而分巡相遇と有るが如く物爲給へりしなり、正書には、於是二神、却更相遇、是行也云々と見えたり、(第五一書に、更復改巡、則陽神云々と有りて、遇給ふ事は云はざれども、同じ事なり)○陽神先唱曰、妍哉可愛少女歟、陰神後和之曰、妍哉可愛少男歟と有りて、是行は順次宜く美はしく唱和し給へり、此言靈の幸はへる

に因りて、二神の珍子と愛し給ふ大八洲國を生み成し坐るなり、言靈の事は、已に、右にも註せるを、凡て人には、言計尊く奇しき物は非ざるなり、先に陰神の御言過有りしは、言靈の幸延行くべきを戻れるにて、其事の祥はしからざりけるを、此は陽神より陰神へ、其言の善く良へしにて、是言靈の幸延る者なり、所以に、上に引ける萬葉五(三十一丁)に、神代欲理、云傳介良久、虛見倭國者、皇神能伊都久志吉國、言靈能佐吉播布國等、加多利繼伊比都賀比計理、今世能人母許等期等、目前爾見在知在と有るが如く、其言の祥に依りて、目前に其著明き事の速に見え知らがふ事を言靈能佐吉播布とは言へるなり、但し、神代欲理言傳介良久と有るは、二神の唱和に始まれる事、已に註せるが如く、又、皇神能伊都久志吉國とは、蛭兒と放棄、淡洲を淡惡にて、其二つ共に不<sub>ニ</sub>以充<sub>ニ</sub>兒數<sub>一</sub>と宣ひ廢らし給へりしを、獨り此大八洲國は、御言問善くしく、整ひて生れ出でたるに依りて皇神の愛くしき國なり、又言靈能佐吉播布國とは、此も右の御言の幸延て、可憐御國の成り出でたるに始りて、萬世に違はざるを以て、此故事を神代より云ひ傳へたる者なり、然れば、此歌の右の故事を立て、此より以下は今の事實を詠める事著明し、(此歌は、好去好來のなるが、序に右の故事を先云ひて、次には神の愛しき守り給ふ事と、言靈の幸ふ事とを述べて、祝稱たる者なり、右の歌に、宇奈原能、邊爾母奧爾母、神豆麻利、宇志播吉伊麻須、諸能大御神等、船舳爾道引麻志遠、天地能大御神等、倭大國魂、久堅能阿麻能見虛噓、阿麻賀氣利見渡多麻比、事了還日者、又更大御神等、船舳爾御手打掛云々は、皇神能伊都久志吉國より、引きて述べたるなり、結句に、都々美無久、佐伎久伊麻志且、速歸坐勢と有るは、其將來の事を豫に祝賀ひて、其言の幸を祝ふ事にて、此即ち、言靈能佐吉播布國と、上に云へるを受けたる者なりかし)又

十三(十丁)に、「葦原水穗國者、神在隨事舉不爲國、雖然辭舉敘吾爲、言幸眞福座跡、恙無福座者、荒磯浪有毛見登、百重浪千重浪敷爾、言上爲吾」と有るも、此の故事を以て詠めるなり、其は上にも註せるが如く、次度には、二神の唱和の御事も、陽神は先に、陰神は後に、其當に然るべき任に、神在隨に物爲給へる故に、其言靈の幸延て、事爲爲すして、神在隨に治まる可恰御國と成り始れる由の古傳を取りて、今更に辭舉して、祝ふ事の有るに當りて、如此く物爲むには、其言靈の幸延て恙み無く福く有むと、百重千重に言舉爲と云へるなり、右の言幸眞福座跡と有るは、言靈の幸延坐と云ふ事なり、其證は、志貴島倭國者、事靈之所佐國敍、眞福在與具にて、被<sub>レ</sub>知たり、言靈の幸延ふ事は、其神在りて、其言の任に祐贊給ふに依れば、又此に甚能く合へり、天神の御言に、婦人之辭、其已先揚乎と有るぞ、辭舉と云ふ事の因所なる、(又、十三に、蜻島倭之國者、神柄跡言舉不爲國、雖然吾者事上爲、天地之神毛甚、吾念心不哉知、云々と詠める中に、吾者事上爲と云ふに對へて、吾念心不知哉と云へるは、言に出せぬ由にて、上なる神柄跡言舉不爲國と云る、序の照應なるなり)尙、仁明天皇御紀、長歌に、申上流事之詞波云々、此國乃云傳布良牟、日本乃倭之國波、言玉乃當國度會、古語爾流來禮留、神語爾傳禮留、事乃任萬爾云々、と見えたる言玉乃當國と有るも、右の事靈之所佐國敍眞福在と有るに當りて、言を以て物を祝稱ふれば、言靈の幸延へ所佐るに依りて、眞福く其微ある國ぞと云ふ事なり、(右の言玉を、一に事玉に作るは、共に借字にて、言靈の義なる事、云も更なり、上野國神名帳に、碓氷郡從四位下、事玉明神と云ふ有るは、景行天皇御紀に、日本武尊、逮<sub>ニ</sub>于碓日坂<sub>一</sub>時、日本武尊、每有<sub>レ</sub>願<sub>ニ</sub>弟橋媛<sub>一</sub>之情、故登<sub>ニ</sub>碓日嶺<sub>一</sub>、而東南望<sub>レ</sub>之、三歎曰<sub>ニ</sub>吾孀者耶<sub>一</sub>、故因號<sub>ニ</sub>山東諸國<sub>一</sub>、曰<sub>ニ</sub>吾孀國<sub>一</sub>也と有りて、此

御言に依りて、山東の國名とも成れる由などに依りて、其言靈神を祀れるか否(か)大鏡に、「朱雀院天皇の生れ坐せる御五十日の餅、殿上に出させ給へる、伊衡の中將、一年に今宵計ふる今よりは、百年迄の月影を見む」と禱申せるを、醍醐天皇の御答、「祝ひつる許登多麻ならば、百年の、後も盡せぬ月をこそ見め」と見えたる、此御歌、玉葉集七(賀部)にも被<sub>レ</sub>入て、延喜御製と記され、伊衡の中將を、參議伊衡と出し、其歌の初句、一年にを日を年にと、換れど、其は如何に在れ、百年迄の云々と禱申されしを受けて、許登多麻とは答へ給へるにて、其禱言の微有らむ事を御心に含させ給へるにて、上の例共の如し、又堀河百首に、俊賴朝臣、言靈の思東なさに、岡見すと、梢ながらも年を越す哉」と詠まれたるも、歳暮には、來年の吉詞などを述べて、其言靈の幸延を祈る事なるが、其も思東無きに依りて、岡見する由にて、言靈の義上に同じ、(平田翁説とて、「或人云へらく、窪之慰に、抄云、岡見とは、十二月晦日夜、簑笠を着て木の末に上り我が家を見れば、一年の中に在るべき事皆見ゆるなり、然れば梢ながらに年を越すと詠めり、今俗、節分或は除夜、菓樹有る家には、一人樹上に上り、一人斧を携へて、木の本に臨み、其木に向ひて來年能く實生や實生らざるやと云ふ時、樹上に居る人、成り申さむと答ふ、如此爲れば、來年能く實生ると云へり、是言靈の幸福有るなり、然れば然る所爲、民間に在りし故に、梢ながらに年を越す哉と詠まれたしにや、岡見すとは、拜爲と云ふにや、彼豐饒を祈るなるべし、此朝臣の斯る事を取り出で、上手の口に任せて詠まれたる事、少からず、然れば、近俗の爲る所も、古俗の遺風なるべし」と有りて云へり、今思ふに、岡見は招見にて、言を以て、一年の事を禱て、其幸有りや有らずやと、梢末に上りて、招き寄せ見る心と聞ゆ)右等は、言靈の幸はふ微信ある例

共なるが、二神の唱和の御言擧に始れる由云へるは、餘りに率強たる如く思ふらむ人も有りなめども、猶萬葉十一(十三丁)に、事靈八十衢、夕占問占正謂、妹相依と有るは、次に玉梓路往占占、相妹逢我謂と有るに照し見れば、彼辻占と云ふ者の事なるが、事靈八十衢と云へるも、此の二神に係れる古語なり、其は四神出生章第十一書に伊弉諾尊、追至伊弉册尊所在處云々、因將出返云々、盟之曰、族離、又曰、不負於族、乃所唾之神號、曰、速玉之男、次掃之神號、曰、泉津事解之男、凡二神矣、と有りて、陰神に言勝ち給へる是其一なり、其第九一書に、時伊弉諾尊、乃投其杖、曰、自此以還、雷不敢來、是謂岐神と有る、是其二なり、其第六一書に、伊弉諾尊云々、便以千人所引磐石、塞其坂路、與伊弉册尊、相向而立、遂立絶妻之誓、時伊弉册尊曰、愛也吾夫君、言如此者、吾當殺汝所治國民、日將千頭、伊弉諾尊、乃報之曰、愛也吾妹君、言如此者、吾則當產日將千五百頭と、此にても言勝ち給ひて、是其三なるが、右の千人所引磐石は、八衢比古神、八衢比賣神に坐すを、岐神をも合せて、衢神と申す由、已に道饗祭詞講義に註せるが如し、然るを、此神に就いて辻占と云ふことの出来るに依りて、事靈八十衢と云ふ古語の有りと思ふは、本末違へるなり、伊弉諾尊の言勝ちたまふ言靈の幸延るに依りて、黃泉神を防ぐ、右の三神は成り坐せるにて、伊弉諾尊の御心の占正しく相叶へりしに因りて、また八十衢にて占ふ事も出来りし者なり、右の歌を、拾遺集十三に、「正してふ八十の衢に、夕食問ふ占正に爲よ、妹に逢ふべく」と有るは、訛れるなり、又萬葉十六、戀夫君歌に、「百不足、八十乃衢爾、夕占爾毛、卜爾毛會問云々」、反歌に、「卜部乎毛、八十乃衢毛、占雖問云々」と云ふ事有れども、唯に八十乃衢と云ふと、上に事靈と云ふ語の有ると、同じからざれば、紛らはすこと勿れ、尙彼講義に

就きて明らむべし)然れば、二神の唱和の御時、先度には、陰神の先に言擧給ひしに因りて、生れ坐せる御子の祥はしからざりしを、後度には陽神より陰神へ、次序正しく唱和し給へりしに因りて、其言靈の幸延へて、生れ坐る御子の自らに良はしかりし事明らかなる者なり、右の萬葉歌に、神代欲理、云傳介良久と云ひ、仁明天皇御紀歌に、古語爾流來禮留、神語爾傳禮留、と云へるなど此二神を指す事、右に引ける微共を考へ通して曉るべき者なりかし、(猶言靈の事は、已に、祈年大御巫神詞講義に註せるを、此には寶鏡開始章第三一書、中臣連遠祖、興台產靈兒、天兒屋命の下に就て云ふべきを、其始二神の唱和に起り初めたる事を、今云へるなり)○右の陽神左旋、陰神右旋の御事はしも、少縁なる所由に非ざる事、本傳四之卷に註せるがごとく、天地の初より定れる神隨の道なり、其は天御中至尊、天中に成り坐るのちに、高皇產靈尊、神皇產靈尊の成り坐るは、すでに左右の位定れるなり、又、此二神は男女に渡らせ給へば、前後の次第有る事、云ふも更なり、其は上引ける立后儀宣命に、食國天下政波、獨知倍伎物爾波不有、必母斯理倍乃政有倍之と有るを以て、所レ知たり、(若て、可美葦牙彥舅尊、天常立尊に依りて、天先成り、國常立尊、豐斟淳尊に因りて、地後に定る、此即ち上下の差別有るなり、若て天は陽にして男なり、地は陰にして女なる事、誰も知れるが如し)天の左旋り、地の右旋り有るなど、皆共に天御中至尊の、天中に在りて巡る事なるが、二神其に則取て、國中に天柱を化堅給ひて、陽神は左に、陰神は右に分れ巡りて、相遇ひ給へるは、實に天地の道理を盡させ給へる者なり、此に因りて、二神の生み成し給へりし國土萬物共に、各男女の形を具へたる事、即ち天津神隨の道なり、其は國土に男女有るは、古事記に見えて、傳四大八洲國の下に註せるが如し、又、其男女有る國

土の上にも、山川は、自然に男女の象なり、又、其山にも男女ある事はしも、萬葉一（十一丁）三山の御歌に因るに高山耳梨山は男なり、雲根火山は女なり、同九（二十二丁）に、登<sub>ニ</sub>筑波山<sub>一</sub>時歌に、上に、二竝<sub>ニ</sub>筑波乃山<sub>一</sub>と云ひて、下に、男神毛許賜、女神毛千羽日給而と有るは、即ち男女有るが故なり、此等は、其形勢の自然に依りて、男女と成れるが、川は何時も女と見えて、古事記に、日河比賣、勝門比賣等の名出でたり、餘は准らへて知るべし、（平田翁説に、「皇祖天神の成り出で給へる物共は、天地は更なり、人類萬物に至る迄、男女左右の眞理を、自然に備たる者にて、其は天地に男女の理を具へて有る事は、誰も見る任に知られ、人及び生きとし生ける物に、男女の體を具へざるはなく、鳥の雌は右羽を上に爲し、雄は左羽を上に疊ね、介類の牝は右に巻き、牡は左に巻き、草木又男女の差別有る事、誰も知れるが如し、又、火神は男神に坐す故に、火炎は左に上り、水神は女神に坐す故に、水の渦は右に巻き、風神は男女二柱なる故に、飄の吹くに左右有るなど、皆自然の性なり」と云はれたるは、實に然る言になむ）右の如く、男は左に、女は右に、又男は前、女は後と、神隨に定まれる道なるが故に、倭姫命世記に、左物不<sub>レ</sub>移<sub>レ</sub>右<sub>レ</sub>右、右物不<sub>レ</sub>移<sub>レ</sub>左<sub>レ</sub>左、左廻<sub>レ</sub>事毛、萬事違事無久志氏、太神仁奉<sub>レ</sub>仕、元<sub>レ</sub>元本<sub>レ</sub>本故也と云ふ古語あり、此を誰しも、例の偽造の如く心得めれども、五部の書の成れる其より以前に出來れる、大中臣能宣記には、此語を載たるに、皇御孫尊御天降に就て、天照太神の三種神寶を、事寄し奉らし、時に、詔り給へりし大詔命と爲るは、然も有りぬべき事なり、（右の元<sub>レ</sub>元本<sub>レ</sub>本と云ふ字は、漢書敘傳に出でたる語なれども、又彼に、元々本々、數始<sub>ニ</sub>于一<sub>一</sub>と有るとは異なり、菅原是善卿の名義抄に、元<sub>レ</sub>元<sub>レ</sub>二字を、波自米袁波自米登志と、訓を附けられたれば、古くよ

り神宮に然る傳の有るに、元<sub>レ</sub>元<sub>レ</sub>の字を用ひられたる事の有るを取られたる事、決き者ぞかし）偕、其左物不<sub>レ</sub>移<sub>レ</sub>右<sub>レ</sub>とは、陽神の前後共に左旋り、右物不<sub>レ</sub>移<sub>レ</sub>左<sub>レ</sub>とは、陰神の共に因<sub>レ</sub>准<sub>レ</sub>ひて右旋りして、天地の神隨なる性の任に物爲給ひて、男女夫婦の道相定りて、世と共に易るべからざる謂是なり、左<sub>レ</sub>左<sub>レ</sub>右<sub>レ</sub>と云ふも、男女の位を云ひ、左返右廻と云ふは、其左<sub>レ</sub>左<sub>レ</sub>右<sub>レ</sub>として移らざる由なり、元<sub>レ</sub>元本<sub>レ</sub>本とは天地の初時より、皇祖天神の立て給へる道を、少しも違ふ事なく踏み行くを云ひて、此の左旋右旋の事に奇しき迄能く契合る者也かし、（所以に大中臣能宣記の趣にては、皇御孫尊の天下を統御す大御政を、右の如く行ひ給へとは宣へりし者なり、倭姫命世記にては、皇太神に仕へ奉る事に、此古語を用ひて諭し給へるなど、天下の萬事には、何れに用ひても違ふ事無きは、其始國土萬物を生み成し給へりし、此二神の御事に始りて、萬世の道と成れる故ぞかし）○同<sub>レ</sub>宮共住、舊事記には、化<sub>ニ</sub>豎八尋殿<sub>一</sub>共住<sub>ニ</sub>同宮<sub>一</sub>矣とあり、偕此は、天孫降臨章第二<sub>ニ</sub>書<sub>一</sub>に、可<sub>ニ</sub>與同<sub>レ</sub>床共<sub>レ</sub>殿<sub>一</sub>と有ると同じ事なり、其を承けて、崇神天神御紀に、先<sub>レ</sub>是<sub>レ</sub>天照太神云々、竝<sub>ニ</sub>祭於<sub>ニ</sub>天皇大殿之内<sub>一</sub>、然畏<sub>ニ</sub>其神勢<sub>一</sub>、共住不<sub>レ</sub>安と有る、此は神と君と同宮に、共に住み坐る事にて、此とは別なる物から、文義の同じきに依りて、今此に引くなり、然れば、同宮は右の同<sub>レ</sub>床の例に訓むべきが如くなれども、大殿祭詞別に、皇御孫命乃同殿能裏爾云々と有れば、於那自美夜爾と訓むべく、共住は、崇神天皇御紀に依りて、共爾住給と訓むべきなり、（記傳に引かれたるには、同宮を比登都美夜爾と訓み、共住を、唯に須美麻志氏と有りて、甚々雅びには有れども、御紀の訓は然耳は定めて訓み難ければ、今改めつ、古事記、高津宮段、大御歌に、岐備比登登、等母邇斯都米婆、と見え、萬葉二に、天地與、共將終登、又、天地日月與共など有る、共是なり）



同宮共住而生兒は、彼八尋之殿に共に住み給ふ事にて、古事記に、久美度邇興而生子と有ると同じ事なれども、宮と云ふと、殿と云ふとの差異は有るなり、殿と云ふは、右の久美度一所を云ひて狭きを、宮と云ふは、御殿は更なり、御垣も何も備はりたるを云ふなり、其證は、寶劍出現章に、素戔鳴尊、遂到出雲之清地焉云々、於彼處建宮、(或云武素戔鳴尊、歌之曰云々)乃相與澁合而、生兒大己貴神、因勅之曰、吾兒宮首者云々、と有るを見るべし、右の建宮と云ふは、其久美度は更なり、又八重に至る迄に、備はりたるを云ふなる事、其前後の文を見合せて曉るべし、(又天孫降臨章第二書に、高皇產靈尊、勅大己貴神曰、汝應住天日隅宮者、今當供造云云、又將田供仙、又爲汝往來遊海之具、高橋浮橋及天鳥船、亦將供造、又於天安河亦造打橋、又供造百八十縫之白楯と有るを見るべし、其殿耳ならず、其殿に屬きたる所迄をも作り備へて、天日隅宮と云ふを見て曉るべし)然れば右の八尋之殿は、御垣、又御門共に、形の如く備れる宮にて、二神の御世の限り諸共に住み給へりし宮處なりける者なり、能々、神代の例共を合せ考へて、其御有状をなむ想像り奉る可かりける、○正書には、及至產時、先以淡路洲爲胞、意所不快、故名之曰淡路洲と有るは、淡洲と混ひたる傳ながら、其に爲ても、淡路洲を大八洲國の員外に爲るは誤なり、其には、一に大日本豊秋津洲、二に伊豫二名洲、三に筑紫洲、四に隱岐洲、五に佐度洲、六に越洲、七に大洲、八に吉備子洲なるを、此には淡路洲をも收めたるが、一に大日本豊秋津洲、二に淡路洲、三に伊豫二名洲、四に筑紫洲、五に隱岐三子洲、六に佐度洲、七に越洲、八に吉備子洲にて、大八洲の數に合へるが、大洲は此に漏れたり、(此一書は、古事記と同傳なるに、如何にしてか、又同じからず、其記には、一に淡道之穗之狹別

島、二に伊豫之二名島、三に隱岐之三子島、四に筑紫島、五に伊岐島、六に津島、七に佐度島、八に大倭豊秋津島にて、右の吉備子洲大洲等は、大八島國の外に在りて、又越洲と云ふは無きなり)○隱岐三子洲のことは、上(本傳四の卷)に説へり、

一書曰、伊弉諾尊、伊弉册尊、二神、立于天霧之中、曰、吾欲得國、乃以天瓊矛指垂而、探之、得磯馭盧島、則拔矛而喜之、曰、善乎國之在矣。

天霧之中とは、天浮橋の懸れる大虚を云へり、第三一書に、坐于高原と有るを以て知るべし、但し天浮橋と云ふ物の體はしも、別に在りしには非ず、其物は右の天霧には有れども、神等の其に乗りて往き來ひ給ふ時には、其質を成して、天浮橋とも天磐船とも成れる事、傳四に註せるが如し、(又、瑞珠盟約章に、跋涉雲霧、遠自參來、中臣壽詞に、天乃浮雲仁乘氏、天乃二上仁上坐氏と有る、雲霧、又浮雲も同じ物なり、其を大同本記に、後之小橋と有るを以て、浮橋と云ふ物の有状をば思ふべき者なり) 偕其天霧を、阿米能佐岐理と訓めるは甚愛たし、四神出生章第六一書に、伊弉諾尊、與伊弉册尊、共生大八洲國、然後伊弉諾尊曰、我所生之國、唯有朝霧、而薰滿之哉、乃吹撥之氣化爲神、號曰級長戸邊命、亦曰級長津彦命、是風神也と有る、此に照し合せて考るに、二神既に國生み坐し、後に、其朝霧は吹き撥はせ給へるが、此に因りて思ふに、天霧の天浮橋の昇り降り往き來ふ事は、風氣に依

る事なり、其は正書日神の生れ坐る所に、以天柱擧於天上と有るを以て知るべし、(風神祭詞に、我御名者、天乃御柱命、國御柱命止、御名者悟奉氏とある、天乃御柱是なり、此事、本傳四之卷にも云ひ、又四神出生章にも註せり、見合すべし、但し風神も何も未だ生れ坐さざりし、天地の初時に、風氣の事を云ふは如何なれども、元より風氣の有りつるに、風を掌る神の、後に成坐るなり、此に限らず、謂ゆる風火金水土の神の生れ坐さざりし以前にも、風火金水土共に、其物は古より有りしなり、譬へば、金と云ふ物は土中に含める物から、土を撮み來りて金と云は、人は信はざらましを、其を盪かし吹き分くる時は、土は土、金は金に、別に物有るが如し、其吹き分けざりし以前にも金無きには非ざれども、土中に含り居て、未だ顯はれざりしと同じ事なりかし) 語例は、古事記に、天之狹霧神、國之狹霧神など見え、此には瑞珠盟約章に、吹棄氣噴之狹霧、此云浮根于都屢伊浮岐能佐擬理と見え、景行天皇御紀に、氣如朝霧と有るも、佐岐理と訓むべき所なり、佐岐理の佐は、萬葉十三(二十四丁)に、棚雲利雪者零來奴、左雲理雨者落來と棚曇に對へて、佐曇と云へる棚は、垂靡く意なるが、佐は進む義有りて、霧の薰り滿ち行くを云ふなり、八(五十五丁)に、棚霧合と云ふ語の有るをも思ふべし、朝字狹字の義に泥む可からず、(萬葉六に、天霧合之具禮乎疾、七に、天霧相日方吹羅之、十に、天霧相零來雪之とも、又、天雲霧相雪者零管とも、八に、天霧之雪毛零奴可、十に、天霧之零來雪之など見たるを以て、其鬱悒しき狀を知るべきなり、霧字、名義抄に、久良之とも、於煩都加那之とも訓みたるをも思合すべし) ○吾欲得國は、右の正書、及び第一一書の趣とは異りて、此は天霧の薰滿てる其中に包まれて、未だ大地と成るべき物の全體を見給はざりしかば、其外より、心當に天神の勅

任し給へる國は有らむを、其得給はむとなり、下に、以天瓊矛、指垂而探之と有るを以て知るべし、(正書に、底下豈無國歟と有るは、此漂在る物を擬さば、何ぞ國とは成ざらむやの義なれば、其大地と成るべき物を見て宣へるなり、第一一書に、有豐葦原千五百秋瑞穗之地と有るも、其物を知看てのことなれば、此と別なり) ○指垂は、字の如く佐斯多禮と訓むべし、指は御手以て矛鋒を向け給ふなり、垂は天霧の中より下し給ふ事なれば、舊く垂字を久陀志と訓める、其も僻事には非ざれども、神武天皇御紀に、細戈千足國と有るは、日本の事なる物から、又此に由あり、細戈は鈴屋大人の訓まれたる如く、麗矛にて、天瓊矛より外に、當てて心得べき物無ければ、由有るならむと考ふるに、千足とは、手垂にて、伊弉諾大神の、細矛を指し垂れて、礮馭盧島を探り得坐しに本着きて、大八洲國を生み給ひけるに、其本の謂を取らして、此國に目け給へりけむと聞ゆれば、指垂と云ふ事叶ひて思ゆ、(此細矛千足國の事は、國號考の説とは異なり、神武天皇三十一年御紀の傳に云ふを待つべし) ○得礮馭盧島の得は、上に、吾欲得國と宣へるに依りてなるが、素より有りし地を求め得給ひし如く聞ゆれども、熟見れば、天瓊矛を以て探り給ひける、即ち垂落の潮凝り結びて島と成りたるを得給へる由にて、私記に探得礮馭盧島と云へる是なり、其は正書に、以天之瓊矛、指下而探之、是獲滄海と見たる、其時の狀は、第四一書に、有物若浮膏と有るが如くなりしを、矛を以て探り給ひしに依りて、泥沙と水と分れて、始めて滄海は出來れるを、獲滄海と記されたる獲と、此の得と其義一なり) ○拔矛の拔を、奴伎阿宜氏と訓めり、上に指垂と云へる、其復りにて、第一一書に、投レ戈と云ひて、下に引擧之と有るに同じ、此は天霧を隔て、鬱々しき中へ天瓊矛を指し垂れて畫き探り坐ししかば、

御手に應へて、破馭盧島を得給へりしかば、即ち其矛を抜き擧げ給へる由にて、此は未だ其天霧の中に坐し間の事なり、(次に善乎國之在矣と宣へる御言を載せたる、其も同じ所にての事にて、未だ天降着き坐さざりし程の事なり、思ひ混ふべからず)○喜之曰云々、此の語勢、神武天皇御紀に、妍哉乎國之獲矣云々と有るに彷彿たり、其は正書に、意哉云々、第一一書に、妍哉云々と有る、唱和の御詞を、四神出生章第二一書に、發喜言と有るを以て、右の如く今云ふなり、(然れば、神武天皇御紀に、妍哉乎云々と有るも、喜言を發給へりしなること、申すも更なり、然れば此の喜之曰も、下に善乎と有るを云ふなり)喜を、與呂許夫と訓むは、寄來合の義にて、物を得て心に満足へる思ひを成すを云へり、右の唱和なども、陽神は陰神を得て、御心に満足へる思ひを成し、陰神は陽神を得て、御心に満足へる思を成し給へる、其御心の感げ至るに及びて、意哉とも、妍哉とも、其喜の御言を發給へりし者なり、然れば、此も國を得給へるに因りて、善乎云々と喜言は發給ふに至れる、皆自然の勢なる者なり、(猶四神出生章に、於是共生三日神云々、故二神喜曰云々と有るは、靈異なる珍御子を得給へるに依りてなり、其第十一一書にも保食神の身より生れる物を、天熊人の持ち去りて奉進る所に、于時天照太神、喜之曰云々と有るなど、皆物の寄りて來合ひたる時の事なり、宜しく、宜し、取與呂布などの類の、與呂は皆寄なり)○善乎は第五一書に、美哉善少男と有る善は、第一一書に、可愛此云哀と同じ所に用ひられたれば、其意を取りて、與呂志伎加毛とぞ訓むべかりける、(本に與伊加奈と訓める、與伊は音便にして正しからず、加奈も古語には多く加毛と云れば、古からざるを、然訓み下しては、漢籍風にて甚々拙し、國に然云例は、應神天皇二十二年御紀、大御歌に、阿波旋辭摩、異椰敷多那羅耳、豫呂積

辭摩、異椰敷多那羅耳、豫呂辭積辭摩之摩、と歌はせ給ひ、萬葉一(七丁)天皇登香具山、望國之時、御製歌に、山常庭、村山有等、取與呂布、天乃香具山、云々と見えたるも、宜奈倍など云ふ如く、物の足具ひたるを好するにて、善しきに同じ、又發語に、御心乎吉野乃國と云へるも、唯に愉快き由には非ず、國の形の足具ひたるを、御心に喜給ふ由なる事、上の例共に見合すべし、六卷讀久邇新京歌に山並之宜國跡と有るなど皆同じ事なり)○國在矣は、國者在祁理登詔給比伎と訓むべし、之字に泥む時は、全く漢籍訓みの狀に成りて、其言麗美しからざるなり、偕此喜言は二神の未だ其島に降り着き坐さざりし以前に、猶天霧の中に立たし程、彼矛を抜き擧げたる即ち宣へりし者なり、

一書曰 伊弉諾伊弉册 二神 坐于高天原 曰 當有國耶 乃以天  
 瓊矛 畫成破馭盧島

此高天原は、神世七代章第四一書に、高天原所生神云々と有ると同じからず、其高天原は、天神の所在す天上にして、二神も、元は其所に御在し坐し、かども、其勅任しを承はりて、此大地に御戈鋒の届ける計り、近く天降來坐せる間の事なりければ、彼天浮橋と云ひ、天霧之中と云へる、其所なるが際やかに、又其とも指し云はずして、此は謂ゆる大虚を云へるなり、凡べて高天原とは、天目を中央とし、天極を最頂として云へるが本にて、世の眼を總べて、高天原と云へれば、大地も、其高天原の中の物なり、然れば、大地の周圍の空虚なる所も、素より高天原なる事云ふも更なり、祝詞に、高天原爾千木高知氏とも、高天原波青雲乃霽久極美とも云へる、皆大地外の空虚を指して、廣く云

へる稱なり、(但し此等の事を、一二僅に知りて、高天原と常に云ふは、虚空の事なりなど云ふは、心の至り淺き人の説にて取るに足ざるなり、猶高天原の委しき説は、傳二卷高天原條に、已に云へるを、猶又天孫降臨章第二一書にも、高天原と有る其傳に云ふを見るべし)、已に、口訣にも、高天原指空中而言と有るは、然る事なれども、此には天浮橋など細に云はずして、其天浮橋の所在を以て、大らかに傳へたるを、古も然る心も着かざりけるにや、未だ其説得たるを見ず、(此頃、或者の説に、「此に高天原にして、礮馭盧島を畫成し給ふと有るを以て、高天原と云へるも、蒼天の上に非ざるを知り、又此國土は、以前より有りて、此二神の生み給ふに非ざる事を明らむべし」と云へる妄説を作きて、儒意に諛らひ、其拙伎を世に衒ふ由なるは、元より齒牙に係けて云ふにも足らぬ事ながら、世には彼疎び荒び來る物の曲説に相交り、相口會へする痴人も多き者なれば、後世に然る曲士の、又も出來れらむにはとて少か呵り置く者なり)○當有國耶は、必ず當に國有るべしとなり、天神の御依しを奉て天降り坐し、が、國土は彼天霧に阻られて見えざれども、此ぞ必ず當に其國の有るべき所ぞと、天瓊矛を指し下し給へるなり、天孫降臨章に、必當同禦、又必當平安などある、同じ格の文なれば、此には當字の上に必字を加へて聞くべき所なり、(此を以ても、此に坐于高天原と有るは、彼天霧之中と有ると同じ事にて、其即ち天浮橋と云ふ物なる事を思ひ明らむべし)當字は、正しく、正しなどの同語にて、其事の正しく然有るべき者と決定たる辭なり、此を以て二神の此時の御心を想像奉るべし、○畫成は、一條公御説に、畫成者、畫海面成島也と宣へるがごとし、この説已に上に註へり(畫滄海條)二神の當有國と宣へるは、この大地の全を云ふ事なるを、天瓊矛を以て畫き給へば、礮馭盧島先凝り成

りて、初て國を得給へる即ち是なり、(先に國有らむと思はしむが、違ひて小島を畫成し給へるには非ず、初めて其島を探り得て國の手著を得給へるなり)。

一書曰、伊弉諾伊弉册二神相謂曰、有物若浮膏、其中蓋有國乎、乃以天瓊矛探成一島、名曰礮馭盧島。

此傳の委しきは、舊事紀に、伊弉諾伊弉册二尊、奉詔立天浮橋之上、共計謂、有物若浮膏、其中蓋有國乎、迺以天瓊矛而探之、獲是滄海、則指下其矛、而因畫滄海、而引上之時、自矛末落垂滴瀝之潮、凝結而爲島、名曰礮馭盧島と有るにて、甚能く通えたり、然れども、其大旨、正書及び第一一書に同じき故に、其に任ねて略き、此傳の要とある所耳を傳へられたる者なり、御紀の例然りと見えて、一書曰とて多き中には、餘りに事略たりと思ゆるも少からざるは、其傳の無きには非ず、何れにか收たる事は、再出されざるなりけりと、此傳と、右の舊事紀と比較して知られたり、(然れば、此も右の如く、長々しく有りけむを、文を約めて、此にても聞ゆる狀に成されたるは、選者の御心しらひなり、仰ぐべし)○相謂曰は、相語良比給波久と訓むべし、二神相共與に詔り給へる所にて、舊事紀に、共計謂と有ると同じ所なればなり、何れか一方よりならむには、相とも共とも云ふべからぬ、男女の互に思ひ合ひて語らふを、萬葉九(十七丁)に、「相誂良比、言成之賀婆、」十三(二十一丁)に、「見渡爾妹等立志、是方爾吾者立而云々、相語妻遠」など有るも、何れよりとなく、相共に語合ふを云ふなり、(但し共計謂と云ふ時は、二神の互に此

は云々其は云々と言ひ議りて言出し給ふ事に成りて少か違へるを、相謂曰くと云ふ時と共に語合給ふ事の唯一途なるなり。○有レ物若シ浮膏一は、神世七代章第六一書に、天地初判、有レ物若シ葦牙、生於空中、因レ此化神、號シ天常立尊、次可美葦牙彥舅尊、又有レ物若シ浮膏、生於空中、因レ此化神、號シ國常立尊とある是なり、鈴屋大人も、「天と地との分れたる事は、此傳にて殊に著明く聞えたり」と云はれたる、寔に然る説にて、大地の初の状、鏡に懸けて見るが如し、(但し右の傳を、惡しく見る時は、葦牙と浮膏と、共々に空中に成れるが如くなれども然らず、葦牙の若くして萌騰り去て天と成れるを、浮膏の如しと云ふ物は、其残り留まりて地と成るべき物なる事、云も更なり)若て、右の有レ物若シ浮膏と云ふ物より、國常立尊は化出で給ひて、即ち其神と坐すを、此に又二神の、有レ物若シ浮膏と宣ひて、其中に蓋國有らむと、其物の主の如く物爲給へるは如何と云ふに、此時已に、幽顯の差有りし故なり、其は古事記に、國之常立神、次豐雲野神、此二柱神亦、獨神成坐而隱身也と有りて、隱身にて、御靈にて渡らせ給ふ耳ならず、傳一二の卷々に説けるが如く、此神等は、地上の經營の事には係列らせ給ふ事無くして、國常立尊は、一歳の公運を司り、豐斟淳尊は一日の私運を司りて、幽より大地を保護せ御在し坐せば、二神の見行して、有レ物若シ浮膏と宣へりし時にも、已に公運私運の事は有りける事、云ふも更なり、(其は第一一書に、ト定時日と云ひ、四神出生章に、生レ蛭兒、雖已三歲云々など云へるも、全に後の事を前に及ぼして書れたると耳は云ひ難し) 儲、神世七代章に、國常立尊、次國狹槌尊、次豐斟淳尊、凡三神矣と有りて、此三神は、一列の神に坐せば、彼有レ物若シ浮膏と有る物に因りて、化り坐る神等に坐す事は、今云ふ限に非ざるを、次には濕土煮尊、沙土煮尊より、此二神に至る迄に、猶代

々の神々有り、然るに、二神の此にて有レ物若シ浮膏と宣へりしを以て見れば、未だ濕土、沙土も非ざりし間の事に於て、正書に、底下豈無レ國歟、迺以天之瓊矛探之、是獲滄海と有るを、上に引ける舊事紀には、有レ物若シ浮膏一其中蓋有レ國乎、迺以天之瓊矛而探之、獲是滄海と有りて、滄海も、若シ浮膏と云ふ物を探りて、漸に成れる計なれば、二神より以前に、濕土、沙土などを以て、御名に負ひ坐すべき神の御在ざりし事知るべし、其も神名などを、後より押し當に稱奉らばこそ有らめ、皆、彼大倭國者以行事負名國也と云ふ、上世の風儀を以ても思ふ可くなむ、(儲、右の如く、若シ浮膏と云ひし物を、矛以て探り給ひしに始りて、是に滄海は出來れるが、其は矛の金氣より締りて、溼と成り沙と成て、水と土と分れたるに依りて、溼沙は沈み、水は浮べる故に、滄々としたる海原の出來しを察るべし) 然れば、此一書の傳は、濕土煮尊、沙土煮尊より以下、次々に成り坐る神々は、伊弉諾、伊弉册二神の、有レ物若シ浮膏と宣へりし始より、國の面と神の身と備はり足らひ坐る、其運に依りて負ひ坐る時々の御名なる事を徵す確證と成る傳にて、又上の三神の隱身と、此の二神の顯身なると、其差別甚分明しく曉り得べき文なりかし、(此に、又右に引ける舊事紀を合すれば、其時の狀、正目に今見るが如し、立返りて傳三卷に、其神名を説明せるを見合せてよ) ○其中蓋有レ國乎は、正書には、底下豈無レ國歟と慷慨みて、反語を用ひたまへるを、此は唯底に國有らむと宣へる故に、蓋とは云ふなり、神功皇后御紀に、使吾瓮海人、鳥摩呂、出於西海令察有レ國耶云々、還之曰、西北有山、帶雲橫絕蓋有レ國乎と有るに思准らへて曉るべし、但し二神のは、上より下を臨見坐るなり、右なるは、横に地上を見渡すなり、思ひ惑ふ可からず、儲蓋の例は、寶劍出現章第六一書に、是談也蓋有幽源之致焉、又其可

與、吾共理天下者、蓋有之乎、天孫降臨章に、高皇產靈尊、見其矢曰云々、蓋與三國神相戰而然歟と有りて、物を大抵に量りて然ならむと判る辭なり、言義は、彼慥なるべし、此語萬葉二(十四丁)に、「霍公鳥、蓋哉鳴之、三(四十二丁)に、「山主者、蓋雖有、又(四十二丁)、「過往人爾、蓋相武鴨、四(四十四丁)に、「蓋毛人之中言聞可毛、又(四十八丁)、「情蓋夢所見寸八、又(五十七丁)、「蓋從門將返却可聞、七(十丁)に、「蓋毛琴之下樋爾、十五(三十丁)に、「和我生故之氣太之麻可良婆、十七(四十六丁)に、「氣太之久毛安布許等安里也等、十八(八丁)に、「氣太之伎奈加須など、猶多し、(通證に、蓋氣出也、發語辭と有るは如何、予が彼慥と云ふは、彼は慥に其と心に判る意なり、名義抄には、蓋字を意富牟爾とも訓みたり、檀弓に、蓋慎諸と有る註に、蓋何不也と云へり、又字書に、發語端也、疑辭也、大凡也、猶略也と云へり、)○探成は、滄海を探りて一島を成し給ふなり、此は舊事紀に、以天瓊矛而探之、獲是滄海、則指下其矛、而因畫滄海、而引上之時、自矛末落垂滴瀝之潮、凝結而爲島云々と有ると同じき傳なりけむを約めて、探之より爲島迄の文を探成の二字に持せたる所なり、(但し舊事紀は同じ傳なるが精しきと龜きと、の差有るを知らせむとて、今引き出たるにこそは有りけれ、正しくは此の正書に、探之是獲滄溟、其矛鋒滴瀝之潮、凝成一島と出でたれば、其委しき傳は其に譲りて、此には二神の有物若浮膏と宣へりし御言を、專要と傳られたるなり)

一書曰。陰神先唱曰美哉善少男。時以陰神先言故。爲不祥。更

復改巡則。陽神先唱曰美哉善少女。遂將合交而不知其術。  
 時有鵲鶴飛來搖其首尾。二神見而學之即得交道。

陰神先唱曰云々、陽神先唱曰云々と、各其旁を擧げて一を省けるは、正書の例に倣へるなり、陽神後和曰云々、陰神後和曰云々と、其旁を加へて聞く時は、其唱和の御事甚々明らけし、(凡て御紀には、同じ事の重複れる時に、省ても聞ゆる眼は、成たけ略きて、外に譲り合ふ例なれば、各其一件に耳泥む時は、大に意を失ふなり)○美哉は第一一書に、妍哉此云那那而惠夜と有る、其と同じく訓むべき事云も更なり、美字、紀中に可美にも麗美にも用ひて、此も其意にて、神武天皇御紀に、大醜乎老父老嫗と有りて、老人の貌の醜きに對ひて、若き男女の狀の美はしきを、美哉とは云ふべき古語なり、(右に、大醜、此云執奈彌彌句と註せり、天孫降臨章第二一書に、天孫謂姊爲醜不御而罷、妹有國色、引而幸之と見えたる、妹有國色を、其正書に、有美人、名曰鹿葦津姬と有りて、美と醜と對はせたるを以て、此の美哉も大醜の反なる事を知るべし、尙、傳四、意哉、又此卷の妍哉の下に云へるを見合すべく、)又字書に妍字をば麗也とも、美好也とも註せるを思ふべし)○善少男の善、亦第一一書に、可愛此云哀と註せるが如く、哀と訓むべきところなり、その説はすでに云へり、(傳四卷)○先言は、正書に、陽神不悅曰、吾是男子、理當先唱、如何婦人先言乎、云々、第一一書に、天神以太占云々、教曰、婦人之辭、其已先揚乎など見えたるこれなり、(古事記にも、女人先言不良とあり、先言故は、許登佐伎陀知斯故爾と訓むべし)○遂將合交而

は遂爾御合坐武登思保斯々加杼毛と訓むべし、合交は交合の字を倒反せるにて、其意同じく男女の娶ふ事を云へるなり、(四神出生章第二一書に、即軻遇突智、娶三埴山姫、生三稚産靈とある、娶字を阿布と訓める是なり、右の合交を舊事紀には交合とあり)古事記に、此の事を、於是伊邪那岐命先言云々、後妹伊邪那美命言云々、如此言竟而御合、生子淡道之穗之狭別島云々と見えたるは、此の合交と同じ、又將嫁大穴牟遲神とも、須勢理毘賣出見爲目合而相婚云々とも、又沼河比賣を婚給へる所に、故其夜者不<sub>レ</sub>合而、明日夜爲<sub>レ</sub>御合也とも見えたり、續紀第七詔に、伊波乃比賣命、皇后止御相坐而とあり、御は崇みて申せる言なり、(通證に、美阿波須は、身合也と有も遠からざれども、女を娶る事を、唯に阿布とも云へれば、此は美斗能麻具波比などの、身に當る美とは異なり、先に第一一書に、既遇之時の遇は、行き合ひたるにて、其語も意も同じかれども、此は合ふとは別なり)○不<sub>レ</sub>知<sub>レ</sub>其術は、二神の御合交坐むと爲に指し當りて、其爲べき様を知看ざりしなり、正書に、思<sub>レ</sub>欲<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>吾身元處、合<sub>レ</sub>汝身之元處と、第一一書に、思<sub>レ</sub>欲<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>吾身陽元、合<sub>レ</sub>女身之陰元と有るが如く、各其元處を合せ給ふ事は、元より交に契り聞え交し給へれば、其事は知看さるに非ざれども、其熟く<sub>レ</sub>咋合ふ<sub>レ</sub>状態には、御心を寄せ給はざりしが、時しも鶴鶴の飛び來て其首尾を搖し居たるを見て、其如く成さばやと思ほし成りぬるなれば、不<sub>レ</sub>知<sub>レ</sub>其術とは、文を綴る地より云へる詞なり、軽く見て有りぬべし、(誰しも、此に深く力を入れて見るから、男女夫婦の道は、天地の間に生きとし活ける物の、自然の情なれば、蟲類の卑しきに至る迄も、皆自然に得て、佗の教を待つに非ず、況て人に於てをや、況て神に於てをやと云ふと云ひ思ひと思ふ事には有れども、二神の其術を知看ざりし故に、師を鳥に求め給ふに非ず、合交の事を

如何に爲ばかと思ほし、時しも、其に在り合ひたる鳥の首尾を搖かせるが御目に留まりし者なり)術子を、美知と訓み來れる事には有れども、下に交道と有るに復りて如何なり、名義抄に、術字を能理と訓める、其に従ふべし、寶劍出現章第六一書に、療<sub>レ</sub>病<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>方、又禁厭之法など有る、方法の字共と同じ意味なり、(常にも、方術とも法術とも、熟して用ふる字なり、猶名義抄に、美知とも訓めれども、此には能理と云むが宜しかるべき、又和邪と訓むも悪からじかし)○鶴鶴、金澤本に、登都岐袁志閉止理とも、爾波久那夫理とも訓めり、和名抄に、和名爾波久奈布里、私記曰、止豆木乎之閉止里と見えて、名義抄の訓も、此に同じ、又釋紀秘訓に、鶴鶴を爾波久奈布里とも、止豆木乎之閉止里とも、止豆木止里とも、都々那波世杼理とも、都々麻那婆志良とも、訓むべき五説あり、右の都々麻那婆志良は、古事記(朝倉宮段)に麻那婆志良と有るに等しき名なり、又字鏡に、鸚、豆々萬奈柱と有るを、名義抄に、鸚鸚を爾波久奈布里と訓るを以て愈鶴鶴の一名なる事知らる、又同抄金母の字をも然訓り、神代紀口訣には、又云<sub>三</sub>稻負鳥<sub>一</sub>と云ひ仲正集には庭多々伎と詠り、(この鳥の、若る時に當りて出來ることはしも、天神の顯はし給へるにて、これも太占の類なる事、この卷に已に註へるが如し、本草和名に、鶴鶴天鷄、一名連錢、一名錢母、和名爾波久奈布利とあり、通證に、男女相戲曰奈夫留、また此意と云へる然も有りなむか、萬葉十五卷(三十五丁)に、佐須太氣能、大宮人者、伊麻毛可母、比等奈夫理能未、許能美多流良武と有る、奈夫理是なり、刪字を奈夫流と云ふも其意なり)爾波は、庭にて、二神の合交坐むと爲る場なり、天孫降臨章第二一書に、齋庭と有るは齋場の義、神武天皇御紀に、靈時と有るも祭場の義なるを、思ひ合すべし、久奈は、日本靈異記に、天皇與<sub>レ</sub>后、寢<sub>三</sub>大安殿<sub>一</sub>婚合之時と有

る、婚合を久奈加比と訓、又、續古事談上に、「傳大納言立て舞ふ程に、冠落にけり、人々咲あへるに、廣幡の大臣嘲られけるを聞て、此大納言何事を云ぞ、妻をば久奈加禮てと云はれたりける云々とも有り、又和玉篇に、鷓にも、鷓にも、伊志久那岐と有る、久那岐も、右に同じ、又、伊志多々伎とも有り、猶字鏡集に、婚字を久奈久とも麻久とも登都具とも都留夫とも訓めるを以て思ふに、久奈久は組成にて夫婦の婚ぐ形を云ふ、然れば爾波久奈布里とは二神の合交坐さむと爲給へる場にて、其組み成す風を爲し由にて、文に搖其首尾と有る事、下に註せるが如くなるなり、また傳四に註るが如く、美斗能麻具波比は與身之熟組合なるに思ひ合せて曉るべし、(因に云ふ、久奈加比は、組成合なる可く、久奈久は、其略なるべし、麻久は古事記、沼河比賣歌に、麻多麻傳、多麻傳佐斯麻岐、毛々那賀爾、伊波那佐牟云々、須勢理毘賣命御歌にも、麻多麻傳、多麻傳佐斯麻岐、毛々那賀爾、伊遠斯那世云々、とある麻久にて、夫婦枕を同じくして、打ち寝る事なり、釋秘訓に、娶字を、私記曰、問娶字訓萬久、其義如何、答男女會合之時、正直身體、不能嫁娶、曲撓身體、而後爲之、故曰萬久と云へるも然る言にて、組と同義なり、登都具の事は、次なる得交道の下に云ふべし、都留夫は、聯身にて、身と身と聯り合ふ事を云ふなり、太秦牛祭文に、加波都留美と出でたり、今も鳥獸の婚ぐを都留牟と云ふ事常に多し、名義抄に、孳尾の二字を、都留美須と訓めり、和名抄に、孳尾、尙書、鳥獸孳尾、孔安國註云、化曰孳、交接曰尾、鳥交接、俗云都流比とあり) ○止豆木乎之閉止里は、金澤本の訓も然り、私記には、此に止豆岐萬奈比止利、又云、止豆岐乎志閉止利と云二訓あり、一には、學と云ひ、一には、教と云ひ、別たるなり、止豆木は、此に交字をしが訓ませ、其を舊事紀に、交通と作り、其は下なる得交

道の下に云ふべし、乎之閉止里とは、二神の、其を見て交道を學ばしに依れる名なり、文に二神見而學之と有るを以て知るべし、又止豆木止里と有るも右に同じ、(此鳥の首尾を搖がせる狀の、何時も交合するに似たる故の名なり、故に、乎之閉と云ふ語は省りても、其義聞ゆめり) ○都々那波世登理は、八雲御抄に、日本紀には、都々那波世登理と云ひ、又、登都岐袁志閉杼理と云ふ、是合交夫婦、是を見て學びける故なりと見ゆ、都々は、大地を云へり、鹽土老翁を、鹽筒老翁、又古事記(白禰原宮段)歌に、阿米都と有るも、天地なるを明らむべし、那波世は隱爲にて、隱所の中にて爲す由にて、其は交合なる事云ふも更なり、天武天皇御紀に、到隱郡、焚隱驛家と有るを、下に九月己丑朔己亥、宿名張と有るを以て、隱字の訓を知るべし、(然れば都々那波世登理とは、二神の此大地にて、初めて夫婦寝る身屋を建て、其中にて合交坐す業を成せる由なるべく思ゆ) ○都々麻那婆志良は、地學柱なり、地を都々と云は、古事記白禰原宮段に、阿米都々と有は、天地の義なるを合せて曉るべし、麻那婆志良は、鈴屋大人説に、天柱を行き廻らして、夫婦遣合し給ふ事を學ばせ給へる意に取りて、號けたるなるべき由に云はれたるは然る言なり、次に學之即得交道と有れば、其定に然るべし、(記傳四十二に、「字鏡に、鷓彌左古、又萬奈柱、又鷓加利、又萬奈柱、又鷓豆々萬奈柱など有れど、皆詳ならず」とあり、今考ふるに鷓は鷓鳩にて、男女の親び厚き者なる故に、漢籍詩經にも君子好逑と出たれども、此は其義に取りて、萬奈柱と云ふには非ず、共に水鳥にて、鷓鳩の一種と通えたり、鷓は天孫降臨章に、以鷓爲三戸者と有る其にて、文德天皇實錄に、魚虎鳥と云へる者なるが、俗に川蟬と云ひて、此も鷓鳩の屬なる事、其形以て知られたり、然れば萬奈柱とも云ひしなりけり、鷓は、類聚名義抄に、一名鷓鷄



とも、帝類とも、鵜類とも作きて、爾波久奈布里と有れば、素より、鵜鶴なれば、麻那婆志良とぞ云けむを、又都々麻那婆志良とも云ふなりけり。古事記（朝倉宮段）天皇の大御歌に、毛々志紀能、淤富美夜比登波、宇豆良登理、比禮登理加氣氏、麻那婆志良、袁山岐阿閉、爾波須受米、宇受須麻理章氏、云々と誦はせ給へる共を、天語歌としも云ふは、此の故事の天上より傳はり來て、彼天皇の目繼の古語に在るを取て、御製坐るに依れる名なる事、已に中臣壽詞講義（第廿四條）に註せるが如し、（其上卷、八千矛神以下の歌を擧げたる其結めに、此謂之神語也と有るも、神の御言として語り傳へたる由なれば、此二つ共に、語字を加多理と訓むべき事、已に古史徴に註されたるが如し、姓氏錄に、天語連と有るは、天津神世の故事を語り傳ふる由の名にて、大嘗祭の註部の本なる事、其の講義に註せるを、又寶鏡開始章、天日鷲命の傳に云ふべし）右の上三句は、百敷之大宮人者、鵜鳥領巾取掛而にて、記傳四十二（四十二丁）に、契冲が説を擧げて、其註に、「此鳥、項より胸係けて白き斑有り、領巾掛けたる狀、其にぞ似たりけむ」と有るは、然る言にて、此豐樂の場に侍らへる大宮人の狀を宣へるなれども、此を天語歌と云ふ上は、神世の故事と今の事實とを打ち合せたる御言なり、此を此に及ぼして考ふるに、二神の夫婦適合し給ふ時、已く比禮などの御裝束のものも、何も整ひ成りて有りし證とも成るべし、其は上、化作の傳に述べたるごとく、これより前に、陽神問ニ陰神ニ曰、汝身有ニ何成ニ耶と宣ひ係けたるも、其御裝束の御衣に裏まれて、其御陰處などの隠れたりし邊は、顯はに見えざりしが故なる事、云ふも更なり、（皇太神宮儀式帳に、生絹御比禮八端云々、外宮儀式帳にも、生絶比禮四具云々と有りて、上古に貴き御方の服なりしが、其即ち二神の古に始れる事を見つべし）麻那婆志良は、此の鵜鶴なり、

袁山伎阿閉は、記傳に云れたるが如く、尾行令合合にて、群れ居る尾共の並べるを云れば、即ち二神の相並びて御殿隠ラらせる狀に合へり、爾波須受米の下に、如字を加へて心得べし、宇受須麻理章氏は、記傳に群統居而と云れたる如くにて、宮人の群り集居る事を誦ませ給へるには有れども、此の二神の八尋殿に群統り御在し、事を、取せ給へるにて、是迄は神世の故事にて、夫婦適合し給へる時の狀を、此に宮人を侍はせ給ひて酒宴し給ふ事に引き附けて可笑しく誦ひ成し給へるが、甚じく興には成りたりし者なり、又此に出たる天語歌三首共に、結句に許登能加多理基登母許袁婆と有は、何れも神世の故事を本立として今の事を誦はせる時に屬れる事なり、此を以て彼記の八千矛神、沼河比賣、須勢理毘賣命などの歌を神語と云るを思合す可き者なりかし、（此は記傳の説を用ひながら、その取り方大に異なり、猶これに天語歌とて、三首の中に、三重姦が歌に、阿理岐奴能、美幣能古賀、佐々賀世流、美豆多麻宇岐爾、宇岐志阿夫良、淤知那豆佐比、美那許袁呂々々爾、云々と誦めるは、浮膏の事とかの破馭廬島の成れることとをとり合せたるものなること、傳二之卷また四之卷などに、かつく云へるがごとし、またその次なる大后の御歌に、爾比那閉夜爾、淤斐陀氏流、波毘呂由都麻都婆岐、曾能波能比呂理伊麻志、曾能波那能氏理伊麻須、多加比加流比能美古と誦ませ給へるは、日神の御生坐る御事を用ひたまへるにて、共に天語の故事なる者なり）○稻負鳥は、神代紀口訣に、又云ニ稻負鳥一と見えたり、稻は借字にて、寝イなるべし、例は萬葉十六（八丁）に、屋所經稻寸丁女蚊妻問述と有りて、稻寸は爲レ寝イなり、負は令レ負イにて、名義は、二神の夫婦適合し給ふ場に在りて、其首尾を搔せるが、二神の御心に留りて、其如く行ひ給へる、唯假初の事に起りて、婚教鳥とも、學柱とも事々しく名に負へるを以て、寝令負

鳥と、其鳥に號づけたるなめり、古今集に、「我門に、稻負鳥の啼く並に、今朝吹く風、雁は來にけり、又、「山田守る、秋の借廬に置露は、稻負鳥の涙なりけり、」又、兼盛集に、「九月田刈る所に翁有り辛くして急き刈つる山田哉、稻負鳥の後めたさに、」又、足引の山田殘すな、明日迄も、稻負鳥を逐ふも手だゆし、」又大和物語、俊子の歌に、「眞夜更て、稻負鳥の啼きけるは、君か叩くと思ひける哉、」など有り、和名抄に、「稻負鳥とは、庭叩なり」と云ひ、無名抄に、「稻負鳥とは、知れる人無し、庭叩と云へる鳥なめりと云へる、人有り、推量説なんめり、此庭叩と云ふ鳥を、嫁教鳥とぞ申なる、其に就て、其心有る歌、逢ふ事を、稻負鳥の教すは、人は戀路に惑はざらまし、此鳥を彼鳥名に思合するなんめり云々」と有り、但別の事と心得たるは非なり、彼、和泉式部集に、「逢ふ事を、稻負鳥の無かりせば、人を戀路に迷はましやは」と有るを以ても、口訣の説の信はるゝなり、(右の人を戀路と云ふに、泥と云ひ掛けたり、記傳、宇比地邇神、須比智邇神の下に、「比地は、泥にて、土と水と相滲りて在りし物にて、和名抄に、泥和名比智利古、一云古比千と見えて、後世歌に多く戀路を云ひ掛けたり」と云はれたる是なり、又此鳥の水涯などに馴れ住ふ者なれば、泥に寄りて詠る事、甚謂れ有りと云ふべし、二神の始めて磯馭廬島を探り得坐し、程は、泥と沙の出來れる始なれば、葦などの生ひたるらむを、鶺鴒の其に成り出で、住みけむ事、甚々叶へる者なり、傳三卷の初に云へる事共を、合せ讀みて其味を知るべし、又、渥土煮尊、沙土煮尊、角織尊、活織尊など申すも、二神の此時に至る迄の、神功の狀に依りて負ひ坐る御名なりし事をも、愈以曉るべし)○又、庭多々伎と云ふ名の、仲正集に出でたるも、決て古傳なるべく思ひ、其は八雲御抄に、「眞夜更て、稻負鳥の鳴けるは、と云ふ庭叩の條如何云々」と

有は、中々なる誤なり、右に引る和語抄、無名抄の説を正しと爲べし、續千載物名に、「眞夜返す、詮無き身には、唯君を恨みてのみぞ袖も濡ぬる、」拾遺愚草に、「然らぬだに、霜枯竟る草の葉を、先打拂ふ庭叩哉、」夫木集に、「女郎花多かる野邊の庭叩、祥無き事を人勿教へそ」と有なども、全く鶺鴒の異名なる趣なり、又和玉篇に、鶺鴒を伊志多々伎と有も、右に同じ、古事記沼河比賣歌に、多久豆怒能、斯路岐多陀牟岐、阿和山岐能、和加夜流牟泥遠、曾陀多伎、能、和加夜流牟泥遠、多久豆怒能、斯路岐多陀牟岐、曾陀多岐、多々岐麻那賀理、麻多麻傳、多麻傳佐斯麻岐、毛々那賀邇、伊遠斯那世云々と、如此同じ事を二柱共に詠み給へるは二神の夫婦適合し給へりし時の故事を用ひ給へりし事決し、繼體天皇七年御紀、皇太子御歌に、摩左棄豆羅、多々企阿藏播梨と有るも右に同じき由傳一に註るが如し、偕彼記の下に此謂之と神語と有るも神代の内にも神世七代と云へる遠き神語を以て詠ませ給へるに由れり、古事記の右の御歌共の末に、許登能迦多理基登母許遠婆と結めたるは古き神語を本として自の御事を詠せ給へるなり、(其は此時の八千矛神の御歌の末に、阿麻波勢豆加比、許登能加多理基登母許遠婆と有るは、沼河比賣を婚ひ坐すに、二神の唱和の意を含みて妍哉なども宣ふべき所を、佐加志賣遠云々、久波志賣遠云々と謠ひ給へるに依りてなり、次に其沼河比賣の歌の中間にも、同じく阿麻波勢豆加比云々と入れて切たるは、古史徴にも辨へられたる如く、錯亂にて、實は其語を除きて一首なるが、其結に許登能迦多理基登母、許遠婆と有は、此の本文に引ける如く、夫婦適合の狀を云ひ以て續けたればなり、次に大國主神の御歌の結にも、右の如く有るに依りて、二神の故事などもやと、探り索る

し是には然せる節も無けれども、御歌の中に、蘇邇杼理能云々と云御句あり、日本紀私記に、鵠曾爾と有る其にて、上に引ける字鏡に、鵠を萬奈柱と有るを取せ給へるが故なり、須勢理毘賣命のは、沼河比賣と同じければ、本より然れども、然れば、神語も天語も同じ事にて上代の故事に依りて、自らの事を詠を云ふなり）右の二結めさせ給ふべき事なり、然れば、神語も天語も同じ事にて上代の故事に依りて、自らの事を詠を云ふなり）右の二歌を、今日易く記し見むに、如三栲布白腕、如三沫雪弱然胸乎、其手叩々拱在、眞玉手々々差枕、股長爾寢者將宿と云ふ義なるを以て思ふに、庭多々伎は、庭手叩にて、彼播其首尾と有りし狀に依れる亦名なりけり、（又繼體天皇御紀に、勾大兄皇子、親聘春日皇女、乃口唱曰云々、伊慕我堤鳴、倭例備魔柯絶每、倭我堤鳴麼、伊慕備魔柯絶每、磨左乘逗囉、多々企阿藏播梨と有るは、右の八千矛神と、沼河比賣との歌を取り合せ給へるなるに、右は妹が手を吾に枕しめ、吾手をは妹に枕しめ、薛荔葛の如く、多々企阿藏播利にて、手叩き糾はり云々爲る事にて、此も上に同じ、遊仙窟に、拍三擲燦房間とあり）○播其首尾の首尾は、袁加志良と訓むべし、又、私記に曾乃加志良遠々宇古加須と有り、播字、釋紀秘訓に、宇基加須とも、又多々久とも讀みて、江家説同之と有れば、古より兩訓有りけるなり、名義抄の訓の中に、宇基加須、又布流布とも訓める、皆其義相近きを、今は多々久と云ふなむ、右に庭多々伎の下に、古事記を引きて徴せる如く、此の事實に合へれば、今其を正訓と定めつ、（釋に、宇基加須と作めるは、音便にて宜しからず、今も鵠の狀を見るに、其首尾を振り動かすよりは、多々久と云狀に近かり、後世水鶏などの歌に、多々久と云も、又似たる狀以て云ふなり）○學之の學は、鵠の此場にて組成す風を爲るを、眞似び給へりし由にて、其名を止豆木乎之間止里と云ふに對へて、其受け給ふ方に付きて云ひ初めたる語にて、太占の占も同じ事

なり、其麻邇の麻は、眞字の意にて、其指す所の物を立てて其に似て出づるを、我心に合する由なるが、學も其に同じと云は、其鳥の首尾を播くを眞と云て、其如くして交ぎ給へる故に、此も眞似なるを學婆牟、學夫など下にて辭の活く故に、音の轉れるが故に、麻那夫とこそは云へれ、占の意に又違はざるなり、（本に學を那良比氏と訓める、其は應神天皇十六年御紀に、習諸典籍と有りて、其も學ぶと同じ事なれども、此は麻那夫の方然るべし、名義抄に、學字麻那夫の外に、那良布、又袁志布、又物奈良布、麻彌久など種々に訓めりき）此は、決て天神の御方より、二神の御目に當るべく顯示し給へる由は、豫て太占を以てト合給ふべく、事教へ給へるが故に、鳥に然る心は無けれども、二神の是ぞ天神の御教と受け賜はらして、始めて夫婦遷合し給へる故に、學之とは傳へたるなり、此事、已に第一書（太占條）に就きて云へり、口訣に、神見鵠而學之、從自然之義也と有るは、似たる事ながら、此は天神の御方よりも、御心有りて鳥に託つて顯示し給ひ、二神の御方にも、是こそト合曉り給ふなれば、凡人などの爲むこそは自然とも云はめ、此大神等の御上にては、當に然るべき者と思ひ取り給へる者なり、松浦某と云は、伊勢人にて、壯年の時より、蝦夷の地を開くに心ありて、度々往來へる人なるが、其筆記に、其夷人の云ひ傳ふる古説を書せるを見るに、古昔、世中は唯滄海のみにして、國と云ふ物もなく、人と云ふ者もなく、草木鳥獸と云ふ者も、元より非ざりけるが、何時となく、海底より何とも名狀し難き、一物凝固りて突出しけるが、良世を経るに隨ひて始て山岳の形を成しけるが、其時國ともなく、造島神、此上に降臨坐て、住給へる時しも、續て婦神、一屯なる五彩の雲に乗りて降給へるが、其乗給へる雲の黒きを、海に投げ入れて巖と成し、黄なる雲を此處彼處の間々に埋みて、土と成

し、白き雲を海に投げ入れて、魚蝦の種類と成れと宣ひ、青き雲をば、草木の類と成れと宣ひ、赤き雲を以て、金銀財帛珠と成れと祈り給ふ時から、何處ともなく、雌雄の鴉飛來りて、彼二神の御前にて交合の事を成しけるに、二神も其術を得て國土萬物を悉く造成し給ひ、終に大虚を指して去給ふとぞ、所以に鴉を加牟伊知迦布と呼びて、迦牟伊は、神と云言、知迦布は鳥と云事にして、造島神の代より、此島に住る鳥にて、島人に夫婦の道を教へし鳥なるが故に、島人此鳥を見る時は、甚尊び敬ふ事となむ、偕又、其一の鳥根と云は、齊明天皇五年御紀に、謂ゆる後方羊蹄岳にして、實に此一島の父母と云者なり、皇國の富士峰に似て、四時共に積雪の絶ゆる間なし、上には大池有て、神靈常に此に住給ふ、昔は島人皆此上頂に登りて、幣帛を捧げ、解除を致せるに、風俗亂して神意に背き、神の怒を怖れて、上る者一人もなしと云り、云々とあり、我古傳を彼が事にして云るながら、決めて由有けなる事共なりけり、(通證に、神而學於鳥、豈其偶然乎、道之於物皆然、河出圖洛出書、龍馬神龜、非自知者、有伏義禹王而後八卦九疇成、馬與龜亦無意、義禹豈求而然、蓋自然之感耳、關尹子曰、聖人師蜂、立君臣、師蜘蛛、立網罟、管輅別傳曰、役鳥獸、以通靈、一峰子曰、河之圖、伏羲忘其爲馬、洛中之書、神禹忘其爲龜、と云へるは、實に然る言なり、此の鶴鴿も、其鳥たる事を打ち忘れさせ給ひて、天神の御占と戴き受け行はせ給へるなり) ○得て交道は私記に、止豆岐須流美知遠々志倍太利と有り、四季物語一に、登都岐乃美知も知らぬ、幼き童部を召て云々と云り、三代實錄三(七丁) 尙侍當麻真人浦蟲傳に、未嘗適於人、遂不知仇儷之道とも有り、舊事紀には得て交通之術と作り、記傳四十一(三十丁)に、「不嫁夫は、登都賀受氏阿禮と訓むべし、鎮火祭祀詞に、妹背二柱嫁繼給氏の嫁繼、必ず登都

岐と訓むべし、和名抄に鶴鴿日本紀私記云、止豆木平之閉止里、神代卷に、交道、敏達天皇御紀、及孝德天皇御紀に、嫁を登都其、又女自適人の適をも、然訓めり(以上探要)と有ると見えたるが如し、字鏡集又名義抄などに、婚を登都具と訓みて、空穗藏開卷に、「其女登岐時に成給ひしかば、盛衰記七に、「宜しき男に合せむと爲けるを、商人に登都岐氏勘當せられて、」なども見えたり、(右の嫁字、名義抄に、又、與婆布と訓めるは、娉なり、又、袁宇登阿波須と有るは、夫合なり、適は、同書嬭に作れるに、登都具と有りては適には、其訓非ざれども、然訓むべき所なり、又娉をも婚をも、姻をも娶をも、交をも媾をも、然訓み、媾字を加佐禰氏登都具と訓みて、共に古言なり、物に行至る事を、届と云へり、重之集に、「苑原や伏屋に届く梯も、誰故にかは我は渡して、」盛衰記十五に、「馬の爪の届かむ程は、足を救うて歩ませよ、など有り、持統天皇四年御紀に、憂不能達云々、得て通天朝と有る達をも、通をも、登都久と訓めるも、此登都具と本同言なる状なり) 偕、登都具の名義は、與接にて、男女の身と身と接合せざるを謂なる可し、然れば、陰突と心得ても其義違はじ、古事記白檮原宮段に、突其美人之富登と有も、丹塗矢に化れるとは云ながら、交通せるを云ふなり、本傳四之卷に註せるが如く、美斗能麻具波比は、共身之熟組合なるべく、美刀阿多波志都は、共身與にて、與は當合す事にて、又登都具の、與接に異ならざるを思ふべし、與を唯登と訓せたるは、我與人など云へる類是なり、名義抄に、與字を阿多布とも、加禰多理とも、久美須とも、登母那布とも訓めるは、何れも與物の義なるを思ふべし、然れば、男女相接なる事を登都具と云ふ事著明し、凡て上古には、其詞に潤色無くして、唯有りの任に云ふ故に、後世の意を以て解くべからざる者なり、(通證に、或説を擧げたるに、

交之爲言、後嗣也、夫婦之道、廣後嗣爲要矣と云へるは、生賢しき俗意なる事は、知る人ぞ知りてむ。道とは、其當に然有るべき條理を云ひて、天下の人の當に依りて行ふ事を道と云ふも、此に同じ、所以に、此に不知其術の術を美知とも訓める、其即ち交通を行ふべき條理を云ふなり、(名義抄に、道字に、能理と云訓の有るを以て、術字に美知と訓める、其同じき意なるを通はして知るべきなり、楮上に、術を今能理と訓れば、此は美知と訓めり)

- 一書曰。二神合爲夫婦。先以淡路洲。淡洲爲胞。生大日本豊秋
- 津洲。次伊豫洲。次筑紫洲。次雙生隱岐洲。與佐度洲次越洲。次
- 大洲。次子洲。

合爲夫婦は、正書に、共爲夫婦と作ると同じ事にて、合と共と、字の換れる耳なれば、舊きに從ひて、共に美斗能麻具波比と訓むべし、その傳上に出(本傳四之卷)○以淡路洲淡洲爲胞は甚く異なる傳なり、其は正書に、以淡路洲爲胞と有りて、第九一書も、共に然には有れども、其すらに誤れる傳なる事上に辨へたる如くなるを、此には淡路洲、淡洲共に並べ擧げたるは誤なり、其は第一一書に、先を生蛭兒、又生淡洲と有る、其結に、此亦不充兒數と有りて、淡路洲は其次度に生み給へるにて、同時に成れる洲ならぬを、一に合せて爲胞と云ふ事、甚々心行ぬ傳なり、山蔭に、「先以淡洲爲胞、生淡路洲など有けむが、混れたるにもや有む」と云れたるは、實に然る言なるなり、(淡洲と淡路洲と、其成れる時の同じからざるは、古事記も、元より右の如なる上に、舊事紀も其如

くなれば、今云ふ限に非ざるなり、古史徴に云く、「一古本又元々集に引けるに、淡洲なし」とあり) 楮、此より下の傳々には、唯大八洲國の異説耳を擧げられて、前後に事實の文無きは、正書又他一書共の中に、何れか同じき傳有る故に、略き載られざりける者なり、第二より第五迄の一書には、大八洲國より以前の事實耳有りて、右等に國號を省かれたるも、亦此に同じ、然れば正書一書相融通して、一條の文の如く、彼此を合せ讀むべき所多しと知るべし、是即ち御紀の見様なり、○此にも淡路洲を、大八洲の外に爲るは、正書同じきながら、共に誤なり

- 一書曰。先生淡路洲。次大日本豊秋津洲。次伊豫二名洲。次隱岐
- 洲。次佐渡洲。次筑紫洲。次壹岐洲。次對馬洲。

此は、古事記の數に合へる傳にて、互に前後に異有れども、共に正説と聞ゆ、彼記は一に淡道、二に伊豫、三に隱伎、四に筑紫、五に伊伎、六に津島、七に佐度、八は大倭と有り、但し、伊豫の次は筑紫にて、隱伎は津島の下、佐度の上に有べき者なり、但、鈴屋大人説(髻華山蔭)に、「八洲本文、一書共、皆異あり、何れも、古傳なるべけれど、其勝劣を云はむには、第七一書、古事記と同じき、これぞ中に正しかるべき、その故は、彼説は八洲の中に、後に國と建てられたる限は、一も漏れず、又國と建てられたる洲は、一も交らざればなり、其高の説共は、先本文に、大洲と吉備子洲との入りたる、此二は後に建てられたる洲には非ざるに、却りて壹岐、對馬の入りたる事は如何、凡て國と

建てられたる事は、良後の事なれども、必ず神代の由緒に關れる事とこそ所思ゆれ」と有り、寔に其如くなり、(口訣に、其無越洲者、不離大日本、之故也とあり、但し正通主の越洲と云はれたるは、必ず余が説の如くは非ず、北陸道を然云へると思はれたるなるべきが、其は僻説なり、傳四説り見るべし) ○正書、及び第六、第八等の一書に、雙生隱岐洲、與佐度洲とある、其正説なるべきこと、傳四に云へるがごとし、然るを、此れは隱岐洲、次佐度洲とを別々に生み給へるごとく傳へたるは誤なり、又これを以訂す時は、古事記に隱岐之三子島を、筑紫島より先に置けるは誤りにて、津島のつぎに在るべき事、愈著明し、故記傳にも、其を不審しまれたる説あるなり、(其は傳四、佐度洲の説に就きて、其文を引きたれば、それに見合せて曉るべきなり) ○壹岐洲、對馬洲を、此の傳に大八洲國の中に收められたるは、古事記の正説に合へり、但し此の次第もその記に依りて正さば、一に淡路、二に伊豫、三に筑紫、四に壹岐、五に對馬、六に隱岐、七に佐度、八に大日本と、生み巡り給ふと爲べし、其は二神の在し、破馭盧島に、合交坐して、其許にて、淡路洲を生み、其より左に西に巡り給ひ、北に折れ東に巡り、大日本を生みて、其本宮に巡り復り給ふべき理なればなり、(此等の委しき事は、已に傳四、由是始起大八洲國之號とある下に註せる事なれども、又此に少か驚かし置くにむ)

- 一書曰 以破馭盧島爲胞 生淡路洲 次大日本 豐秋津洲 次伊豫 二名洲 次筑紫洲 次吉備子洲 次雙生隱岐洲 與佐度洲 次

越洲

以破馭盧島爲胞と有るは、異なる傳なり、古事記に、唯意能基呂島者非所生と有りて已に天より降り坐し、即ち自凝成れる島にて、未だ邊合ひ爲給はざりし以前に出來れる島を、後に生み坐る洲の胞と爲給ふと云ふ事心得ず按ふより、破馭盧島より爲胞迄の間に、脱文有るか、(今、破馭盧島を繪島と云ふは、畫けるが如く、甚彩はしきに依れる名なるが、其南に在るを大繪島と云へり、然るを、大神氏の日記に、以破馭盧島爲胞と、云ふに叶へる由云へるは誤なり、彼は其彩色の麗はしきに依りてこそ、繪島とは云へれ、胞の意には非らず、思ひ混ふべからず)

- 一書曰 以淡路洲爲胞 生大日本 豐秋津洲 次淡洲 次伊豫 二名洲 次隱岐三子洲 次佐度洲 次筑紫洲 次吉備子洲 次大洲

以淡路洲爲胞は、此は決く、以淡洲爲胞の誤なり、其は淡洲を、大八洲の員に入れて、淡路洲を兒數に充ざる可き理無ければなり、(然れば、此は互に誤れる者と見ゆるが、如此く違へるを載せらるゝ事、一書の成る由緒なれば、古き誤とは通えたり) ○淡洲は、淡路洲の路字を脱せるならむ事、右に註へるが如し、纂疏に所異則以淡洲一充兒數也と見ゆ)

一書曰一書曰陰神先唱曰陰神先唱曰妍哉可愛少男乎妍哉可愛少男乎。便握便握陽神之手陽神之手。遂爲遂爲夫婦夫婦。生淡路洲生淡路洲。次蛭兒次蛭兒。

陽神の御和を省かれたる事、正書又第五一書の如し、又妍哉可愛少男乎は第一一書の書様なり、説は其所々に云へり、(其には、歟字なるを、此は乎に換へたり、共に阿那而惠夜愛袁登古袁と訓みて、佗に義なし、字を以訓を誤るべからず、新刻助語辭と云ふ書に、乎、多疑而未決之辭、或爲問語、歟句絶之高聲など有りて、字義にも亦異りなし) ○握陽神之手は、誘なひ合ふ状なり、便と有るは、其言ひ出し給ふ即ち、御手を握るなり、然れば、陽神も妍哉可愛少女乎と和給ひ乍も、亦握陰神之手と云ふ事を爲し給ひつらめども、旁を省けるとは、誰も心着かれざりける故に、此にて二神の御手を握りて、相契らし、事は見え成ぬる者なり、(通證に、陰神握陽神之手者、不啻先言之過也、云々と有れども、其迄には非ざるべし、陰神より先に進みて、御手を取り給ひしは、言を先に揚け給る故ぞ) 繼體天皇御紀、勾大兄皇子、聘春日皇女御歌に、伊慕我堤鳴、倭例備魔柯絶毎、倭我堤鳴麼、伊慕備魔柯絶毎、と詠ませ給へるは夫婦御寢坐して交合し給ふ状なれども、此に陽神の先唱へて、陽神の御手を取り給ひ、後に陽神も亦和へ給ひ乍、陰神の御手を握らして、御妹妹の約束は成し給へるなり、谷重遠説に、約束蓋手握也と云へるを、今迄心にも留めざりしかども、此にて二神の御手を取り交はし給ふを見れば、定に尤なる言なり、(然らば、此の握手を舊く登理氏と有るを換へて邇岐理氏と訓めば、叶ふべからむとも思ゆれども、此は知岐流と云ふ事の此に起れる

由を云へるにこそ有れ、然しも深く泥む可きならねば、猶本の任に物爲つ、名義抄に、握字、邇岐流、又登流、又母都又都加牟など種々訓めり) ○生淡路洲の、路字衍なり、淡洲にて有るべき事、第一一書、又古事記に校べて訂す可し。

安政元年十二月十四日始、同二年正月十四日成。

# 日本書紀傳 六之卷

穗積重胤謹撰

## 神代上第六 四神出生章

次生<sup>ツギニウミタマフ</sup>海<sup>ウミ</sup> 次生<sup>ツギニウミタマフ</sup>川<sup>カハ</sup> 次生<sup>ツギニウミタマフ</sup>山<sup>ヤマ</sup> 次生<sup>ツギニウミタマフ</sup>木祖<sup>キミヤ</sup>句<sup>ク</sup>句<sup>ク</sup>迺<sup>ノ</sup>迺<sup>ノ</sup>馳<sup>チ</sup> 次生<sup>ツギニウミタマフ</sup>草祖<sup>クサノミヤ</sup>草<sup>カ</sup> 野<sup>ノ</sup>姬<sup>ヒメ</sup> 亦<sup>モ</sup>名<sup>ナ</sup>野<sup>ノ</sup>槌<sup>ツチ</sup> 既<sup>カ</sup>而<sup>ニ</sup>伊<sup>イ</sup>弉<sup>サ</sup>諾<sup>ノ</sup>尊<sup>ミコト</sup> 伊<sup>イ</sup>弉<sup>サ</sup>冊<sup>サ</sup>尊<sup>ミコト</sup>共<sup>ニ</sup>議<sup>シ</sup>曰<sup>ク</sup> 吾<sup>ワ</sup>已<sup>ニ</sup>生<sup>ス</sup>大<sup>オホ</sup>八<sup>ヤシ</sup>洲<sup>シマ</sup> 國<sup>クニ</sup>及<sup>ツ</sup>山<sup>ヤマ</sup>川<sup>カハ</sup>草<sup>クサ</sup>木<sup>キ</sup> 何<sup>ナニ</sup>不<sup>レ</sup>生<sup>ス</sup>天<sup>アマ</sup>下<sup>ノ</sup>之<sup>ノ</sup>主<sup>ミコト</sup>者<sup>ナリ</sup>歟<sup>カ</sup>

次字は、前章に由<sup>レ</sup>是<sup>レ</sup>始<sup>レ</sup>起<sup>ス</sup>大<sup>オホ</sup>八<sup>ヤシ</sup>洲<sup>シマ</sup>國<sup>ノ</sup>之<sup>ノ</sup>號<sup>ナリ</sup>焉<sup>ナリ</sup>と有<sup>ル</sup>文<sup>ニ</sup>に續<sup>ケ</sup>る次<sup>ニ</sup>なり、古<sup>コ</sup>事<sup>ジ</sup>記<sup>キ</sup>には、既<sup>ス</sup>生<sup>ス</sup>國<sup>クニ</sup>竟<sup>マ</sup>更<sup>ニ</sup>生<sup>ス</sup>神<sup>カミ</sup>云<sup>フ</sup>々と云<sup>フ</sup>へる是<sup>レ</sup>なり、第<sup>ニ</sup>六<sup>ノ</sup>一<sup>ノ</sup>書<sup>ニ</sup>にも、伊<sup>イ</sup>弉<sup>サ</sup>諸<sup>シロ</sup>尊<sup>ミコト</sup>、與<sup>ニ</sup>伊<sup>イ</sup>弉<sup>サ</sup>冊<sup>サ</sup>尊<sup>ミコト</sup>、共<sup>ニ</sup>生<sup>ス</sup>大<sup>オホ</sup>八<sup>ヤシ</sup>洲<sup>シマ</sup>國<sup>ノ</sup>、然<sup>レ</sup>後<sup>ニ</sup>云<sup>フ</sup>々と有<sup>ル</sup>然<sup>レ</sup>後<sup>モ</sup>、亦<sup>モ</sup>此<sup>ノ</sup>次<sup>ニ</sup>に同<sup>ジ</sup>、偕<sup>ニ</sup>此<sup>ノ</sup>段<sup>ニ</sup>生<sup>ス</sup>海<sup>ウミ</sup>生<sup>ス</sup>川<sup>カハ</sup>など有<sup>ル</sup>は、生<sup>ス</sup>海<sup>ウミ</sup>神<sup>カミ</sup>、生<sup>ス</sup>川<sup>カハ</sup>神<sup>カミ</sup>と云<sup>フ</sup>事<sup>ニ</sup>なるを、此<sup>ノ</sup>章<sup>ニ</sup>は日<sup>ヒ</sup>神<sup>カミ</sup>月<sup>ツキ</sup>神<sup>カミ</sup>素<sup>ス</sup>戔<sup>ツク</sup>鳴<sup>ネ</sup>尊<sup>ミコト</sup>等<sup>ノ</sup>の珍<sup>ウツクシ</sup>子<sup>コ</sup>の生<sup>レ</sup>れ坐<sup>マ</sup>せる事<sup>ニ</sup>を主<sup>ト</sup>と立<sup>ツ</sup>つる傳<sup>ワタ</sup>なる故<sup>ニ</sup>に、其<sup>ノ</sup>珍<sup>ウツクシ</sup>子<sup>コ</sup>の日<sup>ヒ</sup>神<sup>カミ</sup>月<sup>ツキ</sup>神<sup>カミ</sup>など申<sup>ス</sup>すに避<sup>ケ</sup>て海<sup>ウミ</sup>神<sup>カミ</sup>を海<sup>ウミ</sup>、川<sup>カハ</sup>神<sup>カミ</sup>を川<sup>カハ</sup>と耳<sup>ミミ</sup>記<sup>シ</sup>されたる事<sup>ニ</sup>、次<sup>ニ</sup>なる句<sup>ク</sup>々<sup>ク</sup>迺<sup>ノ</sup>馳<sup>チ</sup>、又<sup>モ</sup>草<sup>クサ</sup>野<sup>ノ</sup>姬<sup>ヒメ</sup>など、神<sup>カミ</sup>とも命<sup>イナヒ</sup>とも書<sup>カ</sup>かれざるを以<sup>テ</sup>知<sup>ル</sup>るべし、(然<sup>レ</sup>れども、句<sup>ク</sup>々<sup>ク</sup>迺<sup>ノ</sup>馳<sup>チ</sup>、草<sup>クサ</sup>野<sup>ノ</sup>姬<sup>ヒメ</sup>などは神<sup>カミ</sup>名<sup>ナ</sup>なれば、神<sup>カミ</sup>字

などは無<sup>ク</sup>ても聞<sup>ク</sup>れども、此<sup>ノ</sup>をも生<sup>ス</sup>海<sup>ウミ</sup>生<sup>ス</sup>川<sup>カハ</sup>の例<sup>ニ</sup>に、生<sup>ス</sup>木<sup>キ</sup>生<sup>ス</sup>草<sup>クサ</sup>と記<sup>サ</sup>れたらむには、誰<sup>モ</sup>生<sup>ス</sup>木<sup>キ</sup>神<sup>カミ</sup>生<sup>ス</sup>草<sup>クサ</sup>神<sup>カミ</sup>とは思<sup>フ</sup>ひ取<sup>ル</sup>るまじければ餘<sup>リ</sup>に事<sup>コト</sup>略<sup>ス</sup>たりと云<sup>フ</sup>べし、私<sup>シ</sup>紀<sup>キ</sup>に、問<sup>ト</sup>、古<sup>コ</sup>事<sup>ジ</sup>記<sup>キ</sup>之<sup>ノ</sup>説<sup>ハ</sup>、自<sup>レ</sup>海<sup>ウミ</sup>以<sup>テ</sup>下<sup>ニ</sup>、是<sup>レ</sup>生<sup>ス</sup>其<sup>ノ</sup>神<sup>カミ</sup>也<sup>ナリ</sup>、今<sup>イマ</sup>此<sup>ノ</sup>紀<sup>キ</sup>唯<sup>ニ</sup>云<sup>フ</sup>生<sup>ス</sup>海<sup>ウミ</sup>等<sup>ノ</sup>、未<sup>レ</sup>必<sup>ズ</sup>獨<sup>ニ</sup>生<sup>ス</sup>其<sup>ノ</sup>神<sup>カミ</sup>也<sup>ナリ</sup>、其<sup>ノ</sup>意<sup>ハ</sup>如<sup>ク</sup>何<sup>カ</sup>、答<sup>ヘ</sup>、今<sup>イマ</sup>此<sup>ノ</sup>唯<sup>ニ</sup>生<sup>ス</sup>海<sup>ウミ</sup>等<sup>ノ</sup>未<sup>レ</sup>必<sup>ズ</sup>獨<sup>ニ</sup>生<sup>ス</sup>其<sup>ノ</sup>神<sup>カミ</sup>也<sup>ナリ</sup>、是<sup>レ</sup>猶<sup>モ</sup>上<sup>ニ</sup>文<sup>ニ</sup>生<sup>ス</sup>大<sup>オホ</sup>八<sup>ヤシ</sup>洲<sup>シマ</sup>也<sup>ナリ</sup>、即<sup>チ</sup>依<sup>テ</sup>生<sup>ス</sup>其<sup>ノ</sup>神<sup>カミ</sup>兼<sup>ニ</sup>成<sup>ス</sup>其<sup>ノ</sup>實<sup>ニ</sup>耳<sup>ナリ</sup>、此<sup>レ</sup>而<sup>シテ</sup>古<sup>コ</sup>事<sup>ジ</sup>記<sup>キ</sup>異<sup>ニ</sup>也<sup>ナリ</sup>とあり)但<sup>シ</sup>此<sup>レ</sup>に生<sup>ス</sup>海<sup>ウミ</sup>生<sup>ス</sup>川<sup>カハ</sup>など撰<sup>ル</sup>者<sup>ノ</sup>の御<sup>ミ</sup>心<sup>ニ</sup>には、生<sup>ス</sup>海<sup>ウミ</sup>神<sup>カミ</sup>生<sup>ス</sup>川<sup>カハ</sup>神<sup>カミ</sup>と云<sup>フ</sup>が如<sup>ク</sup>き意<sup>ハ</sup>しらびして書<sup>キ</sup>給<sup>フ</sup>へるならめども、正<sup>シ</sup>しき古<sup>コ</sup>傳<sup>ワタ</sup>は、次<sup>ニ</sup>なる二<sup>ニ</sup>神<sup>ノ</sup>の吾<sup>ワ</sup>已<sup>ニ</sup>生<sup>ス</sup>大<sup>オホ</sup>八<sup>ヤシ</sup>洲<sup>シマ</sup>國<sup>ノ</sup>、及<sup>ツ</sup>山<sup>ヤマ</sup>川<sup>カハ</sup>草<sup>クサ</sup>木<sup>キ</sup>と有<sup>ル</sup>、其<sup>ノ</sup>山<sup>ヤマ</sup>川<sup>カハ</sup>草<sup>クサ</sup>木<sup>キ</sup>の出<sup>デ</sup>來<sup>ル</sup>れるを云<sup>フ</sup>ひて、未<sup>レ</sup>だ山<sup>ヤマ</sup>神<sup>カミ</sup>川<sup>カハ</sup>神<sup>カミ</sup>草<sup>クサ</sup>神<sup>カミ</sup>木<sup>キ</sup>神<sup>カミ</sup>など<sup>ノ</sup>の成<sup>レ</sup>れ坐<sup>マ</sup>さる以前<sup>ニ</sup>に、已<sup>ニ</sup>に其<sup>ノ</sup>山<sup>ヤマ</sup>川<sup>カハ</sup>草<sup>クサ</sup>木<sup>キ</sup>と云<sup>フ</sup>物<sup>ヲ</sup>を生<sup>ミ</sup>給<sup>フ</sup>へりし傳<sup>ワタ</sup>なるを、當<sup>ト</sup>時<sup>ニ</sup>詳<sup>シ</sup>ならざりし故<sup>ニ</sup>に、或<sup>ハ</sup>は物<sup>ノ</sup>の如<sup>ク</sup>、或<sup>ハ</sup>は其<sup>ノ</sup>を掌<sup>ラ</sup>らす神<sup>ノ</sup>の如<sup>ク</sup>、彷彿<sup>シ</sup>しく書<sup>カ</sup>れたるにも有<sup>ル</sup>べし、(其<sup>ノ</sup>は天<sup>アメ</sup>地<sup>ツチ</sup>初<sup>ハジ</sup>判<sup>ハ</sup>れしより、日<sup>ヒ</sup>月<sup>ツキ</sup>は有<sup>リ</sup>つれども、其<sup>ノ</sup>を所<sup>シ</sup>知<sup>ラ</sup>ず日<sup>ヒ</sup>神<sup>カミ</sup>月<sup>ツキ</sup>神<sup>カミ</sup>は二<sup>ニ</sup>神<sup>ノ</sup>の御<sup>ミ</sup>子<sup>ニ</sup>に坐<sup>マ</sup>して、其<sup>ノ</sup>神<sup>カミ</sup>と坐<sup>マ</sup>すと同<sup>ジ</sup>事<sup>ニ</sup>なり)然<sup>レ</sup>れば此<sup>レ</sup>は二<sup>ニ</sup>神<sup>ノ</sup>の御<sup>ミ</sup>言<sup>ハ</sup>に依<sup>リ</sup>りて、其<sup>ノ</sup>物<sup>ヲ</sup>を生<sup>ミ</sup>給<sup>フ</sup>ふと爲<sup>ル</sup>るや勝<sup>リ</sup>りたるらむ其<sup>ノ</sup>は東<sup>ヒガシ</sup>寺<sup>ジ</sup>年<sup>ネン</sup>代<sup>ダイ</sup>紀<sup>キ</sup>に、伊<sup>イ</sup>弉<sup>サ</sup>諸<sup>シロ</sup>尊<sup>ミコト</sup>、大<sup>オホ</sup>八<sup>ヤシ</sup>島<sup>シマ</sup>造<sup>リ</sup>給<sup>フ</sup>ふ、次<sup>ニ</sup>に山<sup>ヤマ</sup>海<sup>ウミ</sup>川<sup>カハ</sup>を造<sup>リ</sup>給<sup>フ</sup>ふ、次<sup>ニ</sup>に草<sup>クサ</sup>木<sup>キ</sup>を造<sup>リ</sup>給<sup>フ</sup>ふ云<sup>フ</sup>々と云<sup>フ</sup>へる、造<sup>リ</sup>給<sup>フ</sup>ふと云<sup>フ</sup>ふこそ良<sup>シ</sup>はしからざりけれ、此<sup>ノ</sup>も亦<sup>モ</sup>神<sup>カミ</sup>ならぬ事<sup>コト</sup>の證<sup>シ</sup>なるべくや、此<sup>ノ</sup>海<sup>ウミ</sup>神<sup>カミ</sup>、川<sup>カハ</sup>神<sup>カミ</sup>は、彼<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>除<sup>ル</sup>の時<sup>ニ</sup>に成<sup>リ</sup>坐<sup>マ</sup>し山<sup>ヤマ</sup>神<sup>カミ</sup>は、火<sup>ヒ</sup>産<sup>タマ</sup>靈<sup>レ</sup>神<sup>カミ</sup>の御<sup>ミ</sup>骸<sup>カガ</sup>より成<sup>リ</sup>坐<sup>マ</sup>し、木<sup>キ</sup>神<sup>カミ</sup>、草<sup>クサ</sup>神<sup>カミ</sup>は已<sup>ニ</sup>く此<sup>ノ</sup>時<sup>ニ</sup>に成<sup>リ</sup>坐<sup>マ</sup>しに依<sup>リ</sup>りて、御<sup>ミ</sup>名<sup>ナ</sup>を詳<sup>シ</sup>に擧<sup>ゲ</sup>けられたるにぞ有<sup>リ</sup>ける、如<sup>ク</sup>此<sup>ノ</sup>く予<sup>ガ</sup>心<sup>ココロ</sup>定<sup>マ</sup>まりし故<sup>ニ</sup>に、生<sup>ス</sup>海<sup>ウミ</sup>生<sup>ス</sup>川<sup>カハ</sup>は唯<sup>ニ</sup>に海<sup>ウミ</sup>と川<sup>カハ</sup>とを生<sup>ミ</sup>坐<sup>マ</sup>せるとして、神<sup>カミ</sup>字<sup>ジ</sup>は訓<sup>ミ</sup>み附<sup>ケ</sup>ずなむ、(但<sup>シ</sup>纂<sup>ソ</sup>疏<sup>ス</sup>に、海<sup>ウミ</sup>者<sup>ノ</sup>萬<sup>マン</sup>派<sup>ハ</sup>之<sup>ノ</sup>所<sup>ニ</sup>鍾<sup>ス</sup>、川<sup>カハ</sup>者<sup>ノ</sup>地<sup>チ</sup>之<sup>ノ</sup>汚<sup>キ</sup>、山<sup>ヤマ</sup>者<sup>ノ</sup>地<sup>チ</sup>之<sup>ノ</sup>隆<sup>ク</sup>、先<sup>マ</sup>海<sup>ウミ</sup>次<sup>ニ</sup>川<sup>カハ</sup>次<sup>ニ</sup>山<sup>ヤマ</sup>、蓋<sup>シ</sup>造<sup>リ</sup>化<sup>カ</sup>之<sup>ノ</sup>有<sup>リ</sup>序<sup>ス</sup>也<sup>ナリ</sup>と有<sup>ル</sup>如<sup>ク</sup>ならむには、海<sup>ウミ</sup>川<sup>カハ</sup>山<sup>ヤマ</sup>も自然<sup>ニ</sup>の物<sup>ノ</sup>の如<sup>ク</sup>になれども、已<sup>ニ</sup>に國<sup>クニ</sup>をすらに生<sup>ミ</sup>給<sup>フ</sup>へりし者<sup>ヲ</sup>を、況<sup>シ</sup>て海<sup>ウミ</sup>を生<sup>ミ</sup>川<sup>カハ</sup>を生<sup>ミ</sup>山<sup>ヤマ</sup>を生<sup>ミ</sup>給<sup>フ</sup>ひたりとて、何<sup>ノ</sup>の疑<sup>ヒ</sup>はしき事<sup>コト</sup>かは有<sup>ラ</sup>む)○生<sup>ス</sup>海<sup>ウミ</sup>と



は、大海を生み坐るにて、海神を生み坐るならず、抑前章に以天之瓊矛、指下而探之、是獲滄海、其第一一書に、  
投戈求地、因畫滄海と有りて、滄海はしも此國土の未だ出來ざりし其先より有りし物なれば、此に生海と有り  
ては、事の重復れるが如く聞えて、如何なる狀なるを、猶熟思ふに、滄海とは海の大名にて、此を和多と云ふ時は、  
海の用を云へるにて、小名なる事此大地を都知とも久爾とも云ひ、神字を迦微とも美多麻とも云ふが如し、皆體用の  
差別を立たる名目なり、(其は此大地の事を天地など云ふ時は大名にて、天地と別れりし初より都知と云ひて、既に  
其物有るを、彼八洲起元章などには、其大地の中にて、又更に國を生み給へる事の有るを思ふべし、斯して又都知と  
も久爾とも通はし用ふると、此と全く同じ)然れば、滄海は大地に對へ云ふ言にて、全體の名なる故に、滄海と云ひ  
ても、大地と云ひても、この大地を云ふ稱なること、已に傳四に註せるが如し、さて海を和多と云ふ時は、地を久  
爾と云ふに對へ云ふ言にて、國より國へ渡り往來ふ用に因れる稱なり、故に情考ふるに、その始二神の滄海に國土を  
生み列ね給ふと雖も、大三輪三社鎮座次第に、初伊弉諾冊二神、共生大八洲國及處々小島、而地稚如水母、浮漂  
之云々とある狀にて有りし故に、其海と成るべき物を生み給へりし故に、國土と大海と際々しく別れ初たる者なりけ  
り、(祈年祭詞に、青海原者棹柁不干、舟艫能至留極、大海爾舟滿都々氣氏と有るを以て、青海原と大海を混らさ  
りし事を知るべし、此に青海原と云ふは、其極みを云ひ、大海とは舟の榜浮ふ所を云て、事は狭きなり) 偕、元より  
滄海と云ふ物の有るが上に、大海を生むと云ふ事は、此大地有るが上に、國土を生み坐せると同じ事にて、二神の如  
何なる奇異に神しき物を生み給ひて、其始を爲し給へりけむ、其は凡人の争でか測り知り奉る事ならむや、生賢しき

人智を加へて、左に右に云ふべき事には非るなり、記傳五(三十六丁)に、「賀茂翁説を擧て、海を和多と云ふは渡  
ると云ふ事なり、古書に、山には越のると云ひ海には渡ると云へり、齊明天皇御紀、大御歌に耶麻古曳底、于瀨倭拖  
留騰母とあり、又萬葉集一(廿六丁)に、對馬乃渡渡中爾など有るを思ふべし」とあるが如し、然れば、海は渡ると  
云ふが主意なるを以思ふに、此に生海と有る、其に因て、潮の満ち干るなどの事の、其時に起初たりし者なり、(但  
し潮は月の出沒に隨ひて潮汐する者にし有れば、二神に預らざる事の狀なれども、其月の出沒に潮を從は令る事は、  
二神の生海給へりしに因れる者なり) 其潮汐するに因りて、船の往來の有りて、各に國の利用と成る事は云ふも更  
なり、其に因りて魚鹽なども出來て人民の幸と成る事にし有れば、傳の表にこそは、唯生海と云ふ事には有りけれ、  
裏には舟楫の渡れると、魚鹽の出來れるとの、幸の出來始める事を含みたる事云ふも更なり、(其等の委しき事は、  
傳八卷に説へる、第六一書、海神の下に云はむを、此は唯其海を生み給ふと云ふ事を、少か微し云ふのみなり) ○生  
海は此も川神には非ず、唯川を生み坐せるなり、偕川は山の凹き處に就きて水の其に從ひて流るゝ處にし有れば、殊  
更に生むと云ふべき理なき事には有れども、其理と云ふは、國土の體の全く備はれる今を以て、古を推す事なれば、  
其理も亦眞の理には非ざるなり、二神山の凹き處を定めて、水の流るゝ處とは被成たるにて、此を以て田園を養な  
ひ、又潮水を分ちて、川水の國土の利用を成すべき爲に生み成し給へるなり、(大なる國土をさへに生み成し坐る、  
大神に坐せるを、川を生み給ふとて、其何の異しき事かは有らむ、偕海をも川をも萬を兼ねて、水神と申すは罔象女  
神に坐を、川神と云は又別にて、其神には非ざる事、傳七卷第二一書に就て云ふべきなり) ○生山も、山神ならず、

山の體を生み坐せるなり、此傳に依りて思ふに、二神の生坐る國は、唯平坦にこそ有りつらめ、故殊更に山を生みて、其上に高く峻しく聳え立たしめて、國の鎮とは成し給へる者なり、其は私記に、古説云、天神所賜瓊矛、既探得殿馭廬島、畢、即以其矛衝立此島、爲國柱也、即其矛化爲小山也と有るを見るべし、彼島も平坦に成れるを、後に其矛の小山と化りて、其上に居るを以て、國土の其始も然なりし事を明らかにむ可きなり、(自餘の島こそは有らめ、此島などは、二神の滄海を畫き探らして、引き上げ給へる、其矛鋒より垂落れるが、凝累積りて成れば、始より山の形を具へて、隆く有りけむと思ゆるを、これも小山としも、後に其矛を立て給へるに成れるを以て、佗の島々の出來始める狀を知るべし) 然山を生み給ひて、大地の上に置き給へりし事は、上に引ける鎮座次第に、二神共生大八洲國及處々小島、而地稚如水母、浮漂之と有るが如くに在りしかば、山を生みて國の鎮とは成し給へりし者なるべし、萬葉三(廿七丁)詠不盡山歌に、日本之山跡國乃、鎮十方座神可聞、寶十方成有山可聞と有るは、其頃の人の思ひ寄るべき事に在ねば、決て古傳に依る事知るべし、(傳四爲國中柱、傳五化豎天柱の下に云へる説共をも、亦此に引合せて考へ合すべし、山と云ふ稱の委しき所以は、傳八生山神等とある下に云へり) 然るを、或書に、「天は唯積氣にして、地は唯潮水耳なり、火氣燥くに由りて、潮水漸くに涸れ初て、突出せる者は山岳と成り、從ひて顯るゝ者は原野と成り、漸く地の體定まる、其は深山幽谷の中に、貝類の化石と成りて遺れるを以て知るべし」と、俗意の甚しき者にて、良もすれば、西洋理學の輩の、洪水々と云ふ説の類にして、神典の古傳に背ける妄談なり、(物理小識と云ふ物に、天地開時、初有水荒云々と云ふ事を記して有れども、其は大西言、洪水時猛雨四旬、地面

全没云々、考其時當帝嘗之八年壬辰云、中國洪水在堯時、是一徵也と云へる事には有れ共、彼潮沫の凝り成れる彼の末々の國にてこそは、天地開時とも云はめ、我皇大御國にしては、神代も神代と、甚々末の神代にし有れば、其を以て難強かり) 惟、其天下に在ゆる諸山はしも、此に二神の生み成坐せるに依りて出來れるを、後に大己貴命、少彥名命二柱の作り成し給ふとして、此山を彼處に、彼山を此處にと、其處を換へて、國と山との位置を能く定め給へるには、海底に在る所の山をも、陸上の山に累ね給ふ可ければ、貝類は更なり、海中に所産れる物の、石にも何にも化れる其任にして、山にも谷にも、必ず無くては得有るまじき者なるをや、然れば、遇石に化れる貝の少か有りとて、其徴には成すべからざるなり、大和風土記に、山跡國者、往昔山岳多而、平地少、所治天下大神大穴持命、與少彥名命、巡行此國、鑿山開谷爲平夷、故云山跡也と有るを以て、其二柱の形作り爲し給へる事を知るべく、又萬葉七(廿三丁)に、大穴道、少御神作、妹勢能山見吉と有るをも又思ふべき者なり、又七(廿三丁)に、大汝少彥名能神社者、名着始難目、名耳乎名兒山跡負而と有るも、二神の生み給ひし古には、名も無りし山なるを、大汝、少御神の相作らし代より、某山と云ふ名の成れるを知るべし、(又同卷に、八千梓之神之御世自、百船之泊停跡、八島國云々と有るは、海邊にも御力の及び給へるなり、又伊豫風土記に、湯郡大穴持命見悔耻而、宿奈毘古那命欲活而、大分速見湯自下樋持渡來而、漬浴者云々と有るは、伊豫の温泉郡の湯は、豊後國大分郡なる速見湯を、下樋より引き給へる傳なり、右の如く海底に下樋を伏せて湯を通し給ふ計の神に御在せる者を、況て海中の土砂を貝介ながらに引きて、山を造らせりけむ事、又何かは疑はむ、此等の古傳有るを以ても、洪水の後に山の顯はれたり

云へる、外國の妄説は捨つべきなり。○木祖は、大殿祭詞なる、此神名の下に、是木靈也と有るが如し、次に、草神を草祖とも有るが如くにて、此も唯木神と申す事なり、第六一書に、木神等と見え、古事記にも、生木神名久久能智神とあり、(舊事紀に、生木神等、號曰句々迺馳神と有るは、此第六一書を取りて記せる者なり) 偕、上の海川山等は、其物を生み給ひて、未だ其神坐さざるを、此には其神を生み給ひて未だ其物は非りけるに、此神等の生れ坐しより、木草共に追次に其山にも生ひ茂り初めたるを以て、殊に木祖とも草祖とも傳へたるにて、佗に例なき事なり、(士清が通證に、按草木有榮枯、而以種子相續者、故曰祖、祖與親、同訓、老之義也と有るは、然る事ながら、此は海川山の物なるに、木草は其神なるを分たれむ爲なれば、其にては叶はず、玉祖命など申すは、玉の種子を以て、相續く物に非ざるを如何とか爲む) ○句々迺馳第六一書に出つ、古事記には、久久能智神と作り、大殿祭詞に、屋船久々運命(是れ木靈也)と有り、句々は木木なるべし、記(朝倉宮段)に、比氣多能、和加久流須婆良、和加久閉爾と詠めるは、引田之若栗栖原、若木邊爾なるを以て思ふに、羽山戸神の子に、久々年神、久々紀若室葛根神など有るは、木木年神、木木城若室葛根神、と申す義なれば、句々迺馳は、木々之舅なり、(若て木々と言を重ぬるは、山々川々など云ふが如く、其物の多き時は自らに言の重れる自然の語勢なり、但し記傳四十一に、「和加久閉爾は、萬葉十六に、若可倍爾と有りて、同言と聞ゆる由に云はれ、同五に、葦は本、葦木の約れるなるべし」と云れたると、此とは少か異なり) 又右の句々の音を轉ろばして、久紀とも云て、幹字の意とも成れり、名義抄に、莎草を久紀とも久々とも有るを以て知るべし、記傳五(四十四丁)に、「久々は葦なり、和名抄木具部に、葦、和名

久木と有り、葦は字書に、草木之幹也と云へり、其を久々と云へるは、萬葉十四(十八丁)に、伎波都久乃、乎加能久君美良と有るは葦葦なり、同卷(二十二丁)に、可美都氣野、左野乃久久多知と有るは、和名抄に、葦、久久多知、葦善之苗也とある是なり、俗に物の速に長る貌を、久久登と云ふも此意なり、(以上取意)と見え名義抄にも葦を久伎、葦立を久々多知と有るが如し、(皇太神宮儀式帳に、久具社一處、稱大水元神御子久々都比女命、又久々都比古命形石坐と云へるは、別神ならめども、久々は上の例なり、但大水元神と申すは、大山祇神の亦名なるを以て考ふるに、此も木神と通ゆれば、其御子と云ふこと大に由あり、馳は、男なる事、已に傳三に註へるが如し、偕草祖は草野姫と申して女神なるに、木神の如く此く男神に渡らせ給ふこと、寔に妙なる處なり、其は木は葦にて、速々と立ち伸ぶる狀、自然に男陽の氣勢なるを、草の嫩々として、同じく立ち伸びは伸ぶるながらに、其末の垂びたる狀も亦自然に女陰の形容を成せるは、其祖神の、若此く男女に坐るに因る事也、偕此は大殿祭詞講義に註せる如く、平田翁說に、此二神共に保食神の幸御魂なりと云れたる如く實に其分御靈に坐して、其神に屬き給ひて、御靈威を幸給ふ事は、八十扨津日神大扨津日神と神直日大直日神とは、天照太神よりは別時に成り坐て、其荒魂神、和魂神と成り坐て屬奉給ふと同じ、(然れば此木祖草祖の二神も、二神の御子と見て妨無かるべき者也、平田翁の保食神の幸御魂と爲て、其生れ坐る傳を省れたるは固陋也) ○草祖は、古事記に野神と有、舊事紀に生草祖號曰草姬(亦名野槌)と有は、此の文を取れる者也、(偕此に生木祖句々迺馳と有るを第六一書に、木神等號句々迺馳と有れ共、草神の事の共に見えざるは、傳へ漏されし者なるべし) 記傳五(四十四丁)に、「草は葦多也、多きを布佐と云へる事、此彼見えた

り」と有るは、右の葦アシ、又、藁カサなどの例に依れば、實に然る事なれ共、又思ふに藁カサにも有るべし、其は木の莖の太く強きに對て、草の莖の細く弱きを以知べし、(天慶六年竟宴歌に、度志古度乃、波留也无加芝之、加也之比女、野丹毛也萬丹毛、九佐之毛由良牟)○草野姫、釋紀述義に、私記曰、問草野姫讀有説々云々如何、答師說加夜能比賣止讀之、古事記云、鹿屋野姫、安氏說、草讀如字、假名本久佐能比賣止讀之とあり、草讀如字とは、假名本に久佐能と訓めるを云なり、然れば、加夜怒と云ふ時は、其草を刈りて用ふる方に就たる神名なるを、久佐能と云ふ時は、何となく其草の生る野神と云事なり、楮右の加夜能、又久佐能など云ふ能は、怒と訓むべき所なり、(記傳五に、「野神の野を、古は怒と云ひしなり」と云はれたる如く古事記白檮宮段に、高佐士野を、多加佐志怒、應神天皇御紀に、野蘇を怒珥比蘆菟彌珥と有るなど、古書皆然り、記傳五(四十五丁)に、「加夜は、記に以鶉羽爲葦草」と有りて、訓葦草云加夜」と註せるぞ本義にて、何にも有れ、屋葦む料の草を云ふ名なり、萬葉一(十二丁)に、吾妹子波、借廣作良須、草無者、小松下乃、草乎刈核、四(五十八丁)に、板蓋之、黒木乃屋根者、山近之明日取而、持將參來、又、黒木取、草毛刈乍、仕目利、勤知氣登、將譽十方不在(一云、在登母)八(五十四丁)に、波太須々寸、尾花逆葦、黒木用、造有室者、迄萬代と有る、此等を合せて思ふべし、茅カヤと云ふ一種有るも、屋葦に主と用ふる故の名なり、楮野神の御名に負ひ給へる故は、野の主と有る物は草にて、草の用は屋葦くぞ主なりける故、草字を即加夜とも訓めり、上代は大御殿を始て、凡て草以て葦きつればなり」と有るは、實に謂れたる説になむ有ける、但此加夜は茅を云ふ也、傳廿七に云べし、儀式造大嘗宮條に、爲艾同殿料葦云々、向ト食野祭野神云々、執鎌艾

之と有を以て草野姫神の名義説くに足れり(顯宗天皇御紀に、取葦草葉者云々と、草葉を加夜と訓せ、又和名抄郷名に、因幡國法美郡大草、於保加也とも見えたり、(萬葉一にも、眞草刈、荒野者雖有とも有りて、寔に野の主と有る物は草なり、また、大嘗祭式に構以黒木、葦以青草と有るも、右の四卷八卷の歌に合へり、景行天皇十二年御紀に、朕聞之、襲國有厚鹿文、逢鹿文者云々と宣へる、鹿文は葦草の事にて、厚と云ひ逢と云へるは、右住める宅の大小を以て云へる名なる者なり)楮、葦草を加夜と云ふは、冠屋にて、屋上に蓋カサらせて、雨を凌ぎ日を凌ぐ由の名にて、木を上カサに置たる門を冠木門と云例に等しきなり、其は大殿祭詞に、以天津御量氏、事問之磐根木根立知、草能可岐葉乎毛言止氏、天降利賜比志食國天下登、天津日嗣所知食須、皇御孫之命乃御殿乎云々、齋鉏乎以、齋柱立氏、皇御孫之命乃、天之御騎日之御騎止造奉仕禮留、瑞之御殿云々、取葦計魯草乃噪無久云々と有る、天之御騎日之御騎と有るは、屋を覆ひて、雨を凌ぎ日を凌ぐ義なる事、已に祝詞講義に註せるが如し、(其外にも、祝詞に、天之御蔭、日之御蔭止隱坐氏と有るは、何れも屋を覆ひて、其内に住坐を云ふなり、出雲神壽詞に、天乃美賀祕冠利天之祕は、氣の誤にて、天御騎アマノリと、冠と云ふ事にて、此は屋の事には非ざれども、冠と騎との例に引けるなり)○亦、名野槌は、舊事紀には小字に作れり、此御紀の古本に、然有りけむも知るべからず、古事記には生野神名鹿屋野比賣神、亦名謂野椎神とあり、記傳五(四十六丁)に、野椎神は野津持神なりと師は云れき、書紀寶鏡開始章第二一書に、又使山雷者云々、野槌者採五百箇野篤八十五玉籤、又神武天皇御紀に、高皇產靈尊を顯齋ウツシイして祭り給ふ所に、火名爲嚴香具雷、水名爲嚴罔象女、粮名爲嚴稻魂、薪名爲嚴山雷、草名爲嚴野椎と有るは、皆二柱大神の生み坐せる神名



も、其本體と坐す、木神、草神と云ひて被<sub>レ</sub>祭<sub>ル</sub>ざるを以て思ふに、其本草を採る山野を祭りて、木神草神は被<sub>レ</sub>祭<sub>ル</sub>ざるなり、然れば、草野姫神の如きも、草祖と云方にては、草野姫神と申し、古事記に生<sub>ニ</sub>野神名云々、亦名野椎神と、一に爲られたれども、野神と申す方にては、此に亦名野槌と有る如くなれば、同じ神に坐せども、萱を野に艾る時には、其艾りて用ふる草神にては祭られずして、其艾り採る野神にて祭られ給へるを、木祖句々遇馳神は、唯木靈に坐して、山神を兼ね給はざりければ、右の度々にも、野神と齊しく被<sub>レ</sub>祭<sub>ル</sub>給はざりける者なり、(故是を以て、太神宮式に、凡操<sub>テ</sub>營<sub>ニ</sub>神田<sub>一</sub>鉏<sub>ニ</sub>鉏柄<sub>一</sub>者、毎年二月、先祭<sub>ニ</sub>山口及木下<sub>一</sub>、然後操<sub>レ</sub>之と有り、山口は山神、木下は木神なり、其は臨時祭式に、造<sub>ニ</sub>遣唐使船<sub>一</sub>、木靈并山神祭と有が如く、其地にて物を造る時には、山神と木神とを合せ祭るも常なり) 所以に、右に引ける大殿祭詞なるも、木を採るに就て、山にては山神をば祭れりしにて、其は過ぎ去し時の事なり、今現には御殿と成れる上に就いて、木に久々遅命、草に豊宇氣姫命は祭らるゝにて、儀式の趣も右に同じ、其は材と萱とを採る爲に、右の如く山神、野神は祭られたれども、其大嘗宮の成り訖れる所に、既而中臣忌部、率<sub>ニ</sub>御巫等<sub>一</sub>、祭殿及門云々と有て、其は大殿祭の事なるが、其所<sub>ニ</sub>祭神<sub>一</sub>は、木神草神を、屋船命と稱へ申せる事、祝詞講義に註せるが如し、(然れば、上に引ける寶鏡開始章なる、山雷野槌も、神武天皇御紀なる、嚴山雷も、嚴野雷も其を採れる山神野神にして、木神草神の方には非ざるぞかし) ○共議曰は、彼破<sub>レ</sub>馭<sub>レ</sub>盧<sub>レ</sub>島<sub>一</sub>の八尋殿に御在し坐て、共に珍子を生ませ給はむ事を、相議らせ給ひけるなり、下に日神の御事を、故以<sub>ニ</sub>天柱<sub>一</sub>擧<sub>ニ</sub>于天上<sub>一</sub>と有るに、思合すべき事なり、八洲起元章に、共計曰と有るは、天浮橋の上にてのことなり、彼は傳四に云へる如く、國土を生み給ふ大義なるを、これも珍子を

み給ふ大義を議り給ふ故に、共にと有るなり、(共の字、舊事記には俱と作れり) 古事記に、故爾八十神祭欲<sub>レ</sub>殺<sub>レ</sub>大穴牟遲神、共議而云々と見え、又、神倭伊波禮毘古命與其伊呂見五瀬命二柱坐<sub>ニ</sub>高千穗宮<sub>一</sub>而議云と有も與議なり、神功皇后御紀にも、今皇后有<sub>ニ</sub>子<sub>一</sub>、群臣皆從焉、必共議<sub>レ</sub>之立<sub>ニ</sub>幼主<sub>一</sub>と見ゆ) ○吾已生<sub>ニ</sub>大八洲國<sub>一</sub>、及山川草木とは、古事記に、伊邪那岐命曰云々、而以<sub>ニ</sub>爲生成國土<sub>一</sub>奈何云々と見えたる、其結に當る御語なり、蛭兒、淡洲は、兒數に非ざるが故に、其を除きて、其主と有る大八洲國は更なり、山川草木に至る迄を生み給ひて、不足ぬ所なく、國體を具へ給ふ由なり、(已は、盡<sub>ニ</sub>義<sub>一</sub>なり、萬葉十七に、天下須泥爾於保比氏、布流雪乃と有るは、天下の限りを盡くに覆へる義なるなり) 但し古語拾遺には、二神共爲<sub>ニ</sub>夫婦<sub>一</sub>、生<sub>ニ</sub>大八洲國<sub>一</sub>、及山川草木と有るは、記者の地より云へるを、此には、共議曰とありて、二神の御語なり、然れば、山川草木共に、其神を生み坐せるならず、其物を生み坐せる事著明し、(其は上に註る如く、生<sub>ニ</sub>海生<sub>一</sub>山生<sub>一</sub>山と有るは、其物にて、其神には非るを、本草の二つは其神にして、其物には非ざれども、神の方よりは、物を主と爲る故に、木祖草祖と書かれたるなり、故二神の山川草木を生むと宣へるは、其神の事には非ずと知べし) ○何不<sub>ニ</sub>生<sub>一</sub>天下之主者、歟は、大八洲國、及山川草木に至る迄も生み給ひ訖へて、今は其を統御す、主と坐す神を生ませ得非らじと、深く御心を入れて慷慨せ給へるが故に、反語を用ひさせ給へりし者なり、(然れば、此は何爾曾天下能主登坐神哀生給波邪良米夜母登詔給比氏と訓附て、其の義を味ふ可きなり) 天下之主は、下に生<sub>ニ</sub>素戔嗚尊<sub>一</sub>云々、不<sub>レ</sub>可<sub>ニ</sub>以<sub>一</sub>君<sub>ニ</sub>臨<sub>一</sub>宇宙と有るに對へ見るべし、第一一書にも、此の御言を、吾欲<sub>ニ</sub>生<sub>一</sub>御宙之珍子と有りて、其に對へるは、第三一書に、生素戔嗚尊云々、勅曰假使<sub>ニ</sub>汝治<sub>一</sub>此國云々

と有る是にて、此國土を治す事を云なり、(續紀第七詔に、天下君坐而云々、又於天下政置而云々と有りて、君と云ひ政と云ひて、其體用を分たるは、實に克く合へり)○天下は、萬葉五(二十五丁)に、阿米能志多麻乎志多麻波禰、二十(五十丁)に、安米能之多之良志實之祢流と有るに依りて、訓むべし、(阿米賀志多と云ふは、俗びたる言なり、訓むべからず)上に大八洲國、及び山川草木と宣ひて、次に天下と宣るは、上には其生み坐る物の條目を分ち宣へるを、此は其物を一に摠括りて宣ふ所なる故に、天下とは宣へるは、次なる日神の所に、授以天上之事とも、以天柱舉於天上也とも有るに對へて、天下とは宣ひ初たりし者なりけり、是古言なり、第六一書にも、素戔鳴尊者可<sub>レ</sub>以治天下也と見えたり、(然るを西戎に、天下と云ふ熟字の有るを取りて、其訓を此方にて設けたる語の如く云はれたる、先達の説は當らず、又通證に引ける呂氏春秋に、有天下者、天下之主也、又穀梁傳に、爲天下主者天也、繼天者君也などの文を取れども、此は然る理屈の所には非ず)天下と云ふ事は、天地初判れりし時に、空中に一物成れる其中より、若葦牙して萌え騰れる物は、上りて天と成れるを、若浮膏して其下れる物は地と成れるが、此にも此時天地相去未遠と有るが如くにて、今の如く遠放りて在ざりしかば、初より天日を中心にして大地の周る事は同じきながら、上に覆へるが如く在りし故に、其判れし初よりの事に依りて、上を天と云ふに對へて天下とは云ひ倣へりし者なり、(古事記に、邇々藝命、將天降之時、居天之八衢而上光高天原、下光葦原中國と有るが如く、天と地との中間なる、天之八衢を界として、上を天と云ひ、下を天下と云る義なり)○主を俊美と訓み來れる其實に然る言なり、天孫降臨章に、欲立皇孫云々、以爲葦原中國之主の主字も、然訓て、其第一一書に、

豐葦原中國、是吾兒可<sub>レ</sub>王之地也云々、天照太神因勅云々、葦原千五百秋之瑞穗國、是吾子孫可<sub>レ</sub>王之地也とある、可<sub>レ</sub>王と云と同じ事なり、儲、君とは、上と云ふ義にて、神と云ふも同じ事なり、古事記(白禰原宮段)に、爾神八井耳命、讓弟建沼河耳命曰云々、故吾雖<sub>レ</sub>兄不<sub>レ</sub>宜爲<sub>レ</sub>上、是以汝命爲<sub>レ</sub>上治天下、僕者扶<sub>レ</sub>汝命、爲<sub>レ</sub>忌人而仕奉也と見えたる、此は吾は子長とあれども、上と有るべからず、是を以て汝が命は君と坐して、天下を治め賜へ、吾は忌人と爲て汝命に使はれ奉らむと云ふ意なり、此にて、君は上なる事を明らむべし、然れば姓に、某君某公と云ふも、其氏に上たる事、姓の連は群主なる意に思ひ合す可し、(君と上と同じ意ならむには、唯上と云ひて有りぬ可きを、君としも言を換へたるは、神も上と同言なるが故に、云ひ別かたむ爲に、神代より君と唱へ來れるなり、此を伊邪那岐の岐、伊邪那美の美を合せて、君と云ふ言の成れる如く云ふは妄説なり)若て某君某公と云ふ時は小く其物に上たる耳なるを、打ち任せて大きく唯に君と申すは、天皇の御事なり、其を大君と申し奉るは、天下に相對ふ者なき謂にて、大神と申すにも、其意異なる所なき者なり、所以に天皇を始め奉りては、親王等諸王等、に至る迄に互りて、大君と申し奉る事にて、此天下には、如何程威權有りても、人臣と有らむ限りは、打ち任せて君とは稱ふべからず、況して大君などは努々云ふべからざる神代よりの御定なるは、君は上にて神、大君は大上にて大神と申し奉る詞と同じければなり、(神と申せども、大神と申せるは、勝れて尊き御上に耳申し來る事なる中にも、日神の如きは、古語拾遺に、天照太神者、惟祖惟宗尊無<sub>レ</sub>二、因自餘諸神者、乃子乃臣、孰能敢抗と有るが如く、甚々尊く渡らせ給ふが故に唯打ち任せて太神とも、太神宮とも申し奉る、此日神に限れる事は、天皇を唯大君と耳申し奉るに同じ、自餘の諸

神も、尊みては某大神とは申すべし、唯太神と耳申せば何時にても、日神の御事ぞかし。然れば、此に何不<sub>レ</sub>生<sub>二</sub>天下之主者<sub>一</sub>敷と有るは、大君と坐しては天下の事を統御すべき神を生み坐むとの御事にて、此善はしき御心に依て日神、月神、素戔鳴尊を生み奉り給へるが、日神、月神の御事は、二神の御心より外に、奇異に大坐々つれば、日神月神と定め奉らせ給へりければ、素戔鳴尊ぞ、此天下の主と坐す大神には渡らせ給ひける、其はその神の下に云ふを見て曉るべし、(但し月神と素戔鳴尊とは同じ神には坐せども、此には、二つに御名の出でたる任に云なり、若て、主字を常に奴志と云るを、此に伎美と云る奴志は所成にて、自ら物を成して其物に主たる事、傳二天御中至尊の下に云へるが如くなるを、伎美とは其には拘はらず、其長と成る由なり)

於是共<sub>二</sub>生<sub>二</sub>日神<sub>一</sub> 號大日靈貴。〔大日靈貴。此云於保比屢咩能武智。一書云。天照太神。一書云。天照大日靈尊。〕此子光華明彩。照徹於六合之内。

故二神喜曰吾息雖多未有若此靈異之兒不宜久留

此國自當早送于天而授以天上之事。是時天地相去未遠故

以天柱舉於天上也。

於是共は、二神相共に生み成し坐せる謂なるが、一書の傳々の中には、古事記と同じく、日神月神などの珍子等の、

御身滌の所に成り坐せる由に傳へたれば、其とは分たむ爲に云はれたるにて、共字深く力あり、(第六一書に、共生大八洲國とあり)○生<sub>二</sub>日神<sub>一</sub>は、私記に、此云生者、是生其主神也と有が如くにて、天日を生み給ふ謂に非ず、天日<sub>ヲ</sub>所<sub>レ</sub>知<sub>レ</sub>看<sub>レ</sub>す太御神を生奉り給へるなり、神武天皇御紀に、天皇乃運神策於沖給曰、我是日神子孫而、向日征虜、此逆天道也云々と有るを以て、日は天にて、日神は其を統御す神に渡らせ給ふ御事を知るべし、垂仁天皇御紀なる、倭大神の御誨にも、天照太神悉治天原と見えたるなど皆同じ、(又萬葉二卷なる、人丸歌にも、天照日女之命、天乎波所知食登云々と詠み、一卷に、日知之御世従と有るは、天皇の御事なるが、天照太御神の天日<sub>ヲ</sub>所<sub>レ</sub>知<sub>レ</sub>食に起れる名なる由、平田翁の玉禪に云はれたるが如し、又仁明天皇御紀長歌には、聖字を書かれたり、記傳に、「此太御神は、今眼前、世を御照し坐々す天津日に坐々せり」と有るは、天津日神に坐々せりの心を以て記されたるなり) 倭、日神の御生れ坐々し御事を、先、古事記には、御身滌の末に至りて、清まり竟へたる所に成り坐る趣にて、此にも第六一書は、右に同じく、伊弉諾尊、當滌去吾身之濁穢則云々、然後洗左眼因以生神號、曰天照太神、復洗右眼因以生神號、曰月讀尊、復洗鼻因以生神號、曰素戔鳴尊、凡三神矣と有りて、實に然も有りぬべき事には有れども、此には二神の共に生み奉らし、由に傳へたる、彼此二つ共に正しと云ふ理有るに非ざれば、何れか其片方は、已く誤れる傳なる事、決くなむ有りける、(又、御眼御鼻を洗はせ給ふ事の後れて在るも違へるが如し、其は水に降り立ちては、最前<sub>ニ</sub>洗ふ所なるを、遺し給ふ可きに非ざれば、其も亦前後の次第を失へりと云ふべし、然れば、第十一書に、于時入<sub>レ</sub>水吹<sub>二</sub>生磐土命<sub>一</sub>、出<sub>レ</sub>水吹<sub>二</sub>生大直日神<sub>一</sub>、又入<sub>レ</sub>吹<sub>二</sub>生底土命<sub>一</sub>、出<sub>レ</sub>吹<sub>二</sub>生大綾津日神<sub>一</sub>、又入<sub>レ</sub>吹<sub>二</sub>生赤土命<sub>一</sub>、



出吹<sub>ニ</sub>生大地海原之諸神<sub>ニ</sub>矣と有るぞ正しかるべき。然れば、於是共生<sub>ニ</sub>日神<sub>ニ</sub>と有るは、二神の共に生成坐る由なるに對へて、瑞珠盟約章なる日神の御言に、夫父母既任<sub>ニ</sub>諸子<sub>ニ</sub>、各有<sub>ニ</sub>其境<sub>ニ</sub>とも有りて、何方迄も、二神の共に生み坐る事を貫きたれば、是ぞ實に正説には有るべきなる、古事記にも、須佐之男命の御言に、僕者欲<sub>レ</sub>罷<sub>ニ</sub>妣國根之堅洲國<sub>ニ</sub>と有りて、御祖神を慕はせ給へるも、二神の共に生み坐せりし御子に坐す故に、其黄泉國に御祖の往き坐しし事を可惜しみて、戀ひ慕はせ給へるが故なり、(然れども、記に伊邪那岐命、大歡喜詔、吾者生<sub>ニ</sub>生子<sub>ニ</sub>而、於<sub>ニ</sub>生終<sub>ニ</sub>得<sub>ニ</sub>三貴子<sub>ニ</sub>と宣へる、生終は、御身滌の竟に、成り坐る由には有れども然らず、彼を誤傳と見る時は、此に伊邪諾尊、伊邪冊尊、共議曰、吾已生<sub>ニ</sub>大八洲國、及山川草木<sub>ニ</sub>と宣へる、其御子等を生々て、於<sub>ニ</sub>生終<sub>ニ</sub>と見て、甚能く通ゆる者なり)古語拾遺にも、伊邪諾、伊邪冊二神、共爲<sub>ニ</sub>夫婦<sub>ニ</sub>、生<sub>ニ</sub>大八洲國、及山川草木<sub>ニ</sub>、次生<sub>ニ</sub>日神月神<sub>ニ</sub>、最後生<sub>ニ</sub>素戔鳴神<sub>ニ</sub>、而素戔鳴神、常以<sub>ニ</sub>哭泣<sub>ニ</sub>爲<sub>ニ</sub>行云々、父母二神勅曰云々と有りて、此書は國史家牒になき異なる傳を載せらるゝ主意なるに、其すら此正書の傳の外に取る所無りし故に、此文を擧られて違ふ所無し、又、皇太神宮儀式帳にも、此掛畏天照坐太神、月讀之神二柱、所稱<sub>ニ</sub>伊邪諾尊、伊邪冊尊、共爲<sub>ニ</sub>夫婦合所<sub>ニ</sub>生神<sub>ニ</sub>と有りて、神宮の古傳にも右の如く有りて、古事記、又第六一書の如く、左右の御眼より、日神月神の成坐りとは傳へざりし事炳焉し、其合所生と云ふは、靈異記に家長兄云、汝與<sub>ニ</sub>我之中子<sub>ニ</sub>相生、故吾不忘<sub>ニ</sub>汝云々、故其令<sub>ニ</sub>相生子<sub>ニ</sub>名云々と有りて、夫婦して相生成せるを云ふなり、太神宮式に、伊佐奈岐宮二坐(去<sub>ニ</sub>太神宮北三里)伊邪諾尊一座、伊邪冊尊一座と有りて、其御父母神の別宮に親しく齋かれさせ御在し坐す所由をも、思ひ合す可くなむ、(舊事紀には、此正書を取りて、二尊俱議曰、吾

已生<sub>ニ</sub>大八洲及山川草木<sub>ニ</sub>云々、先生<sub>ニ</sub>日神<sub>ニ</sub>云々と云て、又下に御身滌の所に古事記の文を擧たるは、此も彼も捨ざる心得には有るべけれども、同神の生れ坐る御事を二度云へるは如何)然れば何れの時に生れ坐るならむと考ふるに、第六一書に、伊邪諾尊、與<sub>ニ</sub>伊邪冊尊<sub>ニ</sub>、共生<sub>ニ</sub>大八洲國<sub>ニ</sub>、然後伊邪諾尊曰、我所<sub>ニ</sub>生之國<sub>ニ</sub>、唯有<sub>ニ</sub>朝霧<sub>ニ</sub>而薰滿<sub>ニ</sub>之哉、乃吹撥之氣化爲<sub>ニ</sub>神云々、是風神也と有るを、祝詞及び神名式に依るに、風神を、天御柱命國御柱命と稱せるに、此次に、以<sub>ニ</sub>天柱<sub>ニ</sub>擧<sub>ニ</sub>於天上<sub>ニ</sub>也と有れば、日神を天に送り奉らしむは、風神を以て任し給へりしこと知られたり、然るに、風神の右の如く御氣より化坐れば、日神はしも、二神の御子の長には坐せり、其は大八洲國、及山川草木を生み坐る、即ち其天下に君主と坐さむ神を生み給はむと思ほし入りて、生み坐るが、日神と坐すに依りて、天には送り奉らしむかども、其に因りて、日神の御子の繼々天下に君主と坐す事と成れる基の、此に始れるを見るべし、斯れば、日神の以前に生み坐せるは風神二柱耳なり、又此に次ぐべき文を稽ふるに、第二一書に、日月既生云々、次生<sub>ニ</sub>素戔鳴尊<sub>ニ</sub>云々、次生<sub>ニ</sub>火神<sub>ニ</sub>、時伊邪冊尊、爲<sub>ニ</sub>柯遇突智<sub>ニ</sub>、所<sub>ニ</sub>焦而終<sub>ニ</sub>矣云々、と有るに續けり、其は日神月神等を生して、各其勅任しの事をも竟て後に、火神を生み給へる云々の事に依りて、伊邪冊尊は黄泉國に罷り向はしむかば、日神月神共に、伊邪冊尊は、實に生みの御母に坐せり、右に引ける儀式帳に、合所生之兒と稱へるを思ふべし、(斯れば、伊邪冊尊の黄泉國に罷り坐る頃には、日神は已く天上に上らして、唯月神亦名は素戔鳴尊ぞ、御父大神に付き從ひて、此國には坐々ける、偕此月神、素戔鳴尊と、二柱の如く出たれども、其は誤なる事、先師等の説の如し、故此にも其一神を擧げて云ふべし)是時、天地相去未<sub>レ</sub>遠と有るも、大八洲國、及山川草木を生み給ひ畢たる即と見る時は、甚

能く合ひ、第十一書に、天照太神、在於天上曰、聞葦原中國、有保食神、宜爾月夜見尊就候之とある保食神は、第二一書に、軻遇突智、娶埴山姫生稚産靈とある、其神の子なれば、已く日神は天上に坐して其神の生れ坐る消息は見行はさかりしかば、御使とし月夜見尊を遣して令看給ふなり、若水滌の時に生れ坐るならむには、此國土に在し事は、所知看べければ、殊に如此く其を令看給ふ可きに非ざる者をや、(第六一書に、伊弉諾尊の、三子に勅任し給ふ所に、是時、素戔鳴尊、年已長矣、復生八握鬚髯、雖然不<sub>レ</sub>治<sub>二</sub>天下<sub>一</sub>云々、吾欲<sub>レ</sub>從<sub>二</sub>母於根國<sub>一</sub>云々と有るは、信に御水滌の後に在べき事下に第二一書に就て辨へるが如くなり、然れば、天照太神は生れ坐して、直に天に上り給へれば、本より此國には在ざるを、素戔鳴尊者、可<sub>二</sub>以治<sub>二</sub>天下<sub>一</sub>也と有るが如く、國土は其神の治すべき御勅任なるに依りて、御父神に従ひて坐し、かども、御母神の根國に罷り坐しより、永ぶるに戀ひ慕ひ御在し、が、御父神の黄泉國より還り坐し、後に、打ち出でさせ給へるが故に、逐はれ坐し、に依りて、天に參昇らせ給へるにぞありける)然れば、第六一書、及び古事記に、日神月神等の御身滌の時に成り坐ると云ふを非らずとして、其捌きは如何と云ふに、伊勢の書共に遺れり、御鎮座傳記に、伊弉諾尊、到筑紫日向小戸橋之櫛原而、祓除之時、洗<sub>二</sub>左眼<sub>一</sub>因以化名、曰<sub>二</sub>天照太神之荒魂、荒祭神是也とあり、倭姫命世記に、荒祭宮一座、皇太神荒魂也、伊弉那伎大神所<sub>レ</sub>生神名、八十枉津日神、一名瀨織津比咩神是也と見えたるが如し、(右の傳記の文は、御鎮座次第記、御鎮座本縁等にも出でたれども、共に洗<sub>二</sub>左眼<sub>一</sub>、因以生<sub>二</sub>日天子<sub>一</sub>、是大日靈貴也、天下化名云々と有れども、其は此傳の紀記には合はざる故に、其文を取れるが、然すがに神宮の古傳をば捨て難くて、兩説を一つに合せたるなり)又、本縁に、復洗<sub>二</sub>右眼<sub>一</sub>、以化

生名、曰<sub>二</sub>天照太神之和魂<sub>一</sub>也、祓戸神、伊吹戸主神、是天照皇太神第一攝神、多賀宮是也と有るを、世記に、伊弉那伎大神、所生神名、伊吹戸主神、亦名神直日大直日神是也と所見たるにて著し、(此は天照太神之和魂に坐すを、太神宮式に、多賀宮一座、豐受大神荒魂と有るは、故ある事なり、其は、祝詞講義に云へるが如し、此文、傳記、次第記にも有れども、其には洗<sub>二</sub>右眼<sub>一</sub>、因以生<sub>二</sub>月天子<sub>一</sub>云々と有れども、其は誤なれば取らず、此を御鎮座本記には、即大神分身坐云々とも見えたるなり)又、傳記に、洗<sub>二</sub>鼻因以生<sub>二</sub>神、號<sub>二</sub>速佐須良比賣神<sub>一</sub>、土藏靈貴也、與<sub>二</sub>素戔鳴尊<sub>一</sub>合<sub>二</sub>力座給也<sub>一</sub>、と有るを、伊勢國菴藝郡尾崎神社記に、傳記并天地神祇記を引けるには、右の文に次て、是即素戔鳴尊和魂而、分身御子也と有れば、此にて第六一書、及び古事記は、正すべきが、唯、速秋津日命、亦名、伊豆能賣神は何れに收めむと思ふに、古事記の次第の如く禍津日神、直毘神の下に在るへければ、左右の御目を洗はして御鼻に至る迄の間に成り坐るにて、佐須良比賣神の上に在るべき事云ふも更なり、此にて日神月神は、御身滌の時に成り坐るならぬ事を曉るべきなり、此事、下なる根國の下に、辨へたるを見て知るべし、(但し右に引るは、五部書と云ひて、總ては信し難き書には有れども、朝廷には已く傳を失ひ給ひし事の、神宮には傳はれるが、其にても紀記に合はざるからに、如何にもして神宮の傳も捨てず、朝廷の本より捨てざる爲に、文を取り合せて續けは續けたれども、然すがに拙く物爲る故に、後の加筆は詳に見え分る、故に、今改めて引き出でつ)然れば日神はしも、伊弉諾伊弉册二神の國中之天柱と爲給ひし、磯敷盧島の八尋殿に大坐々て生み奉り給ひけるを、此時天地と判れて後未だ幾許も有らざりし程にて、天と地との間合未だ遠からざりしが故に、其天柱より天上には送り擧げ奉り給へる事右の如く甚々明かに

なむ有りける、皇太神の五十鈴の大宮造に、心御柱を殊に齋み清めまつり造り仕へ奉りて、御正體と同じ狀に、古より今に至る迄慎み敬ひ仕へ奉る事はしも、此國中之天柱より、天上に送り奉れりし故事の有に依れる者なり、此も亦皇太神の碓敷廬島に御生れ坐し、正しき證徴なる者なりかし、予年頃、其御生れ坐る傳の二つに在るを、二つ共に正しと云ふ理は有るべからず、一つは必ず訛ならむと不審しく思ひ渡りつるに、二神の共に生み成し坐せるを正説と定めて、御身滌の度に日神月神の成り坐りと云ふは、左右の御眼と云ふより、日神月神とは誤り傳へたるにて、其にては荒魂和魂の神等の成り坐すと云ふを正しき傳なりと、今心を定むるに至れるは甚々辱き御賜物になむ有りける、(此時安政二年正月二十日なるが、今朝此の本文を書きし程より思ひ着きたる説にて、今日一日の説を以て此年迄の僻説を改むるに至れり、今日迄唯古事記及第六一書を耳正しき傳と信じて、正書の此の傳には深く心も留めざりし故に、説き誤れる事の少からぬを、神の所思さむ御心も甚可畏く、身も縮まはるゝを、今此説に至て、始て我が心斯に開けて、年久しき非を改む、此喜は天地の至れる迄に嬉しく尊くなむ)○大日靈貴は、下に尊と訓み着くべし、類史の一本に尊字有ればなり、其訓は、此云於保比屢能武智と注せるが如し、諸本共に、靈音、力丁反の五字有るは、後人の加筆なる由、已に先輩の説有て、此音註此に用無ければ、舊事紀は、此を取りて書る者なるに、其音註無きに依りて、其に従ひて削り去りつ、(畏庵隨筆に、古本に靈字を靈に作れるを見たる由云へるは、思東なき事なり、靈字、名義抄に賣と訓みて、女也と註せば、其女神に渡らせ給ふ事を知るべく書かれたり)比屢は、寶鏡開始章に、天照太神入于天石窟云々、六合之内常闇而、不知晝夜之相代と有る書にて、月夜見尊の夜に對へたる言にて、此國土

はしも、日神月神の晝夜を更々相持たせ給ふ義を以て、此は其大御光を受け奉る國土より、稱へ奉れる大御名と伺ひ奉らるゝなり、其は日神の坐々す高天原はしも、六合の内に大御光を放たせ給ふ天日にし有りて、常在に其處に居て動く事無ければ、天上に於て晝夜相代と云ふ事は無きを、此大地はしも天日を中心として、一歳の公運を爲し乍も、又一日一夜の私運を成して、天日に向ふ間を晝と云ひ、天日に背く程を夜と云ふに依りて、其晝間を持たせ御在し坐す由なれば、此國土より然稱へ奉れる大御名なる事申すも更なり、然れば、比屢は日有と云ふ義なり、(古事記、沼河日賣歌に、阿遠夜麻邇、比賀迦久良婆、奴婆多麻能、用波伊傳那牟と有るが如く、國土にては、天の動靜に拘らず、唯其見る所を以て云ふ事、古より今に至る迄常と爲るなり)日と申奉る言義は、唯日は火なりとして、事もなき狀なれども、然る少縁なる事には非ざるなり、其は神世七代章第四一書に、高天原所生神名、曰天御中主尊、次高皇產靈尊、次神皇產靈尊、と有る御も皇も共に稱號には非ず、美は精にて、天地萬物と成るべき精しく妙なる物なるが、其物を成して、其中に主宰と坐す故に、天御中主尊と申し、又其精を相共に產生して、天地萬物を相鑄造らし、故に、高皇產靈尊、神皇產靈尊と稱し奉れる事にて、日は即ち精と云ふ事なり、又、皇產靈、此云美武須昆と有る武須は產なり、昆は靈なり、美と通ひて精の義にて、天地萬物の精靈の義と成れるを、天を阿米と云ふも、亦明靈の意を兼ねたれば、美を昆に、昆を比に通はして、日と云ふ言の成れる者なり、倂、天地初判れたりと云は、傳一傳二に時々註せるが如く、天日と大地と判れたることなるを、其判れて後に、其天地の相去る事未だ遠からざりし間には、其主神も定まらざりけるを、日神の生れ坐して、天上をば所知看に至りて、右の三神は幽に立ち給ひ、顯には何方迄も、

日神し君とは定まり給ひける、故に六合の光輝は、此太御神の靈威とは成れりける者なりかし、(其は、日神の未だ生れ坐ざりし以前にも、三歳と云ひ、時日と云ふ事の有るを以て、天日は本より在りて、寒暑晝夜も成せるを知べし、寒暑有るに非ずして、何をか歳とは云はむ、晝夜有るに非ずして、何をか時日とは云はむ、然れども日神の其を所知看し初め給へる後には、其天日より光を放ちて、世中を御照し坐々す御事は、其太御神の御業なる事申すも更なり) 雲は、萬葉二(二十七丁)に、天照日女之命(一云指上日女之命)と有りて、女神に渡らせ給ふ義なる事、今云ふ限に非ざれども、月夜見尊の見に相對へ、見に咩に所知看の義をも兼ねたるべし、其は太神宮祈年祭詞に、皇神能見霧志坐四方國者、天能壁立極、國能退立限、青雲能靄極、白雲能墜坐向伏限と有る見霧は、所知看し開かし御在し坐る由なり、又、寶鏡開始章に引ける御紀の、天照太神より皇御孫尊に、三種神寶を授け賜へる御言に、皇孫如三八尺瓊之勾、以三曲妙御宇、且如三白銅鏡、以三分明看行山川海原、乃提三是十握劍、平三天下矣とある看行も所知看の義なるを曉るべし、記傳七(十七丁)に、「所知看の看は見すなり、見を美須と云ひ、見賜を美志賜と云ふ、一の古言なり、例は萬葉一(二十三丁)に、埴安乃堤上爾、在立之見之賜者、六(三十二丁)に、我大王之見給、芳野宮者、十九(三十九丁)に、見賜明米多麻比、又、見之明良牟流などあり、偕此見之を賣之とも通はし云へるは、二(二十五丁)に、召賜良之、神岳乃山之黃葉乎云々、明日毛鴨召賜萬旨、十八(二十三丁)に、余思努乃美夜乎、安里我欲比賣須、二十(二十五丁)に、賣之多麻比安伎良米多麻比、又(六十一丁)於保吉美能賣之思野邊爾波など有り、斯れば所知看などの看も、本は物を見る事なるを、國を治め有ち坐す事に通はし用ふる由は、上に云へるが如し、又、

一(二十二丁)に、藤原我宇倍爾、食國乎賣之賜牟登、二(三十四丁)に、吾大王乃、所聞見爲、背友乃國之など有るにて、愈明らけし(以上探要)と有るにて、咩に所知看の義有るを知るべし、(記傳七に、「大日靈貴の靈は、美に通ひて持の約まれるなり、月夜見の見に對へて知るべし」と、賀茂翁説を擧げられたれども、持より約れりとは餘りに迂遠なる如く聞のめり) 能武智は、之貴なり、日を所知看の最貴なる由なり、瑞珠盟約章第三一書に、以三日神所生三女神云々、今在北海道中、號曰道主貴と申す神名もあり、然るに、寶劍出現章第二一書に、大己貴、此云於褒婀娜武智と有るを、式には大穴持神と有り、此に因りて思ふに、道主貴は道主持なり、大己貴は大名持なり、武智と母智と相通ふ事知るべし、武智麻呂公傳に、藤原左大臣諱武智麻呂云々、取茂榮故爲名と有るは、物を持つ事の榮えなる由にて、此の貴も亦此に同じ、(又古事記に、八島牟遲神と云へるは八島持神の由也、其反らまに、保食神を、瑞珠約章第十一一書に、此云宇氣母智能加微と有るは、宇氣貴神と見て違ふ事なし) 貴は持にて、天日を有たせ給ふ由なり、瑞珠盟約章に見えたる、天照太神の素戔鳴尊に詔り給ふ大御言に、夫父母既任諸子、各有其境と有るにて灼然し、然れば大書を所知看し持たせ給ふと申し奉る義にて、天照太神と申し奉る如き受け張りたる大御名には坐すして、此大御光を受け奉りて、晝夜の分別を爲す此國土より稱へ奉れるにて、萬葉に指上日女之命と申すも、祝詞に朝日能豐逆登と有るが如く、大地より見るに、却て天日の指し上る意を以て稱へ奉れると、同じ類と爲べし、又年中行事祕抄なる鎮魂歌に、豐日靈と稱へ奉れるも、豐逆登の例にて、日の動み乍升る意を申し成しなり) 偕能武智の能は例無きが如しと雖も、道主貴にも、能武智と訓み附けたれば、其任に在るべし、強ちに大己貴、八島

牟遲の例に耳泥むべきには非ざるぞかし。○天照太神、記傳六(七十四丁)に、「此御名を、一書云と記し給へるは、僻事なり亦名と有るべき事なり、其故は、此より次々には、何方にも唯天照太神と耳記し給へれば、一書の説には非らず、若一書の説と爲ば前後相違へるをや」と云はれたるは、然る言なり、(高皇產靈尊の御名の如きも、神世七代章には、第四一書に在りて、正書には無きを、下には天孫降臨章に、出で給へるなど、此紀には彼此ある事なり、然れば、此も此大御名を主と被<sub>レ</sub>立て、大日靈貴をば、亦名に被<sub>レ</sub>置べき事なり)第六一書、第十一一書には、天照太神と有りて、瑞珠盟約章より以下は、神武天皇御紀に一所、天日靈尊と有る耳にて、自餘は何れも其定なり、古事記には、何れも天照太神と記し奉るは、古語を違へじとの心しらひなり、祈年祭詞の初に、天照太神能大前爾白久と有りて、終に、荷前者皇太御神能大前爾云々と有れば、古には、天照皇太御神と書き奉りしなりけり、其神衣、月次、神嘗等詞には、天照坐皇太神と有りて、儀式帳亦右に同じ、斯れば御紀に文を約めて、天照太神と書かれしより、字は其に従ふ事なれども、其詞は太御神と訓みて、記傳に御を正しく美と訓み、神の迦を清みて讀み奉るべし」と有るが如く、唱へ來れりし者なり、偕、天照太神と申すと、伊勢太神宮と申すには、太字尋常の如く、大とは書かずして、太と書き奉りて、自餘の諸神に分ち奉る、古よりの故實にて、古書皆然り、慎み守りて私爲べからざるべき者なり、(其は、公式令を見るべし、太上天皇、太皇太后、太皇、太妃、皇太后、皇太妃、皇太子などには、太と書れたり、其は掛まくも長き天皇尊の大御族に限り奉れる事なり、予一昨年、後陽成院天皇の、天照皇太神と書かせ給へる掛軸を得たるに、太字を書かせさせ給へるを、見奉れるより、自物に書くにも人の書けるを引くにも、大と誤れるは、太字

に改めて引けり、其は此天皇尊はしも、此御紀の清原國賢朝臣の跋に、欽惟陛下寬惠淑智之餘、後世惜其流布之不廣、遂命鳩工、於是始壽諸梓矣、と有るが如く、吾輩の仕へ奉る皇大御學を興起し給へる、現人神に坐せば、必ず故實を原ね御在しての大御所業と思ひ測り奉るが故に、予は何時も其故實に神習ひ仕へ奉りて太字を書く者なり、見む人怪しむ事勿れとぞ)天照は、寶鏡開始章第三一書に、素戔鳴尊白<sub>ニ</sub>日神<sub>一</sub>曰、請姊照<sub>ニ</sub>天國<sub>一</sub>、自可<sub>ニ</sub>平安<sub>一</sub>と有るにて、其義明らかし、記傳六(七十二丁)に、「照は氏良須と訓むべし、萬葉十八(三十三丁)に、安麻泥良須可未とあり、氏流と訓むも誤には非ず、神名帳に、對馬國下縣郡、阿麻氏留神社と見え、神樂歌に阿萬天留也比留女乃加美乎とあり、此は天を照らすと云ふとは少し異にて、唯氏流を延べて氏良須と云ふ古言の格にて、立を多々須と云ふが如し、天照と云ふは、天に坐して照り給ふ意にて、高光と云ふに同じ、(三代實錄、元慶元年、藤原基經公を、太政大臣に任せ給ふ宣命に、朕我食國乎、平久安久、天照之治開食須、故波此大臣之力奈利と有る、此は此太御神に准らへて、天皇の天下を所知看をも、天照と云へり、珍らしき詞なり、以上取意)○今云、中臣壽照にも、與<sub>ニ</sub>天地<sub>一</sub>、月日共、照志明良志御坐事仁云々とも有り」と見えたり、さて太神と稱へたてまつる事はしも、甚々御尊さの限無く、八百萬千萬神と多き中にも、殊に勝れ高く可畏く大坐々すが故なり、侘神にも、大神と申すも多在れども、殊に太御神と稱へ奉れるは、古語拾遺に、天照太神者、惟祖惟宗、尊無<sub>レ</sub>二、因自餘諸神者、乃子乃臣、孰能敢抗と有るが如き所由に依る事なり、(侘神にも、大神と申す事、御紀の中に多しと雖も、其祀祭給ふ因に云ふか、又は幣帛などを進らるゝに就て崇め申させ給へるを、始終に貫きて太神と稱へ奉るは、此太神に限る限る事なる故に、中古よりの

御定にも、其御靈を齋き奉らせ給ふ、伊勢大宮の御事を、唯に太神宮と記し習へる事、續紀以下の書共の記し様悉く然り。此太神の、高天原を所知食めてより、皇祖と御在し坐す高皇產靈神皇產靈、二神と申せども、太神を主と崇まへ御在し坐して、萬の大御業を輔相ひ奉らせ給ふ事、天孫降臨章、及び神武天皇御紀に、所見たるが如し、然れば、其可畏き申し事には有れども、天御中主尊と、徳を合せ大坐々事ならむも知るべからず、其は御中主と申すは、天中の主宰たる由に、其同じ高天原に、天照太神の君主と坐さむには、一國にして二君有るに異ならず、皇太神と稱へ奉れるも、皇は、高天原を統所知看す謂なるを思ふ可し、然れば天御中主尊は、天照太神の隱身、天照太神は、天御中主尊の顯身と心得て、此を一柱の如く思ひ成し奉れば、違ふ所非ざる可くなむ所、思たる、(此事、傳二天御中主尊の下に云へるを、猶傳八、第六一書、枉津日神直日神の御事に就て、高皇產靈尊、神皇產靈尊の御事の結びを云ふを合せ、讀味ふべき事なり) ○天照大日靈尊、天照の説右の如し、大日靈は、大日靈貴の貴を省けるなり、第一一書又神武天皇御紀に、大日靈尊と有り、猶鎮魂歌に、豊日靈尊、萬葉一に天照日女之命、指上日女之命など出で、神樂譜に晝目曲有て、其歌に阿萬天留也比留女乃加美乎と見え、古今集(大歌所歌)に、晝目歌と云ふも有て其例甚多き事なり、(寶鏡開始章に、稚日女尊と有るは別神なり、神名式に、山城國葛野郡、天津石門別稚姫神社、名神大、月次、新嘗とある、此神の事なれば、日女を姫と訓むべし) 脩天照と冠らせ奉るは、天津日神と大坐々て、世中を御照し坐々す全體の大御名なるを、大日靈と申し奉るは、月神と相並ばして、此大地の晝夜を持ち分けて所知看す大御名とを、重複て稱へ奉れるなり、(此例猶有り、右に引ける稚姫命に、天津石門別と、亦名を重複て、一聯に申すなど

に、同じきなり) ○光華明彩は美比加理宇流波志久坐々且と訓みて、皇太神の質性にして、其大御光の明彩しく大坐々なり、第一一書に、即大日靈尊、及月弓尊、竝質性明麗、故使照臨天地とある明麗に當れり、安閑天皇元年御紀に、光華象乎日月と有る、光華を比加理宇流波志と訓み、欽明天皇十四年御紀に、光彩晃曜如日色と見えたる、光彩を宇流波志久と訓めり、(通證に、光華、見文選詩、明彩、見鮑照賦とあり、但此は、其字を用ひて、言を移せるにこそ有けれ、實には、天地間に二なく至尊き太神の御上なれば、餘りに奇異にて、實には當つべき字のなきなり) 光華を、比迦理と訓むは照の義なり、或説に、光は日明なりと云るは、然も有るべし、又は大明にても有るべき事、傳十八に云へるを見て知るべし、古事記(日代宮段)に、多迦比迦流比能美古と有るを萬葉一(廿一丁)に、高照日之皇子と有るを以て曉るべし、又、猿田毘古神の事を、上光高天原、下光葦原中國と云へる、光字を照の如く訓み來れるも、其語意同じきが故なり、此太神は照徹於六合之内と有るは、佗に准らふべき事には非ざれども、神の御身より光を放たせ給ふ例を、一二云は、寶劍出現章第六一書に、于時神光照海、忽然有浮來者曰云々、吾是汝之幸魂奇魂也、天孫降臨章第二一書に、味耜高彥根神、光儀花艶映于二丘二谷之間と見え、又、猿田彥大神の事を、口尻明耀眼加八咫鏡、而粲然云々、時有八十萬神、皆不得自勝相問と有り、又神武天皇御紀に、至吉野時、有人出自井中、光而有尾云々、臣是國神名爲井光と見え、古事記(玉垣宮段)に、爾其肥長比賣光海原、自船進來、と有り、又同(遠飛鳥宮段)に、輕大郎女の下に、御名所以負衣通王者、御身之光自衣通出也と記され、雄略天皇御紀に、天皇產而神光滿殿と有るなど、神は更にも云はず、現人神にも、如此く御光坐る者な

るを況てや天地の内を御照し坐々す日神の大御光は、如何に在りけむ、御父母二神すらに、未<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>若<sub>レ</sub>此靈異之見<sub>ト</sub>と宣り給へる者を、如何にしてか思ひ測り得奉らむ、唯可畏<sub>カシ</sub>々々も、其傳を守る外なき者なりかし、(桓武天皇御紀、和氣清麻呂卿傳に、弓削道鏡の事に就て、宇佐に被<sub>レ</sub>詣し所に、神託宣云々、清麻呂祈曰、今大神所<sub>レ</sub>教、是國家之大事也、宣難<sub>レ</sub>信、願示<sub>三</sub>神異<sub>二</sub>神即忽然現<sub>レ</sub>形、其長三丈許、色如<sub>三</sub>滿月<sub>二</sub>清麻呂、消<sub>レ</sub>魂失<sub>レ</sub>度不<sub>レ</sub>能<sub>三</sub>仰見<sub>一</sub>とあり、色如<sub>三</sub>滿月<sub>二</sub>とは、其御光を放たせ給ふ狀を云へり)明彩は、麗美の字の如くなるが、此は唯に其大御容儀の麗美しく坐々す耳ならず、其大御光輝の靈異に明彩しく大坐々しなり、右に引ける神光照<sub>レ</sub>海、又神光滿<sub>レ</sub>殿の類なり、信に宇宙の間に於て、天日の大御光計り、妙に奇しく麗美しき物は非ざれば、然申し傳へけむは諾<sub>カ</sub>なる事になむ有ける、凡て宇流波斯とは得<sub>レ</sub>愛<sub>レ</sub>にて、物に在れ事に在れ、心に愛しと思ふ事を得る義なれば、二神の此時の御心、想像<sub>レ</sub>り奉りて、其味を知るべし、(傳八第六一書に就て説くべき事なれども、少か云はむに、其に我愛<sub>レ</sub>之妹者云々、又愛<sub>レ</sub>也 吾夫君云々とある、愛<sub>レ</sub>は、古事記遠飛鳥宮段歌に、宇流波斯登、佐泥斯佐泥氏婆と有ると一にて、人に親びて、宇流波斯と云へるなり、其石戸段に、我那勢命之、上來由者、必不<sub>三</sub>善<sub>二</sub>心<sub>一</sub>と有るは、心の美醜に就て云へるなり、此の寶鏡開始章第三一書に、頃者人難<sub>三</sub>多請<sub>二</sub>、未<sub>レ</sub>有<sub>三</sub>若<sub>レ</sub>此言之麗美<sub>一</sub>者也、と有るは、言の善きを云ふなり、又古事記國作段に、大穴牟遲神の事を、成<sub>三</sub>麗<sub>二</sub>壯夫<sub>一</sub>而、出遊行とも、言<sub>三</sub>甚麗<sub>二</sub>神來<sub>一</sub>とも、天孫降臨章第二一書に、味相高彥根神、光儀花艶云々とも有るは、人の容儀に就いてなり、古語拾遺に、鏡を次度所<sub>レ</sub>鑄、其狀美麗<sub>レ</sub>と有るは、物の形狀に云へるにて、何れも皆同意なるなり)○六合之内は、鈴屋大人の神代正語に、阿米都知能宇良と訓まれたるに従ふべし、

寶鏡開始章に、天照太神乃入<sub>三</sub>于天石窟<sub>二</sub>云々、故六合之内常闇而、不<sub>レ</sub>知<sub>三</sub>晝夜之相代<sub>一</sub>と有るを以、其訓の當れを事を知るべし、其第三一書に、天手力雄神、侍<sub>三</sub>磐戶側<sub>二</sub>、則引<sub>レ</sub>開之者、日神之光滿<sub>三</sub>於六合<sub>一</sub>、諸神大喜と有る、六合をも然訓むべき事も更なり、右等を、何れも久邇能字知と訓む事には有れども、久邇と云ひて天地を兼ぬべくも非ざれば、僻訓なり、(但し神武天皇御紀に、蓋六合之中心歟と有るは、久邇能母那迦と訓むべき所と所<sub>レ</sub>見たり、伊勢の御鎮座本縁に此文を引きて、天地四方謂<sub>三</sub>之六合<sub>一</sub>、訓之云<sub>三</sub>久邇<sub>二</sub>也と有るは、中古に古言を失ひて、然訓めるに依れるにて、此訓は謂れなき事なり、通證に、六合之字出<sub>三</sub>莊子<sub>一</sub>、梁元纂要、天地四方曰<sub>三</sub>六合<sub>一</sub>と有り、字の出所は然る言なり)然訓れたるは、萬葉十五(三十四丁)に、安米都知乃、曾許比能宇良爾と有る、其は天地乃<sub>三</sub>底方乃<sub>二</sub>内爾の義なれば底方の語を去りて、天地之内とは讀まれたる者なり、宇良は、其底方を天地の極みとして、其内<sub>レ</sub>裡なる義なり、但し此は生み坐し<sub>レ</sub>時の御事耳ならず、天上に坐々して世中を御照し給ふ御時までに係けて心得べき事なる、然るにて、天日の大御光の行き徹る限りは、その天の中央<sub>ニ</sub>にて、謂ゆる六合之内なるが、その底方は天底なる事、傳二天底立尊の下に説へる事の、信なるを知るべく、又、其天底と云迄も、本より有りしには非ず、神の造りて立て給ふを知べき者なり、但し右の如く天日の大御光の及ぶ天には限有れば、其限なき底方に至りては、皇太神の所知看す大御世の外ならむかと思ふに然らず、皇御孫尊は、皇大國に大坐々して、其大御政は、皇大御國限にて行ひ給へれども、其實は四海萬國を統御す大君に渡らせ給ふと同じ趣なりと知るべし、(此二共に、能く人の思ひ誤る事なれば、心得おくべき事なり、近き頃に至りて幼々しく天文などを、學ぶ輩など、推量りの妄説を構へて、日神を蔑如し奉り、天

皇尊を蔑如し奉るは、神代に然る明らかなる古傳の有るを得知らざる僻事なり、其切可畏。○照徹は、大御光の至らぬ限なく行渡るを云て、寶鏡開始章第三一書に、日神之光滿於六合之内と所見たる滿字に當れり、若て其滿字萬葉二(四十一丁)に、天地日月與、滿將行神乃御而跡九(三十四丁)に、望月之滿有而輪爾など有りて、多流と訓ませたる、多流は照の義なり、偕此に照徹と云ふは其、萬葉十九(四十四丁)に、天地爾足之照而と有ると同じ意なり、同一(二十二丁)に天原振放見者、大王乃御壽者長久、天足有と有るも、振放見者と有るには、何か標當と爲る物有らむを熟思ふに、天足有とは、天日の照徹れる事を然宜ひけむも知るべからず、天足有は、天照有と通ひて聞ゆめり、(此に就て思ふに、凡て照と云ふ語の本は、足と云ふ事にや、名義抄に、照字を氏良須、氏流などは本よりにて、阿良波須又比迦理、又、阿伎良迦那理又都夜々迦那理など、多く訓める中に、阿良波須と云ふは、此に隱るひたる物を、其に出すにて、即ち足と云ふに、其意近ければなり、大抵は光などの如く、體言には非ず、天照とか、國照とか、照海とか、何れも用言に用ひたる例を推すに、天照は天足、國照は國足、照海は足と海にて、其光の顯れて、行足ふ義と見えたり)徹は、萬葉(二丁)に、健男之念亂而、隱在其妻、天地通雖、光所顯目八方、と有る通に同じ、允恭天皇七年御紀に、弟姬容姿絶妙無比、其艶徹衣而見之、是以時人號曰衣通郎女、と有て、徹を透に作て、常陸風土記に、香島郡童子杉原古有年少童子云々、並貌容端正、光透郷里とも有り、徹字は名義抄に、伊多流とも訓みて、其大御光の通り到れる由なるが、登保流の義は遠有にて、物の所在を経て、遙なる方に及ぼすを云ふなり、(古事記、遠飛鳥宮段に、登富禮と有るを、出雲風土記なる神名に、衝杵等乎留比古命と有るは、衝杵の徹と云ふ事なれば、徹

の假名は登袁流かとも、先には思ひしかども猶非ざりけり)○二神喜曰云々、古事記には、此時伊邪那岐命、大歡喜詔、吾者生生子而、於生終、得三貴子、即其御頸珠之玉緒、母山良邇取山良邇志而、賜天照大御神而詔之、汝命者所<sub>レ</sub>知高天原矣、事依而賜也、故其御頸珠名、謂御倉板舉之神、と有りて、甚美好きを、御紀には、何れの傳にも漏れたるは、甚々可惜しきことなり、今少か云はむとす、その御頸珠はしも、傳五に云へる如く、「珠は足眞と云ふことにて、神の御靈を取り託くる器なり、然れば高天原を事依し授け奉らせ給ふ大御璽と爲て賜へる、御祖大神の御靈實にて、彼章に、天神謂伊弉諾尊、伊弉册尊、曰云々、遇賜天瓊戈と見えたる、天神の御靈實の天瓊戈なると同じ事なり、(記傳七、賜天照大御神の下に、凡て多麻布と云ふ言は、此御頸珠の故事よりぞ出つらむ、故、其物を玉物とは、云ふならむ」と云はれたるは、信に然る言ながら、其は賜天瓊戈に始れる事、傳五に註へるが如し、偕、又古事記に須佐之男命の御許より、大穴牟遲神の逃げ出て坐す所に、即ち取持其大神之生大刀、生弓矢、及天沼琴と有るは、自ら持ち出で給へるには有れども、後に其大神の追ひ至り坐て、意禮爲大國主神、爲宇都志國玉神云々と、事依し賜へれば、此にては賜はる由なるが、其天沼琴は、天玉琴と云はむが如し、然れば、右の天瓊戈、御頸珠、天沼琴、又、天璽の八坂瓊曲玉など同一徹にて、何れも、物事を人に寄するには、必ず有る古の制なる者なり)玉緒母由良邇は、記傳に、「緒に貫ける玉其の相觸れつゝ鳴る状を云ひ、取山良邇志は、御手に執り持たして、令瑠々なり、舊事記に、十種神寶を、山良由良止布瑠部と云へるも同じ」と有るが如し、思ふに、此は鎮魂の本にて、天照太御神の、大御靈を殖賜へる神業なり、其を古語拾遺に、凡鎮魂之儀者、天鈿女命之遺跡と有るは、其



式の定れるを云ふにこそ有りけれ其事の起は此に在り、其は祝詞講義に、已にも云へるが、今少か云むに、小野宮年中行事、鎮魂祭に引れたる、弘仁神祇式に、當日薄暮、内侍經奏云々、向宮内省、衝宇氣之間、藏人開御服箱、振動とも、又江家次第（鎮魂祭條）に、神祇官一人進結糸、納於葛篋、（自一至十）此間、女官藏人開御衣篋、振動と有りて御衣篋を振り動かす事は、此の頸珠はしも、御裝束の玉なるに、其を振り動かし給へる故事の傳はれる遺制なるを以て知られ、又、鎮魂祭を美多麻布理と云ふも、玉緒母由良邇取由良邇志とあるが如く、玉緒を振り動かして、太御神の大御靈を振り動かして、勢め奉り給へるに起れる稱なるを思ふべし、猶寶鏡開始章第三、一書、瓊瓊瑤々の下に委しく説けるを以て知るべき者なり、（凡ての神事は、多くは天石窟の時に始れる状なるを、此鎮魂に於ては、如此く、伊弉諾大神に始めて出來れるを皇大神も瑞珠盟約の時にはせ給ひて、御子を生み給ひ、天石窟の時には、天鈿女命の、其を被り行て、皇太神を招奉らしより、愈其式定れるを、後に天神の御許より饒速日命を天降し給ひて、神武天皇に傳へ奉れるが、朝廷の御式と成れる由など、祝詞講義に就て明むべし）謂御倉板擧之神とは、丹後風土記に、伽佐郡高橋郷（本字高梯）所以號高橋者、天香語山命、於倉部山尾上、創營神庫、以收藏種種神寶、設長梯、以爲到其庫之料、故云高梯、と有る、此に依りて、高倉下命の名有り、又神名式に謂ゆる、山城國綴喜郡、棚倉孫神社（大月次新嘗）と有は、同神に坐すを、萬葉十九（四十丁）に、多奈久良能野爾と有は、其倉に依て地名と成れるにて、倉板擧と、棚倉と、一つなり、記傳に、「御祖神の賜ひし重き御寶と爲て、天照太御神の御倉に藏め、其棚上に安置奉て崇め奉り給ひし故の御名なるべし」と有が、此は天瓊戈の、天神の御璽なり、御靈實なるが如く、此も高天原を御依しの御璽にして、又二神の御靈實なる故に、殊に齋藏を建てさせ給ひ、其御棚に齋ひ置かして親しく仕へ奉らせ給へる由なり、軍防令に、凡軍器在庫、皆造棚閣安置、と有る義解に、謂棚閣也、閣樓閣也、と有るに似たり、自佗の違は有れども、天孫降臨章第二、一書に、天照太神、手持寶鏡、授天忍穗耳尊、而祝之曰、吾兒視此寶鏡、當猶視吾、可與同床共殿以爲齋鏡、と有るに思ひ合すべし、（又此事に因りて、皇太神を皇大宮に齋き奉らせ給ふ御殿を、畏所と申す事と成りて後には、畏所と申すが大御名の如く成れると、此の其置所に依りて、御倉板擧之神と申させ給ふと、事の趣又同じ）又朝廷の御式に、十一月中寅日に、鎮魂の大御政を取り行はせ給ひ、十二月に至りて、其御魂宮を齋戸に齋ひ奉らせ給ひて、天皇の大御靈を鎮結ふ事の起原も、亦是に在り、然れば此は御祖大神の勅任しの大御璽を其大御靈實と齋ひ奉らせ給ひて、皇太神の大御靈を鎮めさせ給ふ齋戸の神と申す意に見るべきなり、（八洲起元章に見えたる如く、天神の御靈實の天瓊戈を、破馭廬島に衝き立て、天柱とも齋柱とも齋ひ奉らせ給ひて、それを二神の御心の鎮と成して傳づき給ひしこと、傳五卷に云へるを見合せて曉るべし、此段の事共を、凡べて彼章に合はせ味ひて、大に助と成ること少なからず）○吾息雖多は、二神の何不生子、天下之主者、賦と宣へるは、唯天下の主と坐む尋常の御子を生み坐むと所思し、を、所思しより猶勝らして奇異に生坐しよかば、如此く多に御子は坐せどもと、彼大八洲國、及山川草木に迄係けて宣へるなり、（鎮火祭詞に、國能八十國、島能八十島乎生給比、八百萬神等乎生給比氏と有る、八百萬神は、其國にも島にも屬きたる枝神なる故に、此には其と並べ宣へるならず）雖多は、佐波那禮杼母と訓めるを、今は佐波爾坐杼母と訓めり、萬葉一（十八丁）に、

日本書紀傳 六之卷 四神出生章

國者思毛、澤二雖有と始るを始として、甚多き語なり六(四十二丁)に、國者霜澤爾雖有、里者霜澤爾雖有と常に對へ云ふ事なるが、佐波にも意富にも、多字を數多用ひたるは、同じ狀の語なるが故なれども、言の行く所異なるべし、意富は覆オホフにて、大を以て小を摠オホぶるなり、佐波は塞サツにて、小を以て大に至るながら其歸く所に成なり、(然れば同じ意ながら、多は一圓けにして云ふ故に、大らかなる所に用へるを、澤は聚り合ひて一つに成れる謂なる故に、意の細かなるに用ふる事なり)○靈異は、久志備爾阿夜志伎と訓めり、例は清寧天皇御紀に、於諸子中、特所靈異と見え、又、丹後風土記に、天梯立の成れる事を、先名天梯立、後名久志濱、然云者、國生大神伊射奈藝命、天爲通行而、梯作立、故云天梯立、神御寢坐伏、仍怪久志備坐、故云久志備濱と有る、怪久志備は、二神の御心に、然所思しなるが、此は日神の御有狀を云なり、上にも註る如く、二神の御心には、唯其生成坐し、大八洲國、及山川草木を統ぶる主と坐む神をと、思ほし凝らして生み成し坐せるが中々に、天下を所知看す計の神には坐々、其大御光輝の麗はしく坐して、天地の内に照り徹らせりければ、如何なる所由に依りて、斯る大御子は生れ坐りけむと所思しけむは信に然ぞ有けむ、此を以ても、彼預鑿造と云義は思出べきなり、然れば皇太神の靈異に神しく坐せる御有狀耳には非ず、其生れ坐し、事をも、怪し奇しび坐る義を合せて訓むべき者なり、(古語拾遺に、大宮寶神を、是太玉命、久志備所生と有るも、生み成せる方に云へるにて、生れたる御子の事には非ざるを、此は生れ坐し、御子の奇異なるなり)久志備は右の久志備、濱久志備所生は更なり、神名には、熊野櫻樟日命と申す、櫻樟日も其例なり、天孫降臨章第二一書に日向穗日高千穗之峰を、其第一一書に、日向高千穗櫻樟之峰と有れば、久志夫流とも活

言なるが、幸魂奇魂の、奇魂を、口訣に、不念而成と云へるは、奇の義を、尤に克く解き當てて妙なり、其は久志とは念はずして成り、求めずして至るを云ひて、世に其計に妙なる事の非るが故に、其條なる事を久志備とも久志夫流とも云ひて、人の得しも思議り及ばざる事を云ふ言と成れる者なり、(大殿祭詞別講義に云へる如く、凡べて神名などに、櫛某豊某と、その上に冠らせ云ふは、天と地との義に依りて別くることなり、豊は動にて、大地の運動に依りて、萬物の生れるが、世に其計り愛たき事は非ざるが故に、終に稱辭と成れる事、傳一、傳二に已に云へり、櫛は氣爲にて、天神の物を造化し給ふに、形なき氣中より、物と成して顯はし出し給ふが、此方にては、得しも思測るべからぬ、妙なる神業に依るが故に、然は云ひて、後には物を奇異しむ義にも用ふる語とは成れる者なり)阿夜志伎の阿夜は、傳三に、記傳を引きて云へる如く、驚きて歎く聲なるが、それより文と云ふ言ともなり、活きて動など云ふ言にも成れるが、阿夜志伎と云へば、その物の打ち驚くべき狀なるなり、寶劍出現章に、神劍其第六一書に、神光、神武天皇御紀に、神策と、神字を訓み、古事記には、天照太御神以爲怪云々、天照太御神逾思奇而云々、又は、故取此大刀思異物云々なども有りて、其字共を、世にも多く用ふる事なり、然れば靈を久志備に、異を阿夜志伎に、尤に能く當れり、(名義抄に、靈に阿夜志と云ふ訓は有りて、久志備とは非ざれども、泥むべからず、其は異字も然にて、此は久志備とも訓むかとも思へども、阿夜志布と有れば、此の靈は久志備に當て、書かれたるなり)○不<sub>レ</sub>宜<sub>レ</sub>久留<sub>レ</sub>此國<sub>二</sub>の、久は、次の早くに對へたるなり、天下の主を生まむと所思し、を、六合の内に照り徹らせる日神に坐すに依りて、此には長く留め奉るべからずとなり、口訣に、此言光明靈異、自不可坐於下土、故送于天、以

爲天上之主也と有るが如し、此は二神、其神隨の性に隨ひ給へる者なり、此國とは降誕の地にて、即ち大地を云ふ事、次に天上と有るに合せて曉るべし、(其生れ坐せりし宮は、八洲起元章第一一書に、同宮共住而生兒と見えたる、礫馭盧島の八尋殿なり、次に以天柱一擧於天上と有るを以知るべし)○自當早送于天之早は、急ぐにて、古事記に、御祖命告其子言云々、乃速遺於木國之大屋毘古神之御所と見えたる、速遣に同じ、萬葉一(二十五丁)に、去來子等、早日本邊とも有り、此を以て見るに、皇太神の生れ坐る即ち天に送り致し奉らしなり、然れば第二一書の次第に、因に火神の生れ坐る以前に、既に送り奉らし事灼然し、(其は不宜久留此國と有りて、此に又、早くと云ひて有るには、深く其心を入られたる事知られたり)○授以天上之事は、字に拘はらず、天原之事乎授依志賜布と訓むべし神世七代章第五一書に、海上を海原と訓み、齊明天皇御紀に、川上、此云簡播羅と有れば、上字は原と訓むべきなり、其は第六一書に、伊弉諾尊、勅任三子曰、天照太神者、可治高天原也と見え第十一一書亦然り、古事記には殊に委しく、即其御頸珠云々、而賜天照太御神、而詔之、汝命者所知高天原矣、事依而賜也と有るは古語の任なるべし、(但し賜也は、記傳に、御頸玉を賜ふなりと有るが如し、高天原を賜ふと云義には非ざるなり混らはすべからず)天上之事とは、即ち高天原の事なり、皇太神は日神に坐せば、高天原の事は御心の任に物爲させ給ふ事なり、天上之事とは、此を云ふなり、萬葉一(二十七丁)に、天照日女之命、(一云指上日女之命)天乎波所知食登と有る是なり、(天上之事は、天朝の政事なりなど云へるは、曲々しき僻説にて、取るに足らず、齒牙に係くるも穢らはしき事なり、又同卷に、久堅之天所知流君故爾云々又我王者高日所知奴と有るは、人の

歿りて、靈の天に上るを云へるにて別なれども、今の例なり)此事を、記傳五(七丁)に、「天照太御神は、此御事依の任に、天地の共無窮に、高天原を所知看て、天地の表裏を隈なく御照し坐々して、天下に在ゆる萬國、此御靈を蒙らずと云ふ事無ければ、天地の限の大君主に坐々して、世に無上至尊きは、此太御神になむ坐々しける、偕四海萬國、此太御神の御光を蒙り、御靈を蒙りながら、其初の趣をも知らず、此皇國に生れ坐る事をも知らずて、皇國の勝れて尊き事をも總べて知らずて有るは、外國には、凡て神代の正傳説の無き故なり、(以上探要)と有るが如し、(玉櫛三に引る、漢土玄家の説は、日宮縱廣二千三十里、金物水精量於内、流光照於外、其中有城郭人民と云ひ、其神を日君と云ふと有れども、猶思東なき傳なり、又儒家に、上帝と云ひ、昊天上帝と云へるは、日神に當つべきが如くなれども、其唯天の主宰を云へるにて、正しく日神とも定め難きは、正傳説の無きが故なり、印度には、長阿含世記經に、日宮縱廣五十由旬、宮殿四方遠見、故圓二分、天金一分、頗瓌内外清徹光明遠照、正殿純金高十六由旬、日天子身放光明照金殿、金殿光出照于日宮、日宮光出照四天下とあり、然れども、日神の皇國に生れ坐る事を知らざるは、彼蛭兒淡洲は皇國より前には成れりしかども、潮沫の凝りて國と成れるは、素戔鳴尊の天降坐して後に開けたる國なるが故に、其より古の事は傳はらぬにてぞ有りける)○是時天地相去未遠の是時は、其事依し奉り給ふ時なり、第十一一書に、既而天照太神、在於天上と有る頃に至りては、物定りて大に世を経たる狀なる事、既而と有るにて所知たり、天地相去は、記傳に引かれたるに、天地之阿比陀と訓まれたるに従ふべし、未遠とは、其天と地との間を云ふなり、(古史徴に引かれたるには、字の如く訓まれたれども、餘りに聞き苦しげなり)天は天日な

り、地は顯國なり、其日を天上と云ひ、國を天下と云へるが、其天地の定る所以はしも、先神世七代章、第三一書に、天地混成之時と有るは、相混沌て未だ天地の分れざりし太古にては一なり、次に其第一第四第六の一書共に、天地初判と有るは、又其第六一書に、有物若葦牙云々、號天常立尊、又有物若浮膏云々、號國常立尊と云へる如く、混成と云物天地と相判れ去る事にて、是二なり、然れども、天は上り地は下りて、今の如く相定る事は、幾百千萬の年をか經たりけむ知べからぬを、皇太神の生れ坐し、程は、漸く大八洲國、及び山川草木の成り出でし頃にて、未だ世の始なりければ、其間合の遙に隔たらざりしかば、此に天地相去未遠と有るにて、是三なり、然るを、瑞珠盟約章に、伊弉諾尊功既至矣、德亦大矣、於是登天報命、仍留宅於日之宮矣と有るに至りてぞ、全く天日の狀なむ相定めりけらし、(釋紀天地相去未遠の述義に、三五曆記曰、古昔天地未分、渾沌如鷄子、萬八千歲、天地開闢日甲子歲甲寅、清輕者上爲天、濁重者下爲地、盤古在其中、神於天、聖於地、萬八千歲、天極高地極深、數起於一立於三、成於五、盛於七、處於九、故天去地九萬里と有りて、先師說云、神代天地相去不遠、尤叶此儀歟と有り、口訣に、天地相去未遠者、天成地定、天神生二神、而二神生日神之謂也と云へるは如何、天神二神を生し、二神日神を生み坐る事を、天地の遠近に係けて云ふべくも非ぬをや)○天柱は、八尋殿の心御柱なり、八洲起元章に、以破馭盧島爲國中柱と有るは、甚々約めたる傳にて、其を第一一書には、二神降居彼島、化作八尋之殿、又化豎天柱と有りて、猶委しきを、私記に、其天柱の事を書したるに、古說云、天神所賜瓊矛、探得破馭盧島畢即以其矛衝立此島、爲國柱也、即其矛化爲小山也と有るを舊事紀にも同傳有りて、以天瓊矛指立於破

馭盧島之上、以爲國中柱也と有る是なり、(但小山と化れるは、二神の御世の限は、八尋殿にて、住み成し給へるが、其天柱なりし天瓊矛の、後には山と化りて遺れりと云ふ事なり) 偕、此の第六一書に、伊弉諾尊曰、我所生之國、有朝霧而薰滿之哉、乃吹撥之氣化爲神、號曰級長戸邊命、亦曰級長津彥命、是風神也と有るは、其天柱の許より吹き撥はし、其所に風神は成り坐せるなり、其は風神祭詞に、我御名者天乃御柱乃命、國乃御柱命乃止、御名者悟奉氏と有るを以知るべし、偕、此神名の級長は、下に註るが如く、大虚空は、天に昇る階なる由にて、此の古傳に克く合へり、正しく日神を天上に送り奉らし、其、風神を以なる事、下に辨へるが如し、(若、此く天御柱、國御柱を以て負ひ坐るは、其天柱國柱に就て成り坐る謂なる事云も更なるが、其風神と坐せる御功用は、信に天地の御柱とも稱へ申すべき程の事なり、其は第六一書に就きて云ふべき者なり) 若て、日神を天柱以て送り奉らせ給ひけるは、二神の天浮橋以て、天降り給へる、其如く爲て、天上には擧げさせ給へるなり、天浮橋と云ひ、天磐船など云ふ時は、一種の質を成す故に、丹後風土記の久志備濱の故事の如く、土質と成れども、其地より云ふ時は、高天原なり、其物より云ふ時は天霧なり、浮雲なり、何れも風氣の所在なり、又風氣の往き來ふ所なり、又風氣の凝りて成れる物なり、故其の元の本より末の終に至る迄、風神の所置に非ざる事なし、(然るを、中古より此天浮橋の事に闇かりし故に、釋紀述義に、私記曰、問以天柱擧於天上云々、是日神上天之時、以天柱爲登橋歟、將又天神先所賜之天瓊矛、今返上歟云々、答、天照太神、光華無雙、故以天之御柱、爲其登橋、即送之於天也、天柱甚短而、爲其登橋者、是時天地相去未遠之故也、此即天地倚杵之義也と有る、以天之御柱、爲其登橋と有